平成31年第1回小山町議会3月定例会会議録

平成31年2月20日(第1日)

召	集の)場	所		小山町	役場議場	型			
開			会		午前1	0時00	分 宣告			
出	席	議	員		1番	遠藤	豪君	2番	佐藤	省三君
					3番	鈴木	豊君	4番	池谷	弘君
					5番	薗田	豊造君	6番	阿部	司君
					7番	高畑	博行君	8番	渡辺	悦郎君
					9番	込山	恒広君	11番	池谷	洋子君
				1	2番	米山	千晴君			
欠	席	議	員		なし					

説明のために出席した者

町	長	込山	正秀君	副	田	Ţ	長	室伏	博行君
副町	長	杉本	昌一君	教	1 1	育	長	天野	文子君
企画総務	部 長	湯山	博一君	住	民 福	祉 部	長	小野	一彦君
経済建設部	部 長	野木	雄次君	未	来創	造 部	長	遠藤	正樹君
オリンピック・パラリンピッ	ク推進局長	池谷	精市君	教育	育次長兼こ	ども育成詞	課長	長田	忠典君
町長戦略調	果 長	後藤	喜昭君	シテ	イプロモー	ション推進	課長	勝又	徳之君
総 務 課	長	大庭	和広君	税	務	課	長	渡邉	辰雄君
住民福祉	果長	渡邊	啓貢君	介	護長	寿 課	長	山本	智春君
建設課	長	山口	幸治君	農	林	課	長	前田	修君
商工観光記	果長	湯山	浩二君	上	下水	道 課	長	渡辺	史武君
未来拠点	果 長	清水	良久君	お	やまで暮	らそう誰	長	岩田	幸生君
都市整備記	果長	高村	良文君	会計	十管理者兼	会計収納	課長	池田	馨君
総務課副	参事	米山	仁君						

職務のために出席した者

議会事務局長岩田芳和君議会事務局書記小野利幸君会議録署名議員4番池谷弘君5番薗田豊造君散会午後4時10分

(議 事 日 程)

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町長提案説明
日程第4	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
日程第5	議案第1号	工事請負契約(変更)の締結について
日程第6	議案第2号	工事請負契約(変更)の締結について
日程第7	議案第3号	工事請負契約の締結について
日程第8	議案第4号	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について
日程第9	議案第5号	小山町都市計画税条例等の一部を改正する条例について
日程第10	議案第6号	平成30年度小山町一般会計補正予算(第10号)
日程第11	議案第7号	平成30年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
日程第12	議案第8号	平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第13	議案第9号	平成30年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第14	議案第10号	平成30年度小山町土地取得特別会計補正予算(第3号)
日程第15	議案第11号	平成30年度小山町介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第16	議案第12号	平成30年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第3号)
日程第17	議案第13号	平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第5号)
日程第18	議案第14号	平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第3号)
日程第19	議案第15号	平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第1号)
日程第20	議案第16号	平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第2号)
日程第21	議案第17号	平成30年度小山町水道事業会計補正予算(第2号)
日程第22	議案第18号	町道路線の廃止について
日程第23	議案第19号	町道路線の認定について
日程第24	議案第20号	小山町林道管理条例の制定について
日程第25	議案第21号	小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につい
		て
日程第26	議案第22号	小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第27	議案第23号	小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
		及び小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の
		一部を改正する条例について
日程第28	議案第24号	平成31年度小山町一般会計予算

日程第29 議案第25号 平成31年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第30 議案第26号 平成31年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第31 議案第27号 平成31年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第32 議案第28号 平成31年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第33 議案第29号 平成31年度小山町土地取得特別会計予算

日程第34 議案第30号 平成31年度小山町介護保険特別会計予算

日程第35 議案第31号 平成31年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第36 議案第32号 平成31年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算

日程第37 議案第33号 平成31年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算

日程第38 議案第34号 平成31年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第39 議案第35号 平成31年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算

日程第40 議案第36号 平成31年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第41 議案第37号 平成31年度小山町水道事業会計予算

日程第42 選挙第1号 小山町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙

(追加日程)

追加日程第1 発議第1号 議案第5号 小山町都市計画税条例等の一部を改正する条例に対する 附帯決議について ○議長(米山千晴君) 本日は御苦労さまです。

ここで、御報告します。小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申し出を議長において許可しておりますので報告します。

議事

午前10時00分 開会

○議長(米山千晴君) ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、 小山町議会は成立しました。

ただいまから、平成31年第1回小山町議会3月定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付 しましたとおりであります。

ここで、報告します。阿部 司君は、体調を考慮し、挙手による表決を許可することを報告します。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長(米山千晴君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定によって、4番 池谷 弘君、5番 薗田豊造君を指名します。

日程第2

会期の決定

○議長(米山千晴君) 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの28日間にしたいと思います。これ に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月19日までの28日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長及び議会から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。 (事務局長 議案表朗読)

日程第3

町長提案説明

○議長(米山千晴君) 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました承認第1号、議案第1号から議案第37号までの議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

〇町長(込山正秀君) おはようございます。今日は、3月議会にふさわしい暖かい陽気になりました。最後の議会ですので、どうかよろしくお願いいたします。

平成31年第1回小山町議会3月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただき ありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、専決処分の承認1件、工事請負契約(変更)の締結2件、工事請負契約の締結1件、静岡地方税滞納整理機構規約の変更1件、平成30年度補正予算12件、町道路線の廃止・認定2件、条例の制定・一部改正5件、平成31年度当初予算14件の合計38件であります。

はじめに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、平成30年度小山町一般会計補 正予算(第9号)についてであります。

これは、ふるさと寄附の増額から、その返礼品に係る経費に不足が見込まれるため、補正したもので、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ102億円を追加し、予算の総額を364億5,737万2,000円としたことについて、地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第1号 工事請負契約(変更)の締結についてであります。

本案は、平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合ごみ固形燃料化施設解体工事の変更請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第2号 工事請負契約(変更)の締結についてであります。

本案は、平成30年度防災・安全社会資本整備交付金事業、町道2181号線向田橋橋梁補修工事の変更請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、平成30年度小中学校等空調設備整備事業の請負契約を締結するもので、地方自治法及 び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第4号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてであります。

本機構は、地方税に係る滞納処分等の事務を総合的かつ計画的に広域連合で処理するため、静岡県と県内35市町で組織をしております。

今回の規約の変更は、地方税法の改正に伴い、静岡地方税滞納整理機構の所掌する軽自動車税 及び自動車取得税の申告書処理等の事務を変更するため、地方自治法第291条の11の規定により、 議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第5号 小山町都市計画税条例等の一部を改正する条例についてであります。

過日、町議会議員全員の総意として、都市計画税の課税を延期せよとの申し入れを受けました。 議員全員の総意ということでありますので、当局として真摯に受けとめ、課税の時期を線引きの 見直し予定の翌年度の、平成34年度からとする一部改正案を提案することといたしました。

しかしながら、この後、反対討論をする諸氏がいると伺っております。議長から、今申したとおり、全議員から確認をいただいているので議案を上げてほしいとの要請であったわけであります。本来、議会で議決した案件を当局が出す案件ではございません。曲げて提出をさせていただいたわけであります。反対する諸氏におかれましては、当局を冒瀆するに値すると私は思います。今回のてんまつを見るに、きたる選挙におけるスタンドプレーとも、私はうかがいとれると申し上げておきたいと思います。反対する諸氏の議員としての資質を疑うものであります。

次に、議案第6号 平成30年度小山町一般会計補正予算(第10号)についてであります。

決算見込み額を把握し、これに伴う予算の整理が主なもので、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ4億1,074万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を368億6,812万円とするものであります。また、あわせて継続費、繰越明許費及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第7号から議案第17号までについても、決算見込み額を把握し、これに伴う予算の 整理をするもので、10の特別会計と一つの事業会計の補正予算であります。

はじめに、議案第7号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ210万5,000円を減額し、歳入歳出総額を21億1,471万7,000円とするものであります。

次に、議案第8号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ1,002万円を減額し、歳入歳出総額を2億2,152万1,000円とするものであります。

次に、議案第9号 平成30年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ159万7,000円を減額し、歳入歳出総額を2億754万2,000円とするものであります。

次に、議案第10号 平成30年度小山町土地取得特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ1億8,000万円を追加し、歳入歳出総額を6億928万4,000円とするものであります。

次に、議案第11号 平成30年度小山町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ2,667万8,000円を追加し、歳入歳出総額を19億7,222万

6,000円とするものであります。

次に、議案第12号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ3,800万円を減額し、歳入歳出総額を3億9,929万円とするものであります。また、あわせて地方債の補正をするものであります。

次に、議案第13号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第5号) についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ197万円を減額し、歳入歳出総額を7億5,791万9,000円とするものであります。また、あわせて繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第14号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ4億4,698万円を減額し、歳入歳出総額を17億8,097万8,000円とするものであります。また、あわせて繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第15号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ3,795万1,000円を減額し、歳入歳出総額を867万8,000円とするものであります。

次に、議案第16号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ5,084万円を減額し、歳入歳出総額を13億216万円とするものであります。また、あわせて繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第17号 平成30年度小山町水道事業会計補正予算(第2号)についてであります。

収益的収入を2,000万円増額し、収益的支出を315万円減額するものと、資本的収入を9,200万円減額するとともに、資本的支出においては、1億1,030万円を減額するものであります。また、あわせて企業債の補正をするものであります。

次に、議案第18号 町道路線の廃止についてであります。

本案は、小山町内に認定されている御殿場市道及び国道138号バイパス整備に伴う既存の町道3861号線と町道4113号線を廃止することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第19号 町道路線の認定についてであります。

本案は、国道138号バイパス工事に伴って国土交通省が整備する道路を町道認定することについて、また、新東名高速道路建設に関連して中日本高速道路株式会社が整備した道路を町道認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第20号 小山町林道管理条例の制定についてであります。

本案は、林道利用の適正化を図り、林業の振興及び森林の多面的機能の保全に資することを目的とし、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第21号 小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、職員の長時間労働を是正し、超過勤務の縮減に取り組む必要があることから、超過勤務の令の上限設定を規則で定めることなどを追加するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第22号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国民健康保険制度改革により、県内の保険料水準の統一を目指す中、静岡県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の課税区分のうち、資産割及び介護分の平等割の段階的な廃止に向けて税率改正を行うものであります。

次に、議案第23号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 及び小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例に ついてであります。

本案は、専門職大学の制度化のための学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の一部を改正するものであります。

以上、承認第1号から議案第23号までの提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、議案第4号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてを除きまして、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。 以上であります。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(米山千晴君) 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。 本案は、ふるさと寄附の増加から、その返礼品に係る経費に不足が見込まれるため、地方自治 法第179条第1項の規定により、平成30年度小山町一般会計補正予算(第9号)を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

それでは、内容について説明いたします。

今回の補正は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ102億円を追加し、予算の総額を364億5,737万2,000円としたものであります。

予算書の5ページを御覧ください。

18款1項2目ふるさと寄附金を102億円増額しますのは、ふるさと寄附の実績にあわせて増額をするものであります。

次に、6ページの、2款1項4目財産管理費のうち説明欄(3)基金管理費を45億円増額しますのは、ふるさと寄附の使い道について、「生きる力を育む教育の充実」を選択する寄附金額の見込みにより、教育振興基金に5億円を、また、「便利で快適ないきいきとしたまちづくりのために」を選択する寄附見込みから、総合計画推進基金に40億円を積み立てるものであります。

次に、2款8項1目広報広聴費のうち説明欄(1)職員人件費を200万円増額しますのは、ワンストップ特例制度事務に係る職員の時間外勤務手当であります。

次に、7ページにかけまして、同じく説明欄(5) ふるさと振興事業費を56億8,581万円増額しますのは、ふるさと寄附金の増額に伴い、寄附をしていただいた方へお礼の品を送るために係る 経費であります。

12款1項1目予備費を1,219万円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○8番(渡辺悦郎君) ただいまの、平成30年度小山町一般会計補正予算(第9号)につきまして 質問させていただきます。

小山町の納税サイト、これにつきましては、小山町特設サイト、ふるさとチョイス、楽天ふる さと納税、ふるナビ、ふるさとプレミアム、ふるまると六つがあるんですけれども、それぞれの 寄附額を教えていただきたいと思います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- **〇シティプロモーション推進課長(勝又徳之君)** 渡辺議員の御質問にお答えをします。

まず、小山町、六つのポータルサイトから運営をしておりまして、その六つのそれぞれの集まった寄附金額を御報告させていただきます。

小山町の特設サイトでございますけれども、12月末現在です、1億772万1,000円です。続きまして、ふるさとチョイス5億5,406万円、楽天6,179万円、ふるナビ174億3,946万9,000円、ふるさとプレミアム66億1,327万円、最後に、ふるまるでございます、683万円。

以上でございます。

○議長(米山千晴君) ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第1号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、承認第1号は、これを承認することに決定しました。

日程第5 議案第1号 工事請負契約(変更)の締結について

○議長(米山千晴君) 日程第5 議案第1号 工事請負契約(変更)の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第1号 工事請負契約(変更)の締結についてであります。 議案書は2ページ及び3ページを御覧ください。

本案は、平成30年2月臨時会におきまして承認をいただきました、平成29年度御殿場市・小山町広域行政組合ごみ固形燃料化施設解体工事について、設計の一部変更に伴う工事請負変更契約の締結案件であります。

変更の主な内容は、安全確保の観点から調整を続けてまいりました調整池などの解体方針が決まったことによる外構施設の解体などであります。

変更による増額分は3,196万440円で、契約総額は3億487万6,440円となり、うち消費税相当額は2,258万3,440円であります。

以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○5番(薗田豊造君) ただいまの議案に対して、2、3点質問させていただきます。

まず、この財源についてお伺いいたします。それから、完了日時。それから、私は、この工事をやるときに、全部を一緒に工事をやると、こういう付帯工事があるようなニュアンスを受けませんでしたが、なぜこの付帯工事が出てきたのかというのと、この3,100万円に対する、これは消費税を含んでいますけども、これは旧町立体育館を解体したときの工事金額とほぼ同等でございます。これらについての御説明をお願いいたします。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○町長戦略課長(後藤喜昭君) 薗田議員の御質問にお答えいたします。

まず、財源がどうなっているのかということでございますけれども、これの財源につきましては、広域行政組合から工事の受託事業ということでございますので、工事の代金を広域行政組合に負担していただくということになります。

続きまして、完成日時でございますけれども、工期は3月31日までとなっておりますので、まだ完成したということではございません。

続きまして、付帯工事が出てきた理由ということでございますけれども、先ほど部長からの説明にもありましたとおり、当初、具体的な建設方針、付帯設備の安全施設に係る部分につきましては、具体的な方針が決まっておりませんでした。ここで工事の解体工事が終了したことに伴いまして、その方針が固まりましたので、ここで変更の契約の、設備の関係の工事代金が出てきたということでございます。

以上であります。

○5番(薗田豊造君) もう1点質問させていただきます。2点になるかな。

この工事を請け負ったときに、臼幸産業は、予定価格 3 億4,000万円余にかかわらず、2 億5,270万円で請け負ったと。このときに差額が出ていると。わざわざこれを、またこの残りを使うのかどうかという問題。

それから、今現在、現地に行ってみると、ほぼ終わってるじゃないかと、私はそう思いますけども、今さら、これ出すのかなという感じを受けます。これ終わってんじゃないの、実際上は。 以上です。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○町長戦略課長(後藤喜昭君) まず、工事の代金の関係ですけれども、今回の変更契約額の算定 方法ですけれども、今回の変更契約額につきましては、当初の予定価格に対する入札金額の落札 比率を用いて、変更設計額に乗じて算定したものでありますので、その残り、予算残につきましては、そのものを使うという形になります。

それから、工事が終わっているのではないかという御指摘ですけれども、今回の契約につきましては、精算に伴うものも含まれておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長(米山千晴君) ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 工事請負契約(変更)の締結について

○議長(米山千晴君) 日程第6 議案第2号 工事請負契約(変更)の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 野木雄次君。

○経済建設部長(野木雄次君) 議案第2号 工事請負契約(変更)の締結についてであります。 議案書は4ページからとなります。

本案は、平成30年9月定例会において議決をいただいた、平成30年度防災・安全社会資本整備 交付金事業、町道2181号線向田橋橋梁補修工事について、設計の一部変更に伴う工事請負契約(変 更)の締結案件であります。

変更の主な内容は、既設鋼桁の塗装の剝離に先立ち、塗膜の成分試験を行った結果、PCB特別措置法で適正な廃棄処分が義務づけられている有害物質のPCB(高濃度ポリ塩化ビフェニル)が含まれていることが判明したため、既設塗膜除去工として産業廃棄物運搬処分を追加施工するものです。

変更による増額分は268万9,200円で、総額は6,878万5,200円となり、うち消費税相当額は509万5,200円であります。

以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○5番(薗田豊造君) 大体こういうことはね、何というか、年末になると、小山町では時々起こる。それで、金額は物すごく小さい。それにもかかわらず、これで工事日程について、どのように変更になるのか、それから、どういうふうにしてるのか。

それから、このこと自体が、これは委員会でも質問しましたけども、予見できなかったのかど うか。そういうことを含めてお伺いいたします。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○建設課長(山口幸治君) 薗田議員の御質問にお答えいたします。

まず、工事の工期につきましては、この後の議案第6号 平成30年度小山町一般会計補正予算 (第10号)の中で、繰越明許の申請をしております。補正予算の議決後に、平成31年6月までの 工期の延長を予定しております。

次に、今回の変更について、予測ができなかったのかという御質問でありますけども、工事を着手前に、先に検査をするということになりますと、検査サンプルを採取するためには、余計な仮設等の費用がかかってきます。したがいまして、工事着手後に検査をしまして、その結果として、PCBの含有が確認されたということでございます。

以上であります。

○5番(薗田豊造君) しつこいようですけど、もう一度質問します。

こういうふうなことについて、じゃあ、これはいつ、PCBが入っているのが分かったのかと、 そういう時期についてお答え願いたいと思います。少なくとも、こういうふうなことを、だいぶ 早くから分かってたのじゃないか。今頃っていうふうな感じがする。また、みんなに迷惑かける ようになる。というのは、足柄のあの橋は、歩行者も通ったり、あそこら辺、住居を設ける人達 のためにも、早くきれいにやっていただきたいと、そういう願いを込めて、今の質問をいたしま す。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○建設課長(山口幸治君) 薗田議員の再質問にお答えいたします。

検査によって、PCB含有が判明した時期についてでございますが、現場採取を9月下旬頃から始め、その後、検査の結果等が判明したのは11月中旬と記憶しております。

以上であります。

○議長(米山千晴君) ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 工事請負契約の締結について

- ○議長(米山千晴君) 日程第7 議案第3号 工事請負契約の締結についてを議題とします。 補足説明を求めます。教育次長 長田忠典君。
- ○教育次長兼こども育成課長(長田忠典君) 議案第3号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は6ページになります。

本案は、平成30年度小中学校等空調設備整備事業の工事請負契約であります。

契約内容は、空調設備設置に必要な調査・設計・法手続及び施工・監理業務を一括発注方式による請負契約となります。

事業内容は、町内小学校 5 校、中学校 2 校、幼稚園 3 園及びこども園 1 園の普通教室、特別教室、ランチルームなど、合計185室に空調設備を設置するものであります。

本契約の締結に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用し、先月30日には、技術提案書に

基づくプレゼンテーション及び審査を行い、大成温調株式会社静岡支店を事業予定者と選定いた しました。

契約金額は、見積金額4億円に、消費税相当額3,200万円を加えた4億3,200万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成予定期日は、平成31年、今年の9月30日を予定しております。 以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○5番(薗田豊造君) 何点か質問させていただきます。

まず、この会社を選んだ理由は、1者しかないから選びようがないと言いますけれども、どのような理由が重立ったものだったでしょうか。

それから、この製品というか、取りつける製品についての現物を、当局は見られたんでしょうか。あるいは、文教厚生委員会などで、こういうものがつけられるということを見せた、あるいは写真か何かでもって見せたでしょうか。

それから、この電力の消費出力というか、そういうふうなものについて、どのような御検討が されたのかと。

それから、これ1台をつけると、平均で割っていきますと、233万5,000円余がかかります。それについては、製品等購入代金の内訳はどうなっているのか。あるいは耐用年数をどのように考えておられるのか。

それから、音についてはどのようになっているのか。

それらについて、細かいことですけども、お伺いいたします。

以上です。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育次長兼こども育成課長(長田忠典君) 薗田議員の質問にお答えいたします。

まず、業者の選定についてであります。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、 プロポーザル方式、指名によりますプロポーザルによりまして募集をかけたところでございます。 小山町の入札参加資格の、管工事に指定されています業者からの募集となっております。 結果と いたしまして1者となったところであります。

次に、2点目に、機器を文教厚生委員会の方で提示をしたのかどうかということでございますけれども、機器については文教厚生委員会の方で、このような機器がつくよということは見せてございません。ただし、もう9月補正で既に補正いただきました調査につきましては蒼設計さんの方で調査をしておりまして、今回の工事におきます適正な機器について、既に調査をしているというふうに認識をしております。

また、三つ目の、電力について検討したかどうかでございますけれども、こちらについて、当

然、電力が確かにふえることが想定されます。こちらについては、プロポーザルの提案の中でも、 できるだけそういった電気料を抑えるような提案をしてもらうようにしているところでございま す。そちらについて、まだ今後、研究等を進めさせていただくところであります。

次に、1台当たりの単価を、申し上げました工事代金についての適正化についてでございますけれども、こちらについては、近隣の市町でも既に工事の発注等の準備を進めております。そちらの近隣市町の工事費とも比べても、1台当たりにつきましても、決して高い金額ではないというふうに認識しております。

更に、耐用年数その他等についてでございますけれども、こちらも提案を受けております機器につきましては、適正な機器だというふうに考えておりますので、今後、音ですとか、その辺につきましても、適正な機械であるというふうに認識をしておりますが、今後、研究等をさせていただくところでございます。

以上であります。

- ○5番(薗田豊造君) 応募要項に合ってるということをおっしゃってましたけども、この会社の 実績あるいはそういうふうなものを、どこかでもってやっているというような実績がありました ら、これについてお伺いいたします。
- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育次長兼こども育成課長(長田忠典君) 薗田議員の再質問にお答えさせてもらいます。

実績につきましては、御殿場市内のホテルの建設、更に静岡の中高一貫校のエアコンの設置、 更に小山町役場のエアコンも設置をしているというふうに、実績の中で報告を受けているところ でございます。

以上です。

- ○議長(米山千晴君) ほかに質疑はございませんか。
- ○7番(高畑博行君) 別紙に記載してある、新規空調設備設置予定室数一覧を見ますと、全部で 185室と大変多くの設置数となっています。これらは同時に施工を開始するのか、また優先順位が あるのか、まず1点伺います。

また、早い学校・園では、何月頃までに工事が完了するのか。また、9月末までに工事完了というお話ございましたけれども、一番遅い学校・園で、その時期に一致するのか。その見通しについても伺いたいと思います。

更に、電気容量の大幅増が予想されるわけですけれども、それに伴ってキュービクルの工事も 予想されますけれども、どの程度の学校・園でキュービクルの工事をするのかもあわせて伺いた いと思います。

以上です。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育次長兼こども育成課長(長田忠典君) 高畑議員の御質問にお答えいたします。

まず、工事の着工についてでありますけれども、今現在、業者からの提案といたしましては、 幾つか、四つというように聞いておりますけれども、四つのグループに分かれて工事を、その四 つのグループの中で決めてやっていくというふうに聞いております。そのためには、実施設計を まず組まなきゃいけないわけでございますけれども、3月に契約を速やかに、その3月に現地に 行きまして調査を行い、そして4月に中心となりまして、具体的な実施設計を行います。その後、 5月から工事、先ほど言いましたとおり、工事に、現地の工事を開始いたします。そのような形 で、順番といたしましては、そんな形になります。

次に、早いところでは、どのくらいの時期にエアコンが稼働されるかということでございますけれども、町としましては、できるだけ年齢の低い幼稚園の方からつけたいというふうに考えております。更に、標高の低い小山地区なんかも早目につけたいということで考えておりますけれども、先ほど言いましたとおり、まだ具体的な工程等につきまして、今、これから始めるところでございますので、とはいえ、幼稚園につきましては、7月ぐらいを目途につくのではないかと考えております。

また、その他の学校につきましては、今言ったとおりでございますけれども、あと、議員おっ しゃるとおり、9月末までに順次、学校の方にはつくというふうに考えております。

四つ目の質問、キュービクルについてのお話でございますけれども、こちらについては、幼稚園については比較的小規模でありますので、キュービクルの改修等は行いませんが、その他の小学校・中学校におきましては、キュービクルの改修工事を行う予定でございます。

以上であります。

○議長(米山千晴君) ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

○**議長(米山千晴君)** 日程第8 議案第4号 静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてを議題とします。

本案につきまして、町長提案説明のほか補足説明がありませんので、直ちに質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。 それでは、ここで10分間休憩といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開

○議長(米山千晴君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第5号 小山町都市計画税条例等の一部を改正する条例について

○**議長(米山千晴君)** 日程第9 議案第5号 小山町都市計画税条例等の一部を改正する条例に ついてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第5号 小山町都市計画税条例等の一部を改正する条例についてであります。

今回の一部改正の主な内容でございますが、都市計画税の課税時期を平成34年度からとし、あわせて山林原野について課税しないという規定を削除するものであります。

それでは、お手元の条例改正資料、新旧対照表3ページ、4ページを御覧ください。

条例第2条第1項中の改正につきましては、括弧書きの市街化区域内の土地のうち山林及び原野に課税しないという規定を削除するものであります。

今回の改正(案)では、区域区分いわゆる線引きの見直しが完了することを予定して、都市計 画税を課税することといたしましたことから、当該規定を削除するものであります。

次に、同じページ、附則第1項の施行期日の改正は、これまで平成31年度から都市計画税を課税するとしてまいりましたが、これを平成34年度から課税することとするものです。

次に、10ページをお開きください。

附則第9項、平成31年度の都市計画税の課税の特例についてであります。これは、平成31年度の賦課期日が既に到来していることから、平成31年度について課税をしないことを明示する必要

があるため、規定をするものであります。

説明は以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○7番(高畑博行君) ただいま提出されました議案第5号 小山町都市計画税条例等の一部を改正する条例について質疑いたします。

今回、なぜ「山林及び原野を除く」という文言を除いたかという点ですが、部長の補足説明では、都市計画区域区分の見直し、つまり線引きの見直しをした上で課税をするのだから、この「山林及び原野を除く」という文言は残しておいたら、逆におかしいので削除したという判断でいいんでしょうか。

今まで、この文言をめぐっては、違法性がある、ないの議論が激しく行われてきましたが、違 法性云々ではなく、線引きの見直し前提なので、その必要性がなくなったから削除ということな のか、確認をいたします。

また、今回、「山林及び原野を除く」という文言を除いたことは、山林原野の課税免除をしない、 つまり課税することに方針転換をしたことなのでしょうか。議会や広報紙で説明してきたことを 考えるなら、変えるなら、町民に対して説明責任があると考えますが、その点はいかがでしょう か、あわせて伺いたいと思います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○企画総務部長(湯山博一君) 高畑議員の御質問にお答えいたします。

前段の、山林原野を除く規定を削除するということは、これまで説明会等で、線引き後は山林原野を含めて市外区域、調整区域の区域区分を見直していきますよと。それまでの間、山林原野は除かせていただきますというような説明をしてまいりましたので、今回は、平成34年ということは、区域区分の見直しは終了しているということを予定をして、当然のことながら、山林原野を除くという規定は削除した次第でございます。

それから、説明につきましては、まず、今、予定しているのは、3月6日には町民全体を対象 とした説明会の開催を予定しております。

以上です。

○7番(高畑博行君) 再質問します。

都市計画税は、現時点に基づいて課税するのが大原則です。3年先に線引きの見直しをするからという理由づけで本条例を改定すること自体、税制上おかしいのではないでしょうか。その点のお考えをお聞きします。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○企画総務部長(湯山博一君) 高畑議員にお答えをいたします。

施行時期を平成34年度に延期をするということが、ちょっとおかしいのではないかという御質

問だと思いますけれども、都市計画税が必要であるということについては、これまでの説明会で 説明してきたとおり、必要であると考えております。ただ、これまでの説明の中で、線引きの時 期、それから山林原野という議論をずっと交わしてまいりましたけれども、施行時期を34年度に 延期するということが、税制上おかしくないのかということは、県と担当課にも確認をしており ますけれども、これについては特に支障がないというような回答をいただいております。 以上です。

○7番(高畑博行君) 再々質問をします。

課税を向こう3年引き延ばす。その間に線引きの見直しと都市計画事業の認可を得るということだろうと思いますが、本当に3年のうちに線引きの見直しも、都市計画事業の県の認可もとれるとお考えでしょうか。線引きの見直しは、県知事が決定する都市計画だと認識しています。小山町で何年後に見直しをすると約束できるものなのでしょうか。

また、線引きの見直しとは何を指すのか、はっきりさせる必要があります。当局のいう線引きの見直しとは、一般的な線引きのことなのか、あるいは去年、議会や広報おやまで説明したような、市街化区域内の山林原野を穴抜きで調整区域にすることを指しているのでしょうか。3年のうちにそれができなかったら、更に課税年度を延ばす場合もあると言えるのでしょうか。その点もあわせて伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○都市整備課長(高村良文君) 高畑議員の再々質問にお答えいたします。

線引きの見直しについてでございます。線引きの見直しについては、今後、町が取り組む事業として、早急に着手するべきということで、今年度から事業を行っているものであります。また、 見直しの年度につきましても、静岡県との調整も何度か行っておりまして、向こう3年以内に何とか全力を尽くして進めていきたいということが見通しとして出てきております。

また、都市計画事業につきましては、説明会でも説明しているとおり、幾つかの都市計画事業 を計画し、認可を得て、承認していただき、この事業に充てるというようなことを進めてまいり たいと考えます。

以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○企画総務部長(湯山博一君) 平成33年度以内に間に合わなかった場合の対応ということでありますけれども、これはやっぱり都市計画税条例でありますので、条例というのは当局と議会の方で決めていくものでありますので、もしそういうような事態が明らかになったときには、それぞれ協議をして決めていくべきものだと考えております。

以上です。

- ○議長(米山千晴君) ほかに質疑はございませんか。
- ○5番(薗田豊造君) 私は、ずばり聞きます。本条例において、この改正をしなきゃならなかっ

たのは、前の条例が違法だと認識していたからじゃないでしょうか。それについてお答え願います。

- ○議長 (米山千晴君) 答弁を求めます。
- **〇町長(込山正秀君)** 薗田議員の御質問にお答えしたいと思いますが、この件につきましては、 先ほど申し上げたとおり、議会側からお話があったと、こういうことであります。
- ○議長(米山千晴君) ほかに質疑はございませんか。
- ○8番(渡辺悦郎君) この小山町都市計画税条例等の一部を改正する条例についてでございますけれども、この第2条第1項中の山林原野を除くの削除につきましては、議会の総意に基づく申し入れを行ったところでございます。 先ほどからいろいろございますけれども、私の方では、この税の公平性を思慮してのことだと解釈しておりますけれども、これでよろしいでしょうか。

次が、この課税の延伸についてでございますけれども、認定された事業の純然たる町の負担金 が安定して、都市計画税の0.2%を上回るという条件のもとに、この延伸を大体されていると思う んですけども、この解釈でよろしいか伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○企画総務部長(湯山博一君) 渡辺議員にお答えいたします。

この質問、答弁がちょっと違ったら、また御指摘をいただきたいんですけれども、34年度に延期するということの理由としましては、先ほど来申し上げたとおり、まず一番大きな理由が区域区分の見直し、すなわち線引きの見直しが完了するであろうということが1点です。それからもう1点、先ほどの都市整備課長の答弁とも重なるとは思いますけれども、今後、町として取り組むべき都市計画事業、区画整理事業を含みますけれども、その認可を取得することに注いでいく時間として適当であると。その2点から、この34年度ということを設定しました。

以上です。

○議長(米山千晴君) ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。通告に従い討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。11番 池谷洋子君。

O11番 (池谷洋子君) 私は、議案 5 号 小山町都市計画税条例等の一部を改正する条例について 反対討論をさせていただきます。

はじめに、今回の改正案は、議会で施行日を2年延長することを議長に一任したことを受け、 当局から出されてきたものです。そのときは、本年4月からの都市計画税が延長される妥協案と して、仕方がないと考えました。改正案は3年延長され、平成34年4月から施行となります。し かし、3年延長したからといって、本当に都市計画事業が推進されていくのか。私ははじめから 都市計画税条例に反対をしてきました。議長に一任したとはいえ、本日提出された改正案に賛成 することは、この3年延長の施行にも賛成することになり、私の本意ではありません。 前回の住民説明会で、町長は、2月に改めて説明会を開こうと言われました。町民から血税をいただくということは、とても重いことです。丁寧に説明し、納得してもらわなければなりません。私は、昨年5月臨時会の反対討論の中で、山林及び原野を除くという文言について、各地区の町民に説明しましたかということを何回も問いました。今回の改正案は、その文言を削除し、もとに戻しました。最初に説明していれば、こんな長期間の混乱は避けられたのではないかと考えます。今回も、この改正案を出す前に、町民に説明すべきだったのではないでしょうか。同じことを繰り返していることに対し、町民は到底納得できることではありません。

今、時代が変わり、対象者の多くが年金暮らしで大変な生活をしています。3年後の施行ではなく、むしろ4年後の町長選、町議選でしっかり町民に説明し、審判を問うべきと考えます。これが町民本位の政治のあり方です。

以上を踏まえ、私の反対討論といたします。

- ○議長 (米山千晴君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。 4番 池谷 弘君。
- ○4番(池谷 弘君) 議案第5号 小山町都市計画税条例等の一部を改正する条例に対して、賛成の立場で討論します。

私達議員は、小山町民の皆様方の意見に耳を傾け検討してきた結果に対して、当局で私達議員 全員の要望を取り入れ、提案されたのが本条例です。

私は、山林及び原野を除く条項について、今後、都市計画区分の見直しを行っていくことで、 削除するということが妥当と考えております。また、小山町の活性となる市街化区域内での新た な都市計画事業は、町民の理解を得て、事務手続を進めながら静岡県の認可を受けていくのに、 この程度の期間が必要であると聞いております。

最後に、これまで検討してきた経緯を考えながら、議員諸氏が小山町の未来のために最良の判断をされることを期待して、賛成討論といたします。

- ○議長(米山千晴君) 次に、本案に反対者の発言を許します。5番 薗田豊造君。
- ○5番(薗田豊造君) 私は、反対討論をする前に、先ほど町長が、こういうことに反対することは当局への冒瀆だとおっしゃっていましたが、私達は、この場において、しっかり審議し、皆様によりよいものを、町民の皆様にはよりよいものをお出しするのが私の役目だと思っています。更に、反対するには、中国の言葉をかりれば、造反有理、このような言葉があることも、私達全員が知っておくべきだと思います。

さて、このような重要な案件が、更にまた、町民の皆様には多大なる御負担がかかる案件が、 議会は、たとえ平成29年3月に提出された条例案に戻ったとはいえ、更に一部改正があって、条件的には変わっていても、委員会並びにこのような席でしっかり審議もせずに、唐突に今日、議案を審議する、あるいは可決、否決するというものに至っています。この態度は、町民に対する冒瀆であり、不遜きわまりないことと、私自身を含めて、当局あるいは議会に対して、私は怒りさえ覚えます。 それらを踏まえて、私は、以下の理由をもって、都市計画税反対討論をいたします。

都市計画税は、御存じのように目的税でありますから、当然、事業計画がなくてはなりません。 まず、総合計画を立てます。その後、都市計画を立て、更に望まれるべきまちづくりのために、 中長期計画を立てます。その中長期計画も見直しが必要となります。ここにおいて重要なのは、 時によっては必要によって、土地の縛りをかけるということです。これがないと、せっかく策定 した計画も、私達が特命した用沢大胡田線においての莫大なる移転補償費を払うような場合もあります。

私は、今さら当局の非をここで騒ぎ立てても詮ないことですから、これを他山の石としてもらいたくはありません。そのようにされぬようにお願い申し上げます。

更に、この後、必要があれば、新しく都市計画をして、更には59条によって知事の認可を受けなければなりません。ここによって、後方の条例を制定すべきです。余りにも拙速過ぎるのではありませんでしょうか。当然、都市計画決定には資金計画も必要になります。こうしたプロセスを踏んで、最低限、町民の御理解が得られるのではないでしょうか。

今条例の2号には、附則として、平成34年度の都市計画税から適用するとあります。このもとにあるのは、線引きの見直しです。この線引き見直しと、都市計画事業とは別物であると私は思っています。線引きの見直しを含め、事業認可には、繰り返しますが、知事の決定にあるということです。今、この条例が適用できるのは、大胡田用沢線だけであります。ほかに計画があるからといって、それはあくまで計画であり、決定ではありません。計画に税をかけられぬことは、当局は十二分に承知の上だと思っています。

この条例案は、繰り返しますけど、平成29年3月に一度提出されたものを、町民の理解が得られないとして引っ込めたものでございます。今回は、またそれに戻っているものでございます。 昨年5月15日に議決された山林原野を除くを正当なものとして説明会を開いてまいりました。町民の理解の得られぬままでした。当然のことです。違法性を指摘されているからです。

現在は更に、以前にもまして、これを廃案にしろという町民の声は高まっています。もう一度 言います。計画だけでは税金は取れません。更に、言いたくないけども、町民の皆様には、この 条例が延命策だとやゆする方もおられることを、あるいは保身の策だとやゆする方もおられます。 そういうことも肝に銘じておくべきだと思います。

以上をもって、私は反対討論といたします。

- ○議長(米山千晴君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。3番 鈴木 豊君。
- ○3番(鈴木 豊君) 私は、議案第5号 小山町都市計画税条例等の一部を改正する条例について、以下の理由により賛成討論をします。

本案は、昨年5月の臨時議会において、小山町都市計画税条例の制定についてが賛成多数で可決された条例の一部改正であります。そのときの反対者の意見には、線引きの見直し後とか税の目的も明確でないや、山林原野を除くのもおかしいのではなどと反対討論されました。

今回の一部改正は、以上のことも含めた改正で、3年後の線引きの見直し後や、山林原野を除くを削ることや、目的もはっきりさせると説明されております。線引きの見直しには、当然、町民の皆様との説明会が行われます。どこに反対する理由などあるのでしょうか。議会議員の総意での申し入れをした経緯もあることから、本議案第5号 小山町都市計画税条例等の一部を改正する条例の、私は賛成討論とさせていただきます。

最後に、今回の一部改正については、先ほども申しましたが、議会議員の総意で申し入れをしたことを頭に入れまして、議会人としての議員の皆様の節度ある御判断をよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

- ○議長 (米山千晴君) 次に、本案に反対者の発言を許します。 7番 高畑博行君。
- ○7番(高畑博行君) 議案第5号 小山町都市計画税条例等の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

今回の改正案は、第2条第1項の中の「山林及び原野を除く」という文言を削る点と、附則第 1項の中の「平成31年度分」を「平成34年度分」に改める2点が主な改正点です。これは、議会 側から、課税日について2年の延長要請を議長一任の形で当局に申し上げたことを受けて、改正 案として出てきたものだと考えます。

私も、当初は、本年4月からの課税が延期されるのだから、妥協案としては仕方ないのかなと 考えましたが、よく考えた結果、この改正案に賛成することは、条例そのものを認めた上で課税 に賛成することになり、以前から都市計画税条例の反対の立場を堅持してきた自分にとって本意 でないことから、改正案であろうが、都市計画税条例そのものに反対する意味で討論をいたしま す。

課税を3年先に延ばすのは、都市計画区域区分の見直しをするためであり、その3年間の間に都市計画事業・土地区画整理事業を推進するためだというわけですが、そもそも都市計画税は、その時点で事業計画の県の認可がなければできない目的税なわけで、現時点で大胡田用沢線の道路しかない状態、その後、須走の下水道事業の償還金を出してきましたが、線引きの見直し、中長期計画の見直し、必要な都市計画決定、事業認可等のロードマップを将来にわたってきちんと提示しなくてはならないはずです。将来こんな計画があるなどと、確定していないことを幾ら示しても、現時点で都市計画事業の中期計画が明確に決定していない以上、何の意味もなしません。今回、条例の改正をして課税の時期だけを延ばすことは、どう考えてもおかしいです。

課税年度を3年延期するにしても、3年後には税が賦課されるということに変わりはないわけですので、やはりこの改正案には反対せざるを得ません。

単純に言えば、3年先に延ばし、その間に条件整備をして実施するのだからいいのではないか という主張でしょうが、実績に対して課税するという税法の基本に反することになり、現時点で 事業が何年も先まで認可されてない以上、条例そのものを認めるわけにはいきません。 私は、この条例案は一旦廃案にし、その後どうしても条例制定したいのであれば、条件整備が 終了した後に改めて提出すべきだと考えています。その方がよっぽどすっきりします。

更に、「山林及び原野を除く」という点が違法である、いやそうではないと多くの議論を呼び、激しいやりとりがされてきました。今回、その文言を削除しましたが、この間、広報などの文書代、人件費、会場費など費やして、その点をずっと説明してきた経費も膨大なものです。今回、「山林及び原野を除く」という文言を取り去ったということは、一番最初の条文に戻ったわけで、長期にわたって混乱を招いた責任も重大であると言わざるを得ません。

私は、この都市計画税条例の取り扱いの一番すっきりする対処の仕方は、今回の課税時期を延ばす改正案などではなく、一旦廃案にして仕切り直しをすべきであると考えます。

以上の考えをもって、私の反対討論といたします。

○議長(米山千晴君) ほかに討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- ○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
- ○1番(遠藤 豪君) ただいま可決しました議案第5号 小山町都市計画税条例等の一部を改正 する条例に対する附帯決議の動議を提出いたします。(「賛成」と呼ぶ者あり)
- ○議長(米山千晴君) ただいま、遠藤 豪君より、小山町都市計画税条例等の一部を改正する条例に対する附帯決議の動議が提出されました。この動議は、所定の賛成者がありますので成立しております。

ここで、暫時休憩いたします。

○議長(米山千晴君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、遠藤 豪君ほか6名により、発議第1号 議案第5号 小山町都市計画税条例等の 一部を改正する条例に対する附帯決議が提出されました。

発議第1号は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第1号 議案第5号 小山町都市計画税条例等の一部を改正する条例に対する附帯決議について

○議長(米山千晴君) 追加日程第1 発議第1号 議案第5号 小山町都市計画税条例等の一部 を改正する条例に対する附帯決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。1番 遠藤 豪君。

○1番(遠藤 豪君) ただいま議題となりました発議第1号 議案第5号 小山町都市計画税条 例等の一部を改正する条例に対する附帯決議について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由につきましては、小山町都市計画税条例等の一部を改正する条例により、平成34年度 分から都市計画税が適用されることから、必要な措置を求めるものです。

決議第1号 議案第5号 小山町都市計画税条例等の一部を改正する条例に対する附帯決議。 次に掲げる事項に必ず取り組まれることを強く求める。

- 1、平成33年度までに御殿場小山広域都市計画区域区分の見直しを行うこと。
- 2、都市計画法に基づいて行う都市計画事業または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整 理事業を推進するため必要な措置を講じること。

以上、附帯決議する。

平成31年2月20日

静岡県駿東郡小山町議会

以上、会議規則第14条の規定に基づき、決議書を提出します。

提出者 遠藤 豪

賛成者 佐藤省三、鈴木 豊、池谷 弘、阿部 司、渡辺悦郎、込山恒広

よろしく御審議のほど、御承認賜りたくお願い申し上げます。

○議長(米山千晴君) 提出者の説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

発議第1号 議案第5号 小山町都市計画税条例等の一部を改正する条例に対する附帯決議は、 原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで、午後1時まで休憩といたします。

午後 0 時06分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(米山千晴君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第6号 平成30年度小山町一般会計補正予算(第10号)

○議長(米山千晴君) 日程第10 議案第6号 平成30年度小山町一般会計補正予算(第10号)を 議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第6号 平成30年度小山町一般会計補正予算(第10号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4億1,074万8,000円を追加し、予算の総額を368億6,812万円とするとともに、継続費、繰越明許費及び地方債の補正をするものであります。

それでは、はじめに、予算書の6ページを御覧ください。

継続費の補正は、1事業の変更であります。

土木費、計画調査費の豊門会館改修事業につきましては、契約の結果から総額及び年割額を変 更するものであります。

次に、7ページの繰越明許費の補正でありますが、18事業の追加であります。

まず、総務費、広報広聴費のホストタウン交流推進業務は、中華民国自由車協会を受け入れる 事業でありますが、年度をまたがっての事業となることから、繰越明許費を設定するものであり ます。

次に、民生費、児童福祉費の(仮称)すがぬまこども園建築基本・実施設計は、早急に基本設計等に着手をしたいため、この補正予算に経費を計上し来年度にかけて実施をするものであります。

次に、農林水産業費、林業費の町有林整備事業は、県の森林整備事業補助金を活用して行う事業でありますが、平成31年度にわたっての事業となるため、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、商工労働費、商工費の調整池移設は、近接して施工している他事業との工程調整と、関係地権者等との交渉に期間を要したことから、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、土木費、道路橋梁費の須走本通り電線地中化事業は、整備計画策定に伴う整備手法について、地域住民との協議及び調整に不測の期間を要したことから、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費の設定をするものであります。

同じく、ホイルローダー購入事業は、町道維持作業で使用しているホイルローダーが故障し、 修理も不可能なことから買いかえをするもので、年度内の納車ができないため、繰越明許費の設 定をするものであります。

同じく、公共施設地区対応事業は、地区からの要望事項の未実施箇所に対応するもので、この 補正予算に経費を計上し、繰越明許費の設定をするものであります。

同じく、町道用沢大御神線測量設計業務は、オリンピックまでに道路改良舗装を行うに当たり、 測量設計を行うもので、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費の設定をするものであります。

同じく、町道1288号線待避所設置工事は、電柱移設について、東京電力との調整に不測の期間 を要したことから、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費の設定をするものであります。

同じく、町道大胡田用沢線仮設水路設置工事は、町道整備に当たり、仮設水路の設置が必要となり、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費の設定をするものであります。

同じく、町道大胡田用沢線用地取得事業は、地権者との交渉に不測の期間を要していることから、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費の設定をするものであります。

同じく新東名関連町道整備事業は、工事箇所に地元で利用している用水の暗渠排水路があり、 その位置の確定や復旧に時間を要したことから、今年度中に事業が完了しない見込みのため、繰 越明許費の設定をするものであります。

同じく、向田橋橋梁補修工事は、工事に使用する部材の納品に不測の時間を要したことから、 今年度中に事業が完了しない見込みのため、繰越明許費の設定をするものであります。

同じく、町道2414号線他標識設置等工事は、既存町道との交差部の工法検討や設計及び近接する他事業との調整に不測の時間を要したことから、今年度中に事業が完了しない見込みのため、 繰越明許費の設定をするものであります。

同じく、工業団地アクセス道路整備事業は、近接する他事業との工程調整の結果、今年度中に 事業が完了しない見込みのため、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、同じく、河川費の河川維持事業は、地区からの要望事項の未実施箇所に対応するもので、 この補正予算に経費を計上し、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、同じく、住宅費の町営原向団地解体は、入居者との移転交渉に不測の時間を要したことから、今年度中に事業が完了しない見込みのため、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、教育費、保健体育費の多目的広場水路改修は、ホタルの里に取水している阿多野用水を 止水できる期間に合わせ施工するもので、年度をまたがっての事業となることから、繰越明許費 の設定をするものであります。

続いて、8ページの地方債の補正であります。7事業の変更で、対象事業について、本年度の 予算執行見込み及び国の補正予算に伴う増額から、借入限度額を変更するものであります。

続きまして、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

10ページをお開きください。

1款1項1目町民税個人分を1,790万円減額いたしますのは、調定見込額の減少により減額をするものであります。

次に、同じく、2目町民税法人分を2,000万円減額いたしますのは、町内企業の業績が当初の見込みよりよくないことから減額をするものであります。

次に、同じく2項1目固定資産税を1億450万円増額しますのは、新企業の立地及び前年の設備 投資による償却資産の増大による現年課税分の増額及び滞納繰越の解消に向けた取り組みの結果、 徴収額がふえたことによる滞納繰越分の増額であります。

次に、11ページの6款1項1目地方消費税交付金を1,500万円増額いたしますのは、静岡県が予想した収入見込みにより増額をするものであります。

次に、11款1項1目地方交付税を387万7,000円増額いたしますのは、普通交付税について国の 補正予算による調整額の復活分を増額するものであります。

次に、12ページの13款1項1目農林水産業費分担金を1,867万円増額しますのは、国の補正予算による中山間地域総合整備事業と、県営畑地帯総合整備事業に対する分担金を増額するものであります。

次に、14款1項2目民生使用料を576万3,000円増額いたしますのは、保育所の入所者がふえていることから、保育料を増額するものが主なものであります。

次に、13ページの15款1項1目民生費国庫負担金を216万8,000円増額いたしますのは、障害介護給付費の増加が見込まれることから、その国庫負担金1,234万円を増額するものが主なものであります。

次に、15ページの、同じく2項7目教育費国庫補助金を4,007万6,000円増額いたしますのは、 小学校及び中学校のエアコン整備に対するブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を内示額に 合わせて増額をするものが主なものであります。

次に、同じく9目特定防衛施設周辺整備調整交付金を1,808万円増額いたしますのは、今年度分の交付額が確定したことにより増額をするものであります。

続いて、17ページを御覧ください。

16款2項4目農林水産業費県補助金を1,984万3,000円増額いたしますのは、町有林整備に対する森林整備事業補助金を1,975万円増額するものが主なものであります。

次に、同じく6目土木費県補助金を357万9,000円減額いたしますのは、住宅耐震化のための木造住宅耐震補強補助金に対する県補助金を、補助申請に合わせて減額するものが主なものであります。

次に、18ページの17款2項1目不動産売払収入を2億1,016万2,000円減額いたしますのは、旧RDFセンター跡地の売り払いが来年度になることと、宮ノ台地区での宅地造成事業が繰り越しとなり、売り払いが来年度となることから減額をするものであります。

次に、18款1項2目ふるさと寄附金を9,010万円増額いたしますのは、法人からの企業版ふるさと納税寄附金によるものであります。

次に、19ページの19款 2 項 3 目文化財保護基金繰入金を 1 億2,870万円減額いたしますのは、豊門会館改修事業費の減額及び当事業に充当する企業版ふるさと納税額がふえたことによるものであります。

次に、同じく4目足柄駅周辺整備事業基金繰入金を1,600万円減額しますのは、足柄地区拠点整備事業のJR東海への機能補償の支出が来年度になったことから、減額するものであります。

次に、20ページにかけまして、同じく5目総合計画推進基金繰入金を4億5,700万円増額いたしますのは、公共施設地区対応事業費などの財源として繰り入れをするものであります。

同じく6目教育振興基金繰入金を8,233万7,000円減額いたしますのは、エアコン整備に対する 国の交付金が増額になったことによるものであります。

次に、21ページの21款6項1目雑入を1,816万8,000円増額しますのは、こども医療費助成返納金等を557万7,000円、後期高齢者医療負担金過年度精算金を836万6,000円増額するものが主なものであります。

次に、22ページの22款1項1目農林水産業債を1,860万円増額しますのは、国の補正予算で増額になる中山間地域総合整備事業及び経営体育成基盤整備事業の財源として借り入れをするものであります。

同じく4目教育債を7,770万円増額しますのは、エアコン整備に対する補助事業費に合わせて増額をするものであります。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。

予算書の24ページを御覧ください。

2款1項4目財産管理費のうち説明欄(3)基金管理費を1,783万6,000円増額しますのは、特定防衛施設周辺整備調整交付金を基金に積み立てする1,758万円が主なものであります。

次に、26ページの同じく6目自治振興費のうち説明欄(2)自治振興費を3,000万円減額しますのは、新柴区の公民館建設が来年度になったことにより、補助金を減額するものであります。

次に、27ページの同じく10目土地開発基金費のうち説明欄(2)土地開発基金費を4,000万円増額しますのは、土地取得特別会計の補正予算第3号に伴う増額であります。

次に、29ページの同じく7項1目企画渉外総務費のうち説明欄(3)地域公共交通活性化事業費を1,231万4,000円増額しますのは、コミュニティバスに係る自主運行バス負担金を決算見込みに合わせて1,290万円増額するものが主なものであります。

次に、30ページの同じく3目定住移住促進事業費のうち説明欄(2)定住促進事業費を484万円減額しますのは、地域おこし協力隊が採用に至らなかったことによる謝礼等の減額と、定住促進宅地開発事業補助金の減額が主なものであります。

次に、33ページをお開きください。

3款1項2目障害者福祉費のうち説明欄(5)自立支援給付費を639万1,000円増額しますのは、 利用者の増加及び受給者のサービス利用料の増加に伴い、障害介護給付費400万円の増額が主な ものであります。

次に、36ページの同じく2項2目介護保険費のうち説明欄(2)介護保険特別会計繰出金を468万2,000円増額しますのは、介護サービスの増額による介護保険特別会計の補正予算第4号に伴うものであります。

次に、37ページの同じく3項2目児童手当費のうち説明欄(2)児童手当費を465万5,000円減額しますのは、当初見込みより受給児童が少ないことから減額するものであります。

次に、38ページの同じく3目保育園費のうち説明欄(2)保育園管理運営費を1,063万5,000円減額しますのは、臨時保育士賃金の決算見込みによる減額と、当初見込みより町外の保育園に通う児童数が減っていることから、施設型給付扶助費を637万5,000円減額するものが主なものであります。

同じく説明欄(3)保育園維持管理費を596万4,000円増額いたしますのは、きたごうこども園と大胡田用沢線の間の都市計画道路の残地を取得する720万7,000円が主なものであります。

次に、39ページを御覧ください。

同じく説明欄(6)こども園整備事業費を1,099万9,000円増額しますのは、すばしりこども園の設計を取りやめ、(仮称)すがぬまこども園の建築基本設計及び実施設計費を計上するものであります。

次に、40ページの4款1項2目予防費のうち説明欄(2)感染症予防費を1,034万5,000円減額いたしますのは、高齢者肺炎球菌と乳児予防接種の対象者と接種者が減少したことから、個別接種委託料を減額するものであります。

次に、45ページをお開きください。

5款1項7目中山間地域総合整備事業費のうち説明欄(2)中山間地域総合整備事業費を480万円増額しますのは、国の補正予算により中山間地域総合整備事業費が増額となったことによる、県への負担金の増額であります。

次に、同じく8目経営体育成基盤整備事業費のうち説明欄(2)経営体育成基盤整備事業費を3,243万5,000円増額しますのは、国の補正予算により県営畑地帯総合整備事業費が増額となったことによる、県への負担金3,254万円の増額が主なものであります。

次に、同じく2項1目林業総務費のうち説明欄(2)森林整備事業費を1,975万円増額しますのは、県補助金を活用し町有林に専用道路を整備するものであります。

次に、50ページを御覧ください。

7款2項1目道路橋梁総務費のうち説明欄(2)道路橋梁総務費を904万8,000円増額いたしますのは、ホイルローダーの買いかえに係る費用であります。

同じく2目道路維持費のうち説明欄(3)公共施設地区対応事業費を3億6,900万円増額します

のは、地区からの要望事項を積み残しなく全て実施をするために増額をするものであります。

次に、51ページの同じく4目公共道路整備事業費のうち説明欄(6)工業団地アクセス道整備事業費を1,083万5,000円減額しますのは、道路敷地の用地費、補償費及び分筆登記費用を執行見込みに合わせて減額するものであります。

次に、52ページの同じく4項2目都市計画費のうち説明欄(5)足柄地区拠点整備事業費を1,600 万円減額いたしますのは、JR東海に対する機能補償の支出が来年度になったことによる減額で あります。

次に、同じく3目公園等整備費のうち説明欄(5)豊門公園整備費を3,860万円減額しますのは、 豊門会館改修事業を契約額に合わせて減額するものであります。

次に、53ページの同じく5項2目建築指導費のうち説明欄(2)建築指導費を577万9,000円減額しますのは、住宅耐震化のための木造住宅耐震補強補助金を申請見込みに合わせて減額するものが主なものであります。

次に、60ページを御覧ください。

9款6項1目保健体育総務費のうち説明欄(3)体育施設管理費を531万9,000円増額しますのは、ホタルの里に取水している多目的広場水路改修工事費557万7,000円が主なものであります。

最後に、61ページの12款 1 項 1 目予備費を 4 万6,000円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○7番(高畑博行君) ただいま提出されました議案第6号 平成30年度小山町一般会計補正予算 (第10号) について、5点質問させていただきます。

まず1点目ですけども、18ページ、歳入の部、18款1項2目ふるさと寄附金についてであります。ふるさと寄附金について9,010万円の増額補正で合計額が251億2,010万円となっています。総額で大変な高額になり、賛否両論マスコミをにぎわせた本町ですけれども、1年間を通して、現時点での返礼品のベスト10を教えてください。

また、使い道で、1番、便利で快適なまち、2番、安心安全なまち、3番、いきいきとしたまち、4番、使い道を指定しない、この4通りがあるわけですけれども、それぞれの割合を教えていただきたいと思います。

2点目の質問は、26ページ、歳出の部の2款1項6目公民館建設費補助金についてであります。 説明欄(2)自治振興費の19節公民館建設費補助金が3,000万円減額になっていますが、新柴公民 館が建設が遅れたということですけれども、その理由を伺いたいと思います。

3点目、39ページ、歳出の部、3款3項3目(仮称)すばしりこども園建設基本・実施設計についてであります。説明欄(6)こども園整備事業費の13節(仮称)すばしりこども園建設基本・

実施計画が2,484万円の減額補正になっています。実際上、設計が取りやめになったためというお話があったわけですけれども、その理由はなぜなのか、その説明をお願いしたいと思います。

4点目、50ページ、歳出の部、7款2項2目道路維持補修事業についてであります。説明欄(3) 公共施設地区対応事業費のうち15節道路維持補修事業に2億3,400万円の大型補正が行われております。地区区長会からの要望かと思いますけれども、何地区からの要望で、何件の工事を予定しているのか伺いたいと思います。

5点目、56ページ、歳出の部、9款2項1目町単独講師等賃金、説明欄(2)小学校管理運営費の7節町単独講師等賃金が800万円減額補正されていますが、町単独講師が確保できなかったのか、減額の理由についてお伺いいたします。

以上です。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- 〇シティプロモーション推進課長(勝又徳之君) 高畑議員の1点目と2点目の御質問にお答えを いたします。

まず、18款1項2目のふるさと寄附金に関連しました質問でございますが、まず、現時点での返礼品のベスト10でございますけれども、現時点では、アマゾンギフト券とJCBギフト券がベスト10を占めております。

続きまして、寄附金の使い道の割合でございますが、現在の使い道は、総合計画の重点施策に 基づきまして変更しておりますが、12月時点では、便利で快適ないきいきとしたまちづくりのた めにが30%、安心安全なまちが21%、生きる力を育む教育の充実が25%、指定しないが24%とな っております。

続いて、2款1項1目公民館建設費補助金の御質問ですけれども、こちら2款1項1目の公民 館建設費補助金の減額ですが、平成31年度において、静岡県のコミュニティ施設整備事業費補助 金が活用できることになりましたので、新柴区の公民館建設委員会と協議した結果、来年度に実 施をすることといたしました。

以上でございます。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育次長兼こども育成課長(長田忠典君) 私からは、高畑議員の御質問の3点目と5点目についてお答えさせていただきたいと思います。

はじめに、3点目の、すばしりこども園建築基本・実施設計についてであります。こちらにつきましてですけども、理由といたしましては、地元との調整がつかず、事業の実施を先送りすることとなったため、あわせて実施設計も先送りすることとしたところであります。

5点目の、町単独講師賃金についてであります。こちらについて、町単独講師等と「等」がついているとおりでございまして、こちらには町単独講師の5人分と非常勤講師及び特別支援員等の22人分の計27人分の賃金を実績で見込みまして、このような800万円の減額となっております。

単独講師の確保、町単の単独講師が確保できなかったというわけではございませんので、御承知願えればと思います。

あともう1点、その800万円の減額の理由の一つとしてですけれども、県の非常勤講師の枠が広がりまして、そちらに振り分けられたということも一つの原因であります。

説明は以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○建設課長(山口幸治君) 高畑議員の4点目の御質問にお答えさせていただきます。

7款2項2目道路維持補修事業の説明欄(3)公共施設地区対応事業費のうち15節道路維持補 修事業2億3,400万円の補正は、小山町区長会並びに議会会派からの要望にお応えするもので、平 成30年度に建設課に寄せられました各地区要望の中で実施のかなわなかった要望に対して予算繰 り越しをさせていただき、随時実施していくものであります。

対象となる要望は、町内35の区から上げられた要望であり、119件の要望にお応えするもので、 下段にあります安全施設整備事業の21件と合わせますと140件の工事を予定しております。 以上であります。

○議長(米山千晴君) ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 平成30年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

○**議長(米山千晴君)** 日程第11 議案第7号 小山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長(小野一彦君) 議案第7号 平成30度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてであります。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ210万5,000円を減額し、歳入歳出予算の 総額を21億1,471万7,000円とするものであります。 はじめに、歳入から御説明いたします。

5ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税を299万5,000円増額する、その主な内訳は、4 節医療給付費分滞納繰越分の261万2,000円の増額が主な要因であります。

次に、下段の2目退職被保険者等国民健康保険税を956万7,000円減額する、その主な内訳は、1節の医療給付費分現年課税分を506万5,000円、2節の後期高齢者支援金分現年課税分を221万4,000円、3節の介護納付金分現年課税分を228万8,000円、それぞれ減額するもので、決算見込みによるものであり、退職被保険者の人数の減少が要因であります。

次に、6ページをお願いします。

4款1項1目保険給付費等交付金の2節特別交付金、2細節特別調整交付金を255万円増額いたしますのは、高額療養費制度改正対応システム改修に要する財源として増額するものであります。

その下、5款1項1目利子及び配当金を4万円減額及び6款1項1目一般会計繰入金を90万7,000円減額いたしますのは、いずれも決算見込みによる補正であります。

7ページの8款1項1目一般被保険者延滞金を106万円、同じく4項1目一般被保険者第三者納付金を85万円、8ページの7目療養給付費等交付金を19万円、同じく10目特定健診一部負担金76万5,000円増額いたしますのは、いずれも決算見込みによる補正であります。

その下、9款1項1目財政安定化基金貸付金を1,000円減額いたしますのは、国保制度改革により、町は県に納付金を納めますが、収支状況悪化等により納付金の支払いが困難な場合、一時的に県から借り入れる制度がございます。今年度、そのような必要性がないことから補正減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

9ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、説明欄(2)の13節国保制度改正システム改修255万円は、歳入でも 御説明いたしましたが、高額療養費制度改正に伴う改修であります。

次に、6 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費、説明欄(2)の13節特定健康診査事業170万円及び 特定保健指導事業20万円の減額は、実績に基づく補正であります。

同じく2項1目保健衛生普及費、説明欄(2)の13節保健師等訪問活動10万円の減額、同じく 2目疾病予防費、説明欄(2)の20節脳ドック検診23万1,000円の減額につきましても、決算見込 みによる減額であります。

次に、7款1項1目国民健康保険事業基金積立金、次の11ページの説明欄(2)の25節基金利 子積立金4万円を減額いたしますのも、決算見込みによる補正であります。

最後に、10款1項1目予備費を238万4,000円減額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳 出の差額を調整するものであります。 以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○2番(佐藤省三君) 9ページ、6款1項1目特定健康診査等事業費でございますが、190万円の 減額、これは実績に基づくというようなことが、今、説明がございました。ということは、受診 者が減っているというふうに解釈、理解してよろしいでしょうか。
- ○議長 (米山千晴君) 答弁を求めます。
- **○住民福祉課長(渡邊啓貢君)** 佐藤議員にお答えします。

特定健診の受診者数ですが、平成30年度の11月までの人数が1,562人、29年度は1,636人でしたので、受診者そのものは減っております。これは被保険者の減少に伴うものでありまして、受診率としましては、29年度、このときまでのものが49.3%、これが49.1%と、若干減ってはおりますが、この後、法定報告に向けて努力をしていきますので、御理解いただければと思います。

○議長(米山千晴君) ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○**議長(米山千晴君)** 日程第12 議案第8号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予 算(第2号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長(小野一彦君) 議案第8号 平成30年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) についてであります。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,002万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億2,152万1,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

5ページをお開きください。

1款1項1目特別徴収保険料1,015万6,000円を減額いたしますのは、決算見込みに合わせ補正するものであります。

次に、2款1項1目保険基盤安定繰入金を13万6,000円増額いたしますのは、保険料軽減分及び 社保被扶養者軽減分にかかる一般会計からの繰入額に合わせ補正するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金を1,002万円減額いたしますのは、説明欄(2)19 節後期高齢者医療保険料を1,015万6,000円減額し、あわせて保健基盤安定拠出金を一般会計から の繰入額13万6,000円に合わせ増額するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 (賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 平成30年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(米山千晴君) 日程第13 議案第9号 平成30年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 野木雄次君。

○経済建設部長(野木雄次君) 議案第9号 平成30年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から159万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を それぞれ2億754万2,000円とするものであります。

はじめに、歳入について説明いたします。

予算書5ページをお開きください。

1款1項1目下水道使用料を100万円増額しますのは、決算見込みに合わせ増額するものであります。

4款1項1目一般会計繰入金を260万7,000円減額しますのは、歳入歳出の差額について、一般

会計からの繰入金で調整するものであります。

次に、歳出について説明いたします。

6ページをお開きください。

1款1項1目、説明欄(2)下水道施設維持管理費を150万円減額しますのは、今年度納付する 下水道事業の消費税納付金を決算見込みに合わせ減額するものであります。

次に、2款1項2目、説明欄(2)公債費(利子)を9万7,000円減額しますのは、償還金利子を決算見込額に合わせて減額するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号 平成30年度小山町土地取得特別会計補正予算(第3号)

○**議長(米山千晴君)** 日程第14 議案第10号 平成30年度小山町土地取得特別会計補正予算(第 3 号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第10号 平成30年度小山町土地取得特別会計補正予算(第3号) についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,000万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億928万4,000円とするものであります。

それでは、歳入と歳出を並行して御説明申し上げます。

予算書の5ページ、6ページをお開きください。

今回の補正は、菅沼地区に計画しておりますこども園の用地の土地鑑定評価が定まり、具体的な用地交渉が本格化することから、昨年11月臨時会で御承認をいただきました補正予算第2号に加えて、公有財産購入費を増額するものが主な内容であります。

まず、歳入の1款2項1目一般会計繰入金において4,000万円を繰り入れし、その4,000万円を

歳出の1款1項1目土地開発基金繰出金として土地開発基金に繰り出しを行い、土地開発基金の現金総額が4,000万円増加することとなります。

その後に、用地費の財源としまして、歳入の1款1項1目土地開発基金繰入金を1億4,000万円計上し、土地取得特別会計に繰り入れをいたします。そして、それを財源に歳出の2款1項1目財産購入費として1億4,000円を計上し、用地の先行取得をしようとするものであります。

説明は以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○7番(高畑博行君) 1点だけお伺いします。

6ページの歳出の部、2款1項1目公有財産購入費、説明欄(2)の17節公有財産購入費で1億4,000万の増額補正がされています。購入するすがぬまこども園の用地はどのあたりで、何平米ぐらいを計画しているのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○町長戦略課長(後藤喜昭君) 高畑議員にお答えいたします。

今回の補正に係る対象地でございますけれども、大脇区内の土地でありまして、面積は約1万8,000平方メートルでございます。なお、このうち約半分は山林でございます。

以上であります。

○議長(米山千晴君) ほかに質疑はございますか。(「出ました」と呼ぶ者あり)質疑ないですね。 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号 平成30年度小山町介護保険特別会計補正予算(第4号)

○**議長(米山千晴君)** 日程第15 議案第11号 平成30年度小山町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長(小野一彦君) 議案第11号 平成30年度小山町介護保険特別会計補正予算(第4

号) についてであります。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,667万8,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を19億7,222万6,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

5ページをお願いします。

2款1項1目国庫支出金の介護給付費負担金を257万8,000円増額いたしますのは、国庫負担金の決定額に合わせ補正するものであります。

その下、2項5目保険者機能強化推進交付金を309万4,000円増額いたしますのは、保険者として各種事業への取り組みを条件として交付決定を受けたものであります。

その下、3款1項1目支払基金交付金の介護給付費交付金1,485万9,000円の増額は、歳出の決算見込みに伴い、負担割合に基づき増額するものであります。

次のページをお願いします。

2目地域支援事業支援交付金85万円の増額は、過年度分の精算による追加交付であります。

その下、4款1項1目介護給付費負担金の現年度分87万7,000円の増額は、歳出の決算見込みに伴い、負担割合に基づき増額するものであり、その下、過年度分58万8,000円の増額は、過年度分の精算によるものであります。

次に、その下、6款1項1目介護給付費繰入金381万9,000円の増額、次の7ページ、4目低所得者保険料軽減繰入金42万7,000円の増額、同じく5目その他一般会計繰入金43万6,000円の増額は、いずれも過年度分の精算によるものであります。

その下、8款2項3目雑入の85万円減額は、先ほど3款1項2目で御説明いたしました追加交付の予算額を組み替えるものであります。

8ページをお願いします。

はじめに、1款総務費関係です。1款1項1目一般管理費の説明欄(1)職員人件費3節21万9,000円の増額は、時間外勤務または夜間の研修で認定審査会への参加に要するものであります。 その下、説明欄(2)1節介護保険等総合会議委員報酬10万円の減額は、会議の開催回数の減によるものです。

同じく3項2目認定調査費の説明欄(2)7節臨時職員賃金20万円の減額は、決算見込みによる補正であります。

9ページをお願いします。

2 款保険給付費関係です。 2 款 1 項 5 目施設介護サービス給付費の説明欄 (2) の19節599万 2,000円増額、2 項 1 目介護予防サービス給付費の説明欄 (2) の19節221万8,000円増額、次のページ、7 項 3 目特定入所者介護予防サービス費の説明欄 (2) の19節315万円減額は、いずれも決算見込みに合わせた補正であります。

次に、4款地域支援事業関係です。4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、次の11ページの説明欄(2)13節の訪問型サービスC事業10万円減額、配食サービス事業60万円減額、19節介護予防・生活支援サービス事業309万4,000円増額、その下、2目介護予防ケアマネジメント事業費、説明欄(2)19節の24万6,000円増額については、いずれも決算見込みに基づく補正であります。

その下、3項5目在宅医療・介護連携推進事業費、次のページ、説明欄(2)の1節報酬12万円減額は、当初、今年度に推進会議を設置する計画でありましたが、関係事業所等との調整に時間を要し、推進会議の設置を平成31年度当初と変更したことから補正するものであります。

その下、6目生活支援体制整備事業費、説明欄(2)の13節生活支援サービス体制整備事業費272万円減額と生活支援サポーター養成事業19万3,000円減額は、社会福祉協議会に業務委託している生活支援コーディネーターが年度当初に1名退職し、補充ができなかったこと、また、生活支援サポーター養成講座修了者の活躍の場を確保できないことから講座自体の開催を見送ったことにより補正するものであります。

その下、7目認知症総合支援事業費、説明欄(2)1節認知症初期集中支援チーム検討委員報酬8万5,000円減額は、チーム員相互の密接な連携により検討会の開催まで至らなかったため補正するものであります。

その下、5 款 1 項 2 目償還金、次の13ページ、説明欄(2)の23節国庫負担金返還金1,072万3,000円増額と県負担金返還金39万円増額は、過年度分の負担金確定により返還するものです。

その下、2項1目他会計繰出金、説明欄(2)28節の一般会計繰出金(給付費等)37万3,000円 増額は、過年度分の介護給付費と地域支援事業費を返還するものです。

最後に、6款予備費を1,069万1,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○7番(高畑博行君) 1点だけ質問させていただきます。

9ページの歳出の部、2款1項5目施設介護サービス給付費、説明欄(2)19節施設介護サービス給付費が599万2,000円増額され、総額で8億750万2,000円になっています。決算見込みによる増額という説明がございましたが、これは介護施設に入所した人数の増加がその要因なのでしょうか、伺いたいと思います。

また、在宅介護の増減傾向はどうなっているのかというのも、あわせてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 (米山千晴君) 答弁を求めます。

○介護長寿課長(山本智春君) 高畑議員の質問にお答えします。

今回、施設介護サービス給付費を599万2,000円増額いたしますのは、昨年度に策定いたしました、今年度から3カ年の介護保険の事業計画をまとめました第7期の介護保険事業計画の中で見込んだ介護サービス給付費を計上した予算を決算見込みにより増額補正するものであります。

施設入所者の人数につきましては、年度当初からほとんど変わらず、また、昨年と比較しましても、250人前後ということで、ほぼ変わっておりません。

在宅介護の状況につきましては、利用者が月によって多少ばらつきがあるものの、利用者の利用の増加傾向にあります。それに伴いまして、居宅介護サービス給付費も増加傾向にあります。 以上であります。

- ○議長(米山千晴君) ほかに質疑はございませんか。
- ○5番(薗田豊造君) 1点だけ質問させていただきます。

4款3項6目の中で、説明欄の中、12ページです、12ページの2節の13番生活支援サポーターがいなくなちゃったと。それで今、減額してんだっていうけど、今現在はどのようになっているでしょうか。ただ、これ、しょっちゅう、居つかないような感じがするんだけど、サポーター事業。余り受けてないような感じがするんだよね。今後の施策なども一緒に聞かせてください。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○介護長寿課長(山本智春君) 薗田議員の御質問にお答えします。

まず最初に、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。12ページの説明欄の(2)の13 節の委託の関係ですけども、二つありまして、生活支援サービス体制整備事業の減額、あと、そ の下の生活支援サポーター養成事業の減額ということであるわけですけども。(「その下の分ね」 と呼ぶ者あり)下の方でよろしいですか。はい。生活支援サポーターの養成講座というのを、昨 年は社会福祉協議会の方に委託をしまして、養成講座の方を開催しました。実際、その卒業され た方が軽度な介護サービス等の担い手として地域で活躍をしていただきたいということでやった わけなんですけども、実際、この昨年度やったサポーター養成講座の卒業の方の就業先等が、基 本的にほとんどなかったということで、今年度については、その同じものは、ちょっとやっても なかなか先がないということで、事業の方を委託の方を見送ったということで、減額の方をさせ ていただいております。

以上であります。

- ○議長(米山千晴君) ほかに質疑はございませんか。
- ○2番(佐藤省三君) 12ページ、まずは4款3項5目の在宅医療介護連携推進事業費、報酬として12万円の減ということのようですが、先ほどの説明で、推進会議が設置できなかったというふうに伺いました。同じく、同じページの7目の(2)認知症総合支援事業費8万5,000円減額、これも同じように検討会が開催できなかったということのようです。そして、ただいまの薗田議員の質問の、その上の6目の(2)13節ですか、生活支援サービス体制整備事業、生活支援サポー

ター養成事業、これも減額になっております。

これらは、直接の関わりがあるかどうかちょっと分かりませんが、地域包括ケアシステムとの 関連を考えた場合、今後、きちんと進めていかなければいけない項目ではないかと、私は感じる んですが、今後の見通しについて伺いたいと存じます。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○介護長寿課長(山本智春君) 佐藤議員の御質問にお答えします。

まずはじめに、佐藤議員のおっしゃるとおり、こういった事業は進めていかなければいけない ということで思っております。

まず、12ページの一番上の報酬の在宅医療介護連携推進の推進会議の方ですね。今年度、関係 事業所との調整等に手間取りまして、開催できなかったんですけど、これにつきましては、31年 度年度当初から進めてまいりたいと考えております。

それから、その下の、説明欄(2)ですね、生活支援体制整備事業の二つの委託につきましてです。今年度、この13節の、これは生活支援コーディネーター、社会福祉協議会に委託している事業で、これにつきましては、進めておったんですけど、当初3人ということで、生活支援コーディネーターの方を社会福祉協議会の方にお願いをして委託をしていたわけなんですけど、年度当初に1人やめられてしまったということで、そういった人件費の部分で、ちょっと残っていますけど、1年通して、居場所等の整備を、生活支援コーディネーターと社会福祉協議会と打ち合わせしながら進めてまいりました。

その下の生活支援サポーターの養成講座につきましては、先ほど申したように、また養成講座 を終わった方が、その活躍の場も含めて、そういった事業も進めてまいりたいと思っております。

最後の、認知症初期集中支援チームの検討会の委員につきましても、今年度、チーム員というのは、認知症の地域支援推進員と、あと地域包括支援センターの職員が入って、チーム員というのを構成しているんですけど、定期的に会議を開催する中で、スムーズに事業の方が進んだということで、今回ちょっと検討会の方は開催をしなかったということで、これについても、更に進められるように、必要に応じて検討会の方も開催してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(米山千晴君) ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。 それでは、ここで10分間休憩といたします。

午後2時11分 休憩

午後2時21分 再開

○議長(米山千晴君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第12号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第3号)

○**議長(米山千晴君)** 日程第16 議案第12号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第3号)を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

〇未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第12号 平成30年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第3号) についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ3,800万円を減額し、予算の総額を3億9,929万円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

補正予算書6ページを御覧ください。

3款1項1目宅地造成事業債を3,800万円減額いたしますのは、事業費の確定に伴い、必要な地 方債の減額をするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

2款1項1目宅地造成費を3,800万円減額いたしますのは、宮ノ台地区の宅地造成事業費の確定により、15節工事請負費を505万円、その下、公有財産購入費を3,295万円、それぞれ減額するものであります。

最後に、地方債の補正について御説明いたします。

恐縮ですが、4ページにお戻りください。

先ほど御説明いたしました歳入の宅地造成事業債の補正に合わせ、限度額を1億6,200万円に 減額するものであります。

説明は以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第5号) 〇議長(米山千晴君) 日程第17 議案第13号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別 会計補正予算(第5号)を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

〇未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第13号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会 計補正予算(第5号)についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ197万円を減額し、予算の総額を7億5,791万9,000円にするとともに、繰越明許費を設定し、既定の地方債を変更するものであります。

最初に、繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正予算書4ページを御覧ください。

許認可協議申請、嘱託登記申請、確定測量及び廃棄物処理の業務につきまして、造成事業区域 内に存する廃棄物の処理に時間を要し、造成工事の年度内の完了が困難となってしまったことか ら、繰越明許費を設定するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

1款1項1目一般会計繰入金を189万4,000円減額いたしますのは、歳出予算に計上してございます一時借入金利子額が確定し減額となったことに合わせて補正をするものであります。

その下、2款1項1目不動産売払収入を12万4,000円増額いたしますのは、鉄塔敷地として売却する町有地の売払金額が確定したことによるものであります。

その下、4款1項1目用地取得事業債を20万円減額いたしますのは、先ほど御説明申し上げま した不動産売払収入の増額に伴いまして、起債額を減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費を5万円減額いたしますのは、普通旅費の決算見込みによるものであります。

その下、2款1項1目事業費の総額は変わりませんが、廃棄物処理委託料について、処分量等

決算見込みに合わせて347万円増額いたしますとともに、事業用地立木等補償契約につきまして、 契約額の確定により347万円を減額するものであります。

次に、9ページを御覧ください。

3款1項1目利子を162万8,000円減額いたしますのは、一時借入金の利子が確定したことによるものであります。

その下、4款1項1目予備費を29万2,000円減額いたしますのは、今回の補正により生じる歳入 歳出の差額を調整するものであります。

最後に、地方債の補正について御説明いたします。

恐縮ですが、5ページにお戻りください。

先ほど御説明いたしました歳入の用地取得事業債の補正に合わせまして、限度額を7億4,200 万円に減額するものであります。

説明は以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○7番(高畑博行君) 1点だけお聞きします。

4ページの繰越明許費と8ページの歳出の部、2款1項1目廃棄物処理費に関してであります。 歳出の部では、廃棄物処理費として347万円の歳出があり、繰越明許費では2億8,309万8,000円の 計上がされております。現状では、大量に見つかった廃棄物の処理の状況について、どの程度の 量が見つかり、現在、どの程度の処理ができているのか、説明をお願いしたいと思います。

以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○未来拠点課長(清水良久君) 高畑議員にお答えいたします。

廃棄物の処理の状況についてでありますが、現時点では、現地におきまして廃棄物混じり土の掘削、約5万立方メートルまで完了しておりまして、引き続き掘削作業を現地にて継続させていく予定でございます。

また、掘削した廃棄物混じり土でございますけれども、現場で廃棄物と土砂に選別しまして、 選別した後の廃棄物につきましては、順次、処分場まで収集、運搬及び処分の方を実施してまい りたいと考えております。

また、現時点でございます、処分場まで持ち込んだ廃棄物の処分量は、約4,000立方メートルで ございます。

以上であります。

○議長(米山千晴君) ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第14号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第3号)

○**議長(米山千晴君)** 日程第18 議案第14号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計 補正予算(第3号)を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

〇未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第14号 平成30年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補 正予算(第3号)についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ4億4,698万円を減額し、予算の総額を17億8,097万8,000円にするとともに、繰越明許費を設定し、既定の地方債を変更するものであります。

はじめに、繰越明許費について御説明いたします。

補正予算書4ページを御覧ください。

自然環境調査、地質調査及び土木造成詳細設計の委託業務につきましては、林地開発等他部局 との協議等に不測の期間を要したために、年度内の完了が困難であることから繰り越しをするも のであります。

また、事業用地取得につきましては、土地売買契約を締結したものの、年度内に登記の完了まで至らない土地の支払代金につきまして繰り越すものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

1款1項1目一般会計繰入金を98万円減額いたしますのは、歳出予算に計上してございます一時借入金利子額が確定し、減額となったことに合わせて補正をするものであります。

その下、2款1項1目用地取得等事業債を4億4,600万円減額いたしますのは、歳出予算に計上 しております事業費の決算見込みに合わせて減額をするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目一般管理費を 5 万8,000円減額いたしますのは、普通旅費の決算見込みによるものであります。

その下、2款1項1目、説明欄(2)事業費を4億4,592万2,000円減額いたします主な内訳といたしまして13節委託料、落札差金、及び前年度予算において前倒しで業務を実施いたしましたことから、1,192万2,000円を、続いて、9ページになりますが、本年度内に契約締結に至らなかった用地及び物件移転補償につきまして、17節事業用地4億513万4,000円と、22節事業用地物件移転等補償2,886万6,000円を、それぞれ減額するものであります。

その下、3款1項1目利子を100万円減額いたしますのは、一時借入金の利子が確定したことによるものであります。

最後に、地方債の補正について御説明いたします。

恐縮ですが、5ページにお戻りください。

先ほど御説明いたしました歳入の用地取得事業債の補正に合わせ、限度額を17億7,100万円に 減額するものであります。

説明は以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第15号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算(第1号)

○**議長(米山千晴君)** 日程第19 議案第15号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会 計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第15号 平成30年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計 補正予算(第1号)についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ3,795万1,000円を減額し、予算の総額を867万8,000円とするものであります。

はじめに、歳入について御説明いたします。

補正予算書5ページを御覧ください。

1款1項1目売電収入を3,795万1,000円減額いたしますのは、木質バイオマス発電所の建設工期を昨年の3月から、11月までと繰り越し延長したこと、また、附属機械設備及び燃料等の調整を行うとともに、安定した稼働が確認されるまでの試運転に時間を要し、その間の売電ができなかったことによるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

1款1項1目、説明欄(2)発電事業費を3,662万9,000円減額いたしますのは、本発電所の調整・試運転期間中に、発電及び売電事業の中断を余儀なくされたことに伴い、その間の施設管理運営委託料の減額を行うものであります。

その下、2款1項1目利子を132万2,000円減額いたしますのは、償還金の利子が確定したことによるものであります。

説明は以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第16号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(米山千晴君) 日程第20 議案第16号 平成30年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計 補正予算(第2号)を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

〇未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第16号 平成30年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計補 正予算(第2号)についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ5,084万円を減額し、予算の総額を13億 216万円にするとともに、繰越明許費を設定し、既定の地方債を変更するものであります。

はじめに、繰越明許費について御説明いたします。

補正予算書4ページを御覧ください。

測量・用地、自然環境、地質の各調査及び土木造成設計の委託業務は、他部局との協議及び、 事業協力者との土地利用計画の策定等に時間を要したことにより、年度内の完了が困難となり、 繰越明許費を設定をするものであります。

あわせて、事業用地取得につきまして、関係地権者との用地交渉に時間を要し、年度内の売買 契約の締結が見込めないことから、繰越明許費を設定するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

1款1項1目一般会計繰入金を6万円増額いたしますのは、用地取得事業債の端数部分を調整するものであります。

その下、2款1項1目用地取得等事業債を90万円減額いたしますのは、起債の対象となる事業費の決算見込みによるものであります。

その下、3 款 1 項 1 目不動産売払収入を5,000万円減額いたしますのは、税務署との協議の結果、 町が取得する必要がなくなった土地に対しての売払金を減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

1款1項1目事業費を5,084万円減額いたします内訳ですが、13節委託料で、完了した埋蔵文化 財調査業務の入札差金84万円を、17節用地で、先ほど歳入で御説明いたしました、町が取得する 必要がなくなった土地購入費5,000万円を、それぞれ減額するものであります。

最後に、地方債の補正について御説明いたします。

恐縮ですが、5ページにお戻りください。

先ほど御説明いたしました歳入の用地取得事業債の補正に合わせ、限度額を13億30万円に減額 するものであります。

説明は以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第17号 平成30年度小山町水道事業会計補正予算(第2号)

○**議長(米山千晴君)** 日程第21 議案第17号 平成30年度小山町水道事業会計補正予算(第2号) を議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長野木雄次君。

○**経済建設部長(野木雄次君)** 議案第17号 平成30年度小山町水道事業会計補正予算(第2号) についてであります。

予算書3ページをお開きください。

収益的収入についてであります。

1款1項1目給水収益のうち、1節水道料金を2,000万円増額しますのは、決算見込みに合わせ、 増額するものであります。

次に、収益的支出についてであります。

1款2項1目支払利息及び企業債取扱諸費のうち37節企業債利息を315万円減額しますのは、 今年度支払う企業債利息を決算見込みに合わせて減額するものであります。

次に、4ページをお開きください。

はじめに、資本的収入についてであります。

1款1項1目企業債のうち、1節企業債を9,000万円減額しますのは、企業債の対象事業であります、町道上野大御神線ほか1路線配水管布設工事、及び都市計画道路大胡田用沢線配水管布設工事の施工範囲が縮小されたことによる減額が主なものであります。

続いて、4項1目工事負担金のうち、1節工事負担金を200万円減額しますのは、新東名高速道路建設に伴う水道施設整備について、道路建設工事の進捗から実施に至らなかったことにより減額するものであります。

次に、資本的支出についてであります。

1款1項2目配水施設費のうち、13節委託料を630万円及び41節工事請負費を1億400万円減額 しますのは、収入でも説明いたしましたが、新東名高速道路建設に伴う水道施設整備について、 道路建設工事の進捗から実施に至らなかったことによる減額、町道上野大御神線ほか1路線配水 管布設工事及び都市計画道路大胡田用沢線配水管布設工事の施工範囲の縮小による減額が主なも のであります。

今回の補正により資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が2億1,218万4,000円となります。

それでは、1ページにお戻りください。

ただいま御説明しました不足する額につきましては、第3条に記載しましたように、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填をするものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第18号 町道路線の廃止について

- ○議長(米山千晴君) 日程第22 議案第18号 町道路線の廃止についてを議題とします。 補足説明を求めます。経済建設部長 野木雄次君。
- ○経済建設部長(野木雄次君) 議案第18号 町道路線の廃止についてであります。

議案書は11ページからとなります。

本案は、道路法第10条第1項の規定に基づく町道の廃止であります。

廃止する路線は、町道3861号線と町道4113号線の2路線であります。

町道3861号線は、御殿場市が進める市道0101号線(通称:団地間道路)整備事業の中で施工された市道7007号線の延伸及び市道0101号線の区域変更により町道3861号線が接続する道路がなくなり、町道としての機能を失うことから路線を廃止するものであります。なお、道路法第8条第3項及び第4項の規定に基づく御殿場市道の小山町区域内への路線認定に対する議会承諾は、平成29年6月定例会において議決されております。

次に、町道4113号線は、国土交通省が進めている国道138号バイパス整備工事により現道の中間 点が分断され、町道としての機能を失うことから路線を廃止するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総 務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、会議規則第39条第1項

日程第23 議案第19号 町道路線の認定について

○議長(米山千晴君) 日程第23 議案第19号 町道路線の認定についてを議題とします。 補足説明を求めます。経済建設部長 野木雄次君。

○経済建設部長(野木雄次君) 議案第19号 町道路線の認定についてであります。

議案書は14ページからとなります。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づく町道の認定であります。

今回認定する町道4212号線は、小山町須走字西沢地先で施工中の国道138号バイパス工事により分断される既存の町道4113号線に代わり、この町道の機能を確保するため国土交通省が整備する国道の側道を町道認定するものであります。

続いて、町道4213号線から町道4216号線の4路線は、新東名高速道路建設工事により移転する 社会福祉法人の移転補償工事に関連して中日本高速道路株式会社が整備した小山町須走字下原地 先の私道について、町道認定の基準を満たし、かつ地権者から道路敷地の寄附申し出があり、町 がこれを受諾したことから町道認定するものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総 務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、会議規則第39条第1項 の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第20号 小山町林道管理条例の制定について

○**議長(米山千晴君)** 日程第24 議案第20号 小山町林道管理条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 野木雄次君。

○経済建設部長(野木雄次君) 議案第20号 小山町林道管理条例の制定についてであります。 議案書は17ページからとなります。

本案は、町民等が林道を利用する機会がふえる中、林道を適正に維持管理することにより、林 業の振興及び森林の多面的機能の保全に資することを目的とし、新たに条例を制定しようとする ものであります。 条例は17箇条からなっており、第3条では林道の管理者を町長と明記、第4条では管理者等の 責務について規定、第5条では林道使用に当たって禁止行為について規定、第6条から第9条で は使用許可及び占用承認について規定、第12条では通行規制の実施についてそれぞれ定めていま す。

なお、この条例は、公布の日から施行することといたします。 以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総 務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、会議規則第39条第1項 の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第21号 小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(米山千晴君) 日程第25 議案第21号 小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第21号 小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例についてであります。

本案は、平成31年4月1日から長時間労働の是正のための措置として、民間におきましては働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により罰則つきの時間外労働の上限規制等が導入されました。また、国家公務員におきましても、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じるとされ、人事院規則の改正等が行われたところであります。

これを受けまして、地方公務員につきましては、地方公務員法第24条第4項の均衡の原則により、国家公務員の措置等を踏まえ、時間外勤務命令を行うことができる上限を定める措置を講じる必要があることから、今回の条例改正を行うものであります。

それでは、お手元の条例改正資料、新旧対照表の14ページをお開きください。

第8条第3項におきまして、時間外勤務命令の上限設定を規則で定めることを追加するものであります。

また、あわせて第8条第1項及び第2項におきまして、育児短時間勤務職員等の宿日直業務及

び時間外勤務の規定についての整理を行っております。

施行日は、平成31年4月1日であります。

説明は以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総 務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、会議規則第39条第1項 の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第22号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○**議長(米山千晴君)** 日程第26 議案第22号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長(小野一彦君) 議案第22号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に ついてであります。

国民健康保険の制度改革により、本年度から静岡県が国民健康保険の財政運営の責任主体となりました。これに伴い、県は静岡県国民健康保険運営方針を策定し、方針において、県内の保険料水準の統一を目指す中、国保税の資産割と介護分の平等割を廃止するとしております。

本案は、これを受け、小山町国民健康保険税の税率を改定するものであります。

資産割は、固定資産税に課税するため、住宅用の資産のみ所有する年金生活者や低所得者の負担が大きいこと、また、介護分は40歳から64歳までの被保険者のいる世帯のみ平等割を課税する変則的な課税であることから、県内市町の課税方式統一に向けて改定いたします。

税率改定の方針は、被保険者世帯の国民健康保険税額の急激な変動を緩和するため、資産割と介護分の平等割を3分の1ずつ、3回に分けて段階的に引き下げ、廃止します。また、あわせて応能割と応益割の比率を、現在の約60対40から、県国保運営方針で定める割合である1人当たり所得の県平均を全国平均で割った値対1(約53対47)に近づけるため、所得割、均等割及び介護分以外の平等割の税率を段階的に引き上げます。

それでは、条例改正資料、新旧対照表の16ページをお開きください。

条文の改正におきましては、同ページ以降22ページまでの第3条から第9条の3にかけまして、 税率を改定いたします。また、今回の税率改定に合わせまして、後期高齢者医療への移行者のい る世帯を対象とする平等割の軽減策として、後期高齢者移行後5年経過するまでを特定世帯とし て、平等割額を一般世帯の2分の1に、また5年経過後から8年までを特定継続世帯として4分の3としております。また、21、23ページからの第23条におきまして、低所得の世帯を対象とする軽減策として、7割、5割、2割軽減世帯における均等割、平等割の計減額についても改定しております。

なお、附則において、条例施行日を平成31年4月1日とすること、経過措置として平成30年度 分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとすると定めております。

今回の税率改定は、課税方式統一に向けた第1回目の改定であります。被保険者世帯の所得及 び固定資産の所有状況は様々であり、賦課割合の変更により、税額が増額となる世帯、減額とな る世帯がそれぞれ生じます。今後、町としましては、被保険者の皆様に対し丁寧な説明を行って まいります。

なお、本案件につきましては、小山町の国民健康保険の事業の運営に関する協議会の諮問し、 承認され、答申を受けておりますことを報告いたします。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文 教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、会議規則第39条第1項 の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第23号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例及び小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める 条例の一部を改正する条例について

○議長(米山千晴君) 日程第27 議案第23号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例及び小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条 例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長 長田忠典君。

○教育次長兼こども育成課長(長田忠典君) 議案第23号 小山町放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準を定める条例及び小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等 を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

国は、専門性が求められる職業を担う人材を養成するために、専門職大学の制度を設けるなど の措置を講じるとともに、学校教育法の一部を改正いたしました。 この専門職大学の制度化に伴い、専門職大学の前期課程を修了した者について、放課後児童支援員及び水道の布設工事監督者と水道技術管理者の資格対象者として追加するものであります。

このことにより、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び水道法施行規 則が一部改正され、関連する小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例及び小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例を一部改正するも のであります。

改正内容は、小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項、放課後児童支援員の資格については、第5号中に「専門職大学の前期課程を修了した者」 を加えました。

また、小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例第3条、布設工事監督者の資格及び第4条、水道技術管理者の資格についても同様に、「専門職大学の前期課程を修了した者」を加えたものであります。

なお、条例の施行日は、平成31年4月1日からとしております。 以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文 教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、会議規則第39条第1項 の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩といたします。

午後3時06分 休憩

午後3時21分 再開

○議長(米山千晴君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第28 議案第24号 平成31年度小山町一般会計予算

日程第29 議案第25号 平成31年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第30 議案第26号 平成31年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第31 議案第27号 平成31年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第32 議案第28号 平成31年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第33 議案第29号 平成31年度小山町土地取得特別会計予算

日程第34 議案第30号 平成31年度小山町介護保険特別会計予算

日程第35 議案第31号 平成31年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第36 議案第32号 平成31年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算

日程第37 議案第33号 平成31年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算

日程第38 議案第34号 平成31年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第39 議案第35号 平成31年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算

日程第40 議案第36号 平成31年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第41 議案第37号 平成31年度小山町水道事業会計予算

○**議長(米山千晴君)** 次に、日程第28 議案第24号から日程第41 議案第37号までの平成31年度 予算14件を一括議題とします。

町長から、当初予算の方針と主要な施策について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 議案第24号 平成31年度小山町一般会計予算を中心に、その施政方針と主要な施策について、御説明を申し上げます。

小山町の平成31年度当初予算は、一般会計において、歳入の根幹である町税が2年連続で増収 見込みとなりますが、地方交付税などを含めた一般財源総額では減額を見込んでおります。

また、社会保障関係費などの増額が見込まれ、厳しい財政状況が続いております。

そのような中ではありますが、平成31年度は、第4次小山町総合計画後期基本計画の最終年度であるとともに、翌年度に東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技の開催を控えた、本町にとって総仕上げかつ、更なる活躍に向けた重要な1年であります。

そこで、第1に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施 策を推進してまいります。

第2に、雇用の場の創出やにぎわいづくりを目指す三来拠点事業を推進してまいります。

第3に、子育てに優しい町を目指し、子育て支援の充実を図ってまいります。

第4に、高齢者が生き生きとして暮らすことができるための生きがい支援をしてまいります。

第5に、若者の移住・定住を促進する施策を推進してまいります。

この五つの分野に重点配分を行い、小山町総合計画の基本目標に沿った基本施策を着実に推進 していくとともに、私の政策提言である、小山町を元気にする金太郎大作戦第二章を推進する予 算編成といたしました。

それでは、施策について、主要事業、新規事業を中心に説明いたします。

最初に、総合計画基本目標の一つ目、「便利で快適なまち」に掲げている環境分野と都市基盤分野の施策についてであります。

恵まれた環境の保全の施策として、環境基本計画に基づき、生物情報の収集等の各種調査を引き続き行ってまいります。

また、湯船原地区で、木質バイオマス発電に加え、熱供給に向けた伝導管設計業務に取り組ん

でまいります。

次に、安全な水の安定供給、適切な汚水処理を推進するために、水道事業では、配水施設の整備などの第6期上水道拡張事業に取り組んでまいります。

下水道事業では、計画的に下水道施設を維持管理していくため、須走浄化センター長寿命化事業を実施してまいります。また、下水道未整備地区の汚水を適切に処理するため、合併処理浄化槽設置補助事業を継続してまいります。

次に、活力ある土地利用の推進を図る施策であります。

菅沼谷戸地区での土地区画整理事業を進めるため、調査業務を進めてまいります。

また、足柄地域の活性化を図るため、足柄駅交流センター(仮称)建設に取り組んでまいります。

次に、便利で快適な道路網の整備として、地区からの要望の中で多い、道路の舗装補修などに 積極的に対応するとともに、生活道路の整備の充実を図ってまいります。

新東名高速道路の機能を補完するため、新東名関連町道整備事業として、町道3628号線道路整備を進めてまいります。

また、効果的な都市計画道路の整備を進めるため、都市計画道路大胡田用沢線の用地買収、工事を実施してまいります。

それに、国道246号から上野工業団地へのアクセス道路整備に取り組んでまいります。

更に、東京オリンピックの自転車競技ロードレースのゴール会場となる富士スピードウェイの 前面道路の町道上野大御神線の改良舗装工事に取り組んでまいります。

次に、金太郎公共交通計画に基づき、自主運行バスの運行や生活確保維持路線に対する補助を 継続して実施し、公共交通の活性化を図ってまいります。

次に、良好な住環境の実現のため、町営住宅の効果的・効率的な維持管理を進めるとともに、 町営住宅等長寿命化計画に基づき、緑ヶ丘及び南藤曲団地改修を進めてまいります。

また、誰もが安心して住める住まいづくりを目指すため、静岡県のプロジェクト「TOUKAI-0」と連携し、住宅耐震化事業を進めてまいります。

更に、PFI手法を活用し、地域優良賃貸住宅整備に取り組んでまいります。

次に、公園・緑地整備の推進として、地域活性化の拠点として活用するため、豊門会館、西洋館の改修事業に、また、富士山の景勝地である誓いの丘の整備に取り組んでまいります。

次に、二つ目の基本目標「安心・安全なまち」に掲げている、健康分野、福祉分野、危機管理 分野の施策についてであります。

地域で支え合う福祉の施策として、地域福祉計画をもとに、民生委員や各機関と連携した社会福祉活動の推進と、各種サービス事業や生活援助事業を推進し、福祉の充実を図ってまいります。

次に、町民主体の健康づくりとして、予防接種や感染症予防対策、生活習慣病予防事業を推進し、保健予防活動の充実を図ってまいります。

また、国民健康保険の特定健診と後期高齢者医療の健康診査の受診を促進し、疾病の早期発見・ 治療の意識を高めてまいります。

更に、健康寿命の延伸を図るため、小山町の気候に適合したクアオルト健康ウオーキング事業 に取り組んでまいります。

次に、高齢者福祉の促進、介護保険の充実のために、シニアクラブの文化事業や健康づくり事業への支援を継続していくとともに、要介護状態にならないための介護予防事業を推進してまいります。また、適切な要介護認定の実施を行い、介護保険サービスの質の確保、支援に努めてまいります。

次に、子育て支援策としては、放課後児童クラブや地域子育て支援センター「きんたろうひろば」などの運営の充実を図ってまいります。

また、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援事業を行うとともに、ファミリーサポートセンター事業を継続して実施してまいります。

更に、高校3年生までのこども医療費の無料化で、安心して適切な医療を受けることができる 環境を整えてまいります。

災害に強いまちづくりを目指すため、自主防災組織への支援充実や災害時の体制の強化を目的 に、組立式避難所用トイレ等の防災資機材の整備を実施してまいります。

広域連携による消防体制の充実、消防団活動の活性化を図っていくとともに、消防団機能の強化として、第7分団車庫詰所建設に取り組んでまいります。

また、今後必要とされる治山工事や森林整備等の対応策について、地域住民をはじめ関係者と ともに、小山町山地強靱化総合対策協議会を継続して開催し、効率的かつ早急な復旧及び災害に 強い森林づくりを目指してまいります。

更に、災害時の住民への情報伝達に不可欠な、同報系無線設備のデジタル化を進めてまいります。

また、空き家の倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止するため、空き家対策補助を進めてまいります。

次に、三つ目の基本目標の「いきいきとしたまち」に掲げている教育分野、文化分野、産業分野の施策についてであります。

心豊かな生涯学習の推進を図るために、ボランティア支援センターを充実するとともに、小中学生を対象とした、ふるさとを知り、貢献する事業「ふるさと博士金太郎事業」を実施し、ボランティア活動の場を広めてまいります。

また、スポーツ・レクリエーションを通じて、町民が楽しみながら、健康な体力づくりができるよう、NPO法人小山町体育協会等と協力し、スポーツ振興を図り、町民体育大会を引き続き開催してまいります。

更に、スポーツ環境の充実を図るため、小山球場の改修に取り組んでまいります。

地域文化の振興のため、国登録有形文化財の森村橋の修景・復原事業を進めてまいります。

次に、将来を担う子ども達が、確かな知性と豊かな感性、健やかな心身を磨き、生きる力を育 んでもらうために、学校教育の充実を図ってまいります。

その施策として、授業力の向上や就学・生徒指導の充実を図るために、授業アドバイザーや指導主事、また町単独で講師を配置し、適切な教育指導を行うために特別支援教育支援員の配置を継続して行ってまいります。

また、子育てに悩む保護者等に対応するため、子ども相談体制の充実を図ってまいります。

それに、学校のICT環境整備として、小中学校に学習用パソコン(タブレット)の導入を図ってまいります。

また、保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実、食育の推進、子育て支援を図るために、小中学校、幼稚園の給食完全無償化に取り組んでまいります。

更に、質の高い教育を受けられ、夢の持てる環境、安心して通わせられる環境の場として、須 走地区で公営塾の運営を進めてまいります。

次に、地域間交流・国際交流の推進のために、文化・観光交流等を促進するとともに、国際姉 妹都市との交流を深め、国際的視野を持てる子ども達の語学力等の向上を図ってまいります。

次に、三来拠点事業を推進する施策であります。

湯船原地区のうち、新産業集積エリア、ロジスティックターミナルエリアにおいて工業団地造 成事業を実施してまいります。

また、小山PA周辺地区の開発を進めてまいります。

更に、官民連携事業として、駿河小山駅前再開発まちづくりの検討に取り組んでまいります。

次に、生産性が高く、効率的な農業を推進するため、中山間地域総合整備事業と、経営体育成 基盤整備事業を進めてまいります。

また、豊かな森林資源を活用するように、地域ごと森林経営計画を策定するとともに、間伐、 枝打ち等の森林整備を支援してまいります。

更に、山村道路網整備事業の金時線改良工事を進めてまいります。

次に、日本版DMOを構築し、観光地域づくりを戦略的に推進してまいります。

また、静岡県全域で実施するデスティネーションキャンペーンにより、富士山や富士箱根トレイル等の観光資源を活用した観光交流を推進してまいります。

それに、希少な植物も多く、自然観察に絶好な小富士遊歩道の整備に取り組んでまいります。 更に、町の玄関口である、駿河小山駅前修景事業にも取り組んでまいります。

次に、定住・移住の促進と婚活支援に積極的に取り組んでまいります。

また、大胡田地内での宅地創出を進めてまいります。

次に、四つ目の基本目標の「計画の推進のために」に掲げている、広域行政分野、行財政運営 分野、協働分野の施策についてであります。 広域的な行政課題に対する公共サービスの充実を図るため、富士山ネットワーク会議や二市一 町行政懇談会などにおいて、研究活動を進めてまいります。

また、新規借入地方債については、適債性を重視した借り入れとしてまいります。

総合計画及び総合戦略の適切な進行管理を行うとともに、効率的・効果的な行政運営の推進を 行ってまいります。

それに、次期総合計画及び総合戦略の策定に取り組んでまいります。

更に、須走コミセン改修に取り組んでまいります。

また、町民との協働により、町内各地区の将来像を描いた計画の推進を図ってまいります。

更に、オリンピック・パラリンピックという世紀の大イベントを成功させるべく、官民一体の「オールおやま」で2020へ向けた準備を進めてまいります。

以上、平成31年度当初予算の予算編成において、四つの基本目標に沿った施策について説明を 申し上げました。

小山町の特別会計を含めた平成31年度当初予算総額は、240億1,197万2,000円であります。

このうち、一般会計は152億3,000万円とし、前年度当初予算124億8,000万円と比べ27億5,000万円、22%の増であります。

歳入の根幹であります町税収入は38億7,981万円で、歳入全体の26%を占め、前年度に比べて 9,970万円の増額となっています。

特別会計予算も合わせました平成31年度当初予算の概要につきましては企画総務部長から、また、具体的な内容につきましては各担当部長から説明いたします。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 町長の説明は終わりました。

次に、企画総務部長から、各会計予算の概要について、提案説明を求めます。企画総務部長 湯 山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第24号 平成31年度小山町一般会計予算から議案第37号 平成31年度小山町水道事業会計予算までの14件について一括御説明をいたします。

はじめに、議案第24号 平成31年度小山町一般会計予算についてであります。

一般会計予算書の14ページを御覧ください。

はじめに、債務負担行為の設定についてであります。

土地評価見直業務は、平成31年度から平成32年度までの2カ年での委託に当たりまして、その業務委託に要する経費について、平成32年度の債務負担行為を設定するものであります。

森村橋復原工事報告書作成業務は、平成31年度から平成33年度までの3カ年で事業を行うもので、その業務委託に要する経費について、平成32年度から33年度の債務負担行為を設定するものであります。

次に、15ページから16ページにかけての地方債でありますが、平成31年度事業の財源等として、

総額13億5,860万円を限度額に借り入れを予定している地方債であります。

次に、歳入歳出予算の概要について説明します。

この後は、全て予算書付属資料において説明いたしますので、お手元に予算書付属資料を御用意ください。

それでは、資料の3ページをお開きください。

はじめに、主な歳入予算の内訳について説明を申し上げます。

1款町税は、38億7,981万円、前年度に比べ9,970万円、2.6%の増額となっております。

町税の内訳につきましては、次の4ページを御覧ください。

町民税の個人分は10億5,500万円、前年度に比べ2,000万円、1.9%の減額、一方、法人分につきましては3億1,010万円、前年度に比べ1,000万円、3.3%の増額となっております。

町民税全体につきましては、給与所得の伸びが見込まれないことから個人分の減額、また、企業の業績見込みから法人分の増額を見込んでおります。

次に、固定資産税の純固定資産税は22億8,600万円、前年度に比べ8,100万円、3.7%の増額となっております。企業の設備投資等による償却資産の増額を見込んでおります。

町税全体について見ますと、企業誘致や景気回復などから、増収を見込んでおります。

資料3ページへお戻りください。

2款地方譲与税から13款交通安全対策特別交付金までにつきましては、国が示しました平成31 年度地方財政計画による予算措置や、県が見込んでおります市町交付金見込額、これまでの本町 の決算推移などから、それぞれ見込んだものであります。

12款の地方交付税は、地方財政計画から1,000万円の減額を見込んでおります。2款から13款までの増減額を合わせますと、全体で700万円の減額となっております。

次に、16款国庫支出金は、27億9,365万9,000円、前年度に比べ8億4,545万1,000円、43.4%の 増額であります。地域優良賃貸住宅整備事業に対する社会資本整備総合交付金の増額が主な要因 であります。

次に、17款県支出金は8億423万7,000円、前年度に比べ2億8,302万6,000円、54.3%の増額であります。湯船原地区に立地します企業に対する地域産業立地事業費補助金を見込むことが増額の主な要因であります。

次に、19款寄附金は10億1,831万円、前年度に比べ6億1,000万円、37.5%の減額であります。 ふるさと寄附金の減額を見込むものが主な要因であります。

次に、20款繰入金は28億2,356万7,000円、前年度に比べ19億4,966万9,000円、223.1%の増額であります。豊門公園整備や森村橋修景・復原の財源といたしまして、文化財保護基金からの繰り入れ、小中学校ICT整備や小山球場改修の財源といたしまして、教育振興基金からの繰り入れ、及び総合計画の着実な推進のための総合計画推進基金からの繰り入れによるものであります。

次に、23款町債につきましては13億5,860万円、前年度に比べ1億7,280万円、14.6%の増額で

あります。主な要因は、公共道路整備事業等の社会資本整備総合交付金を活用する事業費の増加 によるものであります。

また、地方の財源不足に対応する地方交付税の代替財源として措置をされます臨時財政対策債につきましては、3億2,000万円、前年度に比べ1,000万円の減額であります。

続きまして、歳出予算について説明いたします。

はじめに、5ページの目的別歳出の前年度対比の大きいものについて説明いたします。

まず、2款総務費は25億1,084万9,000円、前年度に比べ2億3,031万円、8.4%の減額であります。主な減額の要因は、ふるさと寄附の減額見込みから、寄附をいただいた方へのお礼の品を贈るための経費の減額であります。

次に、3款民生費は、23億763万9,000円、前年度に比べ3億4,737万2,000円、17.7%の増額であります。増額の主な要因は、湯船原地区のこども園整備に対する民間保育所等施設整備補助金によるものであります。

次に、6款商工労働費は8億3,554万1,000円、前年度に比べ5億6,918万4,000円、213.7%の増額であります。増額の主な要因は、湯船原地区に立地する企業に対する地域産業立地事業費補助金や小富士遊歩道整備、道の駅すばしりの改修によるものであります。

次に、7款土木費は48億9,565万8,000円、前年度に比べ9億9,607万9,000円、25.5%の増額であります。増額の主な要因は、地域優良賃貸住宅整備事業や足柄駅交流センター建設、豊門公園の西洋館改修、誓いの丘公園整備などによるものであります。

次に、8 款消防費は6億9,449万円、前年度に比べ2億7,013万3,000円、63.7%の増額であります。増額の主な要因は、同報系無線設備デジタル化事業、消防第7分団車庫詰所建設によるものであります。

次に、9款教育費は18億1,236万1,000円、前年度に比べ7億957万3,000円、64.3%の増額であります。増額の主な要因は、教育用ICT備品の購入や、給食費の完全無料化、小山球場改修などによるものであります。

続きまして、6ページの性質別歳出予算の概要についてであります。性質別内訳の本年度合計 欄を御覧ください。

最初に、物件費は26億9,389万8,000円、前年度と比べて3億7,464万円、16.2%の増額であります。増額の主な要因は、小中学校教育用ICT備品の購入などであります。

次に、補助費等は16億9,717万円、前年度と比べて6億8,451万2,000円、67.6%の増額であります。増額の主な要因は、地域産業立地事業の補助金や民間保育所等施設整備費補助金によるものであります。

次に、普通建設事業費は57億5,950万9,000円、前年度と比べて15億654万4,000円、35.4%の増額であります。増額の主な要因は、町道大胡田用沢線、町道用沢大御神線道路改良舗装工事や地域優良賃貸住宅整備事業などによるものであります。

次に、繰出金は9億9,004万6,000円、前年度と比べて2億7,328万6,000円、38.1%の増額であります。増額の主な要因は、土地取得特別会計への繰出金の増によるものであります。

次に、その他は1億2,845万3,000円、前年度と比べて2億8,369万2,000円、68.8%の減額であります。減額の主な要因は、基金への積立金の減少によるものであります。

以上が、議案第24号 平成31年度小山町一般会計予算の概要でございます。

続きまして、議案第25号 平成31年度小山町国民健康保険特別会計予算についてであります。 資料の8ページをお願いします。

この会計は、国民健康保険法に基づく予算であり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億6,000万円、前年度に比べ3,000万円、1.6%の増額となっております。予算の大半は保険給付費であり、その動向を見込んでの編成としました。

次に、議案第26号 平成31年度小山町育英奨学資金特別会計予算についてであります。 資料9ページを御覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ567万8,000円、前年度に比べ56万1,000円、9%の減額であります。

平成31年度の貸し付けにつきましては、8人への貸与を継続し、新規に大学生等の貸し付け4 人を見込んで編成いたしました。

次に、議案第27号 平成31年度小山町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。 同じく資料の9ページを御覧ください。

この会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく予算であり、予算の総額は、歳入歳出 それぞれ2億2,270万円、前年度に比べ745万8,000円、3.2%の減額となりました。

次に、議案第28号 平成31年度小山町下水道事業特別会計予算についてであります。 資料10ページをお願いします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億948万6,000円、前年度に比べ162万円、0.8%の減額となっております。

主な内容は、使用料、一般会計繰入金及び前年度繰越金を財源に、須走浄化センターの管理運営等を進めていくものと、国庫支出金、事業債により浄化センターの長寿命化整備等を行っていくものであります。

次に、議案第29号 平成31年度小山町土地取得特別会計予算についてであります。 同じく資料の10ページを御覧ください。

この会計は、公共用地の先行取得と土地開発基金の管理を目的としたものであり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億20万6,000円、前年度に比べ4億7,095万5,000円、364.4%の増額であります。

次に、議案第30号 平成31年度小山町介護保険特別会計予算についてであります。 資料の11ページを御覧ください。 この会計は、介護保険法第3条に基づく予算であり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億1,500万円、前年度に比べ300万円、0.2%の増額となっております。予算の大半は、在宅介護サービス、施設介護サービスなどの保険給付費であり、今後の動向を見込んで編成をいたしました。

次に、議案第31号 平成31年度小山町宅地造成事業特別会計予算についてであります。 同じく資料の11ページを御覧ください。

この会計は、宅地造成事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,000万円、前年度に比べ1億8,600万円、42.7%の減額となっております。

主な内容は、事業収入で起債の償還を、また起債を財源に分譲地の造成を行っていくものであります。

次に、議案第32号 平成31年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算についてであります。

資料の12ページを御覧ください。

この会計は、湯船原地区新産業集積エリア造成事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億20万円、前年度に比べ20億4,220万円、791.6%の増額となっております。

主な内容は、財産収入を財源に、企業債の償還を行うものであります。

次に、議案第33号 平成31年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算についてであります。 資料の12ページを御覧ください。

この会計は、小山町湯船原地区の上野工業団地造成事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,820万円、前年度に比べ20億9,480万円、95.5%の減額となっております。

主な内容は、繰入金と事業債を財源に、工業団地の造成事業を行っていくものであります。 次に、議案第34号 平成31年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算についてであります。

資料は13ページを御覧ください。

この会計は、木質バイオマス発電事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,860万2,000円、前年度に比べ1,197万3,000円、25.7%の増額となっております。

主な内容は、事業収入を財源に、木質バイオマス発電を行っていくものであります。

次に、議案第35号 平成31年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算についてであります。 同じく資料の13ページを御覧ください。

この会計は、小山PA周辺開発事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,720万円、前年度に比べ6億8,580万円、52.6%の減額であります。

主な内容は、繰入金と事業債を財源に、開発事業を行っていくものであります。

次に、議案第36号 平成31年度小山町温泉供給事業特別会計予算についてであります。

同じく資料の13ページを御覧ください。

この会計は、温泉供給事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ487万3,000円、前年度に比べ221万2,000円、31.2%の減額であります。

主な内容は、使用料、前年度繰越金を財源に、温泉供給施設の維持管理や改修を行っていくものであります。

次に、議案第37号 平成31年度小山町水道事業会計予算についてであります。

資料の16ページを御覧ください。

はじめに、収益的収入及び支出の部であります。

収入は、予定総額 3 億2, 126万8, 000円、前年度に比べ2, 061万7, 000円、6. 9%の増額となっております。

支出は、予定総額3億915万2,000円、前年度に比べ1,104万円、3.7%の増額となっております。 次に、資本的収入及び支出についてであります。

収入は、予定総額1億2,397万円、前年度に比べ3,515万円、22.1%の減額となっております。 支出は、予定総額2億3,067万5,000円、前年度に比べ1億6,065万5,000円、41.1%の減額となっております。

なお、収入が支出に対して不足します1億670万5,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本 的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金をもって補填したいと考えております。

以上が、議案第24号から議案第37号までの平成31年度当初予算関係14件についての概要でございます。

説明は以上であります。

○議長(米山千晴君) 企画総務部長の説明は終わりました。

日程第42 選挙第1号 小山町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙

○議長(米山千晴君) 日程第42 選挙第1号 小山町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を 行います。

本件は、小山町選挙管理委員会の委員及び補充員の任期が、本年3月29日をもって任期満了となるので、地方自治法第182条の規定により、選挙するものであります。これより、小山町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**議長(米山千晴君)** 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これ

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長において指名することに 決定しました。

ただいまから指名します。

選挙管理委員に、藤曲179番地の9、安藤 強君、竹之下1203番地、田代 攻君、下古城298番 地、田代徳夫君、須走10番地の28、山本好行君、以上4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました4名を、選挙管理委員の当選人と決定する ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました、安藤 強君、田代 攻君、田代徳夫君、山本好行君、以上4名が 選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員を指名します。

選挙管理委員の補充員に、小山806番地、府川和雄君、竹之下1334番地の1、鈴木眞夫君、吉久保1190番地、湯山泰政君、須走219番地、杉山大寿君、以上4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました4名を、選挙管理委員の補充員の当選人と 決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (米山千晴君) 異議なしと認めます。

ただいま指名しました、府川和雄君、鈴木眞夫君、湯山泰政君、杉山大寿君、以上4名が選挙 管理委員の補充員に当選されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、2月22日金曜日 午前10時開議

議案第24号から議案第37号までの平成31年度予算14件を順次議題として、当初予算の補足説明を行います。

本日は、これで散会します。

午後4時10分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議会議長米山千晴

署名議員 池谷 弘

署名議員薗田豊造

平成31年第1回小山町議会3月定例会会議録

平成31年2月22日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君

3番 鈴木 豊君 4番 池谷 弘君

5番 薗田 豊造君 6番 阿部 司君

7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君

9番 込山 恒広君 11番 池谷 洋子君

12番 米山 千晴君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長 込山 正秀君 副 町 長 室伏 博行君

副 町 長 杉本 昌一君 教 育 長 天野 文子君

企画総務部長 湯山 博一君 住民福祉部長 小野 一彦君

経済建設部長 野木 雄次君 未来創造部長 遠藤 正樹君

オリンピック・パラリンピック機制 池谷 精市君 教育次長兼こども育成課長 長田 忠典君

町長戦略課長 後藤 喜昭君 総務課長 大庭和広君

住民福祉課長 渡邊 啓貢君 介護長寿課長 山本 智春君

建 設 課 長 山口 幸治君 商工観光課長 湯山 浩二君

上下水道課長 渡辺 史武君 未来拠点課長 清水 良久君

危機管理監兼防災課長 岩田 和夫君 総務課副参事 米山 仁君

職務のために出席した者

議会事務局長 岩田 芳和君 議会事務局書記 小野 利幸君

会議録署名議員 4番 池谷 弘君 5番 薗田 豊造君

散 会 午後1時46分

(議事日程)

日程第1	議案第24号	平成31年度小山町一般会計予算
日程第2	議案第25号	平成31年度小山町国民健康保険特別会計予算
日程第3	議案第26号	平成31年度小山町育英奨学資金特別会計予算
日程第4	議案第27号	平成31年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第5	議案第28号	平成31年度小山町下水道事業特別会計予算
日程第6	議案第29号	平成31年度小山町土地取得特別会計予算
日程第7	議案第30号	平成31年度小山町介護保険特別会計予算
日程第8	議案第31号	平成31年度小山町宅地造成事業特別会計予算
日程第9	議案第32号	平成31年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算
日程第10	議案第33号	平成31年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
日程第11	議案第34号	平成31年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
日程第12	議案第35号	平成31年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算
日程第13	議案第36号	平成31年度小山町温泉供給事業特別会計予算
日程第14	議案第37号	平成31年度小山町水道事業会計予算

○議長(米山千晴君) 本日は御苦労さまです。

会議に入る前に、議員の表彰伝達式を行います。進行は事務局長が行います。

なお、開会前の写真撮影を許可します。

事務局長。

○議会事務局長(岩田芳和君) それでは、ただいまから2月6日開催の平成30年度全国町村議会 議長会の席上、会長から議員在職15年以上の自治功労者として表彰されました込山恒広議員の表彰伝達式をとり行います。

込山恒広議員におかれましては、平成15年5月1日から15年9カ月の在職となります。 それでは、米山議長、込山議員は演壇の前へお進みください。

○議長 (米山千晴君) 表彰状。静岡県小山町込山恒広殿。

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与された、その功績は誠に顕著 であります。よって、これを表彰します。

平成31年2月6日。全国町村議長会会長櫻井正人、代読。 おめでとうございます。

○議会事務局長(岩田芳和君) おめでとうございました。

以上をもちまして、表彰伝達式を終了いたします。

申しわけございませんけど、自席にお戻りください。

議事

午前10時00分 開議

○議長(米山千晴君) ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、 小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第24号 平成31年度小山町一般会計予算

- ○議長(米山千晴君) 日程第1 議案第24号 平成31年度小山町一般会計予算を議題とします。 各部長等から補足説明を求めます。はじめに、企画総務部長 湯山博一君。
- ○企画総務部長(湯山博一君) 平成31年度一般会計予算の企画総務部関係の補足説明を行います。 はじめに、歳入から御説明申し上げます。

予算書は19ページからになります。

はじめに、町税の概要を申し上げます。1款町税の総額は38億7,981万円と、平成30年度に比べ9,970万円、率にして2.64%の増額となっております。内訳といたしまして、1項町民税は13億6,510万円で町税全体の35.18%、2項固定資産税は22億9,870万円で町税全体の59.25%と、この2つの税目が町税収入の大半を占めております。

3 項軽自動車税は5,501万円で町税全体の1.42%、4 項町たばこ税は1億5,000万円で町税全体の3.87%、5 項の入湯税は1,100万円を計上いたしました。

それでは、税目ごとに詳しく御説明いたします。

19ページを御覧ください。 1 款 1 項 1 目町民税個人の現年課税分でありますが、前年度に比べ 2,000万円、1.87%減額の10億4,900万円を見込みました。

次に、その下の2目法人分の現年課税分でありますが、対象法人数は464社を見込んでおり、平成30年度決算見込み等を踏まえ、前年度に比べ1,000万円増額の3億1,000万円を計上いたしました。

続きまして、20ページを御覧ください。 2 項 1 目固定資産税の現年課税分でありますが、平成30年度当初予算課税標準額から平成31年度の変化率を見込み、算定いたしました。

右側の説明欄を御覧ください。土地につきましては、全国的には地価の下落率は縮小し、上昇や横ばいに転じている地点もあるものの、地方におきましては依然として下落基調が続いていることから、平成30年度時点修正に、地価下落をできる限り反映し、課税標準額を1.1%減額し、6億8,584万2,000円を計上いたしました。

家屋につきましては、大規模家屋と一般住宅の新築増額分を見込み、8億864万3,000円とした ところであります。

償却資産につきましては、年間平均減価償却率が3.5%程度であることと、新規の設備投資を見込み、8億1,684万円を計上いたしました。

予算の計上におきましては、収納率を98.8%に設定し、純固定資産税分では前年度に比べ8,000万円、率にして3.63%増額の22億8,300万円を見込んだところであります。また、滞納繰越分につきましては300万円を計上いたしました。

続いて、21ページを御覧ください。 3 項 1 目軽自動車税現年課税分でありますが、平成30年 4 月の車両別台数を基準に、平成30年度決算見込み額を踏まえ、前年度に比べ200万円、3.85%増額の5,400万円を計上いたしました。なお、収納率は99.4%としております。

次のページの同項2目環境性能割は、平成29年度の税制改正によりまして自動車取得税が廃止することとなり、軽自動車税の環境性能割が平成31年10月1日に施行されることから、100万円を計上したものであります。

4項1目町たばこ税につきましては、平成30年度決算見込みと平成31年10月1日の旧3級品の税率の引き上げや加熱式たばこの需要を見込み、前年度に比べ1,800万円、13.64%増額の1億5,000万円を計上いたしました。

次に、5項1目入湯税は、新たに2件課税対象が増えたことから、前年度に比べ800万円増額の1,100万円を計上いたしました。

次に、23ページの2款地方譲与税の1項自動車重量譲与税は、自動車重量税の1,000分の407に 相当する額が市町村に交付されるもので、交付額は町道の延長と面積により算定されます。前年 度に比べ200万円減額の6,800万円を計上いたしました。

その下の2項地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の100分の42に相当する額が市町村に交付されるもので、算定の基準は先ほどの自動車重量譲与税と同様であります。前年度に比べ100万円減の2,800万円を計上いたしました。

続いて、24ページを御覧ください。6款1項1目地方消費税交付金は、地方消費税の2分の1 に相当する額が市町村に交付されるもので、市町村の人口と従業員数に基づいて算定されます。 県の算出した見込額から推計し、前年度に比べ1,000万円増額の3億8,000万円を計上いたしました。

次に、25ページの7款1項1目ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場利用税の10分の7に相当する額が市町村に交付されるもので、前年度に比べ1,000万円減額の2億円を計上いたしました。

その下の8款1項1目自動車取得税交付金は、自動車取得税の100分の66程度に相当する額が 市町村に交付されるもので、交付額は町道の延長と面積により算定されます。なお、自動車取得 税が9月末で廃止となるため、前年度に比べ1,700万円減額の1,800万円を計上いたしました。

その下の9款1項1目環境性能割交付金は新たに設けられた交付金で、500万円を計上いたしました。

26ページの10款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金は、国が所有する財産のうち、 自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫の用に供する固定資産が対象となる交付金で、 それぞれの市町村に存在する財産の価格に応じて交付されるものであり、前年度に比べ100万円 減額の3,400万円を計上いたしました。

次に、27ページを御覧ください。12款1項1目地方交付税は、平成31年度地方財政計画から推計し、前年度に比べ1,000万円減額の3億6,000万円を計上いたしました。なお、地方交付税のうち説明欄1の普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額に相当する額が交付されるものであり、説明欄2の特別交付税は、普通交付税に反映できない特別な財政需要に対して交付をされるものであります。

次に、35ページを御覧ください。16款2項6目消防費国庫補助金1億6,421万4,000円は、同報 無線デジタル化事業に対する防衛の8条補助金であります。

次に、36ページの16款2項9目特定防衛施設周辺整備調整交付金は、ジェット機が運用される 基地や実弾演習が行われる演習場などを特定防衛施設として位置づけ、その所在する市町村に対 して交付されるもので、いわゆる9条交付金と呼んでいるものであります。前年度に比べ2,000万 円減額の1億6,120万円を計上いたしましたが、これは水道事業会計に5,000万円を計上したこと によるもので、町全体としての国からの交付額は、前年度と同額と見込んでおります。

その下の同じく10目地方創生交付金1,250万円は、地方創生の更なる推進に対して交付される もので、自己実現型定住促進事業など2事業に対する交付金であります。

続いて、43ページをお開きください。18款1項1目財産貸付収入3億3,994万8,000円の主なも

のは、1節土地貸付収入の説明欄1東富士演習場貸付料3億1,522万8,000円で、演習場として国に貸し付けている町有地約252.8~クタールの貸付料であります。

次の44ページの同じく2項1目不動産売払収入2億1,693万1,000円の主なものは、1節土地売 払収入の説明欄1町有地売払収入2億1,193万1,000円で、御殿場市・小山町広域行政組合から購 入をしました桑木の旧RDFセンター跡地を開発事業者に売却する売払収入と、旧町立体育館、 旧中央公民館の町有地を宅地造成事業特別会計に売り払う売払収入であります。

次のページの19款寄附金10億1,831万円の主なものは、1項2目のふるさと寄附金の説明欄(1) ふるさと納税による寄附金10億円と、いわゆる企業版ふるさと納税と呼ばれる、説明欄2のまち・ひと・しごと創生寄附金300万円であります。

続いて、47ページを御覧ください。20款2項1目東富士演習場関連特定事業基金繰入金2億3,320万円は、保育園、幼稚園の運営やこども医療費助成事業などの特定事業のために、特定防衛施設周辺整備調整交付金を積み立てた基金からそれぞれの事業の財源として繰り入れをするものであります。

次に、48ページの同じく5目総合計画推進基金繰入金12億4,100万円は、多くの事業を執行する ための財源として繰り入れをするものであります。

次に、52ページを御覧ください。22款6項1目雑入の2節雑入のうち、説明欄22ミニボートピア富士おやま環境整備協力費2,400万円は、協定に基づきまして、ミニボートピア富士おやまの売上額の1%に相当する額を環境整備協力費として納入するもので、前年度と同額を計上しております。

次に、54ページを御覧ください。23款1項5目臨時財政対策債は、地方交付税の代替財源の性質を持つ地方債で、平成31年度地方財政計画から推計し、前年度に比べて1,000万円減の3億2,000万円を計上いたしました。

以上が歳入の主なものの説明であります。

なお、歳入におきます町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などの自主財源の合計は91億2,450万4,000円で、前年度に比べまして19%、金額にして14億5,572万3,000円の増額で、歳入全体の59.9%を占めることとなっております。

それでは、続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

58ページをお開きください。 2 款 1 項 1 目一般管理費は、職員人件費をはじめ、表彰審査委員会などの各審査会委員の報酬やいわゆる庶務に係る経費を計上した一般行政事務費と、町長秘書費の 3 事業があります。前年度に比べて817万円増額の 5 億8,961万5,000円を計上いたしました。

次に、61ページを御覧ください。 2 目財政管理費は、予算編成事務などの経費を計上した財政管理費と事業進行管理や定員管理に係る経費を計上した行財政改革推進事業費があり、前年度に比べ108万4,000円増額の841万8,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、行政アドバイザーの活用が増加したことによるものです。

次に、63ページを御覧ください。4目財産管理費は、町有財産、基金の管理、また役場本庁舎 や公用車の管理、入札、契約事務等に係る経費で、前年度に比べ2億6,886万9,000円減額の1億 4,899万3,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、基金積立金の大幅な減額によるもので あります。

次に、70ページを御覧ください。6目のうち説明欄(2)自治振興費は、区長会に係る経費であり、前年度に比べ3,248万円増額の5,592万3,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、19節公民館建設費補助金3,400万円であります。

次に、71ページを御覧ください。中ほどの説明欄(4)協働推進費は、町民との協働による金 太郎計画2020事業などの経費で、前年度とほぼ同額の341万1,000円を計上いたしました。

次のページの7目電算管理費は、住民基本台帳や課税事務などのプラットホームとなります総合行政システムの機器、事務用パソコン、庁内イントラネット、インターネット環境などを管理運用する経費で、前年度に比べ1,016万6,000円増額の8,686万6,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、議会とともに導入しますタブレット端末に要する経費であります。

次に、74ページを御覧ください。8目人事管理費は、職員の福利厚生、研修、給与、人事評価、職員採用などに係る経費で、前年度に比べ247万4,000円増額の1,169万6,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、人事評価システムを新たに導入することによるものです。

次に、75ページの9目諸費は臨時職員の福利厚生費が主なもので、前年度に比べ395万7,000円増額の4,725万1,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、来年度任用を予定しております臨時職員等110人の社会保険料の増額であります。

次に、10目土地開発基金費は、前年度に比べ2億6,082万3,000円増額の3億円を計上いたしま した。土地開発基金で先行取得する財産購入費の財源として繰り出しをするものであります。

次に、2項徴税費は町税の課税、徴収事務に要する経費で、前年度に比べ1,430万5,000円増額の1億3,883万6,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、3年に1度の土地評価替えに向けた土地評価業務などであります。

続きまして、82ページから、4項3目県議会議員選挙費、同じく4目町議会議員及び町長選挙費、同じく5目参議院議員選挙費は、来年度に予定されております選挙執行に要する経費で、主な内容は、選挙事務従事者の時間外勤務手当、ポスター掲示場の設置費などであります。

続いて、85ページの5項統計調査費は、前年度に比べ40万1,000円減額の767万4,000円を計上いたしました。来年度は工業統計調査、経済センサス、農林業センサスを実施する予定であります。

次に、88ページをお開きください。7項1目企画渉外総務費は、まちづくりの基本施策を進めるための経費で、前年度に比べ5,500万円減額の9,081万4,000円を計上いたしました。主な内容は、説明欄(2)企画調査費、13節公営塾運営事業は新規事業で、運営を民間事業者に委託しようとするものであります。

説明欄(3)地域公共交通活性化事業費、19節自主運行バス負担金は、町内3ルートを回る小

山町コミュニティバスと小山・足柄循環、柳島・湯船コースのバス運行に対する負担金でありますが、来年度中にその仕組みを大幅に変更する計画があることから1,000万円減額をして計上したところであります。

続きまして、94ページを御覧ください。同じく 8 項 1 目広報広聴費は、前年度に比べ 2 億2, 478 5 7, 000円減額の 5 億7, 664 5 7, 000円を計上いたしました。減額の主な要因は、ふるさと寄附金の減額を見据え、返礼費用の減額をいたしました。

それでは、主な内容について説明いたします。

95ページの説明欄(2) 広報広聴費は、広報おやまの発行、町ホームページの運営、シティプロモーションの推進などに係る経費で、前年度に比べ3,140万3,000円増額の4,374万4,000円を計上いたしました。その主な要因は、13節シティプロモーション推進業務及びデジタルマーケティング事業で、動画などを活用し、インターネット上で更に積極的に小山町のプロモーションをしようとするものであります。

次のページの説明欄(3) 東京オリンピック・パラリンピック推進事業費は、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けた準備と機運醸成を図るための経費で、その主なものは、現在から大会開催までの映像を記録する13節オリパラ関連事業映像記録業務786万7,000円や観戦スポットやイベント会場などの調査、企画のためのシティドレッシング調査企画業務などであります。

次に、98ページを御覧ください。説明欄(5)ふるさと振興事業費は、前年度に比べ2億8,585万6,000円減額の4億5,012万5,000円を計上いたしました。ふるさと寄附金を前年度に比べ6億円減額の10億円に抑えたことにより大幅な減額となったところであります。

次のページの説明欄(6)スタジオタウン小山推進事業費は、フィルムコミッション事業や映像制作支援によるシティプロモーションを推進する経費で、前年度とほぼ同額の1,478万4,000円を計上したところであります。その主なものは、13節指定管理料900万円と、本年度から始めます19節小山ムービーキャンプ補助金であります。

続いて、大きく飛びますけれども、186ページを御覧ください。8款1項6目の説明欄(4)同報系無線設備デジタル化整備事業費は、防衛補助を受けて平成36年度までに総額6億円余りをかけて同報系無線のデジタル化を進める事業で、本年度は2億1,915万円を計上いたしました。

最後に215ページを御覧ください。11款公債費は町債の元金と利子の償還費で、前年度に比べ 153万7,000円増額の8億8,324万9,000円を計上いたしました。1目元金の起債の数は215件、利子 の起債の数は240件であります。

以上で、企画総務部関係の補足説明を終わります。

- ○議長(米山千晴君) 次に、住民福祉部長 小野一彦君。
- **○住民福祉部長(小野一彦君)** 平成31年度小山町一般会計予算のうち、住民福祉部関係について 御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについてであります。

予算書の32ページをお開きください。中段の16款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金、説明欄1の障害者自立支援給付費負担金1億4,515万8,000円につきましては、障害者総合支援法に基づく障害者の自立と社会経済活動への参加促進を図るため、障害介護給付費等の2分の1を、次の説明欄2の障害者自立支援医療費負担金534万円は、更生医療費4名分と育成医療費2名分の2分の1を、33ページの説明欄3の国民健康保険基盤安定負担金の1,466万6,000円は、国保税の軽減世帯に属する一般被保険者数に応じ公費で補塡するもので、保険者支援分として2分の1を、それぞれ国庫負担金として見込んだものであります。

下段の2項2目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金、説明欄1の地域生活支援事業補助金954万5,000円は、障害者が地域生活を円滑に送るための相談支援や日常生活用具給付や地域活動支援センター事業等に対する補助金であり、補助率は2分の1であります。

その下、プレミアム付商品券事業費補助金1,244万円と、次の34ページのプレミアム付商品券事務費補助金716万4,000円は、本年10月1日から消費税・地方消費税が10%に引き上げられることによる低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するため、また、地域における消費を喚起することを目的に実施するプレミアム付商品券事業のプレミアム部分と事務費に対して、国が全額補助するものであります。

次に、37ページをお開きください。17款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金の主なものは、説明欄3の障害者自立支援給付費負担金7,257万9,000円で、先ほど御説明しました障害介護給付費の4分の1を、説明欄4の障害者自立支援医療費負担金267万円は更生医療、育成医療費の4分の1を、それぞれ県負担金として計上したものであります。

説明欄5の国民健康保険基盤安定負担金3,924万円は、保険者支援分の4分の1と、低所得者に対する保険税軽減分の4分の3を、また、次の38ページ、2節老人福祉費負担金、説明欄1の後期高齢者保険基盤安定負担金2,257万1,000円は、低所得者に対する保険料軽減分4分の3を、それぞれ県が負担するものであります。

次に、2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金2,118万円のうち、説明欄1の地域生活支援事業補助金477万2,000円は、先ほど16款の国庫補助金で説明いたしました地域活動支援センター事業等に対する県の補助金で、説明欄3の重度障害者(児)医療費補助金1,629万1,000円は、医療費助成額の2分の1の県の補助金であります。

その下、2節老人福祉費補助金516万3,000円のうち新規事業として、説明欄3の成年後見推進事業費補助金150万円は、御殿場市と合同で開催する市民後見人養成講座に要する費用に充当する補助金であります。

次に、39ページの3目衛生費県補助金、1節の保健衛生費補助金2,337万5,000円のうち、説明欄1こども医療費補助金2,118万1,000円は、高校生世代以下の児童・生徒の入院、通院に要する医療費に対する県補助金で、入院分の補助率は、未就学児は2分の1、小中学生は3分の1、通

院分は、1歳未満児は2分の1、未就学児までは3分の1、小中学生は4分の1であります。高校生世代は、入院、通院ともに4分の1として計上しております。

次に、49ページをお開きください。22款3項1目民生費納付金、1節老人福祉費納付金530万円は、養護老人ホーム2施設に入所されている方9人分の入所者納付金であります。

次に、50ページをお開きください。 5 項 2 目民生費受託事業、1 節老人福祉費受託事業収入の 説明欄 1 健康診査受託事業1,148万4,000円は、静岡県後期高齢者医療広域連合からの健康診査の 費用として受け入れるものであります。

次に、51ページの6項1目雑入、2節雑入、説明欄8の心身障害者扶養共済年金408万円は、13名17口分の掛金で、説明欄12の予防接種負担金349万4,000円は、高齢者のインフルエンザや肺炎球菌予防接種の徴収金で、次の52ページ、説明欄18の各種健診負担金186万7,000円は、がん検診等の自己負担金を見込んでおります。説明欄36の健康福祉会館太陽光発電システム電力料金の200万円は、売電収入を見込んだものであります。

次の53ページ、説明欄50のプレミアム付商品券事業負担金4,976万円は、商品券販売時に一旦町で受け入れ、町内各事業者への支払いに充てる消費券購入者の負担部分であります。

続いて、歳出の主なものについて御説明いたします。

70ページをお開きください。2款1項6目自治振興費の説明欄(3)防犯推進費の主なものは、 次の71ページの14節LED防犯灯等リース料341万9,000円及び各地区の電気料の負担を軽減する ための19節一番下の防犯灯維持交付金180万円であります。

79ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の主なものは、次の80ページの 説明欄(2)戸籍住民基本台帳事務費、13節の電算処理402万円で、住民情報業務処理及び印鑑登 録管理業務の委託料、その下、14節の戸籍総合システム使用料850万7,000円などであります。主 に電算関係の経費であります。

次に、99ページをお開きください。2款9項1目交通安全対策費の主なものは、次の100ページの説明欄(2)交通安全推進費の19節の2番目、交通安全指導員設置費負担金333万2,000円と、その下、(3)交通指導員活動費、1節交通指導員報酬240万円で、御殿場警察署管内の交通安全指導員4名に対する町負担分3分の1と交通指導員25名の出動に対する報酬であり、年間を通して街角や学校等で町民や子ども達に対し交通安全の啓蒙活動を実施しております。

次に、101ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費の主なものは、説明欄(2) 社会福祉総務費、次の102ページの19節の4番目、地域生活支援業務交付金292万8,000円で、町民 の福祉の増進、民生安定のための相談、指導及び調査等を行う民生委員・児童委員44名で構成す る協議会の活動に対する交付金であります。

その他では、説明欄(3)社会福祉協議会運営補助費、19節、次の103ページ、社会福祉協議会職員費交付金2,600万円で、社会福祉協議会職員の人件費4人分に係る交付金であります。

次に、下段の3款1項2目障害者福祉費の主なものは、説明欄(2)障害福祉総務費では、次

の104ページの19節の駿豆学園管理組合負担金の173万2,000円で、本町からの入所者は2人であります。

続いて、説明欄(3)重度心身障害者(児)援護費で、20節重度障害者(児)医療費扶助4,024 万8,000円で、対象者の医療費の個人負担分について扶助するものであります。

続いて、105ページの説明欄(5)自立支援給付費では、20節障害介護給付費2億8,627万2,000円で、身体、知的、精神に障害のある方に係る施設入所支援や就労支援、また、居宅介護、グループホームの利用などへの給付費であります。

続いて、その下、説明欄(6)自立支援医療費給付費では、20節自立支援医療費扶助1,068万円で、人工透析等の医療に対する扶助であります。

続いて、その下、説明欄(7)地域生活支援事業費では、次の106ページの13節の地域活動支援 センター事業1,408万4,000円で、生産活動の機会の提供、社会との交流支援、また、地域におい て就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施している施設へ の委託料であります。

その下、障害者相談支援事業424万円は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、また、サービス利用支援等を行う知的、身体、精神、それぞれの施設に対する委託料で、20節の重度身体障害者(児)日常生活用具扶助の430万円、その下の障害者(児)日中一時支援費200万円は、自立支援を目的に在宅で利用するサービスを支援するものであります。

その下、3款1項3目健康福祉会館管理費の主なものは、説明欄(2)健康福祉会館管理運営費、13節の健康福祉会館指定管理料2,920万1,000円であります。

次に、107ページから次の108ページにかけて、6目プレミアム付商品券事業費6,936万5,000円は、歳入で御説明いたしました国庫補助金を財源として実施するもので、主なものは臨時職員賃金、電算処理委託料、事業補助金等を計上しております。今回の事業は、低所得者及び子育て世帯を対象として実施し、もって対象者の消費に与える影響を緩和し、地域の消費を喚起することを目的としており、役場内で連携しながら事務を進めてまいります。

次に、下段の3款2項1目老人福祉総務費の主なものは、次の109ページの説明欄(2)高齢者福祉推進費では、13節の最下段の成年後見推進事業150万円、こちらは成年後見推進事業費補助金を充当し、御殿場市と合同で市民後見人養成講座の開催に要する費用であり、社会福祉協議会に業務委託をし実施いたします。

次の110ページ、高齢者虐待緊急対策事業54万9,000円は、虐待等の事案により高齢者を自宅から退避させる必要がある場合、町内の養護老人ホームに一時的に保護するための費用であります。 その下、高齢者一般調査実施事業235万2,000円は、一般社団法人日本老年学的評価研究機構、通称 JAGESが全国的に実施している調査で、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象にアンケート調査を実施し、高齢者の介護リスクや社会参加状況などについて、小山町と他市町の比較分析及び町内の小学校区間の比較分析が可能であり、小山町の課題を明確にし、効果 的な介護予防事業につなげることを目的としております。

その下、19節の3番目、2市1町共通無料券負担金700万円は、利用者の増加により100万円増額しております。

その2つ下、福祉理美容事業補助金250万円は、今年度までシティプロモーション推進課で所掌 していた同事業を介護長寿課が引き継ぎ、NPOへの補助金を計上したものであります。

その下、シルバー人材センター運営助成金900万円、高齢者の生きがい就労の機会を確保するために助成するものであります。

続いて、説明欄(3)敬老会費では、次の111ページの13節の敬老会演芸公演100万円など、例年と同様に計画しております。

その下、説明欄(4)老人保護措置費では、20節の老人措置費3,400万円で、町が措置した養護 老人ホームの入所者14人分の措置費であります。

次に、112ページの3款2項3目後期高齢者医療費の主なものは、説明欄(2)後期高齢者医療 事業費の13節の健康診査業務の1,550万円で、健康診査に要する費用であります。

続いて、次の113ページ、説明欄(3)後期高齢者医療負担金では、19節の静岡県後期高齢者医療医療給付費負担金の1億5,755万7,000円が主なものであります。

次に、122ページをお開きください。 4款1項1目保健衛生総務費の主なものは、説明欄(2) 保健衛生管理費、次の123ページの19節の5番目、看護学校運営費等負担金672万2,000円は、御殿場市医師会立看護学校の経費を御殿場市と負担するものであり、その下、20節の精神障害者医療費扶助400万円は、精神障害者家族の経済的な負担と障害者の治療の促進を促すために、入院医療費に対する自己負担の2分の1を助成するものであります。

次の124ページ、説明欄(3) 救急医療対策事業費では、19節の御殿場市救急医療センター負担 金の5,669万円で、センター運営費の不採算分を御殿場市と人口割により負担するものでありま す。

その下、御殿場市医師会 2 次救急医療業務負担金927万5,000円は、御殿場市医師会が実施する 2 次救急医療業務に対する負担金で、御殿場市との負担割合は、均等割10%、人口割90%であります。

その下、小児2次救急医療業務等負担金502万1,000円は、御殿場市医師会管内における小児2次救急医療の充実を図るとともに、重篤患者の救急体制整備を推進するための負担金で、御殿場市との負担割合は、均等割10%、人口割90%であります。

その下、公的病院等運営費補助金5,000万円は、特別交付税措置を受け過疎地等の不採算地区に 立地する公的病院等、いわゆる公益法人に助成するもので、地域医療体制確保のため富士小山病 院へ交付する補助金であります。

次に、4款1項2目予防費の主なものは、説明欄(2)感染症予防費、次の125ページの13節の 個別接種5,800万円で、水痘、麻疹風疹、高齢者のインフルエンザ及び肺炎球菌等の定期予防接種 に係る医療機関への委託料であります。

その下、20節の麻疹風疹混合ワクチン接種費用助成30万円及び個別予防接種費用助成53万9,000円は、風疹の抗体保有率を引き上げるため及び里帰り出産等において、県外で予防接種が可能となるよう新規で実施するものであります。

次に、4款1項3目健康づくり推進費の主なものは、説明欄(2)健康増進事業費、次の126ページの19節の3番目の健康づくり推進事業助成金115万円は、健康づくり推進協議会への助成金にクアオルト健康ウオーキングの実践ガイドの報酬分を上乗せしております。

その下、説明欄(3)生活習慣病予防費の13節の保健事業4,500万円は、各種がん検診に係る医師会及び医療機関への委託料であります。

その下、説明欄(4)健康マイレージ事業費では、次の127ページの19節健康マイレージ賞品負担金100万円で、参加者の増加により増額しております。

その下、説明欄(5) クアオルト健康ウオーキング推進事業費では、事業の将来的な継続に不可欠である実践ガイドを養成するため、13節に実践指導者育成197万9,000円を計上しております。

次に、最下段の4款1項4目母子保健事業の主なものは、説明欄(2)母子保健事業費、次の128ページ、13節の保健事業1,400万円で、妊婦健診、乳児健診及び産婦健診、産後ケア事業等にに係る費用で、専門職及び医療機関への委託料であります。

次に、その下、20節の不妊・不育治療費助成250万円は、少子化対策の一環として不妊症と不育症の治療を受ける方の経済的負担の軽減を図るための助成であります。

続いて、説明欄(3)こども医療費助成費の、次の129ページの20節のこども医療費助成8,000 万円は、0歳児から高校生相当世代までの入院、通院に係る医療費の自己負担分の全額を助成する事業であります。

次に、4款2項1目環境保全総務費の主なものは、説明欄(2)環境保全事業費、次の130ページの13節の環境基本計画調査100万円で、環境学習を兼ねて河川の生物情報の収集などの調査を行うものと、説明欄(3)環境美化事業費、12節の手数料20万円は、平成31年度から野良猫を繁殖させないため町、保健所、ボランティア団体、自治会及び獣医師会がそれぞれ役割分担により展開する地域猫活動における不妊去勢手術の費用であります。

その下、説明欄(4)ごみ減量・リサイクル推進事業費、11節、次の131ページの印刷製本費104万5,000円は、平成32年度からごみの出し方の変更を計画しており、年度中に全戸配布する家庭ごみガイドブックの作製費用であります。

19節の資源リサイクル活動奨励交付金208万円は、資源のリサイクル活動を実践する子供会や婦人会などの団体に交付する奨励金であります。

次に、説明欄(7)広域行政組合斎場負担金と、説明欄(8)広域行政組合衛生センター負担 金につきましては、それぞれ組合が管理運営する施設の負担金であります。

次に、132ページ、4款3項1目清掃総務費の主なものは、次の133ページの説明欄(2)塵芥

収集事業費、13節の塵芥収集運搬4,964万7,000円であり、家庭から排出される一般廃棄物の収集 運搬に係る経費であります。

その下、2目の塵芥処理費の主なものは、説明欄(2)塵芥処理費、134ページの13節の一般廃棄物中間処理280万円で、廃棄物のうち古紙類など民間事業者に処理を委託するものと、14節の一般廃棄物最終処分場用地賃借料367万6,000円であります。

最後の説明欄(3) 広域行政組合富士山エコパーク負担金につきましては、富士山エコパークの焼却施設及び再資源化施設に係る広域行政組合への負担金であります。

以上で、住民福祉部関係の説明を終わります。

- ○議長(米山千晴君) 次に、経済建設部長 野木雄次君。
- ○経済建設部長(野木雄次君) 平成31年度一般会計予算のうち経済建設部関係の補足説明を行います。

はじめに、歳入関係であります。

予算書の28ページをお開きください。

14款1項1目農林水産業費分担金は、前年度に比べ192万5,000円増の5,421万2,000円を計上しました。主なものは、説明欄2県営中山間地域総合整備事業分担金1,950万円と、説明欄3県営畑地帯総合整備事業分担金3,430万円で、町内3地区で実施しています県営中山間地域総合整備事業に対する受益者からの分担金と、上野下ノ原地区で実施しています県営農地整備事業アグリふじおやま地区の農地造成工事等に対する受益者からの分担金であります。

次に、34、35ページをお開きください。16款2項5目土木費国庫補助金は、前年度に比べ4億7,984万1,000円増の17億6,166万7,000円を計上しました。主なものとしまして、1節道路橋梁費補助金、説明欄1防衛施設道路整備事業費補助金1億2,190万5,000円は、町道上野大御神線道路改良舗装工事に対する国庫補助金であります。

説明欄2社会資本整備総合交付金(道路改築等)5億7,225万円は、町道大胡田用沢線道路改良舗装工事ほか3路線の道路事業に対する交付金であります。

その下、説明欄3社会資本整備総合交付金(工業団地アクセス道路等)1億6,500万円は、国道246号から上野工業団地等へのアクセス道路整備事業に対する交付金であります。

次に、40ページをお開きください。17款2項4目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金の 主なものは、説明欄2森林整備事業補助金1,350万1,000円で、町内の林業事業体が導入する高性 能林業機械等に対する県からの補助金であります。

その下、17款 2 項 5 目商工労働費県補助金ですが、2 節観光費補助金 1 億6,352万8,000円の主なものは、説明欄 2 観光地域づくり整備事業費補助金 1 億6,330万円で、足柄駅交流センター及び足柄駅前広場、誓いの丘公園、駿河小山駅前修景及び町の駅、小富士遊歩道、道の駅すばしり等の整備事業に対する県補助金であります。

その下、17款2項6目土木費県補助金、1節道路橋梁費補助金2,092万5,000円は、足柄小学校

のグラウンド下法面の急傾斜地崩壊防止工事のほか、計画検討に必要な調査業務等に対する県補助金であります。

次に、50ページをお開きください。22款5項4目商工労働費受託事業収入、2節観光費受託事業収入537万円は、説明欄1富士山保全協力金徴収業務で、静岡県からの受託事業である富士山 須走口五合目で行う保全協力金の徴収業務に対する収入であります。

続いて、51ページ、22款6項1目2節雑入、説明欄10道の駅地域振興センター利用料2,880万円と、説明欄11道の駅観光交流センター利用料2,000万円は、指定管理者からの施設利用料として、年間販売想定額の5%分を計上したものであります。

引き続き、歳出関係について説明いたします。

137ページをお開きください。

5款1項3目農業振興費は、前年度に比べ377万2,000円増の1,848万5,000円を計上しました。 主なものとしましては、説明欄(2)農業振興費、13節農業振興地域整備計画定期変更業務303万 6,000円で、農業振興地域の区域見直しについて5年ごとに実施する定期変更の基礎調査に係る 委託料であります。

次に、141ページをお開きください。5款1項7目中山間地域総合整備事業費は、足柄金時地区の大胡田工区が完了したことから、前年度に比べ699万円減の4,055万9,000円を計上しました。主なものとしまして、説明欄(2)中山間地域総合整備事業費、19節県営中山間地域総合整備事業負担金3,900万円は、県営中山間・足柄金時地区、北郷南西部地区及び所領小山地区において、ほ場整備工事及び換地業務等に対する県への負担金として、事業費の15%に相当する額を計上しております。

次に、5款1項8目経営体育成基盤整備事業費は、前年度に比べ1,063万1,000円増の6,996万8,000円を計上しました。説明欄(2)経営体育成基盤整備事業費は、次のページの19節県営畑地帯総合整備事業負担金6,860万円が主なもので、上野下ノ原地区で進めています県営農地整備事業アグリふじおやま地区の農地造成工事等に対する県への事業負担金として、事業費の20%に相当する額を計上したものであります。

次に、144ページをお開きください。5款2項1目林業総務費、説明欄(3)森林整備事業費4,397万5,000円の主なものは、19節森林景観整備事業補助金1,800万円で、町内の森林景観をよりよくするための整備を促進するものであります。

次に、145ページ、5款2項2目林道費、説明欄(3)林道整備事業費3,377万円の主なものは、15節県単・町単林道事業1,200万円で、林道竹之下金時線、中島線及び生土不老山線の3路線について、改良工事を実施するものであります。

その下、19節山村道路網整備事業負担金2,037万円は、山村道路網整備事業林道金時線改良工事に対し、町の負担金として事業費の3分の1を支出するものであります。

次に、146ページをお開きください。5款2項3目治山事業費、説明欄(3)県単独治山事業費

1,100万円の主なものは、15節県単独治山事業1,000万円で、小山地区において治山施設を整備するものであり、事業費の60%を県補助金で実施いたします。

次に、その下、6款1項1目商工業振興費です。次のページをお開きください。説明欄中段の (2)商工業振興費924万4,000円の主なものは、19節小山町商工会助成金830万円で、商工会へ地 域振興事業費と産業祭事業費を助成するものであります。

次に、151ページをお開きください。6款2項1目観光費は、前年度に比べ1億99万2,000円増の2億1,183万円を計上いたしました。増額の主なものは、後ほど説明いたしますが、富士山観光事業費の小富士遊歩道整備と観光施設管理運営費の駿河小山駅前修景及び町の駅活性化事業であります。

それでは、次のページの説明欄(2)観光振興費3,561万8,000円の主なものとしまして、13節観光地域づくり推進業務1,000万円は、地方創生推進交付金を活用し、日本版DMOを構築、観光地域づくりを戦略的に推進していくための委託費であります。

続きまして、19節観光協会助成金900万円は、小山町観光協会の運営及び実施事業に対する助成 金であります。

その下、おまつり助成金840万円は、富士山金太郎まつりや足柄峠笛まつり、豊門公園もみじまつりの事業費として助成するものであります。

次の153ページをお開きください。説明欄(3)富士山観光事業費7,303万1,000円の主なものとしまして、13節五合目駐車場等管理340万円は、須走口五合目来訪者の利便性を高めるため、駐車場及び公衆トイレの管理を委託するものであります。

続いて、154ページを御覧ください。上から2行目の富士山保全協力金徴収業務484万8,000円は、 歳入でも説明いたしましたが、富士山須走口五合目において保全協力金の徴収員を配備する業務 委託費であります。

同じく15節小富士遊歩道整備4,184万1,000円は、富士山須走口五合目を訪れる観光客に楽しんでいただくため、小富士までの遊歩道に木道を整備するものであります。

次に、説明欄(4)交流人口拡大事業費1,734万5,000円の主なものとしましては、13節自転車活用推進計画策定業務550万円で、地域の実情に合った小山町自転車活用推進計画を策定する委託費であります。

その下、14節電動自転車借り上げ料134万8,000円は、町内で観光客等の周遊性を高めるため電動自転車10台を導入するリース料であります。

次のページを御覧ください。1行目、19節大型観光キャンペーン推進協議会負担金77万2,000円は、静岡県全域で実施する大型観光企画デスティネーションキャンペーンにより、観光客の誘客を促進するための事業を実施するものであります。

続きまして、中段のモータースポーツ協力会負担金200万円は、富士スピードウェイで開催される24時間耐久レースや世界耐久選手権を盛り上げ、地域活性化を図るための事業を実施するもの

であります。

続いて、下段の町内ゴルフ場利用促進助成金100万円は、町内のゴルフ場や小山町ゴルフ連盟との連携により、ハーフコンペの開催などゴルフ場の利用促進を図るための事業を実施するものであります。

次に、説明欄(5) 観光施設管理運営費5,741万5,000円の主なものは、次のページ、1行目の11節修繕費524万6,000円で、県境等に設置してある歓迎塔の改修等に係るものであります。

続きまして、15節駿河小山駅前修景及び町の駅活性化事業5,000万円は、町の玄関口として来訪者を迎え入れるため、駅前広場の案内板、水飲み場等の施設や町の駅を改修するものであります。

次に、157ページをお開きください。 6 款 2 項 3 目道の駅管理費は、前年度に比べ6,000万円増の6,307万5,000円を計上いたしました。主なものは、説明欄(4)道の駅観光交流センター整備費の15節道の駅すばしり改修事業6,000万円で、施設の魅力を高め、誘客を促進するための改修を行うものであります。

次に、164ページをお開きください。7款2項2目道路維持費、説明欄(3)公共施設地区対応 事業費4,750万円は、主に各区からの要望に対応する維持補修事業費であります。

次に、7款2項3目町道整備事業費は、前年度に比べ1億3,830万7,000円増の5億8,809万8,000円を計上いたしました。増額の主なものは、説明欄(2)町道整備事業費2億5,789万8,000円で、通常の道路改良舗装事業に加え、オリンピック・パラリンピック対策事業費として関係する町道の舗装補修事業費であります。

15節道路改良舗装事業1億500万円は、町道原向中日向線舗装補修工事、町道4211号線道路新設工事及び町道上野大御神線ほか2路線の自転車走行帯、矢羽型路面標示設置工事に係る工事費であります。

その下、オリンピック・パラリンピック対策事業費1億3,000万円は、2020年に自転車ロードレースコースとして使用される町道上野大御神線ほか5路線の舗装補修に係る工事費であります。

次のページをお開きください。7款2項4目公共道路整備事業費は、前年度に比べ1億6,461万2,000円増の16億49万8,000円を計上しました。増額の主なものは、次のページ、説明欄(2)公共道路整備事業費9億2,068万1,000円で、町道大胡田用沢線ほか1路線の道路改良舗装事業であります。内容は、13節調査業務4,000万円で、町道大胡田用沢線ほか3路線の測量及び調査業務と、15節町道整備8億3,000万円で、町道3975号線道路改良舗装工事(大御神工区)及び町道大胡田用沢線ほか1路線道路改良舗装工事等を実施するものであります。

その下、17節道路敷地4,200万円は、町道用沢大御神線ほか1路線の道路用地買収費であります。 説明欄(3)新東名関連町道整備事業費1億5,140万3,000円は、(仮称)小山パーキングエリア スマートインターチェンジへのアクセス道路となります町道3628号線道路整備事業が主なもので あります。内容としましては、次の167ページをお開きください。13節測量設計760万円と中日本 高速道路株式会社東京支社へ工事委託をします橋梁及び道路整備事業1億1,052万9,000円及び補 償費として、22節立木等物件移転補償費3,190万円であります。

次に、説明欄(4)道路構造物長寿命化事業費2億570万円の主なものは、13節東名跨道橋補修 工事委託1億円で、小山町橋梁長寿命化修繕計画により、桑木地内の東名高速道路をまたぐ南ノ 原橋ほか1橋を中日本高速道路株式会社東京支社へ工事委託するものであります。

その下、道路構造物点検3,320万円は、東名高速道路跨道橋を含む町内11橋の法定点検業務委託 費であります。

次に、168ページを御覧ください。7款2項5目防衛施設道路整備事業費は、前年度に比べ3億4,626万7,000円減の3億1,393万7,000円を計上いたしました。減額の主なものは、大御神地内の町道上野大御神線道路改良舗装事業(第1工区)の事業進捗によるものであります。

説明欄(2)防衛施設道路整備事業費の内容は、富士スピードウェイ西側の東富士演習場周辺 道路整備事業、町道上野大御神線道路改良舗装工事(第1工区)を実施するものであります。主 なものは、15節道路改良舗装1億1,769万8,000円と、22節立竹木物件移転補償費1億4,100万円で あります。

次の169ページをお開きください。7款2項6目急傾斜地崩壊防止事業費、説明欄(2)急傾斜地崩壊防止事業費5,040万4,000円は、足柄小学校グラウンド下法面の急傾斜地崩壊防止工事と、計画検討に必要な調査業務を実施するものであります。

次に、7款3項1目河川費は、前年に比べ6,899万7,000円増の7,115万8,000円を計上いたしました。増額の主なものは、次の170ページにかけて、説明欄(2)普通河川維持管理事業費で、須走地先の普通河川精進川支川の改修事業であります。内容は、13節測量設計1,500万円と、15節河川改修事業5,300万円であります。

以上で、経済建設部関係の補足説明を終わります。

○議長(米山千晴君) それでは、ここで10分間休憩といたします。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○**議長(米山千晴君)** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 平成31年度一般会計予算のうち、未来創造部関係の補足説明を行います。

はじめに、歳入関係であります。

予算書35ページを御覧ください。

16款2項5目土木費国庫補助金のうち、2節計画調査費補助金、説明欄1社会資本整備総合交付金(街路事業) 2億5,087万8,000円は、都市計画道路、大胡田用沢線事業に対する交付金であります。

次に、その下、3節住宅費補助金、説明欄3社会資本整備総合交付金4億8,405万円は、落合社 宅跡地にPFI手法を活用して行う地域優良賃貸住宅整備事業に対する交付金が主なものであり ます。

次に、40ページを御覧ください。

17款2項5目商工労働費県補助金、1節商工費補助金、説明欄2地域産業立地事業費補助金2 億円は、湯船原地区の富士山麓フロンティアパークに進出する企業1社に対する県補助金で、町が交付する補助金のうち、2分の1相当額を県が負担するものであります。

次に、50ページを御覧ください。

22款5項4目商工労働費受託事業収入、1節商工費受託事業収入、説明欄1足柄SA周辺地区 用地事務受託事業2,500万円は、足柄SA周辺地区の開発事業者から町が受託した事業区域内の 用地買収事務の受託費用であります。

次に、51ページ、5目土木費受託事業収入、1節道路橋梁費受託事業、説明欄1開発道路整備 受託事業2億655万円は、足柄サービスエリア周辺地区におきまして、民間事業者から町が受託す る道路整備事業に対する収入であります。

次に、歳出関係について御説明をいたします。

予算書は90ページを御覧ください。

2款7項1目企画渉外総務費のうち、説明欄(5)官民連携推進事業費2,010万円は、主に委託事業により、駿河小山駅前再開発まちづくり検討支援を行うものであります。

次に、92ページを御覧ください。

2款7項3目定住移住促進事業費1億1,286万8,000円の主なものといたしまして、説明欄(2) 定住促進事業費、13節女性活躍促進事業700万円、その下、若者移住促進事業800万円は、いずれ も地方創生推進交付金を活用した事業であります。

次に、93ページを御覧ください。

19節8行目、定住促進事業助成金1,200万円は、町内への定住を促進するための土地、建物の購入及び賃貸住宅等への居住に対する助成金であります。

その下、説明欄(3)結婚支援事業費670万3,000円の主なものは、13節結婚支援事業447万1,000円で、地域少子化対策重点推進交付金を活用し、出会いの場の提供など少子化対策の一環として実施するものであります。

次に、148ページを御覧ください。

6款1項2目企業立地推進費は、4億4,952万円を計上いたしました。このうち、149ページ説明欄(2)企業立地推進費のうち、19節5行目、地域産業立地事業費補助金4億円が本事業の主なものですが、先ほど収入で御説明いたしましたとおり湯船原等の工業団地に立地いただいた企業のうち、一定の要件を満たした場合に、用地費等について県と町との折半で補助するものであります。

次に、171から172ページを御覧ください。

7款4項1目都市計画費、説明欄(2)都市計画費2,548万1,000円の主なものは、13節都市計画図電子化業務1,437万6,000円で、現在の都市計画図を引き続き電子データ化するものであります。

その下、説明欄(3)都市計画道路整備事業費5億4,392万2,000円の主なものは、都市計画道路、大胡田用沢線整備事業に関わる路線の用地・補償費を静岡県都市開発公社が先行取得補償していただいたことによる公社への償還費及び工事費であります。

その下、説明欄(5)足柄地区拠点整備事業費2億3,763万円は、JR足柄駅敷地に計画しております(仮称)足柄駅交流センターの建設工事費、駅舎内にあります施設等の移設に伴うJR東海静岡支社に対する補償費及び駅前広場の整備工事費であります。

次に、174ページを御覧ください。

7款4項3目公園等整備費、説明欄(4)宅地基盤整備費1,404万円の主なものは、13節菅沼谷戸地区区画整理事業調査業務1,400万円で、計画区域の測量、施行区域の設定及び事業計画書の作成を行うものであります。

その下、説明欄(5)豊門公園整備費4億90万円は、昨年度から実施しております豊門公園内にある国登録有形文化財である豊門会館の維持保存及び利活用を図るための改修工事及び隣接いたします西洋館改修工事、豊門公園修景第2期工事を実施するものであります。

その下、説明欄(6)誓いの丘公園整備費5,650万円は富士山を眺める一大景勝地となってございます誓いの丘の整備工事を実施するものであります。

次に、175から176ページを御覧ください。

7款5項1目住宅管理は、5億5,628万4,000円を計上いたしました。このうち、説明欄(2)町営住宅維持管理費8,954万6,000円の主なものは、13節町営住宅管理代行1,711万3,000円で、12団地、446戸の管理を静岡県住宅供給公社が引き続いて代行するものであります。

15節住宅整備事業4,410万1,000円は、町営緑ヶ丘、南藤曲住宅2団地の改修工事を実施するものであります。

その下、説明欄(3)地域優良賃貸住宅整備事業4億6,200万円は、落合社宅跡地にPFI手法を活用して、地域優良賃貸住宅を整備するものであります。

次に、177ページを御覧ください。

7款5項2目建築指導費、説明欄(2)建築指導費1,306万6,000円の主なものは、19節木造住 宅耐震補強補助金800万円で、木造住宅の耐震補強工事に対する補助金約10件分を計上したもの であります。

以上で、未来創造部関係の補足説明を終わります。

- ○議長(米山千晴君) 次に、危機管理監 岩田和夫君。
- ○**危機管理監兼防災課長(岩田和夫君)** 平成31年度小山町一般会計予算のうち、小山消防署と防

災課関係について御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについてであります。

41ページをお開きください。

17款 2 項 7 目消防費県補助金、説明欄 1 の緊急地震・津波対策等交付金729万2,000円は、県の緊急地震・津波対策等交付金交付要綱に基づき、地域防災力の強化事業、緊急物資等の確保事業などに対する県補助金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

178ページをお開きください。

8款1項2目非常備消防費の主なものについては、説明欄(2)消防団運営費、1節消防団員報酬593万6,000円で、団員168名分の報酬であります。

次のページをお開きください。

説明欄9節費用弁償の1,500万円は、訓練・警戒出動など地域防災力の充実強化を図るものであります。

説明欄下段の18節108万円は、災害現場で使用するLED投光器を2台購入するものであります。

次のページ、説明欄(5)8,101万7,000円につきましては、15節車庫詰所の外構工事330万円及び車庫詰め所の建設費5,476万4,000円、車庫解体費245万3,000円は消防第7分団の車庫詰所建設に伴う費用であります。

説明欄17節消防団車庫詰所用地2,000万円は、消防第7分団の移転に伴う用地取得費であります。

次に、182ページをお開きください。

8款1項5目災害対策費の主なものは、次のページ説明欄(2)地震対策費、11節消耗品費983万8,000円で、備蓄用食料、簡易マットなどの購入を、18節組立式避難所用トイレ292万6,000円は、避難所用トイレとして10台を購入しようとするものであります。

次のページ(3)自主防災推進事業費、19節自主防災対策事業補助金320万円は各自主防災組織が行う備蓄用食料や防災資機材などの購入に対し、補助金交付要綱に基づき交付するものであります。

以上で、小山消防署、防災課関係の説明を終わります。

- ○議長(米山千晴君) 次に、教育次長 長田忠典君。
- ○教育次長兼こども育成課長(長田忠典君) 教育委員会関係の補足説明であります。

はじめに、歳入についてであります。

予算書27ページをお願いします。

上段の11款2項1目子ども・子育て支援臨時交付金1,800万円は、今年10月から国の施策による 3歳から5歳までの幼児教育無償化に伴い、保育所保育料及び幼稚園保育料の減額分について平 成31年度は国が臨時交付金として補塡するものであります。

次に、30ページ上段の15款1項2目民生使用料の2節児童福祉費使用料、説明欄1保育所保育料4,463万7,000円は、納付園児数243人を見込み、また、今年10月からの無償化の減額分を見込み 算出しております。

次に、31ページ中段の15款1項7目教育使用料の1節、幼稚園使用料270万8,000円は、平成30年度の園児数をもとに納付園児数96人、また、保育所保育料と同様に今年10月からの無償化の減額分を見込み算出しております。

次に、33ページ上段16款1項1目民生費国庫負担金の3節児童福祉費負担金の説明欄1児童手 当負担金1億5,429万7,000円は、児童手当に対する国からの負担金であり、延べ2万95人で計上 しております。

次の行、2子どものための教育・保育給付費負担金4,629万1,000円は、私立保育園等に通園する園児の保育園等運営費に対する国からの負担金であり、90人で計上しております。

次の行、3 障害児施設措置費負担金2,946万3,000円は、障害児通所給付である児童発達支援や 放課後等デイ等に対する国からの負担金であり、41人利用で計上しております。

次に、34ページ上段、16款2項2目民生費国庫補助金の3節児童福祉費補助金の説明欄1子ども・子育て支援交付金3,084万7,000円は、地域子育て支援事業、一時預かり事業等に対する国からの補助金であります。

同じく説明欄3子ども・子育て支援整備交付金1,239万6,000円は、北郷小学校放課後児童クラブ施設建設に係る補助金であります。

同じく説明欄4保育所等整備交付金1億359万1,000円と認定こども園施設整備交付金1,331万5,000円は、上野地区に建設する民間認定こども園整備に対する国からの補助金であります。

次に、38ページ上段、17款1項1目民生費県負担金の3節児童福祉費負担金の説明欄1児童手 当負担金3,400万3,000円は、児童手当に対する県からの負担金であります。

次の2子ども・子育て支援給付費負担金2,314万5,000円は、私立保育園等に通園する園児の保育園等運営費に対する県からの負担金であります。

次の3障害児施設措置費負担金1,473万1,000円は、障害児通所給付である児童発達支援や放課後デイ等に対する県からの負担金であります。

次に、39ページ上段、17款 2 項 2 目民生費県補助金の 3 節児童福祉費補助金の説明欄 2 子ども・ 子育て支援交付金1,754万5,000円は、地域子育て支援事業、一時預かり事業等に対する県からの 補助金であります。

次に、53ページ、22款6項1目雑入、説明欄44スポーツ振興くじ助成金9,611万8,000円は、小山球場改修に伴う独立行政法人日本スポーツ振興センターからの助成金であります。

次に、歳出についてであります。

予算書の113ページをお願いいたします。

中段3款3項1目児童福祉総務費6,334万8,000円の主なものは、次のページ114ページの説明欄下段の(5)児童発達支援事業費5,948万円であり、幼児の障害児施設への通所等に係る扶助関係の経費であります。

次に、115ページの3款3項2目児童手当費2億2, 334万1, 000円は、ゼロ歳から15歳までの子どもに係る児童手当及びそれに伴う経費であり、延べ2万95人への給付分を計上しております。

次に、同じページ下段の3款3項3目保育園費6億877万9,000円は、町立保育園3園ときたごうこども園の管理・運営経費と民間保育所の運営に関する扶助費等であります。

本年2月1日現在の保育園及びこども園長時間利用時の来年度の入園申し込み者数は昨年から 27人増の369人となっております。

説明欄(1)職員人件費1億6,320万2,000円は、こども育成課こども育成班の職員及び保育園の職員など27人分の人件費を計上しております。

次のページ116ページの説明欄上段の(2)保育園管理運営費1億5,642万3,000円の主なものは、7の臨時保育士などの賃金と117ページ説明欄下段、民間の認定こども園、保育所及び小規模保育等に対する20施設型給付扶助費等であります。

次に、119ページ説明欄(5)民間保育所施設運営費9,755万5,000円は、民間の認定こども園に対する国や県の補助金・交付金に町費を加えて支出します民間保育所運営への補助金と扶助費であります。

更に、説明欄(6)民間保育所等施設整備費1億7,535万8,000円は、上野地区の民間認定こども園建設に対する補助金であります。そのうち財源としまして先ほど歳入で説明しましたとおり1億1,690万6,000円は国庫補助金が充てられております。

次に、同じページの4目子育て支援事業費1億3,467万1,000円は、町内3保育園及びきたごうこども園のペんぎんランドや子育て支援センターに係る職員人件費のほか、放課後児童クラブ及び子育て支援センター「きんたろうひろば」に係る経費などであります。このうち、121ページ、説明欄の(4)子育て支援センター運営費1,939万6,000円は、各保育園、きたごうこども園に設置をしております子育て支援センターの臨時職員及び子育て支援センター「きんたろうひろば」の賃金や維持管理に係る経費であります。

同じページの最下段(5)放課後児童クラブ施設整備費3,480万円は平成30年度から継続事業である北郷小学校放課後児童クラブ建設に係る経費であります。

次に、ページ飛びまして187ページをお願いします。

9款教育費関係になります。

9款1項2目事務局費1億841万8,000円の主なものは、説明欄(1)職員人件費で、教育長以下こども育成課職員9人分の人件費であります。

次に、191ページ上段の9款2項小学校費の1目学校管理費4億9,110万円は、小学校5校の管理・運営に係る経費であります。

主なものは、同じページ、説明欄(2)小学校管理運営費 3 億6,245万4,000円で、その中において、新たに学校における I C T環境を整備するため、教室及び体育館などにW i -F i を整備することと学習用パソコンの購入を計画しています。その経費は192ページ中段、13無線 L A N整備1,045万7,000円と次のページ193ページの説明欄上段の18教育用 I C T備品 2 億720万9,000円であります。

また、194ページ、説明欄上段(4)小学校給食費8,951万8,000円の主なものは、7の臨時給食員及び臨時栄養士の賃金と新たに給食費無償化により計上しました11賄材料費4,559万5,000円であります。

次に、同じページ2目教育振興費2,510万1,000円の主なものは、説明欄(2)小学校教育振興費の次のページ195ページの13外国人英語指導員派遣の950万円であります。

同じページ下段の3項中学校費の1目学校管理費3億814万1,000円は、中学校3校の管理・運営に係るものであります。

主なものは、次のページ196ページ説明欄(2)中学校管理運営費 2 億3,831万7,000円で、小学校と同様、Wi-Fiを整備することと学習用パソコンの購入の経費であり、197ページの中段、13無線 LAN整備649万円と同じページの説明欄下段の18教育用 ICT備品 1 億4,224万8,000円であります。

また、同じ説明欄中段の北郷中学校及び須走中学校用地の14土地借上料1,466万3,000円と198ページから199ページにかけての説明欄(4)中学校給食費3,936万9,000円が主なものであります。その中で給食費無償化に伴い、新たに11賄材料費2,489万5,000円を計上いたしました。

次に、同じページの下段、2目教育振興費2,732万4,000円の主なものは、説明欄(2)中学校教育振興費の説明欄13外国人英語指導員派遣1,571万4,000円と次のページ200ページ、学用品費と給食費等を支援する(4)中学校就学援助費615万円であります。

次に、同じページ下段の9款4項1目幼稚園費2億288万円は、幼稚園の管理・運営に係る経費であります。そのうち主なものは、説明欄(1)職員人件費1億5,477万2,000円で、教諭等30人分の人件費であります。また、本年2月1日現在の幼稚園及びこども園短時間利用児の来年度の入園申し込み人数は、昨年から12人減の188人と見込んでおります。

次のページ201ページ、説明欄中段(2)幼稚園管理運営費4,297万9,000円の主なものは、7賃金であり、臨時用務員及び臨時教諭の賃金であります。

次に、203ページをお願いします。

下段の9款5項1目社会教育総務費2億6,901万円の主なものは、説明欄(1)職員人件費3,084万1,000円の5人分の人件費と206ページ説明欄中段(4)文化財費2億2,110万4,000円であります。このうち、同じページの説明欄下段、13森村橋復原工事報告書作成504万9,000円は、国登録文化財である森村橋を国指定文化財へ格上げすることを目的に報告書を作成する委託料で、平成33年度までの債務負担行為で実施するものであります。

次の行、安田コレクション修復事業500万円は、町立図書館に所蔵している富士山に関する資料が経年劣化による損傷が著しいことから修復を行うものであります。

次の行、15森村橋修景・復原事業1億9,000万円は、平成29年度から31年度までの継続事業で、 森村橋の橋脚の修繕及び復原工事と両岸の橋詰広場整備を実施するところであります。

次の行、森村市左衛門胸像等設置2,000万円は、森村橋、橋詰広場に森村市左衛門の胸像、寄附者の銘板、サイン等を設置するものであります。

次に、207ページ下段の2目生涯学習推進費357万円の主なものは、次のページ、208ページの小山町教育委員会が主催する13生涯学習推進講演会80万円とその2つ下、文化団体交流に係る芸術文化振興事業100万円であります。

次に、209ページ上段、4 目生涯学習センター管理費 1 億4,712万8,000円の主なものは、説明欄中段の(2)文化会館等管理運営費の13指定管理料 1 億3,000万円と、次の行14敷地借上料1,546万9,000円であります。

次に、同じページ下段の 9 款 6 項 1 目保健体育総務費 2 億2,800万6,000円の主なものは、説明欄(2)社会体育振興費1,670万7,000円のうち、次のページ中段の19体育協会助成金950万円と説明欄最下段(3)体育施設管理費 2 億403万5,000円のうち、次のページになります211ページの説明欄15小山球場改修 2 億円と、同じページ(4)パークゴルフ場管理費726万4,000円が主なものであります。

以上で、教育委員会関係の補足説明を終わります。

〇議長(米山千晴君) 以上で平成31年度小山町一般会計予算における各部長等の補足説明は終わりました。

日程第 2 議案第25号 平成31年度小山町国民健康保険特別会計予算 日程第 3 議案第26号 平成31年度小山町育英奨学資金特別会計予算 日程第 4 議案第27号 平成31年度小山町で水道事業特別会計予算 日程第 5 議案第28号 平成31年度小山町下水道事業特別会計予算 日程第 6 議案第29号 平成31年度小山町土地取得特別会計予算 日程第 7 議案第30号 平成31年度小山町企地造成事業特別会計予算 日程第 8 議案第31号 平成31年度小山町を地造成事業特別会計予算 日程第 9 議案第32号 平成31年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算 日程第10 議案第33号 平成31年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算 日程第11 議案第34号 平成31年度小山町大質バイオマス発電事業特別会計予算 日程第12 議案第35号 平成31年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算 日程第13 議案第36号 平成31年度小山町温泉供給事業特別会計予算 ○議長(米山千晴君) 次に、日程第2 議案第25号から日程第14 議案第37号までの平成31年度 特別会計及び水道事業会計予算13件については一括議題としたいと思います。

なお、議案第26号 平成31年度小山町育英奨学資金特別会計予算の1議案につきましては、2 月20日詳細に町長及び部長の提案説明がありましたので、教育次長の補足説明は省略いたします。 それでは、はじめに議案第29号 平成31年度小山町土地取得特別会計予算の1件について部長 の補足説明を求めます。

企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 企画部の特別会計1件につきまして補足説明を行います。

議案第29号 平成31年度小山町土地取得特別会計予算についてであります。

予算書は314ページからであります。

この特別会計は、土地開発基金が保有する土地の管理、売買等に関する経費を整理する会計であり、平成31年度は土地開発基金により新たに土地を取得する予定のため、歳入歳出予算総額が前年度に比べ4億7,095万5,000円増額の6億20万6,000円となりました。

それでは、はじめに歳入について御説明をいたします。

予算書の319ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目財産貸付収入20万4,000円は、土地開発基金が保有する菅沼地内の土地を新東名 高速道路の建設作業員の駐車場として月額 1 万7,000円で貸している貸付料であります。

2款1項1目土地開発基金繰入金3億円は、土地の先行取得をするために土地開発基金保有の 現金を土地取得特別会計に繰り入れをするものであります。

2項1目一般会計繰入金3億円は土地開発基金保有の現金の原資として一般会計から繰り入れをするものであります。

続いて、歳出について御説明をいたします。

321ページを御覧ください。

1款1項1目土地開発基金繰出金3億20万6,000円は、定額運用基金であります土地開発基金の定額を増額するために繰り出しをするものであります。

2款1項1目財産購入費3億円は、来年度に官民連携事業として検討を進めます駿河小山駅周 辺再開発の事業用地を先行取得するための経費であります。

以上で、土地取得特別会計の補足説明を終わります。

○議長(米山千晴君) 次に、議案第31号 平成31年度小山町宅地造成事業特別会計予算、議案第32号 平成31年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算、議案第33号 平成31年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算、議案第34号 平成31年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算、議案第35号 平成31年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算の5件について順次、部長の補足説明を求めます。

未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 未来創造部の5つの特別会計につきまして順次説明を行います。

はじめに、議案第31号 平成31年度小山町宅地造成事業特別会計予算についてであります。

予算書は365ページからとなります。

はじめに、歳入について御説明をいたします。

370ページを御覧ください。

1款1項1目分譲収入を2億円計上いたしましたのは、わさび平分譲地及び平成31年度中に完成予定の宮ノ台地区の分譲地の不動産売払収入を見込んだものであります。

その下、2款1項1目繰越金5,000万円は、平成30年度の収支を見込んだものであります。 次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

予算書371ページを御覧ください。

1款1項1目説明欄(2)一般管理費256万3,000円の主なものは、12節広告料200万円で、宮ノ台地区宅地造成事業の分譲販売に関する広告料であります。

次に、372ページを御覧ください。

2款1項1目説明欄(2)宅地造成費3,012万円の主なものは、旧町営住宅大胡田団地跡地を宅地造成するための用地買収費として、17節公有財産購入費2,382万円を計上いたしました。

その下、3款1項1目元金、説明欄(2)公債費(元金)、23節償還金元金1億300万円は、優良田園住宅わさび平地区宅地造成事業の工事費精算分の地方債の元金を一括返済するものであります。

その下、2目利子、説明欄(2)公債費(利子)、23節償還金利子200万円は、借り入れた起債に対する償還金利子であります。

最後に、4款1項1目予備費は、歳入歳出の差額から1億1,231万7,000円を計上するものであります。

以上であります。

次に、議案第32号 平成31年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算についてであります。

予算書は375ページからとなります。

本事業特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ23億20万円といたします。

はじめに、歳入について御説明をいたします。

380ページを御覧ください。

1款1項1目不動産売払収入、土地売払金23億円は町が購入した事業区域内の土地のうち、土地により代物弁済することとなっております造成工事費相当分を除く、残余の土地につきまして、協定に基づき事業協力者に売り払うものであります。

次に、2款1項1目繰越金20万円は、平成30年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

382ページから383ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費、説明欄最下段の(2)一般管理費2,889万1,000円は、この後に御説明をいたします2款事業費及び3款公債費に関わる経費を除いた歳入を一般会計に繰り出すものであります。

その下、2款1項1目事業費1億1,500万円の主なものは、13節の廃棄物処理委託料1億円と27 節の廃棄物の処分に要する公課費1,000万円であります。

その下、3款1項1目元金21億3,000万円は、本事業を開始した平成27年度から借り入れております起債につきまして、歳入予算の中で御説明をいたしました事業協力者への土地売払金を充当して一括償還するものであります。

次に、384ページを御覧ください。

3款 1 項 2 目利子1, 400万円は、金融機関からの借入金の利子として計上するものであります。 以上であります。

次に、議案第33号 平成31年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算についてであります。 予算書は394ページからとなります。

本事業特別会計は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,820万円とするとともに、地方債を設定し、 一時借入金の借り入れの最高額を8,900万円とするものであります。

はじめに、地方債について御説明をいたします。

397ページを御覧ください。

用地取得等事業は、事業費の予算に合わせ限度額8,900万円を設定するものであります。 次に、歳入について御説明をいたします。

400ページを御覧ください。

1款1項1目一般会計繰入金は、地方債の対象とならない人件費、旅費及び一時借入金の利子の財源を一般会計予算から繰り入れるため、900万円を計上するものであります。

その下、2款1項1目繰越金20万円は、平成30年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

その下、3款1項1目用地取得等事業債は、各種調査委託料や用地費等の事業費に充てる事業 債として8,900万円を計上するものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

402ページを御覧ください。

2款1項1目事業費、説明欄(2)事業費8,900万円の主なものは、13節委託料に計上いたしました事業実施に必要な各種調査、設計業務及び工事監理等に要する費用計5,200万円と事業用地を取得するための17節事業用地3,200万円及び立竹木等の取得補償に要する費用といたしまして、22節事業用地物件移転等補償の500万円であります。

次に、403ページを御覧ください。

3款1項1目利子、説明欄(2)公債費(利子)100万円は、一時借入金の利子として計上する ものであります。

最後に、4款1項1目予備費は、歳入歳出の差額から33万8,000円を計上するものであります。 以上であります。

次に、議案第34号 平成31年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算についてであります。

予算書は413ページからとなります。

本事業特別会計は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,860万2,000円とするとともに地方債を設定するものであります。

はじめに、地方債について御説明をいたします。

416ページを御覧ください。

施設整備事業は事業費のうち熱供給配管等の実施設計予算に合わせ限度額1,000万円を設計するものであります。

次に、歳入について御説明をいたします。

419ページを御覧ください。

1款1項1目売電収入4,840万2,000円は、木質バイオマス及び太陽光により発電した電気の売電収入として計上するものであります。

その下、2款1項1目繰越金20万円は、平成30年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

その下、420ページにかけまして3款1項1目木質バイオマス発電事業債は、事業費のうち熱供給管等売熱設備の設計業務委託に充当する事業債として1,000万円を計上するものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

421ページを御覧ください。

1款1項1目発電事業費の説明欄(2)発電事業費3,808万2,000円の主なものは、13節発電所運営業務3,727万8,000円で、木質バイオマス発電所の維持管理及び運営に関わる業務委託料であります。

その下、1款2項1目事業費1,000万円は、売熱事業に向けて熱供給管等の実施設計に係る委託料であります。

次に、422ページを御覧ください。

2款1項1目元金699万4,000円は、平成29年度に金融機関から借り入れた資金の元金に対し、 償還計画に合わせて返済するものであります。

その下、2款 1 項 2 目利子297万2,000円は、返済する償還金の利子として計上するものであります。

最後に、3款1項1目予備費は、歳入歳出の差額から55万4,000円を計上するものであります。 以上であります。

次に、議案第35号 平成31年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算についてであります。 予算書は424ページからとなります。

本事業特別会計は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,720万円とするとともに地方債を設定し、一時借入金の借り入れの最高額を6億1,600万円とするものであります。

はじめに、地方債について御説明をいたします。

427ページを御覧ください。

用地取得等事業は、事業費の予算に合わせ限度額6億1,600万円を設定するものであります。 次に、歳入について御説明をいたします。

430ページを御覧ください。

1款1項1目一般会計繰入金は、地方債の対象とならない一時借入金の利子に充当するため、 一般会計予算から繰り入れることとして、100万円を計上するものであります。

その下、2款1項1目繰越金20万円は、平成30年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

その下、3款1項1目用地取得等事業債6億1,600万円は、歳出事業費に充当する事業債として 計上するものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

431ページを御覧ください。

1款1項1目事業費6億1,600万円の主なものは、13節委託料に計上いたしました造成工事実施に伴う工事監理委託に要する費用600万円と事業用地を取得するための17節用地4億円及び物件等の移転補償に要する費用として、22節物件・移転補償の2億1,000万円であります。

その下、2款1項1目利子100万円は、歳入でも御説明をいたしましたが、一時借入金の利子として計上するものであります。

最後に、432ページ、3款1項1目予備費は、歳入歳出の差額から20万円を計上するものであります。

以上であります。

〇議長(米山千晴君) それでは、ここで午後1時15分まで休憩といたします。

午後 0 時16分 休憩

午後1時15分 再開

○議長(米山千晴君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで御報告します。室伏副町長、企画総務部長 湯山博一君、未来創造部長 遠藤正樹君に つきましては午後からの公務出張のため欠席しておりますので御報告いたします。 次に、議案第25号 平成31年度小山町国民健康保険特別会計予算、議案第27号 平成31年度小山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第30号 平成31年度小山町介護保険特別会計予算の3件について順次、部長の補足説明を求めます。

住民福祉部長 小野一彦君。

○住民福祉部長(小野一彦君) 住民福祉部関係の特別会計予算、3会計について順次、御説明いたします。なお、こちらの3会計につきましては予算書附属資料にて説明をさせていただきたいと思います。附属資料の御準備をお願いいたします。

はじめに、議案第25号 平成31年度小山町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

附属資料の8ページをお開きください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億6,000万円で、前年度当初予算額と比較しますと3,000万円、率にして1.6%の増額であります。

平成30年度に国保の制度改革があり、県が保険者として財政運営の責任主体となりました。

平成31年度については2年目となりますが、予算額については前年度とほぼ同額としております。ちなみに12月末の被保険者数は3,821人と前年同月比192人、率にして4.7%減少しております。 はじめに、歳入についてであります。

1 款の国民健康保険税 4 億1,383万9,000円は、歳出の 3 款の県への納付金及び議案第22号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてで予定している国保税の税率改正を見込んだ額としております。

次に、4款の県支出金13億4,216万9,000円は、前年度とほぼ同額としています。県が負担する 保険給付費等交付金が大半を占めます。

次に、6款の繰入金1億2,337万2,000円は、一般会計からの保険税軽減分と保険者支援分の基 盤安定繰入金と職員給与費等繰入金が主なものです。

次に、7款の繰越金6,894万円は、今年度の決算見込みに基づき見込んでおります。

次に、歳出についてであります。

1款の総務費5,189万7,000円は、職員人件費や一般管理費などを計上しております。

2款の保険給付費13億1,378万7,000円は、歳出全体の67.0%を占めており、1人当たり医療費は増加傾向であるものの被保険者数の減少傾向であることからほぼ同額としております。

次に、3款の国民健康保険事業費納付金5億1,740万円は、対前年度比1,917万1,000円、率にして3.8%の増額となっております。保険者である県の算定金額でありますが、医療費の上昇傾向を 反映したものと考えております。

次に、6款の保険事業費3,423万3,000円は、特定健康診査、特定保健指導に係る予算を計上したものが主なものであります。

今回、消費税率の引き上げを健診単価に反映したこと、平成31年度から糖尿病性腎症重症化予

防を目的とし、二次健診として尿中アルブミン検査を追加することから11%以上の増額となりました。今後も健診の受診率及び保健指導実施率の向上を重点施策といたします。また、医療費通知の発行に加え、今年度開始いたしましたジェネリック差額通知の発行を継続することによりジェネリック医薬品の利用促進を図ります。

以上で、国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第27号 平成31年度小山町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いた します。

附属資料の9ページをお開きいただき、下段を御覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,270万円で、前年度当初予算額と比較いたしますと745万8,000円、率にして3.2%の減額であります。

後期高齢者医療特別会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、低所得者等の保険料 軽減分に対する町の一般会計からの繰り入れと75歳以上の後期高齢者の方からの保険料を合算し て、静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

被保険者数は微増傾向でありますが、1人当たりの所得の減少から保険料が減額となり、特別 会計全体としまして減額となっております。

はじめに、歳入についてであります。

1 款の後期高齢者医療保険料 1 億9,119万4,000円と 2 款の繰入金3,009万6,000円は、いずれも 広域連合の試算に基づき計上したものであります。

次に、歳出についてであります。

1款の後期高齢者医療広域連合納付金2億2,179万6,000円は、歳入で説明いたしました保険料収入等を広域連合へ納付するものであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第30号 平成31年度小山町介護保険特別会計予算について御説明いたします。 附属資料の11ページをお開きください。

第7期介護保険事業計画の2年目の平成31年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ19億1,500万円で、前年度当初予算額と比較しますと300万円、率にして0.2%の増額であります。

はじめに、歳入についてであります。

1款の保険料は、4億2,300万円を見込みました。65歳以上の第1号被保険者分の保険料で、保険給付の23%を負担するものであります。

次に、2款の国庫支出金4億875万2,000円、3款の支払基金交付金4億8,562万2,000円、4款の県支出金2億7,965万8,000円につきましては、介護保険制度で定められているそれぞれの負担割合に基づく国、社会保険診療報酬支払基金、静岡県からの収入であります。

次に、6款の繰入金2億8,260万1,000円につきましては、国、県等と同様に負担割合に基づき町の一般会計から繰り入れるものであります。

次に、歳出についてであります。

2款保険給付費は、17億5,586万7,000円で、対前年度比4,276万4,000円、率にして2.5%の増額で、第7期介護保険事業計画により高齢化の進展や介護認定率の上昇見込みから介護給付費の増大を見込み計上したものです。歳出全体の91.7%を構成しております。

給付の内容といたしましては、ホームヘルプサービスやデイサービス等の居宅介護サービス、 グループホーム等の利用に伴う地域密着型サービス、特別養護老人ホームや老人保健施設等の利 用に伴う施設介護サービスが主なものであります。

次に、3款基金積立金につきましては、第7期介護保険事業計画の計画期間である平成32年度までの3年間を見越し、初年度に積み立てるものであり、中間年である平成31年度は頭出しとしております。

次に、4款地域支援事業は、8,179万8,000円で、対前年度比536万2,000円、率にして7.0%の増額であります。増額の主な要因は、介護予防・生活支援サービス事業による総合事業の訪問介護型と通所介護型の増加、ケアマネジメントの利用者の増加、一般介護予防事業に新たに居場所運営補助を開始すること、任意事業の介護給付等費用適正化支援システムの導入、認知症総合支援事業費の認知症初期集中支援チームに係る推進員の増員などであります。いずれも高齢者の方々が住み慣れた町で自分らしく生活を続けていただくための支援を行うものであります。

以上であります。

〇議長(米山千晴君) 次に、議案第28号 平成31年度小山町下水道事業特別会計予算、議案第36 号 平成31年度小山町温泉供給事業特別会計予算、議案第37号 平成31年度小山町水道事業会計 予算について順次、部長の補足説明を求めます。

経済建設部長 野木雄次君。

○**経済建設部長(野木雄次君)** 経済建設部関係の特別会計予算2会計及び水道事業会計予算について順次説明いたします。

はじめに、議案第28号 平成31年度小山町下水道事業特別会計予算について説明いたします。 予算書は291ページからとなっております。

平成31年度小山町下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億948万6,000円とするとともに地方債を設定し、一時借入金の借り入れの最高額を3,000万円とするものであります。 それでは、歳入について説明いたします。

予算書の297ページをお開きください。

1款1項1目下水道使用料7,004万5,000円は、1節説明欄1下水道使用料6,900万円が主なもので、平成30年度の決算見込みに基づき計上したものであります。

次に、298ページにかけまして3款1項1目下水道事業費国庫補助金、1節説明欄1社会資本整備総合交付金2,750万円は、須走浄化センターの長寿命化を図るストックマネジメント計画に基づき実施します機械設備の更新事業費5,000万円に対する国庫補助金であります。

次に、4款1項1目一般会計繰入金、1節説明欄1一般会計繰入金8,642万1,000円は、下水道 事業特別会計における歳入歳出の差額を一般会計から繰り入れるもので、前年度に比べ261万 5,000円、2.9%の減額となっております。

次に、299ページを御覧ください。

7款1項1目下水道事業債、1節説明欄1浄化センター長寿命化対策等事業債2,250万円は、須 走浄化センター長寿命化対策事業費の補助残について借り入れるものであります。

次に、歳出について説明をいたします。

300、301ページをお開きください。

1款1項1目下水道総務費、説明欄(2)下水道施設維持管理費6,161万5,000円の主なものは、 11節光熱水費990万円で、須走浄化センター等の電気料等であります。

その下、修繕料700万円は、マンホールポンプ1カ所と浄化センターに引き込む高圧ケーブルの 修繕料であります。

13節須走浄化センター維持管理3,270万円は、浄化センターの運転及び維持管理に係る委託料であります。

次に、302、303ページをお開きください。

1款2項1目公共下水道費、説明欄(2)公共下水道費5,060万2,000円の主なものは、15節須 走浄化センター長寿命化整備事業5,000万円で、ストックマネジメント計画に基づき汚泥脱水機 の更新工事を実施するものであります。

次に、2款1項1目元金、説明欄(2)公債費(元金)7,604万6,000円は、平成6年度から平成15年度までと平成26年、平成27年度に借り入れた34件分の償還金元金であります。

その下、2目利子、説明欄(2)公債費(利子)1,529万5,000円は、平成6年度から平成15年度までと平成26年度から平成30年度までに借り入れた37件分の起債に対する償還金利子であります。

以上で、下水道事業特別会計予算の補足説明を終わります。

次に、議案第36号 平成31年度小山町温泉供給事業特別会計予算についてであります。

予算書は434ページからとなっております。

本特別会計は小山町が所有する温泉を活用して実施する温泉供給事業の円滑な運営と経理の適正化を図ることを目的に平成30年度から設置したもので、平成31年度の歳入歳出予算の総額をそれぞれ487万3,000円とするものであります。

はじめに、歳入について説明いたします。

439ページをお開きください。

1款1項1目温泉使用料、説明欄1温泉使用料191万6,000円は、年度内に見込まれる温泉使用料に1立方メートルにつき350円を乗じた額を計上したものであります。

次に、2款1項1目繰越金、説明欄1前年度繰越金295万7,000円は、平成30年度の歳入歳出の

決算見込みにより計上するものであります。

次に、歳出について説明いたします。

440ページをお開きください。

1款1項1目業務費、説明欄(2)温泉供給施設維持管理費100万1,000円は、温泉供給施設の維持管理と温泉揚湯ポンプの点検業務が主なものであります。

続いて、説明欄(3)温泉受給施設維持管理費31万円は温泉受給施設の維持管理が主なものであります。

次のページをお開きください。

2款1項1目予備費は、歳入歳出の差額から356万2,000円を予備費として計上するものであります。

以上で、温泉供給事業特別会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第37号 平成31年度小山町水道事業会計予算の補足説明を行います。

水道事業会計予算書につきましては、別冊となっておりますので、準備の方をよろしくお願い いたします。

それでは、予算書の5ページをお開きください。

平成31年度の水道事業会計の業務量でありますが、第2条の業務の予定量に記載してありますように給水戸数7,270戸、年間総給水量342万3,797立方メートル、1日平均給水量は9,380立方メートルであり、主な建設改良事業は第6期拡張事業に基づく配水管布設工事などを計画しているところであります。

それでは、収益的収入及び支出について説明をいたします。

予算書の31ページをお開きください。

収益的収入の1款1項1目給水収益1節水道料金2億5,245万5,000円は、平成30年度の決算見込みに基づき計上したものであります。

次に、2項2目消費税及び地方消費税還付金は前年度に比べ500万円の減額となりましたが、仮 払消費税の減少により、消費税及び地方消費税が納付見込みとなったため、皆減となるものであ ります。

次に、2項4目長期前受金戻入6,440万6,000円は、補助金等により取得しました固定資産の減価償却額の補助金相当額分を収益化するものであります。

次に、32、33ページをお開きください。

収益的支出の1款1項1目原水及び浄水費6,026万9,000円の主なものは、13節委託料2,027万円で、説明欄にあります水道施設巡回・点検業務委託の845万5,000円と水質検査業務委託の778万4,000円及び18節動力費3,387万5,000円は水源施設などの電気料であります。

次に、2目配水及び給水費2,768万1,000円の主なものは、16節修繕費2,331万円で、配水管及び 給水管の漏水などの修繕と計量法に基づく量水器の交換等を実施するためのものであります。 次に、4目業務費2,476万2,000円の主なものは、34ページ中段よりやや下、13節委託料856万円で、検針業務と企業会計処理に必要な電算業務を委託する費用であります。

次に、35ページかけまして 5 目総係費1, 838万6, 000円は、職員の人件費が主なものであります。 次に、36ページをお開きください。

下段になりますが、6目減価償却費、31節有形固定資産減価償却費は、平成30年度の決算見込み額に新たに取得した資産や耐用年数を経過した資産の減価償却額を加算しまして1億6,477万3,000円を見込み計上したものであります。

次に、37ページを御覧ください。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費、37節企業債利息504万6,000円は、平成元年から平成30年度までに借り入れた22件分の企業債償還金利子であります。

次に、資本的収入及び支出について説明をいたします。

38ページをお開きください。

資本的収入の1款1項1目1節企業債4,000万円は、配水管布設工事に伴う企業債であります。 次に、2項1目1節国庫補助金5,955万円は、防衛9条事業として実施いたします老朽管更新工事に対する国からの補助金が主なものであります。

次に、4項1目1節工事負担金2,440万円は、新東名高速道路建設に伴う配水管切り回し工事等 に対する中日本高速道路株式会社からの負担金であります。

次に、39ページを御覧ください。

資本的支出の1款1項2目配水移設費1億9,899万1,000円の主なものは、次の40ページ最上段、13節委託料2,800万円で、配水管布設替え工事に対する測量・設計業務等と41節工事請負費1億4,900万円は、第6期拡張計画事業の大胡田用沢線配水管布設工事及び老朽管更新工事、新東名側道配水管布設工事を実施するものであります。

次に、2項1目企業債償還金、44節元金償還金1,293万4,000円は、平成元年から平成27年度までに借り入れた企業債18件分の元金償還金であります。

これにより、少し戻りますが5ページをお開き願います。

第4条に記載しましたように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億670万5,000円につきましては、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補塡するものであります。

次に、22ページをお開きください。

平成31年度の水道事業予定貸借対照表は、水道事業会計の財務状況をあらわしているものであります。

はじめに、資産の部であります。

最下段の資産の合計48億8,681万円は、配水池の築造や配水管布設など固定資産が主なものであります。

次に、23ページを御覧ください。

負債の部であります。

負債合計24億7,307万6,000円は、建設改良費の工事等に係る企業債が主なものであります。 次に、資本の部であります。

下から2行目、資本合計24億1,373万3,000円は、当年度未処分利益剰余金が主なものであります。

次に、24ページをお願いいたします。

平成31年度予定キャッシュフロー計算書であります。

下から2行目Vの現金の期首残高4,703万2,000円に対し、Iの業務活動によるキャッシュフロー、IIの投資活動によるキャッシュフロー及びIIIの財務活動によるキャッシュフローを増減した結果、最下段VIの現金の期末残高は7,786万3,000円となる見込みであります。

以上で、3会計の補足説明を終わります。

○議長(米山千晴君) 部長の補足説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、2月26日火曜日 午前10時開議

議案第24号から議案第37号までの平成31年度予算14件を順次議題として、質疑、委員会付託を 行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後1時46分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 米 山 千 晴 署 名 議 員 池 谷 弘 署 名 議 員 薗 田 豊 造

平成31年第1回小山町議会3月定例会会議録

平成31年2月26日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 遠藤 豪君 2番 佐藤 省三君

3番 鈴木 豊君 4番 池谷 弘君

5番 薗田 豊造君 6番 阿部 司君

7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君

9番 込山 恒広君 11番 池谷 洋子君

12番 米山 千晴君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長 込山 正秀君 副 町 長 杉本 昌一君

教 育 長 天野 文子君 企 画総務部長 湯山 博一君

住民福祉部長 小野 一彦君 経済建設部長 野木 雄次君

未来創造部長 遠藤 正樹君 オリンピック・パラリンピック機脈 池谷 精市君

教育次長兼こども育成課長 長田 忠典君 町長戦略課長 後藤 喜昭君

シティプロモーション推進課長 勝又 徳之君 総 務 課 長 大庭 和広君

税 務 課 長 渡邉 辰雄君 住民福祉課長 渡邊 啓貢君

介護長寿課長 山本 智春君 建設課長 山口 幸治君

農林課長前田修君商工観光課長湯山浩二君

上下水道課長 渡辺 史武君 未来拠点課長 清水 良久君

おやまで暮らそう課長 岩田 幸生君 生涯学習課長 小野 正彦君

須 走 支 所 長 後藤 雅幸君 総務課副参事 米山 仁君

職務のために出席した者

議会事務局長 岩田 芳和君 議会事務局書記 小野 利幸君

会議録署名議員 4番 池谷 弘君 5番 薗田 豊造君

散 会 午前11時50分

(議事日程)

日程第1	議案第24号	平成31年度小山町一般会計予算
日程第2	議案第25号	平成31年度小山町国民健康保険特別会計予算
日程第3	議案第26号	平成31年度小山町育英奨学資金特別会計予算
日程第4	議案第27号	平成31年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第5	議案第28号	平成31年度小山町下水道事業特別会計予算
日程第6	議案第29号	平成31年度小山町土地取得特別会計予算
日程第7	議案第30号	平成31年度小山町介護保険特別会計予算
日程第8	議案第31号	平成31年度小山町宅地造成事業特別会計予算
日程第9	議案第32号	平成31年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算
日程第10	議案第33号	平成31年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算
日程第11	議案第34号	平成31年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
日程第12	議案第35号	平成31年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算
日程第13	議案第36号	平成31年度小山町温泉供給事業特別会計予算
日程第14	議案第37号	平成31年度小山町水道事業会計予算

○議長(米山千晴君) 本日は御苦労さまです。

ここで御報告いたします。室伏副町長は、本日の午前の会議を欠席しておりますので、御報告いたします。

議事

午前10時00分 開議

○議長(米山千晴君) ただいま出席議員は11人です。出席議員が定足数に達しておりますので、 小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第24号 平成31年度小山町一般会計予算

○議長(米山千晴君) 日程第1 議案第24号 平成31年度小山町一般会計予算を議題とします。 本議案につきましては、2月20日及び22日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長等の補 足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

なお、予算質疑を分かりやすく円滑にするため、会議運営等規定により、発言の場所について、 議員は最初から議員側の壇にて登壇して質疑を行い、当局側は自席で答弁を行うこととしており ます。

また、通告に基づき、一覧により順次一問一答で進めますので、よろしくお願いいたします。 質疑の事前通告の通告順により、発言を許します。

最初に、4番 池谷 弘君。

○4番(池谷 弘君) 本日、7件の質問をさせていただきます。

まず、1件目でございます。

予算書90ページ、2款7項1目(5)13節駿河小山駅前再開発まちづくり検討支援について、 検討会の組織と検討終了予定期日はどの程度なのか伺います。

- ○議長 (米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○未来創造部長(遠藤正樹君) 池谷 弘議員にお答えをいたします。

駿河小山駅前再開発まちづくり検討支援についてでございます。内陸フロンティア推進区域の一つでございます駿河小山駅周辺地区、主に旧富士紡績第5、第6工場跡地におきまして公民連携の手法により再開発を進めてまいります。

再開発の検討を進めるに当たりまして、まずは来年度から専門部署を設置し、先進地の事例等を参考に委託事業により支援業務を行ってまいります。

委託事業の実施期間は、平成31年度内を想定しており、その中で検討組織についても考えてまいります。

以上であります。

○4番(池谷 弘君) 引き続きまして、2問目を質問させていただきます。

予算書93ページ、2款7項3目(2)19節定住促進事業助成金1,200万円は、土地・建物・賃貸物件の助成との説明がありましたが、予定助成者数とその内訳は。また、助成者は増加傾向にあるのかどうか伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○おやまで暮らそう課長(岩田幸生君) 池谷 弘議員の御質問にお答えさせていただきます。

1,200万円の土地・建物・賃貸物件の内訳と予定助成者数でございますけれども、土地の購入助成につきましては44件の783万円を、住宅購入助成につきましては5件の100万円を、住宅の賃貸助成につきましては30件の117万円を、北駿材を使用した住宅助成につきましては4件の200万円の合計83件の1,200万円となっております。

次に、助成者は増加傾向にあるのかについてでございますが、平成29年度の実績では全体件数が78件となっており、平成30年は今日時点で全体件数が68件となっていることから、おおむね横ばい傾向となっております。

以上であります。

○4番(池谷 弘君) それでは、引き続きまして、3問目の質問をさせていただきます。

予算書138ページ、5款1項3目(3)有害鳥獣対策事業費について、鹿やイノシシ等の頭数は減少傾向にあるのかどうか。また、平成31年度の有害鳥獣への取り組み内容について伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- 〇農林課長(前田 修君) 最初に、鹿、イノシシの頭数は減少傾向にあるかについてであります。 平成30年度の町内の捕獲頭数実績は、鹿105頭、イノシシ75頭、合計180頭となりました。平成 29年度捕獲実績は、鹿60頭、イノシシ74頭、合計134頭。平成28年度は、鹿132頭、イノシシ98頭、 合計230頭であります。

年ごとに波はありますが、捕獲頭数はやや減少傾向にあると考えられます。ただし、生息頭数 の減少に直結しているとは断定はできないところでございます。

次に、平成31年度の有害鳥獣への取り組みについてでございます。

今年度に引き続きまして、電気柵等の防護柵設置に関する助成金交付、それから、昨年度から 組織している鳥獣被害対策実施隊による被害通報への迅速な対処、それから、現地パトロールや わなの設置。さらに、被害防止のための指導・助言等を引き続き行ってまいりたいと考えており ます。

さらに、森林環境保全整備事業の一環として現在進めております、生息域である森林内での囲いわなや首くくりわなの設置等を行いまして、地域全体での被害防止や生息数減少に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番(池谷 弘君) 分かりました。

引き続きまして、4番の質問をさせていただきます。

予算書144ページ、5 款 2 項 1 目 (3) 19節森林景観整備事業補助金の平成31年度の整備内容について伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○農林課長(前田 修君) 森林景観整備事業につきましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の自転車ロードレースが町内で開催され、多くの人が訪れることから、コース上から美しい富士山を眺める景観整備を実施するもので、二つの事業を計画しております。

最初に、自転車ロードレース森林景観整備事業補助金についてであります。

これは、自転車ロードレースコース沿線の広葉樹の伐採や枝打ちなど、森林景観の向上を目的 とした施業について、静岡県の補助金を得て施業を実施するものであります。施業の箇所につき ましては、現在、静岡県で調査選定を行っているところでございます。

次に、小山町森林景観整備事業補助金についてであります。

これは、竹之下地区です。県道足柄停車場富士公園線及び足柄峠線におきまして、誓いの丘公園付近から足柄峠までの間、約2キロにつきまして富士山の眺望を阻害している広葉樹や竹林の 伐開等を実施するものであります。

以上であります。

○4番(池谷 弘君) 了解しました。

引き続きまして、5番目の質問をさせていただきます。

予算書154ページ、6款2項1目(4)14節電動自転車借上料は10台との説明がありましたが、この10台についてはインバウンド利用も想定しているのか。また、設置場所をどのようなところと考えているのか伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○**商工観光課長(湯山浩二君)** 池谷 弘議員にお答えします。

電動自転車借上事業につきましては、国内外から訪れる観光客らが町内での周遊性を高めるため導入するものであり、外国人観光客の利用も想定しているところでございます。そのため、貸し出す際の利用規定など多言語にも対応した準備が必要であると考えております。

また、設置場所につきましては、現在のところ道の駅「すばしり」を想定しておりますが、利用状況などにより活用が期待できる施設への設置も今後検討してまいりたいと考えております。 以上であります。

○4番(池谷 弘君) 了解しました。

次に、6番目の質問をさせていただきます。

予算書157ページ、6款2項3目(4)15節道の駅「すばしり」の課題に基づいて改修すると考えておりますが、この課題と改修対応内容、また、改修するに当たり現在の指定管理者の要望も

考慮されているのかどうか伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○商工観光課長(湯山浩二君) 道の駅「すばしり」につきましては、土地柄、例年冬場の来場者が少なく、年間の売上金額も減少傾向にあるというのが現状でございます。

町といたしましては、間近に富士山を眺められるという立地条件を活かし、施設の魅力を高め 誘客を促進するため、地元間伐材を利用した改修工事を計画しております。

具体的には、富士山側に展望テラスを設置し、正面玄関側にはイベント広場の活用を図るため、 既存建物の軒先を拡張するなどの施設外観の改修等を考えております。

また、現在のところ指定管理者から具体的な要望はございませんが、今後、指定管理者等と協議の上、来場者の利便性向上に向けた改修を行ってまいりたいと考えているところでございます。 以上であります。

○4番(池谷 弘君) 分かりました。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

予算書176ページ、7款5項1目(2)15節地域優良賃貸住宅整備等も考慮して、町営住宅の整備を行っているのか。その計画について伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○おやまで暮らそう課長(岩田幸生君) 次に、町営住宅整備の計画はについてであります。

平成31年度の予算につきましては、住宅整備事業として4,410万1,000円としております。その 内訳としましては、須走新緑ヶ丘団地3号棟屋上防水及び外壁塗装工事実施。そして、南藤曲団 地M4号棟につきましては、屋根のふき替え工事を実施する予定としております。

なお、町営住宅解体事業費1,200万円につきましては、須走町営北原団地の解体を予定しており、 いずれも町営住宅等長寿命化計画に沿って実施しております。

以上であります。

○4番(池谷 弘君) 了解しました。

以上で質問を終わらせていただきます。

- ○議長(米山千晴君) 次に、8番 渡辺悦郎君。
- ○8番(渡辺悦郎君) それでは、予算書112ページ、3款2項3目脳ドックの助成というのがございますけれども、今年度は何名を見込んでいるのかお尋ねいたします。
- ○議長 (米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○住民福祉課長(渡邊啓貢君) 渡辺議員にお答えします。

脳ドックの助成扶助は、費用額2万3,000円のうち3割の6,900円を自己負担とし、残りの1万6,100円を扶助しております。予算計上の人数は35人分であります。

以上であります。

○8番(渡辺悦郎君) ありがとうございました。

次に、予算書114ページ、3款3項1目20節放課後児童通所支援事業費、これは何カ所の事業所が対象になっているのかお尋ね申します。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育次長兼こども育成課長(長田忠典君) 放課後児童通所支援事業費についてお答えいたします。

本町では、ワーカーズコープ「わかば」とワーカーズコープ「そら」の2事業所と、裾野市及び長泉町では各1事業所、御殿場市では7事業所、合計11事業所で利用しております。 以上です。

- ○8番(渡辺悦郎君) 次に、120ページ、3款3項4目放課後児童クラブ費についてでございます。 現在、北郷小学校では収容不足により増設工事が行われております。他の校区での収容状況に ついて教えていただきたいと思います。
- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育次長兼こども育成課長(長田忠典君) 放課後児童クラブについてお答えいたします。

北郷小学校放課後児童クラブ以外のほかの施設では、来年度の利用見込み人数は受け入れの可能人数以内となっております。また、今までも超えたことはございません。

各施設の来年度の当初の利用見込み人数を申し上げますと、成美小の学童が18人、明倫小の学童が44人、足柄小学童が22人、北郷小学童が84人、須走小学童が54人、合計222人となっております。

以上です。

- ○8番(渡辺悦郎君) 終わります。
- ○議長 (米山千晴君) 次に、7番 高畑博行君。
- ○7番(高畑博行君) 私は5点質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、附属資料の3ページ。一般会計の収入の内訳で町債の欄を見ますと、昨年度は2億5,920万円の増、28.0%の伸び、さらに、今年は1億7,280万円増、14.6%の伸びを示しています。町債は84億2,549万円で、町民1人当たり約44万8,600円だということです。

こういう膨らみ続ける借金の財政運営を懸念する声も少なくなく、それに対する当局の見解は どうか。その点を伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○総務課長(大庭和広君) 高畑議員にお答えをいたします。

平成31年度予算は、「100年の計を立てる」の積極型予算となっております。その財源として起 債の額も前年度に比べて増額しております。

また、町債残高も増加見込みでありますが、これは財政的な考え方として膨大な普通建設事業 を実施するに当たり、適債性のある事業については積極的に起債を活用し、単年度で現役世代が 財政負担するのではなく、後年度に平準化することで便宜を受ける後年度世代の方にも費用の負 担をお願いし、世代間の公平を保つことを基本としているからであります。

また、将来的に持続可能な財政基盤を確立するために、中長期的な視点に立って財政計画を策定しているところであります。

以上であります。

○7番(高畑博行君) それでは、2点目の質問です。

予算書歳入の部の45ページ、19款1項2目本年度のふるさと寄附金を約10億円で計上しています。この算定根拠を示してほしいと思います。

と言いますのは、先日の読売新聞一面で報じられておりましたけれども、6月から規制が強化されるふるさと納税について、総務省は「過剰返礼自治体は除外」「過去実施分も対象」としており、制度の利用を許可しない方針を示しています。小山町も大変心配されるところなわけですけれども、そういった背景も判断材料にしての予算額10億円なのかどうか、その点を伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- 〇シティプロモーション推進課長(勝又徳之君) ふるさと納税の受け付けにつきましては、平成 27年9月から始め、寄附額も年々増加をし、今年度につきましては昨年度を大幅に上回る寄附額 となっております。

しかし、税法改正以降はどのような判断をされるかは不明であり、さらに国民の動向にも左右 されるものでありますので、平成31年度当初予算額はこのあたりの影響も考え、ふるさと納税を 始めた頃の平成28、29年度の当初予算編成時と同額の予算計上といたしました。

このふるさと寄附金は、不確定要素が強いことと国の規制基準も示されることから、今後も国の動向等を注視してまいります。

以上でございます。

○7番(高畑博行君) それでは、3点目の質問です。

予算書の歳出89ページ、2款7項1目説明欄(3)の19節自主運行バス負担金に4,000万円計上されております。昨年5,000万円なので1,000万円の減であります。

本年度中に公共交通の抜本的改革の方向に動くようですけれども、大枠のフレームを持っていなければこの減額予算は出てこないはずです。大枠でどのような改革構想を持っているのか伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○町長戦略課長(後藤喜昭君) 高畑議員にお答えいたします。

町の公共交通のあり方に関しては、現在、主に昼間の利用者が多い各地区のシニアクラブや朝・ タの通学利用が多い小・中学校にヒアリングを行っております。

これによりまして、新しい公共交通については既存の3ルートのコミュニティバスと実証実験 バスは廃止をする方向で考えております。

また、それに代わる新たな手法につきまして、それを具体化するために既存の交通事業者と協

議を重ねているところでございます。

このことから、今後の協議状況によっては事業の形態や費用の面など不確定要素が多数あるため、今回の予算計上額には新方式での経費は見込んでおりませんので御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○7番(高畑博行君) 今の答弁に対して質問をさせていただきます。

要するに、コミュニティバスと今までの実証実験の3ルートに関しては、とにかく廃止して新 しい機構を設けるというふうなお話をしておりましたけれども、小山にとっては大きな変更です よね、そうなりますと。その実施見通し時期といいますか、そこをどの辺だというふうにお考え でしょうか。

- ○議長 (米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○町長戦略課長(後藤喜昭君) 変更の実施見込み時期ですけれども、年度の後半を考えております。

以上であります。

○7番(高畑博行君) それでは、次の質問です。

4番目。歳出の部の156ページ、6款2項1目説明欄(5)の15節駿河小山駅前修景及び町の駅活性化事業に5,000万円計上してありますが、駅前修景と町の駅活性化事業の具体的な中身について伺います。具体的にはどのようにするんでしょうか。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○**商工観光課長(湯山浩二君)** 高畑議員にお答えします。

町の東の玄関口でございます駿河小山駅におきましては、来訪者をお迎えするため、駅前修景 事業としてロータリー周辺に設置してあります大型の観光案内板や水飲み場等の改修を考えてお ります。また、町の駅につきましては、駅利用者やサイクリストなど多くの方々が気軽に立ち寄 れる休憩場所としての整備を考えております。

具体的には、外観及び内装改修を計画しておりますが、喫茶機能を高めるとともに、サイクリストの活動拠点としてロッカーや更衣室の設置など限られたスペースを最大限に活用した施設改修を考えているところでございます。

以上であります。

○7番(高畑博行君) ただいまの答弁に再質問させていただきます。

観光案内板と水飲み場の改修はすんなり分かるわけですが、町の駅の外観及び内装の改修に関してはですね、特に内装の改修は、要するにリフォームということでしょうけれども、例えば喫茶コーナーみたいなのを設けるだとか、今おっしゃったサイクリストのためのロッカーですとか、更衣室といったものもお考えのようにちょっと伺っているわけですが、あそこの町の駅は非常に限られたスペースしかないもんですから、相当工夫しないと難しいのかなというふうな感じを持

っています。そこら辺の基本設計もこれからお考えになるというふうなことでしょうか。質問いたします。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○**商工観光課長(湯山浩二君)** 再質問にお答えいたします。

町が実施したい事項というのは今述べたとおりなんですけれども、詳細な設計につきましては、 今後、関係者ともいろいろと意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。 以上であります。

○7番(高畑博行君) それでは、最後の質問をさせていただきます。

予算書のそれぞれページがわたっちゃっているんですけれども、194、199、201。それぞれ 9 款 の 2 項、 3 項、 4 項の 1 目。要するに、幼稚園・小学校・中学校の給食の完全無償化に向けて、 それぞれ497万5,000円、4,559万5,000円、2,489万5,000円が賄材料費として計上されております。 合計額でこれを足しますと7,546万5,000円になります。

一度、完全無償化したら有償化には戻しづらいと思うわけです。毎年これだけの財政出動が今 後可能なのかどうなのか、その点を伺いたいと思います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○総務課長(大庭和広君) 給食の完全無償化の財源は、ふるさと寄附を教育振興基金に積み立て たものを活用しております。

平成30年度末の基金残高見込みから見ても、今後も十分継続可能と考えております。 以上であります。

- ○7番(高畑博行君) 分かりました。以上で終わります。
- ○議長(米山千晴君) 次に、1番 遠藤 豪君。
- ○1番(遠藤 豪君) 私の方からは、歳入の関係で2点ほどお伺いをさせていただきます。

まず、20ページの1款2項1目固定資産税についてでございますけれども、固定資産税の現年 課税分の土地についてお伺いいたします。

土地の評価については、小山町の場合、路線価方式を取っておると聞いておりますけれども、 評価額と実際の課税標準との差、いわゆる負担調整率をとっておるのかどうか。しているとすれ ばどのくらいの率になっておるのか。また、評価替えの年での数値ではどれくらいになるのかを お伺いしたいと思います。

- ○議長 (米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○税務課長(渡邉辰雄君) 評価替え年度に当たる平成30年度の課税標準の条件についてお答えい たします。

初めに、住宅用地につきましては、小規模住宅用地は評価額の6分の1に当たるものですが97.58%、一般住宅用地は評価額の3分の1に当たるものですが97.69%と、大半が本則に当たります負担水準に達している状況でございます。

なお、特例の負担水準に達していない場合につきましては、前年度の課税標準額に本来の課税 標準額の5%を加算することとなってございます。

次に、非住宅用地についてでございますが、課税標準額の上限となります評価額の70%の負担 水準に達しているものにつきましては63.7%となってございます。

こちらも前年度の課税標準額が負担水準の60%以上70%以下の場合は据え置きとしてございます。

また、負担水準が60%未満の場合の課税標準額は、平成30年度の評価額の5%を加算した額というふうになってございます。

次に、市街化区域農地につきましては、評価額の3分の1の課税標準額に達しているものは 80.26%となってございます。こちらも市街化区域農地につきましては、負担水準に応じて負担調 整率が1.1倍から1.025倍の範囲で定めておられます。

以上でございます。

○1番(遠藤 豪君) 次に、2点目でお伺いいたします。

25ページ、7款1項1目ゴルフ場利用税交付金です。2億円を見込んでおりますけれども、ゴルフ場利用税については、これまで来年に行われます東京オリンピックまでで、これを過ぎればスポーツとして真に認められるというようなことから課税の方ができなくなるんではないかと過去言われてきておるんですけれども、この点について今後どうなるのかをお伺いしたいと思います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○総務課長(大庭和広君) ゴルフ場利用税は県税でありますので、今後どうなるのかについては 町でお答えすることはできません。町といたしましては、込山町長がゴルフ場利用税堅持のため の全国市町村連盟の代表世話人として積極的に国への働きかけを行っているところであります。 また、廃止となった場合には普通交付税が増加するものと認識をしております。 以上であります。
- ○1番(遠藤 豪君) 今のでもう少しお伺いします。

ということは、県税で10分の7もらっているから承知はしておるんですけれども、一般の流れ としてはどうなんでしょうか。廃止になるという意見が、事実上、国としてあるんでしょうか。 その辺の状況は分かりますでしょうか。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○町長(込山正秀君) 遠藤議員にお答えします。今の御質問の中で、廃止に対してはゴルフ場が加入しているゴルフ場協会は反対ということと、国におきましては、文科省がオリンピックにゴルフが採用されるということでスポーツに税金をかけるのはいかがかなと。こんな御意見で反対をいたしておりますが、我々地方としましては大変重要な財源でございます。課長からお話があったように、今、我々の市町村の連盟1,000市町村近く入っておりまして、何とかこれを堅持しよ

- うということで頑張っておりますが、まだ先のことは分かりません。 以上です。
- ○1番(遠藤 豪君) 終わります。
- ○議長 (米山千晴君) 次に、3番 鈴木 豊君。
- ○3番(鈴木 豊君) 歳入の3件と支出の2件を質疑させていただきたいと思います。

まず最初に、予算書の20ページの1款2項1目1節の固定資産税で8,100万、3.6%昨年より伸びておりますが、この要因は企業進出によるものなのか、また、移住者の増によるものの収入見込みかをお伺いしたいと思います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○税務課長(渡邉辰雄君) 増額の主な要因でございますが、新東名建設に伴いますリース機器等の償却資産が増額の主なものでございます。

また、ホテルが2件立地したことも増額の要因としてございます。 以上でございます。

- ○3番(鈴木 豊君) 再質問ではありませんけど、前回の予算の説明のときには新築のものもあるということですので、やはり移住者がふえて新築ということも考えられると思いますが、その点の考えをお伺いしたいと思います。
- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○税務課長(渡邉辰雄君) もちろんその辺も加味してございますが、件数と金額的にはそんなに 大きくないものですから、主なものとして先ほど答弁したとおりでございます。
- ○3番(鈴木 豊君) それでは、2件目の予算書22ページの1款5項1目1節でありますが、入 湯税の1,100万円で昨年より800万円増額予算されておりますが、増額の要因と入湯税は目的税で ありますので、予算のどこに充当しているのかお伺いしたいと思います。
- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○**税務課長(渡邉辰雄君)** 税務課からは、増額の要因につきましてお答えいたします。

増額の主な要因でございますが、須走地先に立地しました富士ざくらホテル、あと、足柄地先に立地しましたホテルジャストワンが新たな課税対象となったことが主な要因としてございます。 以上でございます。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○総務課長(大庭和広君) 予算のどこに充当されているのかについてであります。

入湯税は、地方税法第701条にありますように、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるものであります。

財政的には一般財源としておりますので充当先については明示をしておりませんが、観光振興 事業で使用をしております。 以上であります。

- ○3番(鈴木 豊君) それでは、3番目の予算書51ページの22款6項1目2節でありますが、雑 入の10と11の道の駅「ふじおやま」と「すばしり」の歳入予算が昨年と同額でありますが、売上 の伸びしろは考えていたのかどうかお伺いしたいと思います。
- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○商工観光課長(湯山浩二君) 鈴木豊議員にお答えします。

道の駅「ふじおやま」につきましては、1月末の時点で昨年度の同時期に比べ売上額は約15% 増額をしておりまして、3月補正において増額補正をさせていただいたところでございます。

道の駅「すばしり」につきましては、昨年度と比べ売上額は約3%減少しており、決算見込みでは前年度並みか前年度よりやや減額を見込んでいるところでございます。

両施設において考えられることですが、本年10月に予定されております消費税増税に伴う売上への影響について想定しがたい部分がございますので、当初予算につきましては、前年度当初予算と同額を計上させていただいたところでございます。

以上であります。

○3番(鈴木 豊君) 今の答弁について、若干再質問させていただきます。

「ふじおやま」はリニューアル後で、売上は先ほど述べているということですが、「すばしり」は3%減ということですけど、どのような内容で減ということになっているのかお伺いしたいと思います。

- ○議長 (米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○商工観光課長(湯山浩二君) 再質問にお答えします。

道の駅「すばしり」につきましては、現在のところで部門別に申しますと、食堂部分は前年度に比べ約400万円ほど伸びている状況でございます。減額している主な部門といたしましては、お土産物の方が770万円、そして、生産者による野菜類の方が約500万円、売上が減少しているということでございます。

なお、指定管理者においても陳列棚の配置がえですとか商品の見直し、またセルフレジの導入ですとか工夫は凝らしていただいておるんですが、様々な影響によって売上額は減少傾向にあるということで考えております。

以上であります。

○3番(鈴木 豊君) それでは、次に、歳出についてお伺いしたいと思います。

予算書69ページの2款1項5目で説明欄4の須走支所管理費の須走コミセン等改修工事で、工事管理費が500万円と工事費が1億5,000万円計上していますが、どのような改修をするのか、内容をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

- ○議長 (米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○**須走支所長(後藤雅幸君)** まず、15節の工事請負費関係ですが、須走地区コミュニティセンタ

一及び須走支所は、昭和57年度事業として支所を併設、コミュニティ共用施設として建設し、今年度末で36年が経過します。現在の建物や設備に経年劣化が見受けられるため、センター及び支所の改修工事を実施する計画です。

改修工事の主なものとしては、コミュニティセンターを土足化し、使い勝手の向上を図ります。 男女トイレの改修、多目的トイレの新設、屋根の全体的なカバー工法による修繕、外壁の塗装を 実施し、和室及び研修室については経年劣化に対する小規模な改修となります。

センターのホールにつきましては、地域コミュニティの活性化の促進や観光交流施設としての 機能も持たせるため、大幅な改修を計画しております。

玄関前の車寄せを取り壊し、ひさしやベンチを新設し、軒下空間を屋外イベント等での多様な 利用を可能とします。

クアオルト健康ウオーキング参加者やサイクリスト等が利用できるよう更衣室を設けます。

活発なコミュニティを創出するためのフリースペースを設け、カフェ機能も持たせます。また、 中庭にはパティオを設け、屋内と一体的な利用を可能にし、来場者の休憩場所としても利用して いただきます。

空調に関しましては、現在、灯油式ボイラーを使用しておりますが、ガスのファンヒーターに変更し、また、照明器具につきましてもLED化にしていきます。

支所につきましては、外壁の塗装、また、事務室の照明器具のLED化、そして、レイアウトを変更し、執務環境の向上を図ります。

外構工事として、隣接するゲートボール場を廃止し、大型バスも駐車可能な駐車場を整備し、 また、前面道路からの進入部の間口を広げ一部道路を拡幅いたします。

工期につきましては、平成31年度の8月頃から来年の3月までで、翌年度から供用開始する予定です。

13節の委託料の関係ですが、改修工事の施工監理を設計会社に委託するために計上しております。監督員につきましては、都市整備課の職員にお願いいたします。

以上で説明を終わりにします。

○3番(鈴木 豊君) はい。分かりました。

それでは次に、予算書154ページの6款2項1目説明欄(3)の富士山観光事業費の15節の小富士遊歩道整備4,184万1,000円計上してありますが、どのような整備をするのか詳細内容をお伺いしたいと思います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○商工観光課長(湯山浩二君) 小富士遊歩道の整備につきましては、富士山須走口5合目を訪れる観光客等に安全で快適なハイキングを楽しんでいただくとともに、歩道周辺部の植生や環境を保護するため、5合目から小富士まで続く延長約800メートルの富士山自然休養林ハイキングコースに地元間伐材を利用した木道を設置し、誘客を図るためのものでございます。

以上であります。

- ○3番(鈴木 豊君) それでは、以上で質疑を終わりにしたいと思います。
- ○議長(米山千晴君) 次に、5番 薗田豊造君。
- ○5番(薗田豊造君) 今回は、3点ほど質問をさせていただきます。

まず、予算書188ページ、歳出の9款1項2目2事業1節のいじめ問題対策連絡協議会等委員報酬についてお伺いします。

これは委員が何人で、年間何回協議会を開催するか。また、全国でいじめ問題が多発しています。そうした中でもって、今後これに対して積極的に対応していく、あるいは開催していくようなことがあるのかどうかお伺いします。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育次長兼こども育成課長(長田忠典君) 薗田議員の御質問にお答えいたします。

小山町いじめ問題対策連絡協議会は、町の設置条例の中で組織についても定めており、25人以内をもって組織するとしております。

現在、構成員は御殿場警察署生活安全課長、小山交番署長、東部児童相談所職員、県の御殿場 健康福祉センター家庭相談員、町の青少年補導員、民生児童委員などのほか、学校及び教育委員 会の関係など合計13人で構成しております。

本連絡協議会は、生徒指導連絡協議会も兼ねておりまして、幸い本町において重篤ないじめ問題は特にないため、年に3回、定期的に開催し、先ほどのメンバーで情報交換、意見交換を実施しているところであります。

今後につきましては、そういったいじめの問題等が必要が生じた場合には、定期的な開催以外 に随時開催して対応してまいりたいといふうに考えております。

以上です。

- ○5番(薗田豊造君) 予算は4万円としてますけれども、委員の報酬は1回で払っているのか、 それともこの方々に決まった金額で払うのか、それについてお伺いします。
- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育次長兼こども育成課長(長田忠典君) 薗田議員の再質問にお答えいたします。

こちらについては、1回ごと4,000円という町の決まった報酬額に基づきまして、支払いをすることとしております。

以上です。

○5番(薗田豊造君) 再々質問します。

こういうふうな問題は重要な問題で、知らぬところに事件が起こっている。そういうふうなことから実態把握などはどのように行われているか。それから、事件が起こったときどのような対応をするのか。そういうふうなことについて御質問します。

○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。

○教育次長兼こども育成課長(長田忠典君) 再々質問にお答えいたします。

こちらのいじめ問題につきまして、いじめの実態につきましては各小中学校におきましてアンケート調査を実施しております。

小学校におきましては年に3回から4回、中学校におきましては月1回アンケート調査を実施 し、それにつきましては、全部担任等が目を通して、いじめがあるかないかを確認しているとこ ろであります。

以上です。

○5番(薗田豊造君) 次の質問に入ります。

予算書は206ページ、歳出の9款6項1目事業の4で15節文化財費のうち森村市左衛門胸像等 設置計画ですが、2,000万円のこの詳細な内容についてお伺いいたします。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- **〇生涯学習課長(小野正彦君)** 森村市左衛門胸像等設置についてお答えいたします。

森村市左衛門胸像等設置工事の2,000万円の内訳ですが、胸像、台座、森村市左衛門の解説板、 森村橋への案内表示、ベンチ、寄附銘板、森村橋の解説板等を予定しております。

設置の理由につきましては、富士紡績株式会社の創設や経営立て直し時に尽力した森村市左衛 門の功労を後世に伝えようという意思のもとにその名がつけられた橋でもあることから、森村橋 復元に際し像を設置することで森村市左衛門の顕彰を行うものでございます。

また、豊門公園、豊門会館、西洋館と富士紡績の歴史的遺産を活用し、案内表示や森村橋の両岸に橋詰広場を設置することで、人口交流の拡大につなげるものと考えております。

以上でございます。

○5番(薗田豊造君) 再質問します。

こういうふうなことについては、それぞれの協力あるいは知識人の協力も必要だと思いますけれども、これを設置するというようなことにおいては、どのようなコンセンサスの積み重ねがあったのか、そのことについてお伺いします。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○生涯学習課長(小野正彦君) 再質問にお答えいたします。

今回の胸像設置につきましては、今後、3月に行われます文化財保護審議会の中でも説明をして意見を伺おうと考えております。

以上であります。

○5番(薗田豊造君) そうすると、町の人達を巻き込んでやるということじゃなくて、ある程度の知識人かなんかをもってやるっていうことですか。もう少し詳しくそこのところを。

それから、再々質問になりますが、確かにこういう事業を世の中に知ってもらって、それから、 来て見て知ってもらう、これの重要性が含まれるわけですけれども、今伺っていると、もう施策 もあるようです。 しかし、こういうふうなものを設置するにはね、森村市左衛門さんじゃなくて、あるいは和田 豊治さんばかりじゃなくて、多くの人達がフジボウあるいは小山町を愛して作ってきたと思いま す。そうした中には、関東大震災あるいは太平洋戦争によって多くの犠牲者が出たことも歴史の 中にあります。

皆様、今日が何の日だか分かりませんでしょうけれども、日本にとっては大昔に重大な事件が あった。こういう歴史が皆さんの中でもって埋もれてしまいます。

こういうふうな歴史が、普通作るとみんなは来ます。しかし、そういうふうな歴史も踏まえて、 こういうふうな設置をしたらどうかと思いますけれども、どのように皆さんに知らしめるのか、 もう少し具体的な方法をお伺いします。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- 〇町長(込山正秀君) 薗田議員の質問にお答えしたいと思いますが、この事業につきましては、 前々からお話ししておりますので御承知かと思いますが、平成27年9月からのふるさと納税を充 ててやっている事業でございます。

これにつきましては、フジボウさんからいただいた遺産を残そうという目的で始めた事業でございまして、昨年の4月14日に豊門公園を開園いたしました。ここには、日比谷平左衛門さん、そして、和田豊治さんの像ができております。もう一方が森村さんでございまして、当初からこれはやる予定でございましたが、橋ができたときに作ろうということで、こういう形で時間的にずれてしまったということでございまして。これはあくまでもフジボウさんの殖産遺産を残すということの目的でやっている事業でありますので、御理解いただきたいと思います。

○5番(薗田豊造君) こういうふうなことはね、「駕籠に乗る人担ぐ人そのまた草鞋を作る人」とか、そういうふうなものもしっかりと踏まえて、この像を作っていただきたいと思います。では、3問目の質問に移ります。

3問目は、予算書の211ページ、歳出9款6項1目15節の小山球場改修2億円についてお伺いします。改修内容と今後どのような球場を目指すのか、お答えください。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○生涯学習課長(小野正彦君) 小山球場の改修についてお答えいたします。

小山球場の改修の内容は、グラウンドの土の入れ替え、スコアボードの交換、サブスコアボードの新設、ダッグアウト防球フェンスの新設、バックネット金網の張りかえ、防護マットの交換、バックスクリーン、観客席の外壁、ダッグアウトの塗装、観客席の防水、観客席ベンチシートの交換を予定しております。

また、どのような球場を目指すかですが、小山町の野球連盟などの意見を伺いながら、利用者が使いやすい球場にしたいと考えております。

以上であります。

○5番(薗田豊造君) 再質問。内容的には分かりましたけれども、これで高校野球の公式戦とか

そういうものが行われるような球場になるのかならないのかお伺いします。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○生涯学習課長(小野正彦君) 再質問にお答えいたします。

高校野球とかが行われるには、観客席等の基準があるかと思います。そこら辺で、今回の改修 に当たっては、そういう対象にはならないと考えております。

以上であります。

- ○5番(薗田豊造君) そういう改修をするような予定はないのですか。
- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○生涯学習課長(小野正彦君) 再々質問にお答えいたします。

今考えているのは、平成6年に建設しまして25年間が経過しております。老朽化に伴い、いろんなところで破損、故障等が起きております。今回、そちらの方を直す予定でありますので、今後、高校野球等の球場を目指すことは、とりあえず今のところは考えてございません。

以上でございます。

- ○5番(薗田豊造君) それは残念だけど、しようがないね。以上で質問を終わります。
- ○議長(米山千晴君) それでは、ここで10分間休憩といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

- ○議長(米山千晴君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、2番 佐藤省三君。
- ○2番(佐藤省三君) 私は3点について質問をいたしたいと思います。

まず、予算書72ページ、2款1項6目事業(6)19節空家対策事業費についてお伺いします。 昨今、全国的にこの空き家の対策についていろいろ論議はされておりますし、小山町内でも雑木林等を刈った後に空き家があらわれてくるというような状況が散見されております。

現在の小山町内の危険空き家の現状はどんなものなんでしょうか。また、この空き家の状況は、 改善が図られているとお考えなのでしょうか。 伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- **〇おやまで暮らそう課長(岩田幸生君)** 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、町内の危険空き家の現状についてでありますが、危険空き家については、今年度までに 11件を認定しており、平成29年度には5件を、平成30年度には2件の解体を地権者に御協力いた だき、合計7件の解体を実施しております。残りの4件については、現在、解体に向けて交渉を 行っております。

次に、状況の改善が図られているのかについてでございます。

毎年、区長会の席で空き家に対する実態調査をさせていただき、その後、区からの報告書をも

とに現地調査を行い、空き家対策協議会に諮り危険空き家の解消に努めております。また、区から漏れてしまっている案件等についても同様に職員が現地調査をさせていただき、解消に努めております。

以上であります。

○2番(佐藤省三君) 続きまして、それでは2番目の質問に移ります。

予算書88ページ、2款7項1目事業(2)の13節公営塾運営事業1,500万円とありますが、どのような内容の塾を想定しておられるのか。また、民間委託とのことでしたが、委託方法や実施する科目・学科、それから何名程度の塾生の募集を計画されているのか伺いたいと思います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○町長戦略課長(後藤喜昭君) 佐藤議員にお答えをいたします。

公営塾運営事業は、町内の子ども達の学力向上と子育て環境の充実を目的としたもので、町が 主導で町内に学習塾を設ける事業であります。これは、昨年9月に町内の全小中学校の保護者を 対象として実施をいたしました「学習状況に関するアンケート」の結果から、特に中学生では2 割から3割の子ども達が御殿場市の学習塾に通っていることや、学習塾で勉強していない理由と して「自宅の近くに塾がない」「送迎の対応ができない」といった意見が多く挙げられていたこと から、町内への学習塾誘致の必要性を感じ、事業化をしたというものであります。

委託方法につきましては、事業全体を委託する形で、公募により事業者を決定する予定でおります。まずは、先行モデルといたしまして須走地区を対象に計画を進めており、科目や学科等、詳細につきましては、先ほど申し上げましたアンケートの結果を考慮し、現在、調整・検討を進めているところであります。

以上であります。

○2番(佐藤省三君) 今後、新しい学習指導要領が実施される全面実施がすぐ目の前に迫っております。大学入試もだいぶ変わるようでございます。それに伴って、小中学校の学習内容もかなり変わってくると思うんですが、そういうことに対応できるような民間に公募をかけていただけたらありがたいなというふうに感じております。これは再質問ではないですけれども、要望としてお願いをしておきたいと思います。

続きまして、3番目の質疑に移りたいと思います。

96ページ、2款8項1目事業(3)13節東京オリンピック・パラリンピック推進事業のうち、13節機運醸成事業に100万円、また、同じく小学校・中学校オリンピック・パラリンピック教育事業費16万2,000円とありますが、それぞれどのような事業を考えておられるのか伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○オリンピック・パラリンピック推進局長(池谷精市君) 佐藤議員にお答えいたします。

初めに、機運醸成事業100万円についてでありますが、これは年間を通して様々なイベントに出展をして、東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技小山町開催をPRするための装飾

や展示物の制作を委託する費用であります。

次に、小学校・中学校オリンピック・パラリンピック教育事業16万2,000円についてですが、これは町内の小中学校におきまして、日本財団パラリンピックサポートセンターが主催しております「あすチャレ!ジュニアアカデミー」というセミナーを開催しまして、子ども達がパラリンピックやパラスポーツの知識、また、障害者とのコミュニケーション方法を学ぶための講演委託料となっております。

以上であります。

- ○2番(佐藤省三君) 再質問ですが、ただいまの小中学校の関係ですけれども、そうすると、この事業費16万2,000円はパラリンピックの機運醸成に主に使われるというふうに理解してよろしいですか。
- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○オリンピック・パラリンピック推進局長(池谷精市君) 佐藤議員の再質問にお答えいたします。 今の御質問の中でパラリンピックのための機運醸成ということでございましたが、これにつきましては、セミナーの内容は障害者が講師を行って、子ども達が障害というものとの接し方を学ぶことがメインになっております。その中で、スポーツという題材がありまして、オリンピック・パラリンピックを通して機運醸成を図っていくというふうになっております。

以上であります。

- ○2番(佐藤省三君) 分かりました。以上で終わります。
- ○議長 (米山千晴君) 次に、11番 池谷洋子君。
- ○11番(池谷洋子君) 私は3間についてお伺いいたします。

1問目は、予算書38ページ、17款2項2目2節の説明欄3、成年後見推進事業費補助金150万円とありますが、御殿場市と合同で展開していくと伺いました。どのような事業になるのか。また、御殿場市とのすみ分けについてもお聞きします。

- ○議長 (米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○介護長寿課長(山本智春君) 高齢化や核家族化の進行に伴いまして、ひとり暮らしや高齢者の みの世帯が増加し、判断能力が十分でないために後見人が必要になる高齢者がふえることが見込 まれる一方、将来的には後見における弁護士や社会福祉などの専門職が不足することが心配され ております。

この補助金を活用した事業は、成年後見制度について多くの方に知ってもらい、さらに将来的 に市民感覚を活かした市民後見人として活動していただける方を養成することを目的に、御殿場 市と小山町が共同で両市町の社会福祉協議会と連携して実施する事業であります。

事業の内容としては、成年後見制度の講演会を開催し、広く町民の皆さんに周知するとともに、 市民後見人養成講座の受講のための説明会を実施し、受講希望者を募集します。受講希望者には 市民後見人養成講座を受講していただき、市民後見人としての知識や手続などを学んでいただく こととしております。

御殿場市との事業のすみ分けについてでありますが、市民後見人養成講座については御殿場市 と共同で、御殿場市の市民交流センター「ふじざくら」で実施いたします。

講演会と説明会については、御殿場市と小山町はそれぞれ別の日程と会場で実施しますが、内容は同じであり、市町民は都合でどちらの講演会と説明会にも参加することができる計画としております。

説明は以上であります。

- 〇11番(池谷洋子君) それでは、2問目です。予算書95ページ、2款8項1目説明欄13のデジタルマーケティング事業2,000万円について、インターネットで動画を使って行うとの説明がありましたが、事業の詳細についてお聞きいたします。
- ○議長 (米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○シティプロモーション推進課長(勝又徳之君) 御質問にお答えをいたします。

今、海外では7割近くがデジタルマーケティングによる広告宣伝、プロモーションを行っている現状がございます。紙媒体ではなくインターネット上で宣伝する時代へとシフトしてきております。小山町も2020年の東京オリンピックを契機に、加速する訪日客(インバウンド)への対策が求められるようになると予想される中、この事業を活用して町の外国人向けプロモーションに力を入れていきたいと考えております。

事業の主な内容として、動画の制作、インターネット上で制作した動画の広告発信、発信した 動画の結果計測などを中心に行い、世界での小山町の知名度向上を図り、外国人観光客等の増加 を推進していきます。

また、今後の誘客対策等を効果的かつ効率的に行うために、デジタルプロモーションを行う過程で、インターネット上の動画の配信やデータ分析の専門の業者と連携して、閲覧者から得られる情報を分析し、日本はもちろん海外のどの地域の方々が多く閲覧しているかなどの情報により、効果的に外国人誘客を図れるよう、町のプロモーション事業につなげていきます。

以上でございます。

○11番 (池谷洋子君) それでは、3問目です。

予算書138ページ、5款1項3目19節の説明欄、米コンクール実行委員助成金について。来年度 小山町で米コンクールが開催されますが、前年度となる今年は実行委員会でどのような準備、計 画を進めていくのかお聞きいたします。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○農林課長(前田 修君) 2020年度の米コンクール小山町開催に向け準備、計画を進めているところでございますが、2019年度当初に小山町、それから御殿場市、JA御殿場、静岡県から成る実行委員会を正式に立ち上げ、開催日程、大会運営、それから地元PRやイベント・おもてなし等について細かく検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、2019年度の主な内容といたしましては、本番の実食による審査を想定しまして、また、 当地区での国際大会を地元の皆様にも周知していただくために、御現場・小山の米コンテストを この秋に実施する予定でございます。

また、今年11月に開催されます千葉県木更津市大会に参加しまして、次期開催地としてのPRを行ってまいります。

さらに、開催地としまして、当地区の生産者が金賞受賞できるよう講習会等を実施いたしまして、大会成功に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番(池谷洋子君) 再質問させていただきます。

大変楽しみなコンクールなんですけれども、この実行委員会のメンバーにはどのような方達が 参画されて今いるのかお聞きしたいと思います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○農林課長(前田 修君) 池谷洋子議員の再質問にお答えしたいと思います。

正式なメンバー選出は、4月当初の実行委員会で決まるんですけれども、今の案としましては、 今の農業関係の部門以外にも、町としまして、例えば商工とか観光ということで、農業関係者だけでなく幅広く本当に町のオール小山、それからオール富士山登録ということで、全体で考えていきたいと考えているところでございます。

以上であります。

- ○11番(池谷洋子君) 以上で質問を終わります。
- ○議長(米山千晴君) これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号 平成31年度小山町一般会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会及び文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。日程第2 議案第25号から日程第14 議案第37号までの平成31年度特別会計及 び水道事業会計の予算13件につきましては、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号から議案第37号までを一括 議題といたします。

本議案については、2月20日及び22日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

通告に基づき、会計ごとに順次発言を許します。

最初に、議案第25号 平成31年度小山町国民健康保険特別会計予算の質疑について、発言を許します。

8番 渡辺悦郎君。

○8番(渡辺悦郎君) それでは、1点だけお尋ねいたします。

附属資料8ページでございます。

平成30年度から制度が変わりまして、県の運営主体となっているわけでございます。他市に比較するというのはちょっと問題があるのかもしれませんけれども、31年度の上げ幅が他市町に比べて高いのが低いのか伺います。

また、これはあくまでも目的税でございまして、今後の見通しについて伺いたいと思います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- **○住民福祉課長(渡邊啓貢君)** 初めに、国保税率の上げ幅が他の市町に比べて高いのか低いのか についてであります。

他市町の税率からだけでは、その市町の被保険者一人一人の所得や固定資産保有状況等が分からないと、その市町の方の国保税が上がったのか下がったのかを試算することができません。このため、他市町と比較し、本町の上げ幅が高いのか低いのかは判断しかねます。

また、今回の税率改定は、制度改正に伴う県内課税方式の統一に向けた改定で、段階的に資産 割と介護分の平等割を廃止するものであります。

このため、被保険者世帯ごとの所得や固定資産の保有状況、被保険者数により国保税が上がる世帯と下がる世帯があり、一律に国保税が上がるものではありません。

次に、今後の見通しについてであります。

先に申し上げましたとおり、今回の改定は、県内課税方式の統一に向けた改定であり、本町では段階的な改定を予定しているため、平成33年度、35年度に同様の改定を考えております。

以上であります。

- ○8番(渡辺悦郎君) はい、分かりました。
- ○議長(米山千晴君) 次に、1番 遠藤 豪君。
- ○1番(遠藤 豪君) 同じく、国保について1点だけ質問させていただきます。

7款の繰越金が昨年度よりも大きいわけですけれども、逆に6款の一般会計からの繰入金ですか、これが全体では1.6%の伸び。ところが繰入金は10.6%ということで、昨年に比べるとだいぶ増額になっとるんですけれど、その主な理由は何なんでしょうか。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○住民福祉課長(渡邊啓貢君) 遠藤議員にお答えします。

まず、繰越金は決算見込みにより繰越額を見込んだものであります。一方、繰入金は法定繰入

として保険税軽減分と保険者支援分の基盤安定繰入金や職員給与等、町が負担すべき額を一般会 計から繰り入れるものであります。

これは、赤字繰り入れ等の法定外繰り入れではありませんので、繰越金の額には影響されず一般会計から繰り入れるものであります。

また、繰入金の額の増額につきましては、今回、税率を改定することにより均等割、平等割の 額が上がります。このため、軽減額が増加し、その分繰入額、町が負担すべき基盤安定の金額が 上がるものと考えております。

以上であります。

- ○1番(遠藤 豪君) 了解しました。
- ○議長(米山千晴君) これで議案第25号の質疑は終わります。

次に、議案第26号 平成31年度小山町育英奨学資金特別会計予算の質疑について、発言を許します。

5番 薗田豊造君。

○5番(薗田豊造君) 予算書の278ページ、育英奨学資金特別会計について御質問します。

歳出の1款1項1目21節奨学資金貸付については、昨年の予算質疑で医学・薬学部等の進路先において、また別のこともありますけれども、貸付金額を変えるなどの工夫があってもよいのではないかという質問をしました。新年度予算については、どのように考えられたのかお答え願います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育次長兼こども育成課長(長田忠典君) 薗田議員の御質問にお答えいたします。

昨年、御意見いただいたところですが、新年度予算におきましても今までと同様、勉学される 学科によって貸付金額を変えるなどの措置は特にいたしておりません。引き続き、近隣市町の状 況なども踏まえ研究していきたいと考えております。

以上です。

○5番(薗田豊造君) 今、静岡新聞でもいろいろと読みます。医学部なんか、あるいは医者の数なんかがものすごく減っている、不足しているというものを見ます。小山町からそういうふうにして一生懸命、町長が御病気のようですけれども、そういうことに取り組む。そういう姿勢が私は教育の上において大事なことだと。そういうものを目指すものがあっていいのじゃないかと思います。

子どもの予算については、他町と異なるとは思いますけれども、しっかりと予算を組んで、そ ういうふうな勉学に勤しむような子ができてもいいと思います。そのように今年は取り組んでく ださい。

以上、終わりです。

○議長(米山千晴君) これで議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第28号 平成31年度小山町下水道事業特別会計予算の質疑について、発言を許します。

7番 高畑博行君。

○7番(高畑博行君) 1点だけ質問をさせていただきます。

予算書303ページ、1款2項1目15節須走浄化センター長寿命化整備事業に5,000万円計上されております。以前から長寿命化整備とは具体的にどういう中身なのかが疑問でした。きっと長寿命化事業にも様々なものがあると思いますが、どのようなものがあるのか教えていただきたいと思います。

同時に、平成31年度の主な事業について説明をお願いしたいと思います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- **○上下水道課長(渡辺史武君)** 高畑議員にお答えいたします。

須走浄化センターは、平成11年4月に供用が開始され、稼働後20年を迎え、多くの機械及び電気設備が標準耐用年数である15年を経過しております。このことから、持続可能な事業の実施を図るため、平成24、25年度に策定した長寿命化計画に基づき長寿命化整備事業を実施しており、これまで機械設備8設備、電気設備14設備の計22設備の更新を実施いたしました。

今後の長寿命化整備事業では、平成30年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、機械設備、電気設備のほか、管路施設などの更新を社会資本整備総合交付金を活用し実施する計画であります。

なお、平成31年度の事業につきましては、汚泥脱水機の制御盤とスクリューコンベアの更新を 計画しております。

下水道施設は、水質保全などの観点から重要な社会資本でありますので、今後も施設の更新に 積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

- ○7番(高畑博行君) 終わります。
- ○議長(米山千晴君) これで議案第28号の質疑を終わります。

次に、議案第32号 平成31年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算の質疑について、 発言を許します。

7番 高畑博行君。

- ○7番(高畑博行君) 予算書383ページ、1款1項1目13節廃棄物処理に1億円が計上されております。これまでも廃棄物処理作業はやってきたわけですけれども、処分終了の見通しとしては、いつ頃までに完了できる見通しを持っておられるのか伺いたいと思います。
- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○未来拠点課長(清水良久君) 高畑議員の御質問にお答えいたします。

処分終了の見通しとしては、いつ頃までに完了できるのかについてでございますけれども、平

成31年8月末までに廃棄物の場外搬出を完了させる見込みでございます。

以上であります。

- ○7番(高畑博行君) 分かりました。終わります。
- ○議長(米山千晴君) これで議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第34号 平成31年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算の質疑について、 発言を許します。

8番 渡辺悦郎君。

○8番(渡辺悦郎君) それでは、議案第34号 木質バイオマス発電事業特別会計について質問いたします。

421ページ、1款2項1目13節、現在、木質バイオマス発電は順調に稼働しているわけなんですけれども、このたび熱供給に向けた伝導管の設計などが考えられているようでございます。 熱供 給先の距離によっては熱の効率が下がると思いますが、この対策等については考えていらっしゃるのか伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○未来拠点課長(清水良久君) 渡辺議員御指摘のとおり、売熱先までの距離によりましては、熱効率の低下が想定されております。持続可能な安定した熱供給事業を実現するためにも、本設計 委託業務の中で今後対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○8番(渡辺悦郎君) はい。終わります。
- ○議長(米山千晴君) これで議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第37号 平成31年度小山町水道事業会計予算の質疑について、発言を許します。 4番 池谷 弘君。

○4番(池谷 弘君) 1件質問させていただきます。

水道会計の予算書40ページ、1款1項2目についてでございます。

水道事業におきましては耐震化向上が急務でございますが、平成31年度の配水老朽管の更新及 び拡張計画場所、また耐震率はどの程度向上するのか伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- **○上下水道課長(渡辺史武君)** 池谷弘議員にお答えいたします。

老朽管の更新につきましては、柳島配水区、滝沢配水区及び須走文教通りから須走中学校前の各配水管を、第6期拡張計画事業では、都市計画道路大胡田用沢線及び新東名建設工事に伴う県道須走小山線からラウンドアバウト交差点までの新東名の側道に配水管布設を計画しております。耐震化率につきましては、平成30年度末現在23.8%となる見込みであり、平成31年度末では老朽管の更新及び第6期拡張計画事業で、延長2,365メートルの配水管布設がえなどの工事を計画しておりますので、工事施工後の耐震化率につきましては、平成30年度末に比べ1.3ポイント上昇

し25.1%になる見込みであります。

今後も、安全で安定的な水道水の供給を図るため、施設の更新や耐震化に積極的に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

- ○4番(池谷 弘君) 了解しました。以上で終わります。
- ○議長(米山千晴君) これで議案第37号の質疑を終わります。

以上で、特別会計及び水道事業会計の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号 平成31年度小山町国民健康保険特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、所管の文教厚生委員会 に付託することに決定しました。

次に、議案第26号 平成31年度小山町育英奨学資金特別会計予算は、会議規則第39条第1項の 規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございま せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**議長(米山千晴君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、所管の文教厚生委員会 に付託することに決定しました。

次に、議案第27号 平成31年度小山町後期高齢者医療特別会計予算は、会議規則第39条第1項 の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ござい ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、所管の文教厚生委員会 に付託することに決定しました。

次に、議案第28号 平成31年度小山町下水道事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規 定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませ んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**議長(米山千晴君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、所管の総務建設委員会 に付託することに決定しました。

次に、議案第29号 平成31年度小山町土地取得特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**議長(米山千晴君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、所管の総務建設委員会 に付託することに決定しました。

次に、議案第30号 平成31年度小山町介護保険特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、所管の文教厚生委員会 に付託することに決定しました。

次に、議案第31号 平成31年度小山町宅地造成事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の 規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございま せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、所管の総務建設委員会 に付託することに決定しました。

次に、議案第32号 平成31年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、所管の総務建設委員会 に付託することに決定しました。

次に、議案第33号 平成31年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算は、会議規則第39条 第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議 ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、所管の総務建設委員会 に付託することに決定しました。

次に、議案第34号 平成31年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算は、会議規則第39 条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異 議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、所管の総務建設委員会 に付託することに決定しました。

次に、議案第35号 平成31年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算は、会議規則第39条

第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議 ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、所管の総務建設委員会 に付託することに決定しました。

次に、議案第36号 平成31年度小山町温泉供給事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の 規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございま せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**議長(米山千晴君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、所管の総務建設委員会 に付託することに決定しました。

次に、議案第37号 平成31年度小山町水道事業会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**議長(米山千晴君)** 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、所管の総務建設委員会 に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月5日火曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時50分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議会議長米山千晴

署名議員 池谷 弘

署名議員薗田豊造

平成31年第1回小山町議会3月定例会会議録

平成31年3月5日(第4日)

					十成31	. 十3 /	1 9 H	(毎4日)	
召集の場	所	小山町徑	设場議場	1000					
開	議	午前10)時()	分 宣告					
出 席 議	員	1番	遠藤	豪君	2	2番	佐藤	省三君	
		3番	鈴木	豊君	4	番	池谷	弘君	
		5番	薗田	豊造君	7	'番	高畑	博行君	
		8番	渡辺	悦郎君	S	番	込山	恒広君	
	1	1番	池谷	洋子君	1 2	2番	米山	千晴君	
欠 席 議	員	6番	阿部	司君					
説明のために出席した者									
	町	長	込山	正秀君	副	町	長	室伏	博行君
	副町	長	杉本	昌一君	教	育	長	天野	文子君
	企画総務	部 長	湯山	博一君	住民	福 祉	部 長	小野	一彦君
	経済建設	部 長	野木	雄次君	未来	創造	部 長	遠藤	正樹君
	オリンピック・パラリンピッ	ク推進局長	池谷	精市君	教育次長	兼こども	育成課長	長田	忠典君
	町長戦略	課長	後藤	喜昭君	シティプロ	モーション	推進課長	勝又	徳之君
	総 務 課	長	大庭	和広君	住民	福 祉	課長	渡邊	啓貢君
	健康増進	課長	平野	正紀君	くら	し安全	課長	杉山	則行君
	建設課	長	山口	幸治君	商工	観光	課長	湯山	浩二君
	未来拠点	課 長	清水	良久君	おやま	で暮らそ	う課長	岩田	幸生君
	都市整備	課長	高村	良文君	危機管理	理監兼防	災課長	岩田	和夫君
	総務課副	参 事	米山	仁君					
職務のために出席した者									
	議会事務	局 長	岩田	芳和君	議会	事務局	書記	小野	利幸君
会議録署名詞	義員	4番	池谷	弘君	5	番	薗田	豊造君	
散	会 午	-後2時3	3 2分						

日程第1 一般質問

(代表質問)

- 4番 池谷 弘君
 - 1. 平成31年度一般会計予算について
- 3番 鈴木 豊君
 - 1. 町長の政治方針における成果並びに評価と課題について (個人質問)
- 11番 池谷洋子君
 - 1. 防犯カメラの設置について
 - 2. 小中学校の体育館にもエアコンの設置を
- 7番 高畑博行君
 - 1. 落合区の2カ所の住宅建設の見通しは
 - 2. 千葉県野田市で起きた小学生虐待死亡事件を受けて
- 1番 遠藤 豪君
 - 1. 北郷地区に街区公園の建設を
 - 2. 有事の際の太陽光発電について
- 8番 渡辺悦郎君
 - 1. 防災士育成について
 - 2. ハザードマップについて
- 2番 佐藤省三君
 - 1. 教員の働き方改革への対応について

午前10時01分 開議

○議長(米山千晴君) おはようございます。本日は御苦労さまです。

ここで御報告いたします。阿部 司君は、本日の会議を欠席する旨の届け出が出されておりますので御報告いたします。

ただいま出席議員は10人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略いたします。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問 し、再質問からは議員側の壇でお願いいたします。一問一答の場合は、最初から議員側の壇で質 問を行います。

当局の答弁の場所については、一括質問一括答弁方式の場合は登壇にて答弁をお願いいたします。一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次からは自席にて答弁をお願いいたします。再質問の答弁は全て自席で答弁を行うこととしておりますので、御協力をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長(米山千晴君) 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず代表質問を行います。

最初に、4番 池谷 弘君。

〇4番(池谷 弘君) おやまの会を代表し、平成31年度一般会計予算について質問をさせていただきます。

平成31年度一般会計予算は152億2,300万円と、昨年比22%増と、高い伸び率の予算が組まれて おります。本日は5点の質問をさせていただきます。

1点目は、町長は、平成31年度一般会計予算では、第1に東京2020オリンピック・パラリンピックの準備及び運営に関する施策、第2に雇用の場の創出やにぎわいづくりを目指す「三来拠点事業」の推進、第3に「子育てに優しい町を目指し、子育て支援の充実」、第4に「高齢者が生き生きとして暮らすことができるための生きがい支援」、第5に若者の移住定住を促進する施策に重点配分を行うと述べられております。どれも小山町の発展のために重要で、広範囲にわたる事業でございます。優先順位をつけるわけではございませんが、積極的に実施していきたい内容があれば教えていただきたいと思います。

2点目は、小山町の百年の計でもある三来拠点事業が進み、大きな進展が図られております。 そこで、平成31年度の推進目標について伺います。また、今後、三来拠点事業での企業で働いて もらう人達が小山町に住んでもらう施策をどのように考えているのか、伺います。

3点目は、平成30年のふるさと納税では、小山町に多くの人達から251億1,200万円の多額の寄附をしていただきました。寄附した人達の思いに応えるためにも、平成31年度、この寄附金をどのような分野に利用していくのか、伺います。また、感謝の意を込めて通知、またはホームページなどで寄附者に対して寄附金を充てた事業実績をお知らせすることは考えているのかどうか、伺います。

4点目といたしまして、本年は東京2020オリンピック・パラリンピックの自転車ロードレースのテストイベントが予定されており、この小山町ではオリンピック・パラリンピック成功に向けた機運が高まってきております。そこで、準備、運営のための予算や活動について伺います。また、大会成功のため周辺自治体との連携がぜひとも必要ですので、連携をどのように考えているのか伺います。

最後に5点目といたしまして、これから人生100年時代を迎えるに当たり、高齢者が豊かな人生を送っていくために日常生活動作、外出、仕事等に影響がなく、活動できる健康寿命を延ばしていくことが必要となってきております。そこで、小山町での健康寿命延伸に向けた取り組みについて伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○町長(込山正秀君) 池谷 弘議員にお答えをいたします。

はじめに、「予算を重点配分した五つの分野で積極的に実施していきたい内容は」についてであります。議員御指摘のとおり、五つの分野に優先順位をつけることは難しく、全ての施策においてスピード感を持って取り組んでいく方針であります。その理由は、五つの分野における全ての取り組みが、町の喫緊の課題である人口減少、少子高齢化対策としての一連の施策であるからであります。

まず、第1の「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進」としては、この7月にテストイベントを実施し、2020年にはいよいよ大会本番を迎えます。これは、国内はもちろん、世界に向けて小山町を発信するまたとない機会であります。更にオリンピック終了後も大会のレガシーは小山町に様々な効果をもたらすことが期待されます。そのため、現在も2020年に向けて様々な施策を展開をいたしているところであります。

次に、第2の「雇用の場の創出やにぎわいづくりを目指す三来拠点事業の推進」に関しましては、東名足柄サービスエリア及び新東名(仮称)小山パーキングエリアにおいて、それぞれスマートインターチェンジが開通することにより、その重要性はもとより、一層高まると考えております。未来を担う子ども達が、この町に住んでみたい、この町で働きたい、この町で結婚して子どもを育てたい、そう思ってくれるような町を目指し、現在も各種施策を力強く推進しているところであります。

次に、第3の「子育でに優しい町を目指し、子育で支援の充実」では、「小山百年の計は子育で、 教育にあり、人材育成こそ町の発展の要」と私は考えております。ソフト面及びハード面、双方 の分野において、子育で、教育環境の充実を図り、子どもを産みやすく、育でやすい町にするた め、手厚い施策を実施をしてまいります。これこそが現在本町に住んでいる町民はもちろん、新 たな生活を考えている方々に、小山町を選んでもらうために必要な重要な施策であると考えてお ります。

次に、第4の「高齢者が生き生きとして暮らすことができるための生きがい支援」であります。 人生100年時代だからこそ、子どもからお年寄りまで誰もが生き生きと健康に、いつまでも安心し て暮らせる町を目指します。これまで本町が実施してきた健康づくりに関する様々な取り組みが 功を奏し、最下位であったお達者度はついに最下位を脱出をいたしました。しかし、まだまだ道 半ばです。今後もさらなる事業の充実を図り、小山町の高齢者は日本一元気と言われるよう努力 してまいります。

最後に、第5の「若者の移住定住を促進する施策」についてであります。世界に向けた情報発信、雇用の創出とにぎわいづくり、教育環境の充実と子育て支援、そして町民全員が金太郎のように元気な町、そんな小山町に移住定住したいと願う者は今後きっとふえてくるはずです。こういった若者達を小山町は全力で応援し、受け入れをいたします。

このように平成31年度当初予算では五つの分野に重点配分し、多岐にわたる事業をきめ細かく 展開していくことで、小山町人口ビジョンに描かれた将来展望を実現させるというストーリーが あることを御理解いただきたいと思います。

次に、三来拠点事業の平成31年度の推進目標についてであります。

はじめに、再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業推進区域として各事業を展開しております湯船原地区についてであります。計画する三つの工業団地のうち、静岡県企業局の富士山麓フロンティアパーク小山は、昨年10月に造成工事が完成し、これまでに7区画のうち3区画で売買契約が締結され、そのうち1区画については工場の建設工事に着手をいたしております。平成31年度は残り全区画の契約締結を目指し、企業局と連携して取り組んでまいります。

次に、本町が事業主体となる二つの工業団地のうち、新産業集積エリア工業団地は、本年9月までに約37~クタールの造成工事完了を目指すとともに、上野工業団地は平成31年度に工事着手し、平成33年度中の完成を目指しております。

この二つの工業団地では、最終的な土地所有者となる事業協力者である大和ハウス工業株式会 社が主に企業誘致を行っており、平成31年度中には新産業集積エリアにおいて複数区画で土地売 買契約が締結できるよう、町も支援をしてまいります。

大和リース株式会社が事業主体であります太陽光発電所、ドリームソーラーふじおやまは、平成29年9月に発電を開始して以来、地権者協議会や大和リース株式会社と共同で、町内各小学校4年生を対象に再生可能エネルギーに関する環境学習を実施しており、平成31年度以降も引き続

き実施をいたします。

高糖度トマトなど、次世代施設園芸団地の立地を進めておりますアグリインダストリーエリアでは、施設園芸団地拡張のため、静岡県東部農林事務所が事業主体となり、県営畑地帯総合整備事業として平成30年度から工事着手をいたしております。町でも引き続き、県や農地中間管理機構、地権者及び進出企業である株式会社サンファーム、株式会社サラダボウルとの調整を円滑に行い、次世代施設園芸団地の早期完成を図ってまいります。

林業エリアでは、木質バイオマス発電所が昨年11月に完成し、平成31年度は本発電所からの売電、売熱併給システムの実現に向けて、熱伝導管施設等の詳細設計を実施するとともに、地域資源循環型林業を構築するために、林業エリア全体土地利用構想や地域新電力構想の策定を目指してまいります。

次に、(仮称) 小山パーキングエリア・スマートインターチェンジを活用した地域産業集積事業 推進区域として位置づけております小山パーキングエリア周辺地区であります。本エリアは、交 流人口の拡大と雇用の創出による地域活性化を目的とした土地利用事業の実施に向けて、東和不 動産株式会社を代表事業者、坪井工業株式会社を共同提案事業者として、昨年8月に開発基本協 定を締結し、現在は各種測量実施設計や開発許認可に伴う県との協議及び関係地権者との土地物 件移転補償契約の締結を進めており、平成31年度内の造成工事着手を目指しております。

三つ目の推進区域は、東名高速道路足柄サービスエリア周辺を広域都市交流拠点とする足柄サービスエリア周辺地区であります。昨年12月にホテルジャストワン富士小山が開業し、待望の足柄スマートインターチェンジにつきましては、今週末の3月9日午後3時にいよいよ供用が開始をされます。また、本スマートインターチェンジ下り線東側の約27へクタールの土地では、複合観光施設ふじのくにアクアイグニス小山建設事業として、民間事業者である合同会社ふじのくに小山土地建物により開発許認可等の手続が進められております。本年6月までに開発許可を受けた後、平成31年度内の造成工事着手を目指しております。

この計画に合わせ、本町では、下り線足柄スマートインターチェンジから県道御殿場大井線の株式会社日立ハイテクサイエンス前までの約1キロメートルを、現状の側道を利用して、幅員12メートルに拡幅する工事を実施をいたします。この事業は、国庫補助金及び開発事業者からの受託費を財源として、平成29年度から4年間の継続事業で行っており、引き続き早期完了に向けて取り組んでまいります。

次に、駿河小山駅周辺地区であります。平成31年度当初予算において駿河小山駅前再開発まちづくり検討支援業務委託費2,000万円を計上するとともに、公民連携による事業を推進するため、公民連携推進室を新たに設け、事業計画の具体化や実現に向けた取り組みをより一層進めてまいります。須走周辺地区につきましては、日本中央開発株式会社がホテルの建設を計画しており、富士山周辺地区の観光客等、交流人口の拡大及び須走地区の活性化が期待されているところであります。

現在、同社からのホテル建設に係る土地利用事業の事前協議書が本町に提出をされております。 平成31年度も三来拠点事業につきましては、公民それぞれが事業主体となり、多岐にわたる事業 が同時展開されることとなりますが、町といたしましては、スピード感を持って各推進区域の事 業が早期に完成するように取り組んでまいります。

次に、働く人達が小山町に住んでもらう施策についてであります。本町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略により、町内で住み、働くことができるような雇用の場の創出を図る、住環境を整備することで、町内人口の定住や小山町出身者のUターン、町外からの移住を促進することなどを目標に、定住移住促進事業に取り組み、職住近接の魅力ある宅地造成事業及び分譲販売に努めております。

この分譲販売では、現在までに南藤曲クルドサック16をはじめとする計5地区のうち、4地区については全て完売をいたしました。今年度から分譲販売を開始したわさび平分譲地については、36区画の全てに分譲申し込みが入り、その内訳は、売約済みが20区画、契約済みが4区画、申し込み済みが12区画であります。平成31年度には宮ノ台地区宅地整備事業による13区画の分譲販売を行うほか、PFIを活用した落合地域優良賃貸住宅整備事業において40戸の共同住宅の整備を進める計画といたしております。

また、町内における空き地または空き家などを有効活用するため、小山町売りたい・貸したい 不動産バンクの登録の促進、更には町内に土地、住宅を購入する人、町内に住宅を賃借する人等 に対する定住促進事業助成金制度の推進にも取り組んでおります。

これら住宅環境の整備に加え、子育て環境の整備も着実に推進しており、平成26年度のきたご うこども園開園に始まり、平成28年度は菜の花こども園が開園、平成32年度には湯船原地区に認 定こども園の開園を予定をしており、現在、町内全ての園のこども園化に向けた準備を進めてい るところであります。

また、町内在住の高校生世代までの医療費を全額助成するこども医療費助成、町内に住む子どもの保育料軽減など、経済的な支援策も実施をいたしております。給食費無償化もその一つであります。小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略のもと、各分野を連携させたまちづくりにより、小山町で働く人、子育てをする人、観光で訪れる人、全ての人に居心地のよい町であることを目指してまいります。

次に、ふるさと納税で小山町に多くの人達からいただいた寄附金をどのような分野に利用していくのか。寄附金の事業実績をホームページなどでお知らせをするかについてであります。

ふるさと納税の寄附につきましては、昨年12月末までに約249億円の御寄附をいただきました。 この御寄附のおかげで、本年度実施が可能になった主な事業として、小中学校などへのエアコン 設置に約3億7,000万円、殖産興業プロジェクト事業で、豊門公園、豊門会館、西洋館、森村橋の 改修に約12億円、各地区からの要望事項の未実施箇所に対応するために約3億8,600万円の事業 費をそれぞれ確保することができました。更に、総合計画推進基金に61億円、教育振興基金に26 億円、文化財保護基金に4億円を積み立てることもできました。これらの基金を活用し、平成31年度には、幼稚園、小学校、中学校における給食費の無償化に約7,800万円、教育用ICT環境整備やタブレット端末購入に約3億5,000万円など、子育て、教育の環境と質の向上のために活用してまいりたいと思います。

更に、湯船原工業団地等における企業誘致では、1社立地するごとに、県が2億円、町が2億円、合わせて最大4億円を進出企業に補助をする地域産業立地事業費補助金などに活用してまいります。

また、寄附金の活用実績につきましてはこれまで公表しておりませんが、今後、ホームページ や広報誌などで基金の積立額や取り組みの内容などについて、町民も含め広くお知らせしてまい ります。

日本全国から小山町に御寄附をいただいた、実に多くの皆様の御厚意に感謝し、小山町を金太郎のように元気な町にしていくため、有効に活用させていただきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、担当局長及び課長から答弁をいたします。 以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○オリンピック・パラリンピック推進局長(池谷精市君) 東京2020オリンピック・パラリンピック自転車ロードレースのうち、はじめに「準備運営のための予算や活動について」であります。本年3月12日にはオリンピック開催500日前を迎えますことから、来年度はオリンピック・パラリンピックを成功させるためにも重要な1年となります。そのため、今年度役場内に組織しました小山町推進本部と官民一体の活動を推進するために組織をしました小山町開催支援協議会を核として、様々な分野において大会開催に向けた準備を加速して確実に進めてまいります。

具体的な事業内容ですが、運営準備のための予算として約2,300万円を計上しました。関係する 事業としまして、本年7月21日にはテストイベントが開催されます。テストイベントは、本大会 を想定して様々な分野で検証が行われ、各国のナショナルチームが参加して、オリンピック男子 ロードのコースの一部を使用して行われます。町では、このテストイベントに約930人のコースサ ポーターと呼ばれるコース沿道ボランティアを募集して、本大会同様の活動を経験していただき、 本大会に備えていきます。

また、競技に伴う交通規制により予想される住民生活への影響について、大会組織委員会や県 と連携をして対策を講じ、その結果を本大会に反映させ、地域の皆様にとって安全安心な大会運 営となるよう努めてまいります。

更に、本大会では沿道で観戦する方も多いと予想されますので、観戦スポットや小山町の魅力を伝えるおもてなしイベントスペースなどの設置や内容について、テストイベントを通して調査検討を行うこととしております。

機運醸成のための事業としまして、自転車ロードレースに対する知識や競技のおもしろさを理

解していただくために、テストイベントはもとより、今後町内各所で開催される自転車ロードレースへの観戦案内を関係団体と連携して行い、機運醸成を図りたいと考えております。また、様々なイベントの開催や自転車ロードレースの解説冊子の作成等も計画しています。

次に、大会開催に関係する施設整備等の予算ですが、競技に直接関係する道路整備等について約1億3,000万円を計上し、来年度は競技コースとなります町道の舗装補修を重点的に行い、富士山の眺望を確保するための森林整備などを進めてまいります。また、2020年を契機として前倒しで実施する整備事業に約8億2,000万円を計上し、(仮称)足柄駅交流センター建設、須走地区の新設道路整備、須走コミセン改修、道の駅「すばしり」改修など、オリンピック・パラリンピック開催までに完成するよう事業を進めてまいります。

次に、大会成功のための周辺自治体との連携についてであります。

東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技は、本町で開催されるロード競技に加え、トラック、マウンテンバイク競技が伊豆市で開催されます。このことから、県では本町及び伊豆市を含む東部伊豆地域の20市町で構成する東京オリンピック・パラリンピック自転車競技伊豆半島・東部地域首長協議会を組織して、自転車競技の開催地静岡県として、機運の醸成、観光交流の拡大や地域経済の活性化について、参加市町と連携して取り組んでおります。

また、本町と同じく競技コースとなります御殿場市、裾野市との連携は、大会成功のためにも不可欠であり、相互の連携を高め、機運醸成につながる事業を実施してまいります。本年6月に富士スピードウェイで開催されます全日本自転車競技選手権大会ロードレースは、静岡県自転車競技連盟、静岡県、小山町、御殿場市及び裾野市と連携をして実行委員会を組織し、オリンピック・パラリンピック開催に弾みをつける大会となるよう取り組んでまいります。

更に隣接します神奈川県山北町には、小山町コースサポーターの募集案内を町の広報誌に掲載していただき、山北町民にもコースサポーターへの協力をお願いしているところであります。また、競技コースが接続しています山梨県山中湖村とは、交通規制等の課題や沿道観戦者への対応について連携して対応してまいります。

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催まで残された時間はわずかですが、小山町に訪れたこの大きなチャンスを最大限に活かして、さらなる小山町発展の弾みとなるよう官民一体のオールおやまで準備を進めてまいります。

以上であります。

- ○議長 (米山千晴君) 答弁を求めます。
- **○健康増進課長(平野正紀君)** 「平成31年度一般会計予算について」のうち、「健康寿命延伸に向けた取り組みは」についてお答えいたします。

町では、団塊の世代が75歳以上となる2025年問題を控え、健康寿命の一層の延伸を図り、元気で長生きする社会をつくることは最重要課題の一つとして認識しております。高齢者が豊かな人生を送るためには、高齢になってからの取り組みがもちろんのこと、若いときから様々な取り組

みが必要となります。

そこで、町は、平成30年度から平成34年度までの5年間を計画期間とする第3次小山町保健計画後期計画を策定し、健康寿命を延ばす生涯を通じての健康づくりなど、三つの基本方針のもと、疾病管理の推進、お達者度の向上、安心な妊娠、出産、育児への支援と環境の向上、体を動かす習慣づくり等に重点的に取り組んでおります。中でも脳血管疾患や心疾患等の重症疾患、メタボリックシンドローム、要介護状態の予防を目的に、お達者度向上プロジェクト事業として、高齢者運動教室、おやま健康マイレージ事業、特定健診、がん検診受診率向上、出張けんこう講座等を実施しており、今年度からは新たに二つのコースを設け、クアオルト健康ウオーキングを推進しております。

平成31年度の新規事業といたしましては、特定健診の二次健診として尿精密検査を実施し、糖 尿病の重症化を予防する事業を始めることに加え、若年層の特定健診受診を促すために、特定健 診を初めて受診する40歳と2回目の41歳の受診者の自己負担金無料化を実施いたします。

これらの取り組みを進めるに当たっては、効果的な広報等により、健康に感心のない方の事業への参加を促すなど、全ての町民の健康意識の高揚を図り、健やかな生活習慣を身につけていただくとともに、近年、高齢者の身体機能等の虚弱化を予防するために重要視されているフレイル対策を追加するなど、更に幅広く事業を展開することにより、町民の健康寿命の延伸に向けて努めてまいります。

以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 再質問はございますか。
- ○4番(池谷 弘君) 平成31年度は、三来拠点事業では重要な節目の年でもあり、また、東京2020 オリンピック・パラリンピックの準備年度でありますので、平成31年度の事業推進を期待してお ります。

次に、健康寿命延伸の取り組みでは、クアオルト健康ウオーキングコースの設定や各種施策の 取り組みを期待しております。そこで、1点、再質問させていただきます。

健康寿命延伸のためにも地域のコミュニティづくりが大切と考えております。高齢者も巻き込んだ地域コミュニティづくりをどのように考えているのか、伺います。

以上でございます。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○住民福祉部長(小野一彦君) 再質問にお答えいたします。

高齢者の皆様が御自身の健康を維持しながら、支える側として地域活動に参加していただける機会をふやすことが重要であると認識しております。町では、地域の高齢者の皆様が気軽に参加し、交流できるふれあいサロンや居場所、認知症カフェなどを推進しております。高齢者の皆様がお住まいの地域において知識や経験を広く活かせるような仕組みをつくることが地域包括ケアの中核となり、結果として良好な地域コミュニティが維持されるものと考えております。

以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 再々質問ございますか。
- ○4番(池谷 弘君) 了解いたしました。以上で質問を終わります。
- ○議長(米山千晴君) 次に、3番 鈴木 豊君。
- ○3番(鈴木 豊君) 私は、会派新生会を代表しまして、町長の政治方針における成果並びに評価と課題について質問をいたします。

込山町長は、1期目は平成23年に初当選され、2期目は平成27年4月に無投票で当選されました。この間、町長の政治力により、国や県とのパイプの太さから、補助金や助成金などの確保に 尽力されていますことは敬意を表するものであります。

新しい小山町のまちづくりのため政策提言しております、雇用とにぎわい創出、人口増への挑戦、福祉の充実に取り組んで現在に至っております。箱物行政と言われておりますが、町長が掲げております百年の計人口減少への挑戦に向かって三来拠点事業も着々と進められております。このようなすばらしい施策は、県下や県外の市町村の首長さんや議員の方々より、私ども議員へ賞賛の言葉をいただいている状況であります。

平成31年度当初予算において町長の当初の政策提言が、種をまき、育てて、いよいよ実を結び、 花を咲かせようとする積極的な事業が見受けられます。その中で、私ども新生会として、町長の 現在までの自己評価と危惧されます課題点について、何点か代表して質問したいと思います。

まず、評価や思いについてですが、一つ目として、込山町長の任期中の政策提言において、自 分なりの評価並びに成果をどう見ているのか。

二つ目として、次年度に向けた事業及び方針への思いを伺います。

次に、危惧される課題点について何点かお伺いします。

一つ目としまして、昨年の3月にも同様な質問をしましたが、現在進捗された中での質問で、 内陸フロンティア事業で、工業団地による工業誘致において区画が全て埋まるのかと危惧されま すが、現状と今後の展開をお伺いします。

二つ目として、工場を誘致し、今後雇用も重要となってきますが、雇用促進における施策はどのように考えていくのか。

三つ目としまして、小山町にホテルが今後も多く建設される計画ですが、現在インバウンド客にと考えられますが、将来にわたっての稼働が危惧されますが、その点の町長の考えはどのようであるか、お伺いします。

四つ目としまして、現在の公共交通施策に対し、町民からの様々な意見を聞いていると思いますが、今後どのような対策を講じていくのかをお伺いします。

五つ目として、新年度、ふるさと寄附金の見直しによる影響をどのように考えているのか、お 伺いします。

以上、よろしくお願いします。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○町長(込山正秀君) 鈴木議員にお答えをいたします。

はじめに、私の任期中の政策提言において、評価並びに成果をどう見ているかについてであります。

平成22年9月8日、台風9号の豪雨による大災害を目の当たりにした私は、地元おやまのために今やらなくていつやるんだという気持ちで、平成23年5月から現在の職についております。

最初の仕事は、何よりも、まずこの災害からの復興でありました。特に山地部の被害は甚大であり、大量の雨に削られ、非常にもろく、崩れやすく、危険な状態にありました。

こうした状況の中、平成25年度に小山町山地強靱化総合対策協議会を立ち上げ、各地域の住民による林道補修、流水対策等の活動の支援や、国や県といった行政機関との連携を強化してまいりました。この行政と住民が一体となった山地強靱化の取り組みは、対外的にも高い評価をいただき、ジャパン・レジリエンス・アワードにおいて、平成29年度には地方自治体部門で、平成30年には国土強靱化地域計画賞で、それぞれ金賞をいただきました。

また、町単独では対応しきれない大規模な復旧事業については、国に要望を上げ、平成27年度から民有林直轄治山事業が始まり、これは計画期間10年、事業予算70億円という規模で、災害によって崩壊した山地部の復旧が進んでおります。このほか、各地区でのスーパー防災訓練の実施や防災出前講座の開催など、いざというときに町民が自ら動けるコミュニティづくりを推進してまいりました。

災害は、町の財政にも深刻な影響を与えました。町の貯金である財政調整基金は底をつき、平成23年度にはわずか58万5,000円、基金全体では3億2,000万円という状況でありましたが、毎年積み立てを行い、状況は改善をしてきました。

また、将来、町の財政を圧迫する可能性の度合いを示した将来負担比率についても、平成23年度に113.7%でありましたが、平成29年度には68.2%まで下がり、町財政の健全化を着実に実現しております。

おやま百年の計は、人口減少、少子高齢化への挑戦であります。国の推計では、2060年に小山町の人口は1万500人程度となってしまうという驚愕の結果が出ました。これを受けて、人口減少に立ち向かうための施策をまとめた小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、雇用、にぎわいの創出、住環境、子育て環境の整備、多世代が元気で安心して暮らせる環境づくりなど、様々な分野において具体的な施策を推進してまいりました。

子育て、教育環境の充実としては、施設の耐震化工事及びトイレ改修や、子育て支援センター、 きんたろうひろば及び放課後児童クラブの開設といった施設整備から、出産祝い金の導入、保育 料の軽減、高校生世代以下の医療費無料化、英語検定試験全額補助など、ハード、ソフトともに 将来の子ども達の良質な教育環境の整備に努めてまいりました。

健康と福祉の増進としては、お出かけを促進させるため、健康マイレージやクアオルト健康ウ

オーキングの導入に加え、健康福祉会館のリニューアルやパークゴルフ場クラブハウスの新築など、誰もが健康で生き生きと暮らせる環境を目指し、町民の健康づくりと福祉の拠点整備を進めてまいりました。

一方、大規模な国や県の事業については、足柄サービスエリアのスマートインター化、小山パーキングエリア開設・スマートインター化をはじめ、国道246号視距改良工事、足柄ふれあい公園 親水護岸工事など、積極的に誘致・推進し、町民の利便性向上に努めてまいりました。

1期目の政策提言は83.4点という評価をいただいており、2期目については、平成29年7月の中間検証大会では67.9点をいただいております。2期目の最終的な評価につきましては、今月23日に行われるマニフェスト検証大会において発表されるところであります。

あっという間の2期8年間、まだまだ100点とはいかないまでも、大きな災害を経験した小山町 が再び元気を取り戻しつつあるという実感はあります。現状に満足せず、さらなる飛躍に向けて 邁進する所存であります。

次に、次年度に向けた事業及び方針への思いについてであります。

次年度以降につきましては、これまで手がけてきた事業の多くが実を結ぶ重要な時期になって まいります。先ほども述べましたが、おやま百年の計は消滅可能性都市のレッテルを貼られた不 名誉な状況からの脱却はもちろん、人口減少に歯どめをかけ、負のスパイラルを回避することを 目指すものであります。

日本中が同じような状況にある中、簡単なことではありませんが、小山町が次の100年も輝き続けるために、できること、やれることは、スピード感を持って取り組んでまいります。

三来拠点事業については、100年持続可能な産業拠点をつくり出し、次世代の雇用を確保し、に ぎわいを創出し続けるため、これまで手がけてきた三つの主要事業を中心に、工業団地整備、企 業誘致、観光商業施設整備など、引き続き事業の推進に取り組みます。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を大きなチャンスと捉え、世界中から訪れる観光客をもてなす観光立町を目指します。

富士山観光の拠点として、富士山須走口五合目にインフォメーションセンターを誘致し、小富士、まぼろしの滝への遊歩道整備や、誓いの丘には富士山を一望できる休憩施設を整備をいたします。

また、町内主要施設への無料WiーFiスポットの設置や、グランピング、ハイクラスホテル、オートキャンプ場など、様々な形態の宿泊施設の誘致、SNSを活用した情報発信力の強化など、インバウンドも含めた多様なニーズの観光客を受け入れる体制を整えます。

更に、駿河小山駅前の「町の駅金太郎」、足柄駅舎を改修して設置する「足柄駅交流センター」、 そして「道の駅すばしり」など町内観光やサイクルツーリズムの拠点としてリニューアルをいた します。駿河小山駅前については、再開発プロジェクトを立ち上げ、町のゲートウェイとして再 び活気を取り戻すため、公民連携による地域活性化に努めます。 また、地域固有のオリジナル商品の掘り起こしや新商品の開発、ブランド化、販路開拓の支援など、地域産業の活性化に取り組んでまいります。

子育で・教育環境の充実につきましては、町内全での小・中学校などへのエアコン設置、町立による公営学習塾の開設、県立小山高校と町内3中学校による連携型中高一貫校に向けた調整、小・中学校、幼稚園の給食費無償化など、子どもを産みやすく育でやすい町にするための充実した支援策強化に取り組みます。

健康増進・福祉の充実については、日本一健康文化都市を宣言し、健康マイレージやクアオルト健康ウオーキングを中心としたお出かけの促進により、お達者度向上に努めます。また、小中学校でのがん教育の実施や地域包括支援センターの中学校区ごとの設置など、子どもから大人まで健やかに安心して生活できるまちづくりを目指します。

小山町の歴史を次世代へ引き継ぐべく、小山町の近代化の礎を築いた富士紡績株式会社の遺産 である豊門会館、西洋館、森村橋の復原・改修工事を引き続き行い、施設内にカフェレストラン やギャラリーを新たに設けるなど、多くの人が利用できるよう整備をいたします。

小山町の未来を切り拓き、子どもから大人まで笑顔で元気で過ごせる町であるように、小山町 民であることを誇らしく思える町であるように、憧れる、選ばれる町であるように、これからも 全力投球で臨む覚悟であります。

その他の御質問につきましては、担当課長から答弁いたします。

○議長(米山千晴君) それでは、ここで10分間休憩といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

- ○議長(米山千晴君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。
 答弁を求めます。
- ○未来拠点課長(清水良久君) はじめに、工業団地への企業誘致における現状と今後の展開についてお答えします。

内陸フロンティア推進区域内においては、現在、湯船原地区で三つの工業団地の開発を進めて おります。

一つ目の、静岡県企業局が事業主体であります富士山麓フロンティアパーク小山は、昨年10月に、約31へクタール、全7区画の造成工事が完了しており、これまでに3区画で売買契約が締結されるとともに、そのうち1区画については工場の建設工事に着手しております。その他の区画につきましても、複数の企業から引き合いが寄せられ、分譲申込書が提出されている区画もあります。

二つ目の、本町が事業主体となり進めております約37へクタールからなる新産業集積エリア工業団地につきましては、本年9月までの造成工事完了を目指すとともに、本町との協定に基づき、

事業用地を最終的に取得します大和ハウス工業株式会社が企業誘致活動を国内外で積極的に展開することにより、平成31年度中に複数区画で土地売買契約が締結できるよう町も支援しているところであります。

三つ目の上野工業団地につきましては、平成31年度中に造成工事に着手し、平成33年度中の工事完了及び分譲開始を目指しております。本事業地は新産業集積エリアと同じ事業手法であり、48ヘクタールに及ぶ工業団地の有するフラットな1枚の大区画団地及び国道246号からのアクセス道路の新設による高い利便性という特色を活かして、企業誘致に携わる大和ハウス工業株式会社に対しては、本町といたしましても様々な形で支援をしてまいりたいと考えております。

今後も引き続き、静岡県企業局や大和ハウス工業株式会社と連携を図りながら、現在も実施しております国内大手ゼネコン、ディベロッパーや金融機関等を対象とした現地見学会や、県内外で開催される企業セミナー等のイベント及びダイレクトメールの活用等による情報発信を強化することにより、早期に全区画の分譲契約締結が達成されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、雇用促進における施策についてであります。

三来拠点事業の進展に伴う新たな人材確保は重要な課題であると認識しております。現在でも 全国的な人手不足が指摘されていますように、本町及び隣の御殿場市だけでは必要な労働力の確 保は困難であり、神奈川県西部や山梨県東部地域まで範囲を広げて人材確保に取り組む必要があ ります。このため、昨年度から、御殿場市、神奈川県松田町及び山梨県富士吉田市のハローワー クを訪問して、求人、求職者相互に関する実態の把握や、本町で将来見込まれる雇用について情 報交換に努めております。

また、多くが50歳代半ばで定年退職される自衛隊員は、企業側からは経験豊かな即戦力との声もあることから、静岡、山梨両県の地方協力本部援護センターを訪ねて、情報交換と今後の雇用あっせんについて協力要請をしております。

更には、次代を担う学生に向けては、県内外の工業高校や高専、大学まで範囲を拡大し、進路 指導担当者への訪問により、若者世代の就職に関する実態や傾向について状況の把握に努めてお ります。

このような活動を今後も継続して各方面に対して積み重ねていくことが、将来の雇用確保に向けて必要なことであると考えております。

また、平成31年度からは雇用推進室を新たに設け、雇用に関する様々な施策を更に推し進めて まいります。

以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○商工観光課長(湯山浩二君) 宿泊施設の将来にわたっての稼働についてお答えします。

現在、国が進める観光立国の施策により、訪日外国人観光客は年々増加傾向にあり、ラグビー

ワードルカップや東京オリンピック・パラリンピックなどの国際的なイベントは、本町への誘客 を促進する大きな要因となるものであります。

本町における昨年度の観光交流客数414万人のうち、宿泊客数は12万人であり、宿泊率としては3%程度の状況にあります。また、宿泊者の利用実績から外国人観光客の需要の高さが伺えます。

これら観光客に加え、三来拠点事業による新たな企業の立地に伴い、ビジネスが目的の宿泊に 対する需要の拡大も見込まれるところであります。しかしながら、町内の宿泊施設の収容人数は 2,000人に満たず、来訪者の受け入れ環境としてはいまだ十分と言える状況ではありません。

観光業における地域への経済波及効果を示す旅行消費額では、宿泊や体験プログラムに係る費用の割合が高いため、町内での周遊性や滞在時の消費活動を誘発する受け皿として宿泊施設は必要不可欠であります。また、多様化する旅行者のニーズに応えるためには、ハイクラスホテルやグランピング、民泊など、様々な形態の宿泊施設を誘致し、選択肢を広げることも必要であると考えております。

加えて、将来にわたって宿泊需要に対応していくためには、首都圏から日帰りでの観光圏内に ある観光客の滞在化に向けた取り組みなど、観光地としての魅力を高めることが課題であると認 識しております。

そこで、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、国内外から訪れる多くのお客様をお迎えするため、観光施設の充実を図ってまいります。更に、DMOの取り組みにより、富士山観光をはじめとしたサイクルツーリズムやゴルフツーリズム、農林業や自然体験など地域資源を活用した滞在型観光プログラムを整備することで宿泊を促してまいりたいと考えております。

以上であります。

- ○議長 (米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○町長戦略課長(後藤喜昭君) 公共交通施策について、今後どのような対策を講じていくのかについてお答えをいたします。

現在の公共交通施策につきましては厳しい意見が多く寄せられており、喫緊の課題であると認識をしております。

コミュニティバスの利用状況を分析をいたしますと、日中は高齢者の利用が多く、朝夕の時間 帯は、小学生や中学生、高校生の利用が多くなっております。

そこで、昨年末、各地区のシニアクラブを中心に、公共交通に関するヒアリングを実施し、各クラブからいただいた意見を集約した見直し案を作成したところであります。この案をもって改めて各クラブに説明に伺い、再度御意見を伺う予定でおります。

また、町内の小中学校、小山高校へヒアリングを行い、登下校の時間や通学コースに合わせた 最適な運行方法について調整を行う予定でおります。

今後の公共交通の方向性についてですが、現在、既存の3ルートのコミュニティバスと実証実 験バスを廃止し、新しい手法の導入について検討し、交通事業者との協議を重ねているところで あり、今年10月1日からの新体制スタートを目指し、検討、調整を進めてまいります。 以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- 〇シティプロモーション推進課長(勝又徳之君) 新年度、ふるさと寄附金で見直しによる影響を どのように考えているのかについてお答えします。

本町のふるさと納税につきましては、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、昨年12月末 現在で日本全国から約249億円という多くの寄附をいただきました。1月1日以降、返礼率見直し 準備等のため、寄附の受け付けを一旦中止しておりましたが、本年2月1日から、返礼率を寄附 金額の30%以下とし、返礼品は地場産品に限って再開をしたところであります。

2月8日に平成31年度の地方税制改正の関連法案が閣議決定され、ふるさと納税の抜本的な見直しも盛り込まれたところであります。本年6月1日以降は、返礼品の調達費が寄附金額の30%以下の地場産品でなければ寄附金税額控除の対象自治体とされないこととなりました。具体的な規制基準の内容など詳細は分かりませんが、平成31年度の当初予算では寄附金額を10億円と抑えたところであります。

いずれにいたしましても、今後の総務省からの通知等を踏まえ、新しい基準に沿った形で、新年度へ向けて調整、検討をしていきたいと考えております。

以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 再質問はございますか。
- ○3番(鈴木 豊君) 再質問させていただきます。

町長の政治方針を受けて、成果並びに評価と課題についてそれぞれ回答をいただきましたが、 数点、再質問させていただきます。

成果等につきましては分かりましたが、1点お伺いしたいと思います。町長は、豊門公園や金 時公園に施設が設置されてきましたが、特に町民から、金時公園の相撲場がビニールシートで覆 われて町民はすぐ使える状態でなく、宝の持ち腐れではないかと言われました。私も見に行きま したが、開放しておくべきではないかと思いますが、当局の考えはどうでしょうか。

次に、課題について5点ほど再質問をさせていただきます。

一つ目として、企業誘致においては、情報発信の強化をもって取り組むとの回答がありました ので、全区画の分譲の達成に期待します。ただ、希望として大規模な有名企業の誘致もお願いし たいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、2番目として、雇用について様々な角度から支援や努力する旨、回答がありましたが、 以前、3,000人ぐらいの雇用を予定していると言われていました。果たして十分な雇用が間に合う のか心配されます。現在、小山町の企業では外国人を雇用しているところもありますが、今後、 人手不足による外国人の雇用も多くなると思いますが、企業の雇用にもよりますが、町として、 将来に向け、居住場所や環境などの対応を考えていくべきと思いますが、どうでしょうか。 三つ目として、次に雇用に関連して、雇用者が住んでいただくように、雇用促進住宅の建設も考えたらどうでしょうか。先日、移住先県下一の茨城県境町に行ってきましたが、若い世代の雇用の家族が住める雇用促進住宅が建設されていました。雇用者が小山町に住んでいただけるように町の考えをお伺いします。

4点目としまして、ホテルの将来稼働についてですが、様々なイベントの中で宿泊者の増加が あると言われていますが、オリンピック後も心配されます。現在、小山町に最近建設されました 稼働率はどのようでありましょうか。

5点目として、公共交通施策で10月1日の新体制スタートに向け、検討、調整していくと言われましたが、どのような方向性になるか、早期に報告していただけますか、お伺いしたいと思います。

以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○都市整備課長(高村良文君) 金時公園の再質問にお答えいたします。

金時公園は、議員御承知のとおり、平成29年度に公園及び多世代交流施設の金太郎テラスを整備し、昨年4月からリニューアルオープンいたしました。

議員御指摘の相撲場(土俵)の使用についてでありますが、土俵も一般の遊具などと同様に自由に利用していただくことを目的としている施設であります。しかし、土俵の土の性質により、雑草、ひび割れ防止の対策が必要となり、現在シートでの管理を行い、状況を見ながら開放を行っているところであります。

金時公園はもうすぐ1年が経過し、年間の管理方法が分かってまいりましたので、今後は、通常時はシートを外し、養生の必要が生じる時期に一時的にシートを覆うなどを行うこととし、利用者が親しみやすい状況を整えてまいります。

以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○未来拠点課長(清水良久君) 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、企業誘致においては、大規模な有名企業の誘致を希望するということについてであります。先ほど答弁いたしましたように、本町が造成いたします工業団地の特色、利点の一つであります大区画1ロットという条件を活かして、知名度の高い国内外の優良な大手製造企業等を対象として、県や大和ハウス工業株式会社の有する幅広いネットワークを活用し、多方面にわたり広く情報の発信に努めることにより優良企業の誘致を図ってまいりたいと考えております。

次に、外国人雇用に対する住居環境等の将来的な対応についてであります。

国では、慢性的な人手不足に対して、4月からの改正入管難民法施行により、外国人労働者の 受け入れについて拡大を図っていきます。

一方、町内の事業所におきましても、将来の雇用確保は重要な課題であり、今後、国の動向に

従い、外国人雇用への取り組みが今以上に進むのではないかと考えられます。

本町におきましても、このような国や企業の動向を踏まえ、町内各事業所と連携を図ることにより、外国人労働者受け入れのために必要な住居等生活環境の整備に関する現状及び要望等の把握に努めて、町内で必要とされる人材の確保が促されるよう、柔軟な支援を検討してまいりたいと考えております。

次に、雇用促進住宅の建設についてであります。これまでも町内各地区において定住移住促進に対する取り組みとして、職住近接の魅力ある宅地造成事業及び分譲販売に努めてまいりました。 平成31年度以降も引き続き、宮ノ台地区で13区画の分譲販売、PFIを活用した落合地域優良賃貸住宅整備事業で40戸の共同住宅の整備、また内陸フロンティア推進区域に指定されております町内5地区、合計58へクタールで計画いたしますリバーガーデンタウンおやま宅地造成事業を推進してまいります。その他、既存の空き家等の利活用を図るための不動産バンクや、定住促進事業助成金制度等も制度化されているところであります。

このように本町では、町内で働く子育て世代を中心として、御家族が一緒に安心して暮らせる 住環境整備の施策について、多方面にわたって取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○**商工観光課長(湯山浩二君)** 再質問にお答えいたします。

町内に立地されておりますホテルの稼働率ですが、年間平均50%から70%で稼働されていることを確認しております。

昨年12月にオープンされたホテルジャストワン富士小山につきましては、稼働して間もないこともあり、現在は50%に満たない状況でございますが、3月下旬からゴールデンウイークにかけましては、既に満室に近い状況であると伺っております。

いずれの施設におかれましても、7月、8月は宿泊の需要が高いということでありますので、 町といたしましては、オリンピック・パラリンピック以降も年間を通して町内での宿泊を促せる ように努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- 〇町長戦略課長(後藤喜昭君) 次に、公共交通施策の方向性について、早期に報告していただけ るのかについてであります。

先ほど答弁いたしましたとおり、各シニアクラブからいただいた意見を集約した新しい手法の 導入について、交通事業者と協議を重ねているところであります。このことから、案の内容につ いてはまだ申し上げることはできませんが、今後方向性や詳細が決定し、報告できる状況になっ た時点で、議員の皆様にも説明をさせていただきたいと考えております。

以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 再々質問はございますか。
- ○3番(鈴木 豊君) 再々質問ではありませんが、やはり企業進出し、雇用を生んで、小山町に 人が住んでくれないことには意味はございません。人口増をするには、やはりこのような皆様の 一層の努力を期待しまして、代表質問を終了いたしたいと思います。
- ○議長(米山千晴君) 次に、個人質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

11番 池谷洋子君。

えます。

○11番(池谷洋子君) 私は2件の質問をさせていただきます。

はじめに、防犯カメラの設置について、町の考えをお伺いします。この質問については、平成30年9月定例会の一般質問でも伺いました。そのときの町長答弁は、防犯カメラの設置については、今後、各地区の防犯連絡協議会や小山町生活安全のまちづくり推進協議会において設置の必要性及び設置主体等を含めて御審議いただき、検討してまいりたいとのことでした。また、私の再質問については、平成30年10月1日に安全まちづくり推進協議会が開かれますので、防犯カメラの設置については、この中に投げ、地域で協議をいただき、町に上げていただく、こんな形をとりたいとの答弁でした。

過日、私は同僚議員の方々と茨城県境町に視察研修に行きました。人口約2万4,000人の町ですが、未来を担う子ども達のため、ふるさと納税や補助金を活用し、アイデアを出し、様々な事業を行っています。その中に防犯カメラの設置がありました。がんばる地域交付金やふるさと納税も活用した防犯カメラは町内に全48機設置されています。子ども達の通学路や死角になりそうな場所など、防犯カメラの設置により、町の安全化対策に取り組んでいました。

防犯カメラは、ひったくりや窃盗などの犯罪の抑止力とともに、犯人検挙への活用も期待できます。先日も東京都江東区で強盗殺人があり、80歳の高齢女性がお亡くなりになりました。警視庁も、防犯カメラにより現場付近から犯人グループが乗って走り去った車の行方を追っています。本町にも明年のオリンピック・パラリンピック開催を控え、国内外から数多くの方が来られます。子ども達や一般の方々を犯罪から守るために、一日も早い防犯カメラの設置を図るべきと考

昨年10月1日の安全まちづくり推進協議会の内容とあわせ、町の見解を伺います。

2件目は、「小中学校の体育館にもエアコン設置を」について伺います。

昨年の夏は今まで経験したことのない激しい暑さが続き、40度を超える危険な暑さも各地で観測され、熱中症で命を落とす危険性もあると気象庁が注意を呼びかけ、この記録的な暑さを「一つの災害と認識している」と発表しました。

本町でも連日30度を超える猛烈な暑さが続き、熱中症や、その疑いのある人が多く搬送されま した。町では本年夏から町内の小中学校などにエアコンを設置します。しかし、災害時の避難所 になり、地域の拠点でもある体育館への設置は進んでいません。この体育館へのエアコン設置を 望む声は多くの町民の方からいただいています。体育館は、子ども達の体育の授業をはじめ、式典や行事の会場ともなり、先程述べましたように、防災・減災の視点では、学校防災活動拠点として、災害時の避難所となります。熱中症などの被害につながらないためにも、小中学校の体育館へのエアコン設置に取り組むことが急務であると考えます。

本年2月4日の衆議院予算委員会で、柴山文部科学大臣は、体育館などへのエアコン設置に向けては、自治体の実質負担が大幅に抑えられる、総務省所管の緊急防災・減災事業債が活用できると明言し、地方自治体に周知したいと述べています。いつ災害が起きるか分かりません。避難所となる学校体育館が危険な場所となってはなりません。

過去の災害で多くの学校体育館が避難所となりましたが、エアコン設備がないため、蒸し風呂 状態となり、多くの方が熱中症になるなど深刻な実態も明らかになりました。一日も早い体育館 へのエアコン設置は絶対に必要と考えます。

以上を踏まえ、教育長の見解をお伺いいたします。

以上2件の質問です。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- 〇町長(込山正秀君) 池谷洋子議員にお答えをいたします。

はじめに、防犯カメラの設置についてであります。

昨年9月の定例会において、議員から御質問をいただき、今後、各地区の防犯連絡協議会や、 10月に開催する小山町生活安全のまちづくり推進協議会において、設置の必要性及び設置主体等 を含めて協議していただき、町へ意見を上げていただくとお答えをいたしました。

協議会では、既にスーパーマーケットやコンビニエンスストアなどで防犯カメラが多く設置されており、犯罪抑止に効果を上げていること、プライバシー保護の観点から的確にカメラの設置を周知する必要があり、プライバシーの配慮のために要領を作成する必要があること、カメラの設置場所により設置主体が決まることなど、様々な意見をいただきました。全体として、防犯カメラの設置を否定するような意見はなく、具体的な設置場所等については、各防犯連絡協議会等で協議することとなりました。

また、その後、12月に各防犯連絡協議会等の会長、副会長であります各地区の区長会長に対し、 現在、町内に設置されている防犯カメラ及びその他の監視カメラについて説明し、実際のカメラ の設置状況を現場で確認をしていただきました。その際、いただいた意見としては、防犯カメラ の設置場所については、人家がなく、周囲から死角となっている通学路や、地域で防犯上の不安 を感じている場所等とし、設置主体については町が望ましいとする意見が大半を占めました。

今後の予定ですが、3月中に再度小山町生活安全まちづくり推進協議会を開催し、町が防犯カメラの設置主体となること、プライバシーに配慮した設置及び運用に関する要領案、各防犯連絡協議会等の要望に基づき設置場所を決めていくことについて承認をいただきたいと考えております。

その後、本年5月から6月に開催される各中学校区の防犯連絡協議会等において、設置場所や 優先順位の要望を取りまとめていただき、その結果を受け、早期に町が防犯カメラを設置してい きたいと考えております。

その他の御質問につきましては、教育次長から答弁をいたします。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育次長兼こども育成課長(長田忠典君) 小中学校体育館のエアコン設置についてお答えします。

町内小中学校の体育館8施設は、全て本町の指定避難所及び指定緊急避難場所となっております。昨年9月1日現在の小中学校体育館等の全国調査結果によりますと、空調、冷房設備の設置が一番進んでいる都道府県は東京都、設置率は9.2%で、2番目が千葉県、3.9%となっております。静岡県は、対象となる930施設のうち、2施設が設置済で、0.2%、全国で36番目となっていて、全国を見ても設置率は低い状況であります。

現在の体育館は、開放して風通しをよくするようになっていて、空調、冷房設備が有効的に活用できる構造とはなっておりません。また、暑さ対策として、各学校には大型の扇風機があり、有事の際も活用できると考えています。

空調、冷房を効かせようとするためには、大規模な改修及び空調設備の設置に多額の工事費と、 利用した場合は電気使用料がかかります。文部科学大臣がおっしゃった緊急防災・減災事業債は、 補助対象事業費が全額起債の対象となり、その元利償還金の7割が交付税措置されるものですが、 その制度を活用したとしても町の負担は大きいと考えております。

町では、各小学校にある放課後児童クラブの施設を災害発生時等の要配慮者である妊婦や高齢者などの避難スペースとして位置づけてあり、いずれの施設にも空調、冷房設備が設置してあります。また、今後、小中学校の教室等に空調、冷房設備が整備されるため、いざというときは教室なども利用可能と考えております。

これらを踏まえて、現在のところ、早急に空調設備の設置は考えておりませんが、今後、国の動向や防災との関連も含めながら研究していきたいと考えております。

以上であります。

- ○議長 (米山千晴君) 再質問はございますか。
- **○11番(池谷洋子君)** 再質問をさせていただきます。

今、町長から、防犯カメラを設置していくとの答弁がありました。それを受けて、2点、再質問をさせていただきます。

1点目は、小山町生活安全のまちづくり推進協議会と防犯連絡協議会のいずれかに、警察の方 や消防団、消防関係ですね、そういうプロの方が入っているのかどうか、お聞きします。なぜな らば、そのようなプロの方が一番の危険箇所を熟知しているからです。

2点目は、防犯カメラを設置している場所に、ぜひ防犯カメラ作動中の看板をつけてほしいと

考えます。この防犯カメラ作動中の看板があると、それだけで普通の私達でもはっとします。ま して犯罪者はぎくりとするはずです。オリンピック・パラリンピックも開催されます。主要な外 国語も入れるとよいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

この2点を質問します。

次に、小中学校の体育館にエアコン設置についても再質問をさせていただきます。

先日、私は議長の代理で御殿場西高校の卒業式に出席しました。控室で、体育館はストーブを たいていますが、それでも寒いかもしれないのでカイロをお持ちくださいと言われ、カイロをい ただき、卒業式に臨みました。幸い私達来賓の席の近くには大きなストーブがあり、しっかりと 火をたいてくれていたので、カイロは使いませんでした。ただ、中心部分にいた方はとても寒そ うにしていました。

これが避難所となったとき、長期間にわたる日々をどう乗り越えられるのだろうかと考えてしまいます。教室を利用すると言われましたが、大災害のときは当然のこと、体育館が主な避難所となります。教室へは弱者の方々が優先となるでしょう。

教育次長、地震は必ず起こります。止めることはできません。台風も止めることはできません。 だから、防災が必要なんです。せっかく避難した避難所で大切な命を脅かすようなことがあって はなりません。命を守ることに何のためらいがあるのでしょうか。これをお聞きします。

もう1点は、国の制度を活用したとしても、町の負担は大きいとの答弁がありました。どのく らいの負担になるのでしょうか。大体で結構です。お伺いします。

以上、再質問です。

- ○議長 (米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○くらし安全課長(杉山則行君) 池谷議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、生活安全のまちづくり推進協議会、または各地区の防犯連絡協議会に警察、または消防の職員が入っているかについてです。小山町生活安全のまちづくり推進協議会につきましては、御殿場警察署長と生活安全課長が入っております。また、各地区の防犯連絡協議会につきましては、交番長と警察の方が入っております。

次に、防犯カメラの設置に伴う表示についてであります。現在、小山町内におきましては、須 走地区において防犯カメラを設置しておりますが、その管理運営要領の中で設置表示という項目 を設け、防犯カメラが設置されていることを住民が分かるようにしております。町が今後設置す るカメラにつきましても、同じように管理運営要領を設けまして、その中で設置表示の決まりを 作り、実際にも設置表示をしていきたいと考えております。

以上であります。

済みません、加えて、外国人の方、小山町にも滞在者等多いものですから、外国語表記につき ましてもあわせて行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育次長兼こども育成課長(長田忠典君) 池谷洋子議員の再質問にお答えいたします。

まず、はじめに、避難所を長期に過ごされた場合に命を守るという点でためらいはないのかということでございますけれども、おっしゃるとおり、避難所をされている方の安全を守るというのは非常に大事なことであるというふうに認識しております。その点につきましては、教育委員会としましては、体育館を管理する立場ではございますので、町として、防災担当部署とも検討いたしまして、その辺については検討していきたいというふうに考えております。

次に、2点目に、エアコンを設置した場合にどのくらいの負担がかかるかという御質問でございます。こちらについては、現在のところ試算はしておりません。ただし、今回、小中学校のエアコン、教室につける金額につきましては4億3,200万円という契約になっております。教室というのは、ある程度密封といいますか、空気が漏れないような状況であっても4億3,000万というエアコンの設置費がかかりますので、体育館という大きな部屋を暖めるためには、それ以上の多額の工事費及びエアコンの機器の費用がかかるというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(米山千晴君) 再々質問はございますか。
- **〇11番(池谷洋子君)** 質問は終わりますが、災害が頻発する日本において、今こそ命を守る防災、 減災を政治と社会の主流にしていかなければならないと考えます。

以上で私の質問は終了します。

○議長(米山千晴君) それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

- ○議長(米山千晴君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、7番 高畑博行君。
- ○7番(高畑博行君) 私は、落合区の2カ所の住宅建設の見通しはと、千葉県野田市で起きた小学生虐待死亡事件を受けての二つの質問を一問一答方式でさせていただきます。

まず、「落合区の2カ所の住宅建設の見通しは」の質問です。

落合区の旧フジボウ社宅跡地と旧町立体育館、旧中央公民館跡地の宅地開発構想については、 既に我々議会にも提示されており承知しているところですが、その後、相当の時間もたっている ことから、住宅建設の現状はどうなっているのかという点と、現時点での開発構想の概略につい て再度伺いたく、幾つか質問をいたします。

当然、設計の詳細が煮詰まれば、その設計図もなるべく早く議会にも提示してほしいわけですが、今回は現時点で話せる範囲で結構ですので、説明をお願いいたします。

まず、町長に伺います。

人口減少が特に激しい成美地区にあって、落合区2カ所の宅地開発、住宅建設に期待する声が 地元住民の中には多いわけですが、かつて示された開発の基本構想に大きな変化はないのか、町 長のお考えをお聞きいたします。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○町長(込山正秀君) 高畑議員にお答えをいたします。

はじめに、「落合区2カ所の宅地開発、住宅建設について、かつて示された開発の基本構想に大きな変化はないのか」についてであります。

平成29年12月定例会で、高畑議員から落合区2カ所の宅地開発及び住宅建設について同じ御質問をいただいております。そのときの私の答弁では、フジボウ社宅跡地や町立体育館、中央公民館跡地の利活用について、高齢者や子育て世代向けの住宅整備などにより、快適な住居空間を提供し、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標である「住居環境の整備により、定住・移住を促す」の実現に向けた取り組みを実施したいと答弁をいたしております。

引き続きこの開発の基本構想に基づいて、落合区のにぎわいの創出や活性化の実現に向けて取り組んでまいります。

以上であります。

○7番(高畑博行君) それでは、具体的な質問をさせていただきます。

まず、旧フジボウ社宅跡地に町営住宅を造る構想についてですが、当初の説明で伺った内容は、 駐車場の確保もあることから、5階建てで町営住宅を造るという話を聞いていたわけですが、具 体的な進捗状況と設計構想に大きな変化はないのかについて、また、工事の着工予定、完成の目 途等について改めて質問をいたします。

- ○議長 (米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○おやまで暮らそう課長(岩田幸生君) 設計構想についてであります。

本事業は、人口減少や少子高齢化が特に著しい成美地区において、子育て世代を主軸とした中 堅所得者向けの地域優良賃貸住宅を整備することによって、定住人口の増加及び周辺地区の活性 化を図ることを目的とし、本年1月18日に開催いたしました本事業の審査委員会において、合人 社計画研究所グループを選定し、優先交渉権者として決定いたしました。その後、基本協定を締 結し、現在、仮契約締結に向けた契約内容の調整、協議を行っております。

今後、町内に特別目的会社SPCを設立していただき、町との仮契約締結後、PFI法に基づく小山町議会の議決をいただき、本契約とするものであります。

なお、施設の規模等についてでありますが、提案では、鉄筋コンクリート造の地上4階建てと地上5階建ての計2棟に40戸の共同住宅を整備する計画としております。本契約後、設計や開発手続などを済ませた後、本年7月頃の工事着手を予定しており、完成は2020年の6月の予定であります。

以上であります。

○7番(高畑博行君) ただいまの答弁に対して、2点お聞きいたします。

1点目は、合人社計画研究所グループという会社名は聞き慣れない会社なのですけれども、簡単な会社概要を教えていただきたいと思います。

2点目は、特別目的会社SPCを設立し、PFI方式で契約とのことですが、なぜSPCを設立し、PFI方式でやるのか、やることにしたのか、その理由もあわせてお聞きいたします。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○おやまで暮らそう課長(岩田幸生君) 高畑議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、合人社計画研究所グループですけれども、代表企業1社並びに構成企業3社から成り立っております。

まず、代表企業となる株式会社合人社計画研究所の会社概要でありますが、所在については、 広島県広島市中区に本社を構え、資本金が3億円で、全国に支店を置き、県内では静岡市と浜松 市、2カ所に営業所を設置しております。主に分譲マンション総合管理業、ビル管理業、PPP、 PFI事業などを行っております。また、熊本県玉名郡長洲町宮野地区で地域優良賃貸住宅整備 の実績もあり、今回の落合地域優良賃貸整備事業では、担当業務として、維持管理、運営業務な どを行っていただきます。

次に、構成企業となる3社の概要についてでありますが、最初に株式会社アイ・エフ建築設計研究所は、大阪市中央区に本社を置き、資本金1,000万円で、地域開発の企画調整、設計監理を行っております。本事業の担当業務としましても、基本設計、実施設計、工事監理を行っていただきます。

また、株式会社丸山工務所ですが、神奈川県藤沢市に本社を置き、資本金は5,000万円、そして本事業の担当業務としては建設業を行っていただきます。

最後に、臼幸産業株式会社ですが、地元小山町に本社を置き、資本金8,370万円で、主に本事業 としましては、同じく建設業を行っていただきます。

いずれにしましても、資力等にも問題もなく、優先交渉権者として認定したところでございます。

続きまして、落合地区の優良賃貸住宅について、SPCを設立して、PFI事業を行うことになっているが、なぜSPCを設立し、PFI事業で行わなければならないのかという点にお答えさせていただきます。

まず、本事業を実施するに当たり、なぜSPCの設立が必要なのかについてでありますが、本 PFI事業のみを行うSPCを設立することにより、仮に代表企業などの投資者が倒産した場合 でも、SPCは独立しているため、PFI事業が破綻せずに行政サービスの提供を継続すること ができます。

また、PFI方式としたかについてでございますが、PFI方式で実施する場合と、町が直接 実施する場合を比較しますと、PFI方式の場合には、家賃収入を財源として30年間の維持管理、 運営費の支払いと施設購入費の割賦払いによる平準化が実現し、町財政の負担の面から有利であると判断いたしました。

また、民間ノウハウによる質の高いサービス提供及びコスト削減が図られること。更には施設整備及び維持管理、運営で生じる様々なリスクを民間に移転できるため、町のリスク負担を大きく軽減できると判断し、総合的に勘案してPFI方式を採用したものであります。

以上であります。

○7番(高畑博行君) 再々質問します。

この共同住宅に入る入居者を、子育て世代を主軸とした中堅所得者にターゲットを絞った地域 優良賃貸住宅とした理由について、なぜそうしたのか、伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○おやまで暮らそう課長(岩田幸生君) 高畑議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今回、子育て支援タイプの地域優良賃貸住宅を整備しますのは、湯船原地区への新規企業誘致による従業員の居住も視野に入れつつ、子育て世代を主軸とした移住定住の促進の方針に合わせたものであり、中堅所得者層が入居可能な子育てに配慮した賃貸住宅の整備によって、当地区への人口増を目指すものであります。

なお、子育て支援タイプと言いましても、子育て世帯以外が入居できないのではなく、幅広いファミリー世帯が入居でき、地域コミュニティの活性化が期待できると考えております。 以上であります。

○7番(高畑博行君) 次の質問です。

旧町立体育館、中央公民館跡地に建設しようとする住宅建設については、当初異論が吹き出した地元住民との話し合いで円満な一致が見られた点は喜ばしいわけですが、この進捗状況と、どの程度の住宅戸数を予定しているのか。先ほど来の一般質問のやりとりの中で出ていましたけれども、また緊急車両が入る道路の設計についてもどんな予定でいるのか。更に着工予定時期、完成予定時期の見通しについてもあわせて質問をいたします。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○おやまで暮らそう課長(岩田幸生君) まず、宮ノ台地区宅地造成事業につきましては、昨年12 月定例会において、設計施工一括の工事請負契約の議決をいただいております。その後、本年1 月中旬から現地測量や境界確定を行い、詳細設計を進めているところであります。設計においては、全ての区画は200平方メートル以上とし、13区画を造成することとしております。また、基準にのっとり、幅員6メートルの道路を整備することにより、宮ノ台地区への緊急車両の乗り入れにも配慮する設計としております。工事の工程につきましては、本年4月から現地の造成工事に着手し、9月17日の完成を予定しております。

なお、落合区の皆様には、3月7日に住民説明会を開催し、区画や道路の配置など、工事に関する説明を行うこととしております。

以上であります。

○7番(高畑博行君) ただいまの質問に対してお聞きします。

今まで、救急車などは入れないために、救急隊員はストレッチャーを押して坂をおり、患者の 搬送をしていましたけれども、造成工事後は、この地域の方々は自宅前、またはかなり近くまで 救急車が入れると考えていいのか、その点をお伺いいたします。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- **○おやまで暮らそう課長(岩田幸生君)** 高畑議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員御承知のとおり、当エリアはストレッチャーとかがなかなか入りにくい場所でもありました。今回やはり宅地造成事業を行うことによりまして、身近なところまで搬送等ができるような形になっております。

以上であります。

○7番(高畑博行君) いずれにしましても、人口減少が激しい成美地区にあって、今回の落合区の2カ所の住宅建設は、ほかの区や地域に波及する効果は大きいと期待されます。その点では、どんな住宅建設がなされるのか、どんな方々が移り住んでくるのかという点については、近隣住民のみならず、他地域の方々も関心があるわけで、ぜひ好結果を生み出す住宅建設であってほしいと思うわけです。その意味でも、関係諸氏の一層の努力に期待して、1番目の質問を終わりにいたします。

それでは、2件目の質問に移ります。

2件目の質問は、千葉県野田市で起きた小学生虐待死亡事件を受けての質問です。1月24日に 千葉県野田市に住む小学4年生の栗原心愛ちゃんが、父親に髪の毛を引っ張られ、冷水シャワー を浴びせられ、風呂場で死亡した事件で、父親と、その後、母親が逮捕された事件は大変衝撃的 でした。いまだに連日テレビや新聞で報道されており、この事件の全貌と詳細な背景については まだ捜査中であり、断定的なことは言えませんが、教育委員会や児童相談所のとった対応には様々 な声が上がっています。

父規とのやりとりの中で、児童相談所も教育委員会も、心愛ちゃんの命を守るという点を最重要視するなら、命を救えるチャンスは2度、3度あったと言われています。その意味で、児童相談所や教育委員会のとった対応に批判の声も多くあるわけです。

そこで、この事件を教訓に、いじめの対応や児童生徒の保護の立場から、学校や教育委員会の とるべき態度、更には児童相談所との連携について幾つか質問をいたします。

まず、教育長にお聞きいたします。今回の衝撃的な事件を受けて、教育長はこの事件をどう捉え、どう感じたか、率直な感想をお伺いいたします。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育長(天野文子君) まず、あってはならないことと強く感じております。昨年3月に起きた東京都目黒区での5歳児の虐待といい、今回の事件といい、筆舌に尽くしがたい事件です。子ど

もを慈しみ、育てるのが親の責務です。子どもは両親のもとで安心して、信じて、甘えて、わが ままを言って育っていきます。なのに暴力で子どもをねじ伏せて死に至らしめるなど、あっては ならないことが起きたと思っております。

今回の父親の行動は、誰しもが感じていますように異常と言えます。家族全てを暴力で支配しようとする、しかも弱い者を暴力をもって攻撃するなどもってのほかです。

次に、周囲でどうしたら子どもを守れるのかということを感じています。子ども達はいつも先生を信じてアンケートにしっかりと答えています。女子児童は、助けてもらいたいという気持ちで先生に訴えたと思います。学校、園などでは、子どもに異変を感じたり、あざなどを見つけたりしたときには、すぐに児童相談所や警察などへ通報することになっています。

今回の事件でも、児童相談所、教育委員会へ通報され、女子児童は児童相談所で一時保護されました。しかし、保護された後、児童相談所から一旦は親戚へ預けられたものの、父親からアンケートの内容はうそでしたと書かされ、家庭に帰ったところから悲劇が起こりました。家庭に帰ったその後、保護者にどのような指導をしていたのか。保護者への指導を警察も一緒に行っていたのかなど多くの疑問が残ります。

子ども達の生活環境が多様化している中、保護者への対応も複雑化しており、対応の仕方を一歩間違えると、今回のように子どもを死に至らしめるようなことが起きてしまいます。子どもを守るためには、町と学校、児童相談所、民生児童委員、警察が連携していくことが重要だと感じています。子どもに関わる全ての人が情報を共有化して、一丸となって対応していくことだと思います。

もちろん小山町でも危機管理などについてガイドラインを作成してありますが、まずは誰もが 子どもを守るという一番大切な本筋を持っていることが必須です。どんなに恫喝、脅迫してこよ うと、学校や教育委員会は毅然とした態度で対応すべきだと思っております。また、危険と感じ たら、警察へ連絡、相談することが必要です。日頃から地域の駐在さんと学校は常に連携をとっ ておくことが最善です。保護者などが怒って園や学校を恫喝したり、すごむことも多くあります が、断固として負けないことであり、連携して情報をすぐに公開していくことが重要です。

これらのことを本町では日頃から校長会、教頭会、また生徒指導を担当している教職員からなる研修会などを通して共通理解をしています。更に学校を中心に教育委員会、社会教育指導員、 保護司、児童相談所、民生児童委員、生活安全担当の警察官や地域の駐在さんを含んだ生徒指導 連絡協議会を組織して情報交換を行っております。

今後も、まずは子どもの未来の幸せのために、その場の判断を誤らないよう、園、学校、教育委員会が一丸となり、他機関とも丁寧に連携をとりながら対応していきたいと、今回の事件を機に意を強くしたところであります。

以上です。

○7番(高畑博行君) それでは、以下、具体的な質問をさせていただきます。

今回の事件が起こったきっかけは、2017年に沖縄から転校した野田市の小学校が行なったいじめアンケートに、心愛ちゃんが「お父さんからいじめを受けた」と告白したことに始まりました。この種のいじめ調査アンケートはどの学校でも行なっているものと思いますが、友達同士や対教師、対家族などのいじめ調査は、町内の小中学校はどんな形で行われているのか伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育長(天野文子君) お答えします。

小学校では年3回から4回、中学校では毎月アンケートを実施しています。質問の内容は、いじめを受けているか、いじめを見たり聞いたりしたことがあるか、相談したいことなどを児童生徒に記入してもらっています。

以上です。

- ○7番(高畑博行君) それらの調査の結果、いじめの疑いがある場合、基本的にはどのような対応をとっているのか、お聞きします。各学校内のいじめ対策委員会や教育委員会との連携についてもあわせて説明を願います。
- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育長(天野文子君) お答えします。

いじめの疑いがある場合、学校では、まず担任が対象となる児童生徒から事情を聞き取ります。 内容に応じて、学年主任、生徒指導主任、教頭や校長を交え話し合い、解決策を検討して役割分担をし、いじめの解消に努めています。更に学校では、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、学校評議員などの外部専門家を含む校内いじめ対策委員会を開催し、対応に当たります。また、いじめが確認された時点で、速やかに学校から教育委員会へ報告することとなっています。更にいじめの未然防止や、警察署、児童相談所、民生児童委員などの関係機関との連携を深めるために、生徒指導担当の校長や各学校の主任、関係者が出席する生徒指導連絡協議会を年に3回開催して情報共有及び意見交換を行っています。

以上です。

○7番(高畑博行君) ただいまの答弁に対してお聞きします。

先ほど、小山町でも危機管理などについてガイドラインを作成してあるというお話でした。こういったいじめ対策に関した対応については、現場の教師が共有する一定程度のマニュアルや対応の基準に当たるものはできているのでしょうか。先ほど教育長が触れたガイドラインがそれに当たるものなのでしょうか、伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育長(天野文子君) 各学校で作成してあります危機管理マニュアルに当たります。このようなものを各学校が全て作っておりまして、この中にありとあらゆる対応の仕方が入っております。 その中にいじめ防止基本方針もこの中に全て入っていまして、教師はこれをいつも持っていまして、これに当たって対応しております。

以上です。

- ○7番(高畑博行君) 今回の事件のように、DVやネグレクトが学校の調査で分かった場合、一般的ないじめより深刻で、一刻の猶予も許されない緊急性があることから、児童相談所との連携が必要になりますが、児童相談所とは一般的にはどのような連携をとるのでしょうか、教えていただきたいと思います。
- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育長(天野文子君) お答えします。

学校はもちろん、町民の方などから虐待に関する通告や情報があった場合、町の担当部署であるこども育成課では、48時間以内に児童の安否を直接児童に会い、確認しています。その中で緊急性が高い場合は児童相談所も一緒に確認に行きます。そうでない場合は、町から児童相談所に連絡し、情報共有を図ります。そして、一時保護等の緊急対応が必要な場合、児童相談所はその日のうちに緊急に協議し、町に連絡をしてくださいます。その後、児童相談所の担当と協力して、一時保護等の対応を行っております。

一時保護された児童を親元等に戻す解除の判断につきましては、児童相談所の判断によりますが、解除された後の対応や支援方法について、事前に町と児童相談所、関係機関で個別ケース会議を開き、検討しています。

普段のケース管理、情報共有につきましては、定例ケース会議を月に1回行い、個別ケース会 議は必要に応じ随時行っております。案件によっては、児童相談所の担当の方にも参加していた だいております。

以上です。

○7番(高畑博行君) ただいまの答弁に関してお聞きします。

そうしますと、定例ケース会議、個別ケース会議のあり方が極めて重要に思われますが、特に 個別ケース会議での議論と方向づけによって事案が大きく左右されます。これらの会議は、基本 的には町の教育委員会が招集するのでしょうか、伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育長(天野文子君) お答えします。

町の教育委員会が主催で招集する場合もありますが、緊急を要する招集などは、それぞれ事案が持ち込まれたところから、教育委員会をはじめとする関係機関が緊急に招集され、そこで検討されるようになります。

以上です。

○7番(高畑博行君) 今回の事件で大きな問題点に上げられているのが、父親の猛烈な抗議から来る恐怖心から、心愛ちゃんのアンケートを教育委員会が父親に手渡してしまった点と、児童相談所が心愛ちゃんを父親のもとに戻した点や、その後の家庭訪問をして、直接観察していない点などです。児童からアンケートをとる段階で秘密は守ると言っていたのに、その約束を破っている。

る点は見逃すことができません。また、父親が小学校の校長に心愛ちゃんに関する情報開示など を約束させる念書を書かせていた点も重大な問題です。

このように、過度な要求をされた場合、学校や教育委員会がとるべき一定の基準を明確化して おくべきと考えますが、その点でのお考えを伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育長(天野文子君) お答えします。

文部科学省は、生徒指導提要や生徒指導リーフ、各通達などの中で、暴力、脅迫があった場合など、早期に警察や児童相談所等の関係機関に相談することの重要性を示しており、学校ではケースに応じて対応に当たっております。過度な要求、脅迫などがあった場合、最初に話したとおり、子どもを守るという本筋のもと、親であろうと毅然と対応すべきと考えております。

また、今回のように守るべき情報を人に渡すということは、個人情報保護や守秘義務という観点以前に決して行ってはいけないことと考えております。ケースにもよりますが、警察及び児童相談所とも連携し、過度な要求、脅迫などに屈しないよう、学校、教育委員会が一丸となって対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○7番(高畑博行君) ただいまの答弁に関してお聞きします。

そうしますと、決まった対応マニュアルに従って対処するというよりは、ケース・バイ・ケースで、その時々に、学校、教育委員会、警察や児童相談所など、各機関が連携して対応していくという考えだと判断していいのでしょうか、伺います。

- ○議長 (米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育長(天野文子君) はい、そのとおりでございます。マニュアルどおりにはいかないことが多々あります。先ほども話をしましたとおり、本当に多様化しております。ですから、その場できちんとすぐ判断をして、その子に応じたケースで、また、その保護者に応じて対応していくことが一番大事だと思っています。人を見ながら、相手を見ながらきちんとした正しい判断をしていきたいと思っております。

以上です。

- ○7番(高畑博行君) 今回の事件は、年々増加する児童虐待に対する強い警鐘を鳴らしました。 特に虐待の事実をいち早くキャッチし、対応策を適格にとるべき学校や教育委員会、児童相談所 のとるべき態度は、事が事だけに慎重な態度が求められます。今回の事件を大きな教訓として、 同様な問題が発生した際には誤った対応にならないように、関係部署にはくれぐれもお願いして、 私の質問を終了させていただきます。
- ○議長(米山千晴君) 次に、1番 遠藤 豪君。
- ○1番(遠藤 豪君) 私は、今回、1つといたしまして、北郷地区に街区公園の建設を、2点目に、有事の際の太陽光発電についての2点について質問をいたします。

かつて、まちづくりの中で、下水道の整備率と住民1人当たりの公園面積は文化水準のバロメーターと言われておりました。現在、小山町においては、都市公園、緑地を含め27カ所が存在します。内訳は、都市緑地が2カ所、街区公園が20カ所、その他近隣公園、地区公園で、更に農村公園4カ所を合わせますと31カ所を数えます。しかし、これらの大半は、住宅分譲の条件事業や区画整理事業の中で位置づけされたもので、残念ながら都市計画決定されたものはございません。

平成27年3月に改定されました小山町の都市計画マスタープラン改定計画によりますと、公園 関係は全体構造として、足柄地域に富士山眺望公園の整備、北郷地域に土地区画整備事業による (仮称) 北郷中央公園の整備がうたわれている程度でございます。

これまでの町内の公園計画の状況を見てみますと、小山地区には現在整備中の豊門公園や中島の金時公園が整備されております。足柄地区には金太郎夏まつりで会場となります親水護岸も整備された農村公園があります。また、須走地区には、須走なかよし公園や須走多目的広場などがございます。ここで気づきますのが、小山町の中心に位置し、現在町内で唯一人口のふえている北郷地区には、残念ながら正式な公園らしきものがないということでございます。

そこで、幾つかの質問をいたします。

まず1点目として、現在町内にある公園、緑地について充足されているかどうか伺います。

次に、都市計画マスタープランに記載されている(仮称)北郷中央公園とは、どこの場所でどのようなものを想定されておるか。また、公園を造る際の基本とするコンセプトをお聞かせいただきたいと思います。

3点目として、町では区画整理手法の中で(仮称)北郷中央公園の設置を考えているようですが、時間的な面や地権者の意向などを考えると、直買方式の用地取得が理想であるように思っております。また、規模等につきましては、市街化区域内で都市計画決定された面積2,000から2,500平方メートル程度の街区公園の位置づけで、場所的には、都市計画道路大胡田用沢線沿いで、きたごうこども園の近くが理想と思えるが、どのように考えられますか。この点につきましては、きたごうこども園が定数でもう既に200人を超えているという中で、グラウンドも狭く、運動会は近くの小中学校を借りているということからも、その近くに運動兼公園を造ったらどうかということでございます。

4点目として、新たに造る公園についてでございますが、災害等の有事を考え、避難場所としての機能を持たせた公園で、例えば敷地内の大半を芝生で覆い、テントの設営が可能となることや、また、公園地下には対流式の上水道タンクを埋設し、飲料水のほか、普通の公園トイレのほかに災害用トイレのますを何基か準備し、水洗用としても利用が可能になると考えられますが、いかがでしょうか。

次に、大きな2点目の有事の際の大陽光発電についてお伺いいたします。

年間の世相を漢字一字であらわす昨年の漢字は「災」でした。皆様も既に御存じのように、去年は様々な災害が列島を襲いました。特に地球温暖化の影響からか、台風の巨大化が見られ、幾

つか上陸しました。昨秋の台風24号で県下に大規模な停電が発生したことはまだ記憶に新しいところでございます。静岡県では、これを受け、住宅用太陽光発電設備の利用状況アンケートを行いました。結果、近年の太陽光発電の中には、停電時に発電したエネルギーを活用できる自立運転機能を備えた製品が多くなってきているとのことでした。

この自立運転機能の活用により、携帯電話の充電や炊飯器などの小型家電の利用も可能とされることが分かりました。これらのことから、現在、小山町にございます湯船原にある内陸フロンティアに伴う太陽光発電について、非常用の停電対策として活用できないか、お伺いいたします。

1点目として、現在、小山町には湯船原の工業団地を中心に、住宅約4,100戸分の電源を賄える 太陽光発電が設置されております。発電された電力は、通常時は売電していると認識しています が、この一部でも有事の際には、各地区の避難所などへ非常用電源として送電もしくは利用でき ないのか、お伺いします。

次に、2点目として、湯船原の太陽光発電の現場において、携帯電話の充電や電気自動車の充電などは可能かどうか、お伺いをいたします。

以上2点、お伺いをしたいと思います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○町長(込山正秀君) 遠藤議員にお答えをいたします。

はじめに、「北郷地区に街区公園の建設を」についてのうち、町内の公園、緑地の充足について であります。

議員御指摘のとおり、町内の都市公園法に基づく27カ所の公園の総面積は12.38ヘクタールであり、これを町民1人当たりの面積に換算しますと、6.47平方メートルであります。都市公園法施行令では、住民1人当たりの公園の面積は10平方メートルが基準とされております。このことから、今後は都市計画マスタープランにも位置づけております(仮称)北郷中央公園のような街区公園を都市計画決定を経て整備し、本町における公園を充足させてまいりたいと考えております。

次に、小山町都市計画マスタープランに記載されている(仮称)北郷中央公園についてであります。現在、都市計画道路大胡田用沢線整備事業を行っており、その沿線きたごうこども園の近くにおいて、定住促進につながる面整備手法を検討し、その中で公園の整備も進めていく計画であります。現時点では、富士山の眺望を活かしたテラスやジョギングコースなどによる魅力的な公園整備を検討しております。

次に、(仮称) 北郷中央公園計画についてであります。現時点で公園計画は、先ほども述べましたが、きたごうこども園付近に定住促進を目的とした面整備と、時を同じくして公園を整備することを検討いたしています。事業手法につきましては、土地区画整理事業以外にも様々な開発手法があることから、最適な手法を検討してまいります。

また、公園の規模につきましても、都市計画指針などには、街区公園の基本面積は2,000から

2,500平方メートルと示されておりますが、今後、多面的に検討してまいります。

次に、新たに造る公園の防災上の機能や設備等についてであります。昨今の各地の災害事例から鑑みて、公園は災害時の避難地としての役割が非常に重要であると考えております。議員御指摘の芝生化、対流式上水タンク、災害用トイレます等の設備の設置についても、公園の規模等を勘案しながら、整備の必要性や内容等について検討してまいります。

その他の御質問につきましては、担当課長から答弁いたします。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○未来拠点課長(清水良久君) 有事の際の太陽光発電についてのうち、はじめに湯船原地区の太陽光発電で発電された電力を、有事の際、町内各地区の避難所などへ非常用電源として送電、もしくは利用ができないかについてであります。

湯船原地区で民間事業者が事業主体となって太陽光発電を行いますドリームソーラーふじおやま太陽光発電所は、平成29年9月から発電を開始しております。その施設で発電した電力を有事の際に町内各地区の避難所などへ非常用電源として送電することにつきましては、停電に伴う電力会社からの外部電源喪失時には、太陽光パネルにより発電した電気の送電が技術的に不可能であることに加えて、新たに電気を町内に送電するためには専用の送電線を自ら設置する必要があります。更に夜間の電力供給を行う場合には新たに蓄電設備の設置も必要となることから、膨大な整備費用が見込まれます。

以上のことから、避難所などへ直接送電することにつきましては残念ながら対応できませんが、 現在太陽光発電所東エリアの見学スペースに設置しております非常電源供給施設を有効活用する ことにより、有事の際の非常用電源として、携帯電話や電気自動車の充電など電力供給が可能で あります。

次に、「現地で携帯電話の充電や電気自動車の充電などが可能か」についてであります。先ほど答弁いたしましたように、本発電所東エリア見学スペースの非常電源供給施設を活用することで、有事の際には携帯電話や電気自動車の充電など電力供給が可能となります。また、町内の複数の公共施設にパワーイレという蓄電池を計12台配備しており、有事の際にそれらを非常電源供給施設に持ち込んで充電することにより、町内指定避難所において、携帯電話やパソコン等、小型機器の継続使用が可能となります。更には、車両本体から電力の供給ができますPHV電気自動車1台を町の公用車として配備しており、有事の際には充電した公用車を使った電力供給も可能となります。

以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 再質問ございますか。
- ○1番(遠藤 豪君) 街区公園建設中の質問の3点目について再質問いたします。

先ほどの町長答弁の中で、(仮称) 北郷中央公園の計画については今後多面的に検討してまいりますとのことでありましたが、具体的には何年先か、あるいは都市計画道路工事中でも公園計画

の調査事業に入ることは可能と思いますが、いかがでしょうか。

次に、4点目について関連して、これは答弁は求めませんが、要望をさせていただきたいと思います。

今後、非常用防火水槽の設置については、単に貯水するだけでなく、非常用にも利用可能な上水の対流式な方法で、最低でも100トン規模の大きさの貯水槽の設置について、今後設置する場合については前向きに検討していただきたいと思います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○都市整備課長(高村良文君) 再質問にお答えいたします。

(仮称)北郷中央公園計画の実施時期でございます。現在、都市計画道路大胡田用沢線道路改良事業を実施しており、平成31年度の完成を目指しております。周辺事業につきましても、時期を置かず、平成31年度から検討を始めてまいります。

以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 再々質問ございますか。
- ○1番(遠藤 豪君) ございません。終わります。
- ○議長(米山千晴君) 次に、8番 渡辺悦郎君。
- ○8番(渡辺悦郎君) 本日は、防災、減災について二つの質問を行います。

まず、防災士育成についてであります。

御承知のことと思いますが、防災士について若干述べさせていただきます。

防災士とは、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のために活動が期待され、かつ、その 十分な意識、知識、技能を有する者として、NPO法人日本防災士機構が認定する民間の資格で あります。

災害大国である日本において、日常から防災対策は欠かせません。1995年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえまして、予測不可能な被害に対し、正しい知識と適切な判断を兼ね備えた人材を育てようと、防災士制度の検討が開始されました。

所定のカリキュラムを受講して、筆記試験に合格し、救急救命講習を修了すれば資格を得ることができます。取得者には、災害時における活動のほか、平常時においては地域の防災意識を向上させる啓発活動を行うことが期待されており、2003年より認定が開始され、2018年末には取得者が16万人を超える防災士が誕生し、防災や減災活動のリーダーとして活動しております。

これらの災害に対する十分な知識と、万が一発生した場合の対応知識を備えることにより、私 達の生命や財産に対する損害を大幅に減少させることが可能であります。今後発生が予想されて おります南海トラフ巨大地震、相模湾西部地震、首都直下地震や気象災害に備えて、減災と社会 の防災力向上を目指し活動する防災士は、これから日本に欠かせない存在となります。

町でも、2010年に局地激甚災害に認定された豪雨災害が発生しました。この際、短時間の豪雨で発生した災害で人的被害がなかったことはすばらしいことと言われております。この際、事前

の取り組みを行ってきた町は、災害の減災、防災において先見の目をもって防災士育成に取り組んできた成果でもあります。町職員はもちろんのこと、自主防災会役員等にも資格の取得を推奨しているところであります。各区に1名以上の防災士を置くため、様々な機会を設けているところでありますが、資格取得のために要する時間の制約や期間が必要となるため、目標に達していないと聞いております。

そこで、次の質問を行います。

最初に、防災士資格取得の方法にはどのような方法があるのか伺います。

次に、現在、町で把握している防災士組織は幾つあるのか。また、何名いるのか伺います。 次に、自主防災組織と防災士組織の連携はどのように行っているのか、伺います。

次に、防災、減災のための技術は日々進歩しております。スキルアップのためにはどのような 施策を講じているのか、伺います。

最後に、町内には多くの企業がございます。管財担当部署には、業務継続計画、BCPですね、 これを策定していると聞いております。町内企業に所属する防災士と連携していくことも必要と 考えますが、町の考えを伺います。

大きい2番目の質問でございます。ハザードマップについて伺います。

静岡県の土砂災害情報として、土砂災害危険箇所マップ、土砂災害警戒区域・特別警戒区域マップ、これは土砂災害防止法に基づくものであります。三つ目に指定区域(砂防3法「砂防法」「地すべり等防止法」「急傾斜地崩壊による災害の防止に関する法律」)、この三つのマップがございます。

町は、2番目の土砂災害警戒区域・特別警戒区域マップに基づいて、町内21区にハザードマップを作成し、自主防災会組織や住民に対して注意喚起を行っているところであります。しかしながら、2010年に発生した局地的豪雨災害により被災した須走地区は含まれておりませんでした。

そこで伺います。指定区域以外での危険箇所の周知についてはどのようにしているのか、伺い ます。

次に、町独自でハザードマップの作成はできないのか、伺います。 以上です。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○町長(込山正秀君) 渡辺議員にお答えをいたします。

はじめに、ハザードマップについてのうち、町独自でのハザードマップの作成はできないかに ついてであります。

土砂災害ハザードマップは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法に基づいて、県より指定を受けた土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を図示して、住民に警戒を呼びかけることを目的に町が作成し、配付をいたしております。県の指定を受けた105カ所の警戒区域がある町内21区には既に配付済みであります。

新たな指定に際しては、個人資産の価値低下や土地利用計画への制限をもたらす場合があることから、県と連携した慎重な対応が求められております。したがいまして、法に基づく県の指定なしに、町独自で警戒区域を設定して土砂災害ハザードマップを作成することは困難であると考えます。

しかしながら、自らの命は自らが守る、自らの地域はみんなで守るの理念のもと、谷戸区と落合区では、地域内の土砂災害危険区域のみならず、避難経路上の危険箇所や避難所等を示した独自の防災地図を作成し、地域住民への啓発を行っております。町といたしましても、こうした自主的、主体的な取り組みを他の自主防災会の参考にしていただくための事例発表会を開催し、他の自主防災会にも普及拡大を促してまいりたいと考えております。

次に、指定区域以外の危険箇所の周知はどのようにしているかについてであります。

国土交通省及び都道府県では、防災、減災の取り組みの一環として、梅雨や台風の時期を迎えるに当たり、国民一人一人が土砂災害の防止及び被害の軽減の重要性について認識し、理解が深められるよう、毎年6月を土砂災害防止月間として定めております。

町では、この土砂災害防止月間に合わせて毎年モデル地区を選定し、土砂災害に対する防災訓練を実施をいたしております。また、モデル地区以外の土砂災害警戒区域と特別警戒区域に指定されている箇所のある区については、地区別訓練として、区の一斉清掃などの機会を活用し、ハザードマップによる避難経路や避難場所の確認などの訓練を実施し、防災意識の高揚を図っております。

更に町では防災専門監を講師とした出前講座を行っており、今年度は述べ21回の出前講座を実施をいたしました。今後も引き続き出前講座を開催し、その中で土砂災害防止の啓発にも一層努めてまいります。

その他の質問につきましては、危機管理監からお答えをいたします。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○危機管理監兼防災課長(岩田和夫君) 防災士の育成についてお答えします。

はじめに、防災士の育成についてのうち、防災士の取得にはどのような方法があるかについて であります。

議員御指摘のとおり、防災士は自助、共助、協働を基本理念として、社会の様々な場所で防災力を高める活動が期待されており、そのための十分な意識と一定の知識、技能を取得したことを日本防災士機構が認証した方々であります。

資格取得方法ですが、一般的には、日本防災士機構の防災士養成講習を12項目以上受講した上で、防災資格認証登録試験を受験し、合格した後、防災士資格認証登録をしていただく必要があります。また、特例といたしましては、赤十字救急法救急員や、警察官、消防吏員、消防団の一部役職以上の方については試験が免除される場合があります。

次に、現在、町で把握している防災士組織は幾つあるのか。また何名かについてであります。

小山町の防災士組織としては、平成21年3月に設立した小山町防災士連絡会があります。その登録人数は、平成31年2月1日現在で63名であります。また、今年度は、裾野市、御殿場市、小山町の共催の2市1町防災士養成講座を開催し、新たに16名が防災士の資格を取得されました。その中には女性4名も含まれており、うち1名は中学生であります。今後この方々が加わると、小山町防災士連絡会は79名となります。地区別では、町内40区のうち、32区に防災士が配置されており、谷戸区が10名と最も多くなっております。

次に、自主防災組織との連携はどのように行っているのかについてであります。

防災士の方々には、自主防災組織編成表に防災士の欄を設けて位置づけを明確にした上で、各 自主防災組織内で防災リーダー等としての知識、技能を発揮していただいております。また、町 との連携としては、水防訓練や総合防災訓練等への参加のほか、自主防災会リーダー研修にも参 加をいただいております。

次に、スキルアップのためにどのような施策を講じているのかについてであります。

防災連絡会総会時にはセミナーを行い、最新の知識を身につけていただいております。また、 総合防災訓練や地域防災訓練等に参加いただくことで、実務面でのスキルアップを図っておりま す。

次に、町内企業との連携の考え方についてであります。

今年度の2市1町防災士養成講座では、金融機関や福祉施設、更には道の駅や小山町総合文化 会館の指定管理者の職員の方々にも防災士の資格を取得していただきました。今後、町内各事業 所の防災担当者にも防災士の資格取得を促進し、小山町防災士連絡会を更に充実した組織にして いきたいと考えております。

以上です。

- ○議長 (米山千晴君) 再質問はございますか。
- ○8番(渡辺悦郎君) それでは、再質問させていただきます。

まず、ハザードマップについてでございます。県の指定を受けた105カ所の警戒区域がある町内20区については配付されていることは承知しております。また、法に基づくマップの作成はできないものとの答弁でございましたけれども、確かに資産価値の低下や土地利用計画の制限をもたらす可能性は否定できないところであります。その中で、谷戸区、落合区の取り組みはすばらしいものであると考えます。

県でも国土交通省、農林振興局、林野庁、それぞれが所管する地すべり危険箇所を見える化するために、県地理情報システム、GISにて公開しております。しかしながら、このシステムはインターネットでしか閲覧できなく、また認知度が低いのも現状のようです。GISは、答弁にありました土砂災害防止法に指定されていない場所の危険性についても掲載しております。例えば、町に関するところでは、土石流危険区域、土石流危険渓流、山地災害危険区域などがあります。このようなシステムを活用したマップの作成についての考え方を伺います。

次に、防災士の育成について再質問いたします。

取得の方法で、特例として赤十字救急法救助員、消防吏員、消防団員等で免除されるとの答弁 がございました。現在までにこのような方が資格を取得して防災士として活動されているのか、 伺います。

次に、防災意識と取得のための機運醸成が高まっており、喜ばしいことだと思います。町内40 区のうち、32区において防災士が1人以上配置されているとのことでした。先ほども町長の答弁 の中で、谷戸区は自主的にマップを作成しているとの答弁がありましたが、まさに地域での活動 が結実しているものと思われます。

そこで、今後の防災士養成の予定について伺います。

次に、スキルアップについてであります。防災士連絡会総会においてのセミナーでのスキルアップとございましたけれども、町でも関係機関の方々を講師に迎えて、広く一般まで範囲を広げたセミナー開催があり、とても有効な取り組みであると思います。今後このような計画があるのか、伺います。

次に、企業との連携についてでございます。各企業については事業継続計画、BCPを作成して万一に備えていらっしゃると考えます。万一のときに企業と地域がどのように連携していくかも今後の課題だと思われます。

そこで、現在、企業との意見交換、または連携、これがあるのか伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○危機管理監兼防災課長(岩田和夫君) ハザードマップについてでございます。議員御指摘のとおり、インターネット上に出しているからいいんだということではなくて、紙ベースの分かりやすい、インターネットとなじみのない方にでも分かりやすいようなハザードマップの配付について、自主防災会の皆様と今後相談して、よりよい方法を考えていきたいと思っております。

もう一つ、防災士についてでございます。防災士、今後の予定でございますが、本年度、2市1町、御殿場市、裾野市、小山町で共同開催したのですが、ある程度の防災士になりたいという人を集めて一度に開催することの方が効率的であるということで、今、更に2市1町の中で、3年に1回開催して受講してもらおうか、資格をしてもらおうかというようなことで調整しております。ただ、小山町とすれば、毎年2市1町でやっていくことがいいんじゃないかということで、そういう主張はさせていただいておりますが、いずれにしても2市1町での協議の中で、今後も継続して防災士の資格取得のための取り組みをしてまいりたいと思っております。

スキルアップにつきましてですが、やはり知識だけではなくて、実務面でのスキルアップも大変大事だと。特に防災士の皆様には、ある程度の知識と技能を身につけていただいて、それを各地区に伝達していただくという役割がありますので、知識のみならず、例えば非常用トイレの組み立て方だとか、そういったいろんな取り組みを現場で訓練を通じてしていただいて、その身につけた技能を自主防災組織に持ち帰って役立てていただきたいというふうに考えております。

最後に企業との連携でございます。企業の中には、防災担当者を置いている企業さん、事業所 もございます。そういったところと連携して、防災士の資格をとっていただくように促しつつ、 小山町の防災士会に加盟していただくように今後も促進していきたいと考えております。 以上です。

- ○議長(米山千晴君) 再々質問はございますか。
- ○8番(渡辺悦郎君) 質問ではございませんけれども、地域を守る、人の命を守るということですね、この防災対策について非常に前向きな小山町でございます。これを継続して、安心安全な町ということでアピール、より一層安全安心な町ということをアピールしていただきたいと思います。

以上で終わります。

- ○議長(米山千晴君) 次に、2番 佐藤省三君。
- ○2番(佐藤省三君) 私は、教員の働き方改革への対応についてということで、一問一答方式で 質問させていただきます。

昨今、全国様々な職業で働き方改革が叫ばれています。その中で、長時間勤務や各種のハラスメント等による勤務場所や上司、先輩、同僚等に対する適応障害や自死などの問題が数多く取り上げられております。そこで、国ではこれらの諸問題等に対処するため、働き方改革に取り組んでおるところでございます。

そこで、まず最初に、多くの職場で働き方改革について様々な課題が山積しているとは考えて おるわけでございますが、今回は小山町の学校の先生方の働き方の現状とその対策について伺い たいと存じます。

全国的な状況については、文部科学省による2016年度教員勤務実態調査によりますと、残業時間が月45時間を超える公立小学校教諭は8割超、同じく中学校教論は9割近くに上るそうです。また、月80時間の過労死ライン、これを上回った教員は、公立小学校で3割、同じく公立中学校では6割を示したといいます。また、精神疾患で休職した公立小中高等学校の教員は、年度は少し変わりますが、2017年度には全国で5,000人余りとなったと言います。

マスコミによりますと、この対策として、中央教育審議会では、教員の時間外勤務の上限を月45時間、年間360時間とする答申を柴山文部科学大臣に提出したそうであります。

先ほど高畑議員の質問にもございましたが、例えば子どもへの虐待事件にしっかり対応するのが教職員の本分の一つであります。そのためには十分な研修と訓練、それに健康な心身が必要と考えます。ところが現実では、他の業務に追われて100%の力が十分発揮できないというのが現状であります。

学校の先生方は、他の職業も同様と思いますが、子どものためになるならと、学習指導や生活 指導に、更には部活動など、教育課程外活動などにも熱心に取り組んでおります。また、以前か らの行事や業務もそのまま残っている例が多く、更には昨今では新学習指導要領への全面改訂も 直前に迫るなど、学校の業務は膨らむばかりであります。もちろんそれぞれの業務、仕事は子ども達のためになるものばかりであります。だからこそ熱心に取り組み、あれもこれもと背負い込んでしまう結果になっているようであります。

そこで、小山町では、町立幼稚園、こども園、保育園、小中学校教職員の勤務実態をどのよう に把握されているか、伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育長(天野文子君) 各教職員が勤務実態把握簿等に毎日の勤務時間外勤務の時間数、時間外 勤務における業務内容などを記入し、管理職へ提出しております。各校、各園ごとに管理職であ る教頭及び校長、園長が確認及び集計を行い、教職員の状況を把握しております。 以上です。
- ○2番(佐藤省三君) 再質問願います。
- ○議長(米山千晴君) 再質問、どうぞ。
- ○2番(佐藤省三君) ただいまの御答弁で勤務実態の把握の方法については分かりましたが、実態の内容について伺いたいと存じます。勤務時間内に仕事は全て終了しているのでしょうか、伺います。
- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育長(天野文子君) お答えします。

私のところには管理職の業務内容、それから時間等が来ておりまして、それを見て把握しております。各学校は、校長がそれを見て把握して指導しております。そのときに必ず健康診断を受けたいのか、相談したいのかという項目も設けております。今のところ、そういうことにつきましては報告を受けておりませんので、多分学校内の中で調整を図っているものと思われます。ただ、聞いておりますところでは、若い先生が多いところでは、どうしても学校で仕事をしたいということで、学校に残っている場合もありますが、時間を超える場合については厳重に注意をしているところです。

以上です。

- ○議長(米山千晴君) 再々質問ございますか。
- ○2番(佐藤省三君) 再々質問をお願いします。

そうすると、先ほど述べました文部科学省による勤務実態調査とは、小山町の場合には当ては まらないと、そのように理解してよろしいでしょうか。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育長(天野文子君) 過労になるまでのことはないと思っております。
 以上です。
- ○2番(佐藤省三君) 続きまして、それでは具体的に対策について伺いたいと思いますが、中央教育審議会では、業務の外部委託や変形労働時間制などの方策を示しております。小山町ではど

のような対策を進めておられますか、伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育長(天野文子君) お答えします。

本町では、学校内における業務改善、教職員自身の意識改革及び非常勤職員による教師の事務 支援などにより、働き方改革を進めていきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(米山千晴君) 再質問ございますか。
- ○2番(佐藤省三君) 再質問させてください。

学校内でそれぞれ業務改善、働き方改革を進めておられるということでございますが、具体的な事例が御紹介いただけたら教えていただきたいと存じます。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育長(天野文子君) お答えします。

各学校では、定時退庁の日を必ず週に1回設けるとか、または、非常勤講師または町単独講師などによりまして、いろんな教師の繁雑な事務を請け負っていただくなどする。それから、校務システムなどをパソコン等で早く対応するなどしておりまして、かなり働き方に対しては意識を高く持っていると思います。

以上です。

- ○議長(米山千晴君) 再々質問ございますか。
- ○2番(佐藤省三君) ありません。

横浜市のある小学校によりますと、コンピューターの庶務事務システムを導入し、教員は出張や休暇の申請などの書類を全てオンラインで作業しているようです。また、ICTを活用したペーパーレス職員会議や、保護者との連絡やアンケートを進めるなど、ペーパーレス化を促進していると言います。

小山町ではこのようなICT化についてどのようにお考えでしょうか、伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育長(天野文子君) お答えします。

今後学校におけるICT化の整備を進めていく中で、本町の校務支援システムや端末機器などを活用したペーパーレス化に向けて研究していきたいと考えています。また、本年度、県のモデル指定としまして、小山中学校に共同学校事務室を設置し、月に2日から3日、県事務職員が小山中に集まり、共同で事務処理を行っています。事務を、給与事務、教員支援事務、総務事務の三つに分け、事務職をそれぞれグループ分けして集中的に処理することで、事務の効率化が図られています。その結果、今まで教職員が行っていた事務の幾つかを県事務職員が請け負うことができており、学校現場における業務改善と教職員の負担軽減に寄与しています。したがいまして、次年度以降も共同学校事務室の活用を進めていきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(米山千晴君) 再質問ございますか。
- **○2番(佐藤省三君)** ありません。

報道によりますと、東京都の千代田区立麹町中学校では、宿題や定期テスト、学級担任などを 廃止したと言います。この改革は、働き方改革というより、本来の学校教育のあり方を求める改 革と考えますが、このことこそ教員の働き方改革への大きな目当てとなると考えます。小山町で はどのように受けとめられますか、伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育長(天野文子君) お答えします。

麹町中学校では、定期テストを廃止する代わりに、短い期間での単元テストによる評価を実施 し、教育の充実を兼ね備えた働き方改革を進めています。

本町におきましても、働き方改革と教育の充実は表裏一体のものであるので、教職員のやりがいにもつながっていく取り組みを検討できればと思って考えております。

以上です。

- ○議長(米山千晴君) 再質問ございますか。
- ○2番(佐藤省三君) ありません。

公務補助員、支援員など、教員の業務の補助、支援となるような人員の確保を更に考えておられますか、伺います。

- ○議長(米山千晴君) 答弁を求めます。
- ○教育長(天野文子君) お答えします。

現在、町におきまして、町単独講師を5人雇用して、各学校、1週間の中で10時間の授業支援と25時間の校務支援に当たり、学校での様々な業務に取り組み、成果を上げています。また、支援員も20人余りを配置し、学級担任の指導支援を進めており、非常に充実した人員を確保しております。今後更に人員の充実が必要な場合は、退職した教職員等を中心に人員の確保を目指していきたいと考えております。

以上であります。

- ○議長(米山千晴君) 再質問ございますか。
- ○2番(佐藤省三君) ございません。

最後に要望ということになるかと思いますが、勤務時間、時間外の減少というのは、ただ単に 時間が減るだけでなくて、教職員自身のリフレッシュ、あるいは個人研修の増加、あるいは家族 との触れ合いというような心身の健康に非常に安定した生活が送れるような状況がつくれると思 います。そのことが本来の業務へ更にまた振り返ってくるのではないかと。忙し過ぎる中で、子 どもに対する見方がおろそかになってしまったら、これは最悪のことではないかなと、このよう に感じておりますので、ぜひ町を挙げてこういうような働き方の改革ということについて取り組 んでいただけると幸いと存じます。

以上で質問を終わります。

○議長(米山千晴君) これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月19日火曜日 午前10時開議

議案第18号から議案第37号までの20議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。

本日は、これで散会いたします。

午後2時32分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議会議長 米山千晴

署名議員 池谷 弘

署名議員薗田豊造

平成31年第1回小山町議会3月定例会会議録

平成31年3月19日(第5日)

					1 14% 0	, 1 0 /	110	4 (N)O F	- /
召集の場	所	小山町役	'揚議場	<u>1</u>					
開	議	午前10	時 O C	分 宣告					
出 席 議	員	1番	遠藤	豪君		2番	佐藤	省三君	
		3番	鈴木	豊君		4番	池谷	弘君	
		5番	薗田	豊造君		6番	阿部	司君	
		7番	高畑	博行君		8番	渡辺	悦郎君	
		9番	込山	恒広君	1	2番	米山	千晴君	
欠 席 議	員 1	1番	池谷	洋子君					
説明のために出席した者									
	町	長	込山	正秀君	副	町	長	室伏	博行君
	副町	長	杉本	昌一君	教	育	長	天野	文子君
	企画総務	部 長	湯山	博一君	住」	民福 祉	部 長	小野	一彦君
	経済建設	部 長	野木	雄次君	未多	来創造	部 長	遠藤	正樹君
	オリンピック・パラリンピッ	ク推進局長	池谷	精市君	教育》	大長兼こども	育成課長	長田	忠典君
	町長戦略	課 長	後藤	喜昭君	総	務課	. 長	大庭	和広君
	住民福祉	課 長	渡邊	啓貢君	介言	護長寿	課長	山本	智春君
	建設課	長	山口	幸治君	農	林 課	長	前田	修君
	商工観光	課 長	湯山	浩二君	上 -	下水道	課長	渡辺	史武君
	未来拠点	課 長	清水	良久君	おや	まで暮らそ	う課長	岩田	幸生君
	総務課副	参 事	米山	仁君					
職務のために出席した者									
	議会事務	局 長	岩田	芳和君	議会	会事務局	書記	小野	利幸君
会議録署名議	員	4番	池谷	弘君		5番	薗田	豊造君	
閉	会 午	後1時3	8分						

(議事日程)

議案第18号 町道路線の廃止について 日程第1 日程第2 議案第19号 町道路線の認定について 日程第3 議案第20号 小山町林道管理条例の制定について 日程第4 議案第21号 小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につい 日程第5 議案第22号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 日程第6 議案第23号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 及び小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の 一部を改正する条例について 日程第7 議案第24号 平成31年度小山町一般会計予算 日程第8 議案第25号 平成31年度小山町国民健康保険特別会計予算 日程第9 議案第26号 平成31年度小山町育英奨学資金特別会計予算 日程第10 議案第27号 平成31年度小山町後期高齢者医療特別会計予算 日程第11 議案第28号 平成31年度小山町下水道事業特別会計予算 日程第12 議案第29号 平成31年度小山町十地取得特別会計予算 日程第13 議案第30号 平成31年度小山町介護保険特別会計予算 日程第14 議案第31号 平成31年度小山町宅地造成事業特別会計予算 日程第15 議案第32号 平成31年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算 日程第16 議案第33号 平成31年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算 日程第17 議案第34号 平成31年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算 日程第18 議案第35号 平成31年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算

日程第19 議案第36号 平成31年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第20 議案第37号 平成31年度小山町水道事業会計予算

(追加日程)

追加日程第1 町長提案説明

追加日程第2 報告第1号 専決処分の報告について

追加日程第3 報告第2号 第4次小山町総合計画後期基本計画の変更について

追加日程第4 同意第1号 小山町副町長の選任について

追加日程第5 議案第38号 財産の取得について

追加日程第6 議案第39号 土地の取得について

追加日程第7 議案第40号 小山町落合地域優良賃貸住宅整備事業に関する契約締結について

追加日程第8 議案第41号 工事請負契約(変更)の締結について

追加日程第9 議案第42号 工事請負契約(変更)の締結について

追加日程第10 議案第43号 建設工事に関する協定(変更)の締結について

追加日程第11 議案第44号 建設工事に関する協定(変更)の締結について

追加日程第12 議案第45号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第6

号)

追加日程第13 「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の報告

について

追加日程第14 小山町議会改革調査特別委員会の報告について

追加日程第15 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委

員会の報告について

午前10時00分 開議

○議長 (米山千晴君) おはようございます。本日は御苦労さまです。

池谷洋子君は本日の会議を欠席する旨、届け出が出されておりますので、御報告いたします。 ただいま出席議員は10人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

ここで報告します。阿部 司君の表決の方法は、体調を考慮し、挙手による表決を許可することを報告いたします。

日程第1 議案第18号 町道路線の廃止について

日程第2 議案第19号 町道路線の認定について

日程第3 議案第20号 小山町林道管理条例の制定について

日程第4 議案第21号 小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第22号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第23号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条 例及び小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例 の一部を改正する条例について

○議長(米山千晴君) 日程第1 議案第18号から日程第6 議案第23号までの6議案を一括議題 といたします。

それでは、2月20日各常任委員会に付託しました議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 遠藤 豪君。

○総務建設委員長(遠藤 豪君) ただいまから、2月20日、総務建設委員会に付託された4議案 について、審議の経過と結果を御報告します。

3月8日、午前10時から、会議室において、当局から町長、室伏、杉本両副町長、関係部課長 及び副参事等、議会から、委員全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第18号 町道路線の廃止については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 町道路線の認定については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原 案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 小山町林道管理条例の制定について報告します。

委員から、この条例に関連する上位法はどのような法律があるのか。との質疑に。

特に上位法等はありません。との答弁がありました。

委員から、林道台帳に登録されている林道の本数は。との質疑に。

林道台帳には14路線が登録されています。との答弁がありました。

委員から、条例で「林道の維持管理業務の一部を委託することができる」としているが、どのような委託を想定しているのか。との質疑に。

道路の補修や通行の障害となる倒木の伐採・除去等です。との答弁がありました。

委員から、オフロードバイクなどの乗り入れを禁止するとのことだが、バイクによる損害の実態は。との質疑に。

林道が損傷している主な原因としては、オフロードバイクによるものです。林道の路面は通常の舗装道路と異なり、砕石や土の道路のためタイヤで削られてしまいます。そこから雨水などが 侵食し、わだち掘れがひどくなっています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第20号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について報告します。

委員から、この条例では臨時職員は対象になるのか。との質疑に。

臨時職員は対象になりません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第21号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された4議案の審査の経過と結果について、委員長報告といたします。

- ○議長 (米山千晴君) 次に、文教厚生委員長 池谷 弘君。
- ○文教厚生委員長(池谷 弘君) ただいまから、2月20日、文教厚生委員会に付託された2議案 について、審議の経過と結果を御報告します。

3月11日、午前10時から、会議室において、当局から町長、副町長、教育長、危機管理監、教育次長、関係部課長、専門監及び課長補佐等、議会から、委員全員が出席し、審査を行いました。

はじめに、議案第22号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、国保税率の改正は、3段階に分けて実施する初回となるが、課税方式の統一は平成32年度までに県と市町が協議して決めるが、変更の方法は自治体任せなのか。また、3段階に分けて改正する理由は。との質疑に。

段階的に改正するかは各自治体の判断とされていますが、統一の時期を見越して、また資産割の比率が他市町と比較すると高くなっていることから、一度の改正では無理があると判断しまし

た。との答弁がありました。

委員から、減額世帯数に対して、増額世帯数は約2倍である。資産がない方々に負担が重くの しかかるが、今回の改定はこのような形で仕方がないのか。との質疑に。

今回の改正は、所得がないにも関わらず、固定資産を持っているだけで高い保険料がかかっている方の保険料をより多くの方々で分散していかなければならないとの考えによるものです。県内の課税方式統一の中で、資産割を小山町だけ残すのはできませんので、改正はやむを得ないと考えます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第22号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 小山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 及び小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例に ついては、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された2議案の審査の経過と結果について、委員長報告とします。

○議長(米山千晴君) 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第18号 町道路線の廃止についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第19号 町道路線の認定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第20号 小山町林道管理条例の制定についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第21号 小山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第5 議案第22号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。7番 高畑博行君。

○7番(高畑博行君) 議案第22号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に、反対の 立場から討論いたします。

今回の税率改定は、県内全ての市町が課税方式の統一を図る方針のもとで、資産割の廃止、介護分の平等割の廃止、応能割と応益割を約53対47とすることを柱にした改定です。これは、資産をお持ちの方に対する二重取り論が資産割廃止の主な理由なのでしょうが、今回の改定で、税額の増減世帯数を見ると、減額世帯数が851世帯に対して、増額世帯数は1,642世帯で、ほぼ2倍です。しかも、増額世帯の方々は、資産を有しない低所得者層が多くを占めているのが実情です。それでなくても高過ぎる国保税にあえぐ住民が多い中、更に追い打ちをかける改定になります。そもそも国保が抱える構造的な問題は、国が本格的に乗り出さなければ解決しない問題です。国が1兆円の公費投入をして、中小企業の従業員らが入る協会けんぽ並みの保険料に下げるように、全国知事会でも要求しています。サラリーマン時代、社会保険に入っており、所得に応じた保険料だったものが、国保に移行した途端、所得割に加えて、家族数に応じての均等割や世帯にかかる平等割を負担しなくてはならず、国保に加入した者はびつくりするのが実情です。もちろん制度上の問題があるから仕方がないと考えがちですが、各市町独自の努力で、国保の軽減に努めているところもあります。

一つ例を述べると、岩手県宮古市です。今度、宮古市は子育て世代をしっかり応援しようと、 18歳以下の均等割を全額減免する決断をしました。財源は、ふるさと寄附金「市長におまかせ」 を活用するそうです。ですから、町独自で工夫できないことはないわけです。

今回の改定は、1年おきに税率を見直し、一度に改定するのでは大幅な増減を生じるから徐々にというお考えなのでしょうが、そんなことより宮古市のとった策のような具体的支援策をあわせて示してほしかった気がいたします。

本条例案によって、またまた多くの町民への負担を増大させることには賛成できません。 以上をもって、反対討論といたします。

○議長(米山千晴君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。

4番 池谷 弘君。

○4番(池谷 弘君) 議案第22号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対して、

賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険は、静岡県が国保の財政運営の責任主体であり、静岡県国民健康運営方針に基づき、県内全ての市町が課税方式の統一を図る方針となっております。

その内容は、資産割の廃止、介護分の平等割の廃止、応能割と応益割の比率を約53対47とする ものです。資産割は、固定資産税額に対して課税するため、二重の負担感があることや、住宅の 資産のみ所有する年金生活者や低所得者の負担が過重となってきております。

この小山町でも、固定資産がある世帯は全体の60%であり、所得がない世帯で固定資産がある世帯は35%にもなっております。

介護分の平等割については、介護分は40歳からは64歳までの被保険者だけを課税対象とし、介護分の課税対象者がいる世帯のみ介護分の平等割を課税する変則的な課税方式であり、これらを 是正していく今回の国保税を改正する条例に賛成でございます。

最後に、議員諸氏に小山町民のためによりよい判断をされることを期待して、 賛成討論といた します。

○議長(米山千晴君) 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第23号 小山町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める 条例及び小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条 例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○**議長(米山千晴君)** 起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第24号 平成31年度小山町一般会計予算

日程第8 議案第25号 平成31年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第9 議案第26号 平成31年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第10 議案第27号 平成31年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第11 議案第28号 平成31年度小山町下水道事業特別会計予算

日程第12 議案第29号 平成31年度小山町土地取得特別会計予算

日程第13 議案第30号 平成31年度小山町介護保険特別会計予算

日程第14 議案第31号 平成31年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第15 議案第32号 平成31年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算

日程第16 議案第33号 平成31年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算

日程第17 議案第34号 平成31年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第18 議案第35号 平成31年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算

日程第19 議案第36号 平成31年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第20 議案第37号 平成31年度小山町水道事業会計予算

○議長(米山千晴君) 次に、日程第7 議案第24号から日程第20 議案第37号までの、平成31年 度予算に係る議案14件を一括議題といたします。

それでは、2月26日各常任委員会に付託しました議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 遠藤 豪君。

○総務建設委員長(遠藤 豪君) 2月26日、総務建設委員会に付託されました平成31年度予算に ついて、委員会での審議の経過と結果について御報告します。

委員会では、先ほど報告した議案の審査に引き続き、予算10件の審査を行いました。

はじめに、議案第24号 平成31年度小山町一般会計予算について報告します。

委員から、さくら病害虫防除とさくらテングス病防除について、どの場所を対象としているのか。との質疑に。

主に役場横の鮎沢川沿いの桜や吉久保から須走にかけての県道沿いの桜です。との答弁がありました。

委員から、狩猟免許取得補助金は何人を見込んでいるのか。との質疑に。

銃猟免許であれば最大2人、わな猟免許であれば4人程度を見込んでいます。との答弁がありました。

委員から、足柄駅周辺整備事業基金繰入金の使途は。との質疑に。

基金繰入金は、足柄駅交流センター建設事業に充当するために繰り入れをするものです。との 答弁がありました。

委員から、総合計画推進基金繰入金の内訳は。との質疑に。

総合計画推進基金繰入金は、町の総合計画にのっとって多くの事業を執行するための財源として繰り入れするものです。平成31年度の主なものは、須走地区コミセン改修事業、小山町地域産業立地事業費補助金、オリンピック・パラリンピック対策事業、誓いの丘整備事業などに充当します。との答弁がありました。

委員から、農村公園維持管理費の維持管理業務はどのような維持管理を委託しているのか。と の質疑に。

主な内容は、パークゴルフ場や足柄ふれあい公園全体の芝生の刈り込みや、バーベキューガー デンなどを含んだ公園の維持管理などを委託しています。との答弁がありました。

委員から、林道維持管理はどの場所になるのか。との質疑に。

主な林道としては、立山線、峰坂線、その他9路線の維持管理になります。との答弁がありま した。

委員から、観光地域づくり推進業務の詳細は。との質疑に。

町が取り組んでいるDMO業務への委託費となります。主な事業では、DMOの法人化や町へ 人を呼び込むための滞在型旅行商品の企画・販売を委託したいと考えています。との答弁があり ました。

委員から、金時山山頂トイレ負担金について、負担金はどのようなことに使われているのか。 との質疑に。

平成22年に環境省が中心となって金時山山頂トイレの委員会を設立し、関係する箱根町、南足柄市、小山町、御殿場市が負担金を出し合い、バイオトイレの修繕料など維持管理費に充てています。との答弁がありました。

委員から、道の駅「すばしり」改修の詳細は。との質疑に。

道の駅「すばしり」は、富士登山道の玄関口に当たり、また、オリンピックのコース沿線にありますので、2020年に向けて誘客を促進するための改修を計画しています。富士山を目の当たりできる立地環境を活かすために、レストランの上に展望デッキを設け、玄関側のイベント広場には、下屋を延ばして天候に左右されずイベントができるスペースを確保します。また、間伐材を使用して、壁面を木目調にするなどの改修をしたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、公共道路整備事業の町道整備の詳細は。との質疑に。

町道3975号線大御神工区と町道大胡田用沢線の道路改良事業を計画しています。町道3975号線は、新東名高速道路の側道として整備している路線で、そのうち大御神工区は、大御神コミセンの西側を通して整備します。また、都市計画道路大胡田用沢線の市街化調整区域の部分を計画し

ています。その他に、大胡田用沢線から県道須走小山線に出るまでの区間、用沢大御神線の一部 についても整備を進めます。との答弁がありました。

委員から、急傾斜地崩壊防止事業の測量設計はどこを実施するのか。との質疑に。

竹之下神田急傾斜地が平成31年度に完了するため、次期計画として、藤曲地内、菅沼地内2カ 所の急傾斜地の計画調査・測量等を進めていきたいと考えています。との答弁がありました。

その他に、町有地売払収入、小山町地域産業立地事業補助金等についての質疑・答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第24号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきもの と決しました。

次に、議案第28号 平成31年度小山町下水道事業特別会計予算を報告します。

委員から、一般会計から繰り入れされているが、今後の見通しと、どのように改善していくの か。との質疑に。

一般会計からの繰入金については、歳入と歳出の差額分を繰り入れしており、主に起債の償還 に充てています。下水道使用料は、年々減少傾向にあり、今後も経費削減などに努めて一般会計 からの繰入金を減らすよう努力していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、須走浄化センター長寿命化整備事業の内容は。との質疑に。

汚泥脱水機の機械設備の入れ替えを予定しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第28号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 平成31年度小山町土地取得特別会計予算について報告します。

委員から、土地貸付料は、駐車場として貸しているとの説明があったが、何年までの貸し付け か。また面積は、との質疑に。

賃貸借期間は、平成30年3月1日から平成33年3月31日までです。面積は1,120平方メートルです。との答弁がありました。

委員から、財産購入費は事業用地を先行取得するためとのことだが、詳細な説明を。との質疑に。

公民連携事業として、駿河小山駅前再開発の事業用地を先行取得するもので、フジボウの敷地を考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第29号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 平成31年度小山町宅地造成事業特別会計予算については、特に質疑もなく、 採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 平成31年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算について報告します。

委員から、事業を大和ハウス工業株式会社に任せるとの説明であったが、どこまでを任せるのか。との質疑に。

用地取得や物件補償、事業着手に必要な測量・調査については、町が起債して実施し、造成事業については、代物弁済の形で町が大和ハウス工業株式会社に工事を発注して請負契約を締結しています。造成工事が完了した時点で、町が発注する確定測量の面積により、工事請負契約の額を土地で支払い、残余の土地を精算金として大和ハウス工業株式会社に売り払うことで、協定を締結しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第32号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 平成31年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算、議案第34号 平成31年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 平成31年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算は、特に質疑もなく、 採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 平成31年度小山町温泉供給事業特別会計予算について報告します。

委員から、温泉使用料は、1立方メートル当たり350円を乗じた額との説明があったが、ほかの 市町でもこれぐらいの金額で行っているのか。との質疑に。

近隣の市町村も金額に大差はないと認識しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第36号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 平成31年度小山町水道事業会計予算について報告します。

委員から、漏水量はどのくらいあるのか。との質疑に。

漏水の量を正確な数量でお答えできませんが、年間総配水量と年間総有収水量の差が、約47万8,000立米となっています。これには、公園などへ無償給水をしている分が含まれていますので、全て漏水ではありませんが、約47万8,000立米が料金をいただいていない水量となっています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第37号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された、平成31年度予算10件の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、落合地域優良賃貸住宅整備事業箇所、町道認定箇所の現地視察を実施したことについて、あわせて御報告をいたします。

以上です。

○議長(米山千晴君) 次に、文教厚生委員長 池谷 弘君。

○文教厚生委員長(池谷 弘君) ただいまから、2月26日、文教厚生委員会に付託されました平成31年度予算について、審議の経過と結果を御報告いたします。

委員会では、先ほど報告した議案の審査に引き続き、予算5件の審査を行いました。

はじめに、議案第24号 平成31年度小山町一般会計予算について報告します。

委員から、パークゴルフ場の利用者数の見込みは。また、町外の利用者数が多いのか。との質 疑に。

パークゴルフ場のクラブハウスが今年度にオープンしたことや町主催の大会等を実施することにより、平成30年度よりも若干多くの方が利用されると見込んでおります。町外からの利用者数については、町内と町外とで区別して集計していませんので、正確な数は把握しておりませんが、町内利用者の方が多いと認識しています。との答弁がありました。

委員から、上野地内に計画されている認定こども園の工事はいつ頃に着工し、完成するのか。 との質疑に。

平成31年6月以降に着工して、工事完了は来年の2月になります。開園を来年4月に見込んで 準備を進めています。との答弁がありました。

委員から、上野地内に建設するこども園を運営する事業者から提案されている構想は。との質 疑に。

事業者は、社会福祉法人寿康会になります。幼児教育の充実と家庭教育の支援を図るため、認定こども園を整備して、働く保護者や保育教室を必要とする保護者が安心して預けられる環境を整備することを目的としています。寿康会が計画している運営は、短時間児・長時間児合わせて90人の保育所型の認定こども園を計画しています。さらに、病後児保育や休日保育を予定しており、公立にはない特徴的な保育を行う構想であり、新産業集積エリアや湯船原工業団地に勤務される方の利用を見込んでいます。との答弁がありました。

委員から、不妊・不育治療は何人を予定しているのか。との質疑に。

平成31年度は20件を見込み、予算計上しています。との答弁がありました。

委員から、小学校と中学校の無線LAN整備とICT備品の購入について、各何台を購入するのか。また、教育用パソコンとの兼ね合いをどうするのか。との質疑に。

ICT機器を活用して、主体的・対話的な学習ができる教育を目指して整備するものです。小学校には、教師分を含めて約600台、中学校には教師分を含めて約500台、合計1,100台のタブレットを購入します。小学校では4年生から6年生が1人1台、中学校では全生徒が使用できる台数を見込んでいます。教師用のパソコンについては、校務システムを導入しており、インターネット等への接続ができないように独立して使用しています。タブレットは各教室、理科室、美術室、体育館にWi-Fiを整備し、Wi-Fiを通じて使用するため、教師用のパソコンとは切り離して使用することになります。との答弁がありました。

委員から、ICT機器の活用による主体的・対話的な学習の内容は。との質疑に。

教育支援ソフトを活用して、子ども達の考えを集約し、課題解決に向けて取り組む学習や自分の考えをICT機器を活用してプレゼンテーションできる学習、また、子ども同士が考え方や作品を共有して協働的に学び合うグループ学習を展開していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、保育所保育料、幼稚園保育料は、無償化による減額との説明があったが、国からの 補助金はどの程度あるのか伺う。との質疑に。

保育所保育料、幼稚園保育料は、10月からの無償化を見込んだ金額となっています。補助金は、子ども・子育て支援臨時交付金1,800万円が国からの補助金になります。内訳は、保育所保育料分が1,530万円、幼稚園保育料分が270万円を見込んでおり、平成31年度分のみ全額が交付されることになっています。平成32年度以降は、普通交付税と地方消費税交付金で交付されることになります。との答弁がありました。

委員から、総括指導員はどのような業務に当たるのか。との質疑に。

総括指導員は1名で、町立保育園、こども園、幼稚園の先生方の相談業務に当たっています。 その他に、小学校の副読本の作成や放課後子ども教室の業務にも携わっています。との答弁がありました。

委員から、クアオルト健康ウォーキング推進事業費の実践指導者育成に、197万9,000円が計上されています。指導者の養成は、この取り組みを左右する重要なポイントであると言っても過言ではない。現在、小山町には何人の指導員がいるのか。また、指導員の養成や指導力のスキルアップの方針について伺う。との質疑に。

現在、5人の実践指導者がいます。平成31年度は、新たに4人の実践指導者を4月から5月にかけて育成し、合わせて9人体制で事業を進めたいと考えています。指導力アップの方針については、クアオルト健康ウォーキングの指導方針、基本を遵守して運動効果を体感させるほか、参加者を引きつける魅力あるガイドに育成することが大切であり、昨年11月からの定例ウォーキング開始以降、月に一度、自主的にガイドと町担当者がウオーキングの資質向上のための研修会を設けて、疑問点などは日本クアオルト研究所の助言を受けながらスキルアップに努めています。との答弁がありました。

委員から、子ども・子育て支援臨時交付金について、全ての3歳児から5歳児まで、また、住 民税非課税世帯のゼロ歳児から2歳児までを対象とする幼児教育を無償化するとの説明があった が、無償化により入所希望者は増加すると思う。待機児童への影響を懸念するが、町ではどのよ うに考えているか。との質疑に。

無償化により利用者がふえることが想定されます。平成31年度の4月1日時点の申込者数によると、待機児童は発生しないと把握しております。しかし、年度の途中でゼロ歳児や1歳児がふえていくことが予想されるため、臨時職員を募集して対応していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、麻しん・風しん混合ワクチン接種費用助成について、妊婦や免疫力が低いと言われている世代に予防接種を広報していく必要があると思うが。との質疑に。

国では、平成31年4月から3カ年にかけて、男性を対象に順次実施していくための準備を進めており、町内では約2,000人が対象となっています。抗体検査を行い、免疫がないことが分かれば、無料で予防接種を受けられる準備を国策で進めていますので、4月の広報おやま等でお知らせをするなど、町としても対策を講じてまいります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第24号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 平成31年度小山町国民健康保険特別会計予算について報告します。

委員から、歳入の国民健康保険税、歳出の保険給付費に関して、歳入の税収入でも、歳出の給付費でも、昨年度比較で減額見込みである。これは、被保険者数が減少しているあらわれと捉えていいのか伺う。との質疑に。

国民健康保険の被保険者数の設定において、被保険者数を3,821人と設定していますが、平成29年度は4,013人でしたので、192人、4.8%の減少を見込んでいます。との答弁がありました。

委員から、一般被保険者高額医療費が平成30年度予算よりも増額になっているが、この原因は。 また、どのような病状によるものか。との質疑に。

高額医療については、決算見込み等の実績が伸びていることから増額としています。循環器系の病症等が主なものとなります。との答弁がありました。

委員から、特定健康診査事業に2,421万3,000円が計上されているが、受診状況は過去に比べて 向上しているのか。また、どのようなPRをして取り組んでいるのか。との質疑に。

特定健診受診率は横ばい傾向にあり、個別の通知や電話、個別訪問により受診勧奨を行っています。平成31年度から特定健診を始める40歳、41歳の自己負担を無料にする新たな制度を導入します。これらをPRしながら、若年層の受診率向上に努めてまいります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第25号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 平成31年度小山町育英奨学資金特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の 結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 平成31年度小山町後期高齢者医療特別会計予算について報告します。

委員から、歳入の後期高齢者医療保険料、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金について、どちらも昨年比で3.3%、3.1%の減額になっている。後期高齢者の絶対数の減少があるためと判断してよいか。そうであれば、具体的にどれくらいの減少があるのか。との質疑に。

平成31年度の小山町の被保険者見込み数は2,808人で、平成30年度の被保険者見込み数は2,776人でしたので、32人、1.2%増加しています。被保険者が増加しているにも関わらず、保険料が減額になっている要因として、被保険者の所得の低下が考えられます。また、納付金の減額につい

ては、保険料の減額に伴うものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第27号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 平成31年度小山町介護保険特別会計予算について報告します。

委員から、居宅介護、地域密着型介護、施設介護ともに、介護サービス利用数は増加しているのか。また、増加しているのであれば、どの程度の増加しているのか。との質疑に。

介護サービス給付費は、平成29年度に策定した、平成30年度から3カ年を計画期間とする第7期介護保険事業計画において、要介護認定者数や各種サービスの利用状況の増加を見込んで、平成31年度予算を計上しています。利用状況は、平成29年度と平成30年度を比較すると、居宅介護サービス費では、通所リハビリの利用者は月平均13人と大幅に増加しています。地域密着型サービスでは、通所介護の利用者が月平均2人ふえています。施設介護サービスについては、施設入所者数は250人前後で変わっていませんが、要介護度が高い方が全体的に多くなっている傾向にあります。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第30号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された、平成31年度予算5件の審査の経過と結果についての委員長といたします。

なお、委員会終了後、小山球場の現地視察を実施したことについて、あわせて御報告いたします。

以上でございます。

○議長(米山千晴君) 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第7 議案第24号 平成31年度小山町一般会計予算を議題とします。

各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

7番 高畑博行君。

○7番(高畑博行君) ただいま提出されました、議案第24号 平成31年度小山町一般会計予算について、反対の立場から討論いたします。

内閣府が7日に発表した1月の景気動向指数によると、これまで足踏みとしていた景気判断を、下方への局面変化に引き下げました。同じ表現を使ったのは、2014年11月以来となります。消費税8%への増税で景気が悪化したためです。今回は10%への増税前に景気悪化の可能性が高まっ

ています。本年度はそんな先行き不安を抱いた経済予測の年なわけです。

そんな中での平成31年度小山町の予算編成であるわけですが、一般会計は、前年度比22%増の152億3,000万円で、過去最大の予算になりました。歳入の根幹である町税収入は、38億7,900万円で、2.6%の伸びです。一方、国や県の支出金は、35億9,700万円に膨らみ、前年度比で45.6%の大幅な伸び、さらに町債も13億5,800万円に上り、これも前年度比14.6%の伸びを示しています。こういう本年度の予算ですが、幾つかの疑問点があります。

まず、第一に上げたいのは、町債と今の財政状況に関してであります。平成31年度当初の町債は、13億5,860万円を計上し、昨年に比べ1億7,280万円、14.6%の伸びを示しています。会計全体で見ると、借金に当たる町債残高は84億2,549万8,000円で、町民1人当たり約44万8,600円となりました。会計全体については、昨年から改善されましたが、以前からこの町債について心配する町民の声は無視できません。

平成29年度会計の決算に基づく健全化判断比率を見ると、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である、将来負担比率は68.2ポイントで、県下自治体のビリ3でした。また、自治体の借金依存度を示す実質公債比率も、9.0ポイントで、県内で下から7番目でした。本年度予算の町債や国・県支出金頼みの状況を見る限りでは、これらの指標の改善ができるのか大変心配になります。

性質別歳出を見ても、投資的経費が前年度比35.3%という大幅増の57億7,550万円です。一昨年 が61.4%増、昨年が52.0%の増なので、ここ数年で驚くほどの増大傾向が分かります。

款別の性質別歳出の内訳を見ると、普通建設事業費が、昨年から15億654万4,000円、35.4%増の57億5,950万9,000円に膨らんでいます。

「百年の計」といって進める大開発事業も、町の財政圧迫を招くようなことになれば、元も子もありません。思い切った財政出動もいいでしょうが、もっと身の丈に合った事業設計と財政計画を探るべきではないでしょうか。

2点目に、昨年約249億円の驚くべき寄附をいただいたふるさと納税ですが、本町に入った実質財源は約110億5,600万円と聞いています。今年の予算額は、つつましやかに10億300万円を見込みました。しかし、2月22日付の読売新聞一面に驚くべき記事が載りました。総務省は6月から規制が強化されるふるさと納税について、自治体が過去に行ってきた寄附金の募集のやり方が適切だったかどうかを、制度利用を認める判断基準にし、過剰返礼の自治体は除外するという内容です。

そうすると、大阪の泉佐野市や小山町は真っ先にアウトになりかねません。そうした場合、予算として立てた10億300万円はどうなるんだということになります。さらに、地方交付税を3億6,000万円見込んでいますが、これだって極めて心配な要素を含むことになります。そういった不安要素を含んだ予算立てだということです。

3点目に、バランスを欠いた予算の印象を受ける点です。歳入の部では町税の伸びに注目がい

きますが、昨年度比で見ると、国庫支出金が43.4%、県支出金が54.3%、繰入金に至っては223.1%の伸びです。全体で22.0%の伸びを示した一般会計の総額の主な要因がここにあることが分かります。

歳出全体を見ると、三来拠点事業もあり、本年度も昨年同様、土木費の大幅な伸びに驚きます。 土木費の予算総額は、48億9,565万円で、昨年よりほぼ10億円近い大幅増です。一昨年と比べると、 約22億円の巨額な伸びです。それに反し、民生費は、土木費を大きく下回る23億763万円で、昨年 度比で約3億4,737万円の増で、土木費などと比べれば小幅な伸びです。

また、商工労働費については、昨年度比5億6,918万円増、比率にして驚きの213.7%増です。 給食費の無料化、教育現場のICT化等、歓迎する施策もありますが、今述べた金額の大小の 比較を見れば、そのアンバランスさを強く印象づけられる予算であることは間違いありません。

土木関連事業一つとっても、新東名高速道路などの大規模な道路建設に力点が置かれる一方、 国道や県道でも言えることですが、現存する町道は簡易舗装で、継ぎはぎだらけの状態、白線が 消え大変危険な道がここかしこにあることに気づきます。どうしても新規事業に力が入りますが、 既存の施設設備の維持管理にも、もっと力を注いでいくべきではないかと思います。

最後に、都市計画税の説明会に参加し、町民の皆さんと当局とのやりとりを聞いてきた感想から、このところ町と住民の間がしっくりきていない感じを強く受けます。やはり行政を進めていく上で、町民の納得のいく説明や手順を踏み、丁寧過ぎるぐらいの説明が必要であることが分かります。その点では、本年度進められる多くの事業で、同じ繰り返しをしないことを強く要望し、住民との丁寧なやりとりを期待したいと考えます。

とかく、現在取り組まれている大型開発に目がとらわれがちですが、今暮らしている町民の現実と向き合い、行政としては「どのようにしたら、町民が暮らしやすい小山町にしていけるのか」という点に、一層金も心も配っていただきたい点をつけ加えて、私の平成31年度小山町一般会計予算についての反対討論とさせていただきます。

- ○**議長(米山千晴君)** 次に、本案に賛成者の発言を許します。
 - 3番 鈴木 豊君。
- ○3番(鈴木 豊君) 私は、議案第24号 平成31年度小山町一般会計予算について、賛成の立場 からその討論を行います。

まず、一般会計当初予算は、152億3,000万円で、前年度当初予算124億8,000万に比べまして、27億5,000万円と22%の増額となり、過去最高の当初予算額であります。

小山町総合計画後期基本計画の最終年度となり、第4次総合計画の目指すまちの姿、「富士をの ぞむ 活気あふれる交流のまち おやま」の実現のため、実施計画の着実な推進となる予算編成 に当たられた、当局の姿勢をまず高く評価したいと思います。

歳入の根幹をなす自主財源である町税において、2年連続の増収見込みとなっており、景気の 回復が少なからず影響していると私は感じられます。 しかし、依存財源である譲与税や交付金においては、伸びが少し見込めないこととなっております。

その中で、私は、ふるさと納税寄附金が10億円の予算見込みは少なく、残念な気がします。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催地や元気ある小山町のPRなどで、今後もふるさと納税者が多くなると私は思います。

また、社会保障関連の経費が増大となることが見込まれ、大変厳しい財政状況でありますが、 積極的な事業に取り組む予算が計上されておりますことに賛意を表します。

まず、来年に控えた東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技大会の準備や運営施策、 特に競技コースの道路整備に力を入れている姿が見られます。

また、雇用の場の創出において、三来拠点事業の推進に対する予算も含め着々と進められて、 実がつき花が咲く頃となってきたと私は感じられます。

次に、各地区において、様々な施策も新年度予算に反映されております。

主なものとして、小山地区では町の玄関である駿河小山駅前修景事業などによる駅前再開発ま ちづくりの取り組みや、落合地区における子育て世代にも適応したPFI手法を活用した落合地 域優良賃貸住宅の住宅施策の取り組みを評価し、賛意を表します。

明倫地区におきましては、地域活力活性化のもとであります、菅沼谷戸地区での土地区画整理 事業を進めるための調査業務費を予算計上してあり、早期の宅地供給が望まれます。

次に、足柄地区では、足柄地域活性化を図るための支所を含めた足柄駅交流センター建設と、 駅前広場改修の取り組みや、富士山のすばらしい景勝地である誓いの丘の整備についても予算計 上され、いずれも国立競技場の設計者、隈研吾設計事務所であり、ますます訪れる人も多くなり、 交流人口が増加すると期待されるものであります。

北郷地区においては、新東名の小山PA開発事業に伴う道路整備や、先ほども言いましたが、 東京2020オリンピック・パラリンピック大会の様々な準備や運営予算が盛り込まれて、地域の活 性化となることを期待しております。

次に、須走地区でありますが、須走地域の交流拠点であります須走コミセンの改修と、その前 道路をバスが乗り入れできる道路拡幅に取り組み、須走地区の憩いの場と観光交流も期待される ところであり、賛意を表します。

町内各地区の将来像を描いた取り組みをされていることに、高く私は評価します。

その他に、将来を担う子ども達が授業力の向上や生徒指導の充実を図るための様々な事業展開もしておりますが、特に、小学校・中学校のICT環境整備として、学習パソコン、いわゆるタブレットの導入を予算計上したことは、子ども達のこれからAI時代になるための活用になると、誠に評価したいと賛意を表します。

また、私ども議員の要望に応えていただいた、若い世代の子育て支援や保護者負担の軽減などを図るための小中学校、幼稚園の給食完全無償化を県下ではじめてということで、予算計上され

たことを大変評価いたします。

さらに、健康分野、福祉分野、危機管理分野、商工観光分野、農林業分野、産地強靭化分野など様々な分野において手厚い予算が計上されておりますことも、つけ加えさせて評価させていただきます。

いずれにいたしましても、平成31年度の一般会計予算は、小山町の将来を見据えて考えられた 予算であると思われます。この予算に基づき適正、迅速に事業が執行されていきますことを期待 し、私の賛成討論といたします。

○議長(米山千晴君) 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、議案第24号は、各委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩といたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○**議長(米山千晴君)** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 議案第25号 平成31年度小山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

7番 高畑博行君。

○7番(高畑博行君) 議案第25号 平成31年度小山町国民健康保険特別会計予算について、反対 討論をいたします。

条例改正案の反対討論で主な趣旨は述べましたので簡潔にしますが、今回の改定で国保税が増額する世帯数は、減額する世帯数のほぼ2倍となります。また、資産割の比率が低くなることにより、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の均等割合計額は5,100円、平等割合計が500円の値上がりであり、所得割比率がそれぞれ高くなります。

今回の改定案は、税率改定だけしただけで、高い国保税にあえぐ低所得者層を中心とした町民に手を差し伸べる減免措置などを講じないものであり、町民にとって最後のセーフティーネットの役を果たす国保からすると、高い国保税から解放されることは期待できず、今まで以上に苦しい状況になりかねません。そんな方向性に基づく特別会計予算であるので、単純に賛成することはできません。

以上をもって反対討論といたします。

- ○議長(米山千晴君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。 4番 池谷 弘君。
- ○4番(池谷 弘君) ただいま議案となっております、議案第25号 平成31年度小山町国民健康 保険特別会計予算について、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

はじめに、日本は、少子高齢化という社会構造の変化により、社会保障制度の大きな見直しが 行われております。この中で、国民健康保険制度も、本年度から都道府県が市町村とともに国民 健康保険の財政運営を担うという大きな改正がなされ、町の国民健康保険特別会計の予算も、制 度改正に合わせ大きく変更されたところであります。この制度改正は、小さな市町の国保財政の 安定化を図ることが大きな目的であり、本町においても大きなメリットがあると聞いております。

また、平成31年度の当初予算の特徴として、国民健康保険の制度改正に伴い、静岡県と県内市町との協議により定めた静岡県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の賦課方式の統一に向けた税率改定と、医療費適正化に向けた保健事業を充実させ、県からの保険者支援の補助金を少しでも多くいただくための予算であると感じております。

一つ目の税率改定は、国民健康保険制度を将来にわたって持続させるための制度改正に伴うもので、本町の国民健康保険を安定させるために不可欠なものです。

二つ目の保健事業の充実は、被保険者の健康を維持し、医療費の適正化を図ることで、県へ納める納付金を少なくし、結果として、被保険者の皆様からいただく国民健康保険税をも少なくすることができるものです。

当町の平成29年度の1人当たり医療費は、37万620円と県内で4番目に高く、また1人当たりの国保税は、10万3,813円と県内で16番目であると聞いております。

この状況から脱し、被保険者の健康増進を図るために、糖尿病性腎症重症化予防事業や、特定 健診の40歳、41歳の自己負担無料化等、新たな取り組みが当予算に組み込まれております。

高齢社会に対応し、持続可能な社会保障制度の確立を図ること、また被保険者の健康増進を図り、被保険者の国保税負担にも配慮された予算として適正なものと判断し、賛成討論といたします。

○議長(米山千晴君) 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第26号 平成31年度小山町育英奨学資金特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第27号 平成31年度小山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに替成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第28号 平成31年度小山町下水道事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第29号 平成31年度小山町土地取得特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告とおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第30号 平成31年度小山町介護保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第31号 平成31年度小山町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第32号 平成31年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第33号 平成31年度小山町上野工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。 総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第34号 平成31年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第35号 平成31年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算を議題とします。 総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第36号 平成31年度小山町温泉供給事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第37号 平成31年度小山町水道事業会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま町長から報告第1号 専決処分の報告について、報告第2号 第4次 小山町総合計画後期基本計画の変更について、同意第1号 小山町副町長の選任について、議案 第38号 財産の取得について、議案第39号 土地の取得について、議案第40号 小山町落合地域 優良賃貸住宅整備事業に関する契約締結について、議案第41号 工事請負契約(変更)の締結に ついて、議案第42号 工事請負契約(変更)の締結について、議案第43号 建設工事に関する協 定(変更)の締結について、議案第44号 建設工事に関する協定(変更)の締結について、議案 第45号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第6号)の11件の追加 議案が提出されました。また、「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会、小 山町議会改革調査特別委員会、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別 委員会から、報告の申し出がありました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、町長提出の報告第1号、報告第2号、同意第1号、議案第38号から議案第45号の11議案、並び議会からの「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の報告について、小山町議会改革調査特別委員会の報告について、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の報告についての3件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付いたします。

(追加議案配付)

○議長(米山千晴君) 議案の配付漏れはありませんか。

追加日程第1 町長提案説明

- ○議長(米山千晴君) 追加日程第1 町長提案説明を議題といたします。町長から、報告第1号、報告第2号、同意第1号、議案第38号から議案第45号までの11議案について、提案説明を求めます。町長 込山正秀君。
- ○町長(込山正秀君) 今回、追加提案いたしましたのは、報告2件、人事案件1件、財産の取得 1件、土地の取得1件、事業契約締結1件、工事請負契約変更の締結2件、建設工事に関する協 定変更の締結2件、平成30年度特別会計補正予算1件の、合計11件であります。

はじめに、報告第1号 専決処分の報告について、損害賠償の額の決定についてであります。 本件は、平成31年1月17日に、町道管理の瑕疵によって生じた自動車損傷事故の損害賠償について、議会において指定されている事項として、地方自治法の規定により専決処分しましたので、報告するものであります。

次に、報告第2号 第4次小山町総合計画後期基本計画の変更についてであります。

本件は、第4次小山町総合計画後期基本計画において、各種事業の進捗に伴い、内容を一部修正いたしましたので、議会の議決すべき事件等に関する条例の規定により、報告するものであります。

次に、同意第1号 小山町副町長の選任についてであります。

本案は、副町長であります室伏博行さんの任期満了に伴い、副町長の選任をいたしたく、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第38号 財産の取得についてであります。

本案は、町道維持管理用車両であるホイルローダーが老朽化により機能しなくなったため、新たに取得するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第39号 土地の取得についてであります。

今回取得します土地は、(仮称) すがぬまこども園用地として先行取得するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第40号 小山町落合地域優良賃貸住宅整備事業に関する契約締結についてであります。

本案は、小山町落合地域優良賃貸住宅整備事業の事業契約について、民間資金等の活用による 公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を求めるものでありま す。

次に、議案第41号 工事請負契約(変更)の締結についてであります。

本案は、平成30年度工業団地アクセス道路整備事業町道3078号線道路改良舗装工事請負契約の変更契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第42号 工事請負契約(変更)の締結についてであります。

本案は、平成30年度町道3078号線道路改良工事に伴う調整池移設工事請負契約の変更契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第43号 建設工事に関する協定(変更)の締結についてであります。

本案は、東名高速道路、(仮称) 足柄スマートインターチェンジに係る工事等に関する細目協定 の変更協定を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求める ものであります。

次に、議案第44号 建設工事に関する協定(変更)の締結についてであります。

本案は、第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替 工事に関する工事細目協定(一色工区)の変更協定を締結するもので、地方自治法及び小山町条 例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第45号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第6号) についてであります。

本案は、小山町新産業集積エリア造成事業における造成工事の工事期間を、平成31年度までと するため、債務負担行為の設定をするものであります。

以上、報告第1号から第2号、同意第1号及び議案第38号から議案第45号までの提案説明は終わります。

なお、各議案の審議に際し、人事案件につきましては私から説明し、その他の案件につきましては、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

追加日程第2 報告第1号 専決処分の報告について

○議長(米山千晴君) 追加日程第2 報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。 報告を求めます。経済建設部長 野木雄次君。

○経済建設部長(野木雄次君) 報告第1号 専決処分の報告についてであります。

町道において発生した自動車損傷事故における損害賠償の額を地方自治法第180条第1項の規定により決定し専決処分をしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告をするものであります。

事故の概要でありますが、平成31年1月17日午後2時30分頃、当該車両が須走地内の町道文京通り線を走行中、対向車とすれ違うため進行方向左側の側溝ぶた部分に乗り上げた際、グレーチングを左前輪ではね上げて左後輪に当たり、タイヤを損傷したものであります。

事故は、町道管理の瑕疵に起因して発生したものと認められ、その過失割合は、町が10割、相手方が0割となりました。損害賠償金3万9,852円を町が支払うことで示談が整い、平成31年2月26日に専決処分したものであります。

なお、賠償金については、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により、全額補填されます。

今後、町道の維持管理及び事故防止につきまして、更に細心の注意を払い、管理してまいる所存でありますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 部長の報告は終わりました。本報告は地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

追加日程第3 報告第2号 第4次小山町総合計画後期基本計画の変更について

○議長(米山千晴君) 追加日程第3 報告第2号 第4次小山町総合計画後期基本計画の変更に ついてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 報告第2号 第4次小山町総合計画後期基本計画の変更についてであります。

総合計画は、本町におけるまちづくりの指針であり、第4次小山町総合計画後期基本計画の計画期間は、平成28年度から平成31年度までの4年間としております。毎年度、計画に掲げた施策について行政評価を実施するとともに、予算と連動する主要事業の向こう3年間の実施計画を策定し、PDCAサイクルを実行しているところであります。

行政評価等を通じ、計画の見直しを実施した結果、第4次小山町総合計画後期基本計画におき

まして、その内容に一部変更が生じましたので、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議 決すべき事件等に関する条例第2条第2項の規定により、報告をするものであります。

変更内容は、条例上の区分に基づきまして、大きく二つに整理をされます。

一つ目は、執行機関内部の運営に関する変更であります。

各種事業の進捗等に伴い、施策番号1-8、便利で快適な道路網の整備、以下八つの施策において、施策の方向、主要事業及びお互いに取り組む協働の姿につきまして修正を行いました。

二つ目は、指標または目標値等の数値の変更であります。

行政評価の結果を踏まえ、施策番号 1-11、公園・緑地整備の推進、以下10の施策において、目標等の修正を行いました。

これらの修正内容の詳細につきましては、別冊の報告第2号参考資料を御覧ください。

また、この修正によります第4次小山町総合計画後期基本計画に基づきます、平成31年度から 平成33年度を対象としました実施計画につきましては、本定例会終了後の議員懇談会において報 告をいたします。

なお、この変更の施行日は、平成31年4月1日としております。 説明は以上であります。

○議長(米山千晴君) 部長の報告は終わりました。本報告は地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件等に関する条例第2条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

追加日程第4 同意第1号 小山町副町長の選任について

- ○議長(米山千晴君) 追加日程第4 同意第1号 小山町副町長の選任についてを議題とします。 内容説明を求めます。町長 込山正秀君。
- ○町長(込山正秀君) 同意第1号 小山町副町長の選任についてであります。

副町長であります室伏博行さんにおかれましては、本年度末の3月31日をもって、地方自治法第163条に規定する4年の任期を迎えられます。

室伏さんは、平成27年3月に、小山町企画総務部長を定年退職後、同年4月から副町長として、町政の推進に御尽力をいただいてきております。室伏さんは、人格高潔で、豊富な行政経験を持ち、行政に関し高い識見を有しておられます。特に、三来拠点事業、移住・定住促進事業におきましては、その推進に大変御尽力をいただいているところであります。引き続き、副町長として選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、平成35年3月31日までの4年となります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長 (米山千晴君) 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。 これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決する ことに決定しました。

これから採決します。

同意第1号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、同意第1号は、これに同意することに決定しました。

追加日程第5 議案第38号 財産の取得について

- ○議長(米山千晴君) 追加日程第5 議案第38号 財産の取得についてを議題とします。 補足説明を求めます。経済建設部長 野木雄次君。
- ○経済建設部長(野木雄次君) 議案第38号 財産の取得についてであります。

本案は、建設課が町道の維持や除雪で使用しているホイルローダーが老朽化により正常に作動しなくなったため、新車両を購入するものであります。

入札は、3月15日に指名競争入札を執行したところ、日本キャタピラー株式会社が584万円で落 札決定し、消費税相当額46万7,200円を加え、630万7,200円で購入契約を締結するものであります。 なお、事業の完成予定期日は、平成31年8月30日を予定しております。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第38号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午後 0 時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(米山千晴君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで御報告いたします。天野教育長、池谷オリンピック・パラリンピック推進局長は、公務 のため午後の会議を欠席しておりますので、御報告いたします。

追加日程第6 議案第39号 土地の取得について

○議長(米山千晴君) 追加日程第6 議案第39号 土地の取得についてを議題とします。 補足説明を求めます。企画総務部長 湯山博一君。

○企画総務部長(湯山博一君) 議案第39号 土地の取得についてであります。

今回取得いたします土地は、土地取得特別会計により、(仮称) すがぬまこども園の用地として 先行取得するものであります。

取得する土地の明細は、小山町菅沼字上合274番2及び同じく字上合275番の計2筆、取得面積は、5,292平方メートルであります。

契約の相手方は1者で、取得価格は6,879万6,000円であります。

なお、取得した土地は土地開発基金で管理をし、(仮称) すがぬまこども園が事業化する際に一般会計に売り払うこととしております。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第7 議案第40号 小山町落合地域優良賃貸住宅整備事業に関する契約締結について 〇議長(米山千晴君) 追加日程第7 議案第40号 小山町落合地域優良賃貸住宅整備事業に関す る契約締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第40号 小山町落合地域優良賃貸住宅整備事業に関する契約 締結についてであります。

議案書は8ページからとなります。

本案は、落合地域優良賃貸住宅整備事業の実施に当たり締結をいたします、町と事業者との事業契約につきまして、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆる PF I 法でございますが、こちらの第12条の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。

契約内容は、施設の設計、建設、工事管理及び30年間の維持管理、運営に係るもので、契約金額は10億4,828万3,223円、契約の相手方は、優先交渉権者に決定いたしました事業者が町内に設立をいたしました、富士山麓きんたろう住宅株式会社代表取締役、橋本充史であります。

施設の概要は、地上4階と5階建ての鉄筋コンクリート造2棟で、建築面積848.00平方メートルに、3LDKと2LDKの居室40戸と、コミュニティ施設1部屋を備える予定でございます。

また、駐車場45台分のほか、エレベーター1基、駐輪場などの附帯設備を整備いたします。

なお、契約期間を、議決日から2050年6月30日までとしているため、平成30年7月の臨時議会におきまして、2050年度までの債務負担行為を設定しております。

説明は以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○**議長(米山千晴君)** 起立全員です。したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第8 議案第41号 工事請負契約(変更)の締結について

○**議長(米山千晴君)** 追加日程第8 議案第41号 工事請負契約(変更)の締結についてを議題 とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第41号 工事請負契約(変更)の締結についてであります。 議案書は10ページからとなります。

本案は、昨年7月の小山町議会臨時会におきまして議決をいただき、株式会社室伏組が工事を請け負い、施工しております、平成30年度工業団地アクセス道路整備事業町道3078号線道路改良舗装工事につきまして、設計の一部変更に伴う工事請負変更契約を締結するために議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は、次ページを御覧いただきますと、車道舗装工2,380平方メートル、歩道舗装工1,540平方メートルの施工面積の減少及び残土処分地を建設工事現場付近処理に変更したことに伴う減額であります。

変更による減額分は4,348万2,960円で、変更後の契約額の総額は1億4,422万1,040円となり、 うち消費税相当額は1,068万3,040円であります。

説明は以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第9 議案第42号 工事請負契約(変更)の締結について

○議長(米山千晴君) 追加日程第9 議案第42号 工事請負契約(変更)の締結についてを議題 とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第42号 工事請負契約(変更)の締結についてであります。 議案書は12ページからとなります。

本案は、昨年11月の小山町議会臨時会におきまして議決をいただき、株式会社室伏組が工事を請け負い、施工しております、平成30年度町道3078号線道路改良工事に伴う調整池の移設工事につきまして、設計の一部変更に伴う工事請負変更契約を締結するため議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は、次のページにございますけれども、既設調整池取り壊し工につきまして、実績数量316立方メートルの減少及び残土処分地を建設工事現場付近処理に変更したことに伴う減額であります。

変更による減額分は984万7,440円で、変更後の契約額の総額は5,819万2,560円となり、うち消費税相当額は431万560円であります。

説明は以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第10 議案第43号 建設工事に関する協定(変更)の締結について

○議長(米山千晴君) 追加日程第10 議案第43号 建設工事に関する協定(変更)の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第43号 建設工事に関する協定(変更)の締結についてであります。

議案書は14ページからとなります。

本案は、足柄スマートインターチェンジ内の本町が施工すべき道路工事を中日本高速道路株式 会社東京支社に委託をするため、平成28年11月の小山町議会臨時会におきまして議決をいただき、 締結をいたしました東名高速道路(仮称)足柄スマートインターチェンジに係る工事等に関する 細目協定の変更協定を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は、工期短縮に伴う施工管理業務の減額であります。変更による減額分は82万4,000円で、変更後の総額は1億645万3,000円となり、うち消費税相当額は788万6,000円であります。

説明は以上であります。

○議長 (米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第11 議案第44号 建設工事に関する協定(変更)の締結について

○**議長(米山千晴君)** 追加日程第11 議案第44号 建設工事に関する協定(変更)の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 野木雄次君。

○**経済建設部長(野木雄次君)** 議案第44号 建設工事に関する協定(変更)の締結についてであります。

議案書は16ページからとなります。

本案は、第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付け替え工事に関する工事細目協定(一色工区)の変更契約案件であります。

変更内容は、中日本高速道路株式会社東京支社へ工事委託しておりました町道3975号線一色工 区の工事が完成し、細目協定の期間が満了となるため、協定金額を最終精算額に変更するもので あります。

変更協定額は2億4,423万9,466円となり、当初協定額の2億6,286万4,000円に対し、1,862万4,534円の減額であり、各工種における数量の精算変更と入札差金による減額が主なものであります。

以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立全員です。したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第12 議案第45号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会計補正予算(第 6号)

○議長(米山千晴君) 追加日程第12 議案第45号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業 特別会計補正予算(第6号)を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

〇未来創造部長(遠藤正樹君) 議案第45号 平成30年度小山町新産業集積エリア造成事業特別会 計補正予算(第6号)についてであります。

補正予算書の2ページを御覧ください。

今回の補正は、湯船原地区新産業集積エリア造成工事の工期を、平成31年9月30日まで延長したことに伴い締結をいたしました変更契約により、平成31年度も債務を負うことになることから、債務負担行為の設定をするものであります。

債務負担行為の期間は、造成工事の工期が平成31年9月でありますので、平成31年度とし、限 度額は造成工事に要する金額としております。

説明は以上であります。

○議長(米山千晴君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(米山千晴君) 起立多数です。したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第13 「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の報告について

○議長(米山千晴君) 追加日程第13 「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委

員会の報告についてを議題とします。

それでは、「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会副委員長から報告を求めます。副委員長 遠藤 豪君。

○「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会副委員長(遠藤 豪君) 委員長 が不在のため、代わりに説明させていただきます。

ただいまより小山町議会「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会の審議 とその結果について、御報告申し上げます。

お手元の報告書に基づいて御報告します。

なお、審議の経過と内容については、報告書に記載したとおりでございます。

本事業は、東日本大震災の発生や南海トラフ巨大地震が危惧されていることによる減災対策や、 新東名高速道路の開通により、内陸・高台部である本町においてイノベーションを展開していく という、壮大な事業である。

現在、我々が把握している当該事業については、今後も内容を十分に把握し、議会としてのチェック機能を働かせるとともに、議員としても、町民への説明責任を果たすために調査研究が必要であると考える。

議会としては、内陸フロンティア推進区域は実務レベルで実現性の高いものが指定対象となっていることを踏まえ、当局においては、今まで取り組んできた企業立地、定住人口の増加を一層推進し、防災・減災と職住近接に配慮したまちづくりに努められたい。

最終報告に当たり、現在の世界を取り巻く情勢は目まぐるしく変化しており、この「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」への対応も日々変化していくものと思われる。また、日本国内においては、景気回復の兆しが見えているとはいえ、我々、地方の自治体への波及効果はまだまだ薄い状況である。

今後、本町の厳しい財政状況の中において、企業立地に伴う事業費を支出していかねばならない。町当局におかれては、未来の本町への礎を確かなものにしていくためにも、柔軟な発想と積極的な行動により具体的に事業に取り組むことを切に願う。

あわせて、この8地区の内陸フロンティア推進区域は町民からの注目度も高く、事業規模や内容を理解していただくことを目的に、現在、町内各所をめぐるバスツアーの催しは大変有効なことなので、引き続き今後も開催に努められたい。

最後に、本特別委員会は、この最終報告をもって現在の委員構成での活動を終了するが、「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」は今後ますます具現化していくものと思われる。よって、平成31年5月以降の議会においても、同様な特別委員会を新たに設置することを希望する。

以上でございます。

○議長(米山千晴君) 副委員長の報告は終わりました。

これから副委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、副委員長報告のとおり、「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進 対策特別委員会を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、本件は、副委員長報告のとおり、「小山町内陸のフロンティアを拓く取組」推進対策特別委員会は終了することに決定しました。

追加日程第14

小山町議会改革調査特別委員会の報告について

○議長(米山千晴君) 追加日程第14 小山町議会改革調査特別委員会の報告についてを議題とします。

それでは、小山町議会改革調査特別委員会委員長から報告を求めます。委員長 渡辺悦郎君。

〇小山町議会改革調査特別委員長(渡辺悦郎君) ただいまより議会改革調査特別委員会の審議と その結果について御報告申し上げます。

本町議会は、二元代表制の一翼を担い、議会機能の充実強化と行政運営の変化に対応するため、 前委員会の調査事項を引き継ぐ形で、平成27年に議会改革調査特別委員会を設置いたしました。 この間、主に5項目について、調査と研究を重ねてきましたので、その概要について御報告い たします。

最初に、議会基本条例の制定についてであります。

小山町議会では、平成27年12月に、小山町議会基本条例を制定いたしました。議会基本条例は、 議会及び議員活動の基本事項を定めることで、議会のあるべき姿を広く町民に示し、より活発で 開かれた議会を実現することを目的としております。

また、議員としての責務や、町民と協働のまちづくりを目指すため、議会報告会の開催などを 規定しました。

議会基本条例は、これまで本委員会で調査・検討してきた事項を取りまとめ、その集大成として制定に至ったものでありますが、条例の制定により、議会改革が達成したのではなく、今後は基本条例の目的が達成されるのか、検証していく必要があると考えます。

次に、議会報告会の開催についてです。

町民と議会が情報・意見を交換する場として、平成28年から議会報告会を開催しております。 老若男女を問わず、幅広い世代の出席者を増すために、開催時期やワークショップなどの工夫を 重ねてまいりました。今後の議会報告会のあり方として、町民からの意見聴取の場で終わらせず に、政策提言などへ結びつけていくことが重要と考えます。

次に、政務活動費の情報公開についてです。

政務活動費は、その目的に沿って有効活用をするとともに、使途の透明性の確保や町民に対する説明責任が果たされることが求められております。

本町議会では、政務活動費の交付に関する条例のほか、規則、運用規定等を定め、議員各自において適正な支出に努めておりますが、今後更に透明性を確保する上でも収支報告書等をホームページで公開することを検討してまいります。

次に、委員会会議録の公開についてであります。

議会の情報公開については、議会基本条例でも「積極的な情報の公開及び提供に努める」と定めており、常任委員会の議事録の公開について、周辺の自治体や先進事例を参考にしながら、引き続き検討してまいります。

次に、議会ICT化の取り組みについてであります。

全国の議会において、本会議や各委員会などでの資料が膨大となり、印刷製本や配付に要する 経費、人的負担などが課題となっています。また、過去の資料を探すのにも時間を要しておりま す。これらの課題解決を図るために、タブレット端末を導入する議会及び自治体がふえておりま す。

タブレット導入によるメリットとして、各種会議資料を持ち運ぶことが容易になること、検索機能を用いて各種計画や過去の会議録の検索が容易になること、資料及び事務連絡を迅速に提供できること、印刷製本に要する経費や人的負担の軽減が図られることなどが挙げられます。

一方、操作性を不安視する意見もあったことから、タブレット操作の研究会を実施しました。また、既に運用している議会へ視察を行い、操作性や活用方法について意見を伺いました。近隣市町においてもタブレットを導入する議会がふえております。本町議会においても、ICT化により議会運営の効率化や政務調査能力の向上を図るという観点から、タブレット端末の導入は有効であり、導入するべきとの結論に達しました。

タブレット端末の導入に当たり、より有効的な利活用方法を含めて、全国の事例を参考にしな がら研究を続けてまいります。

最後となりますが、現在、本町では、町政施行以来の大きな変化を迎えております。これに伴い、本町議会に求められる役割もますます重要なものとなっています。

本委員会設置からこの間、議会基本条例の制定や議会報告会の開催など、ある一定の成果が上がったとする一方で、より開かれた議会とするためには、更に取り組むべき課題が山積していると感じております。

議会改革は、終わることのない取り組みであり、議会は常に町民の意見を把握し、社会情勢の変化等を勘案しながら評価と改善に努めていかなければなりません。町民に親しまれ、信頼される議会の実現に向けて、今後も不断の努力をもって議会改革の推進を図り、町民福祉の向上と町政発展に寄与することを願いまして、最終報告といたします。

○議長(米山千晴君) 委員長の報告は終わりました。これから委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑がないようでございますので、質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり、小山町議会改革調査特別委員会を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、本件は、委員長報告のとおり、小山町 議会改革調査特別委員会は終了することに決定しました。

追加日程第15

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別 委員会の報告について

○**議長(米山千晴君)** 追加日程第15 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査 対策特別委員会の報告についてを議題とします。

それでは、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会委員長から報告を求めます。委員長 渡辺悦郎君。

○「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員長(渡辺悦郎君) ただいまより「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の審議とその 結果について御報告申し上げます。

町で開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会自転車ロードレース競技は、 国内外に向けて町の魅力を発信する絶好の機会であり、今後の町の持続的な発展につながること が期待される大会であります。

当特別委員会では、大会に向けた取り組みを調査する中で、円滑な開催と成功のためには幅広 く多様な準備が必要であるが、取り組む内容に関して次のように提言いたします。

最初に、大会を成功に導くためには、組織委員会をはじめとする関係機関との連携が重要であり、オリンピック・パラリンピック競技大会自転車ロードレース競技の開催地としてなされる検 討及び決定事項を、議会及び関係者に情報提供し、より一層相互の情報共有に努めていただきたい。

また、関係団体の協力も不可欠なことから、東京2020オリンピック・パラリンピック小山町開催支援協議会を中心に、オール小山の体制を整え、大会の準備を効果的かつ円滑に進めることが必要であります。加えて、町民が大会の開催を喜びに感じるよう、様々なイベントを開催し、機運醸成を図る取り組みに努められたい。

次に、この大会には、国内外から多くの来訪者が予想されることから、自転車競技の観戦だけではなく、町内の観光スポットに誘導する千載一遇の好機でもあります。そのため、分かりやすい案内表示の整備や、多言語化された情報の提供を一層推進されたい。

また、SNS等を通じた来訪者の言葉による情報の発信なども有効的であることから、効率的 に町の情報を拡散される工夫をされたい。

現在、外国からの来訪者の多くが通信端末などから情報を得ていることから、無料Wi-Fi

が利用できる場所が少ない状況では、来訪者にマイナスイメージを与えてしまうおそれがある。 集客が予想される観光スポットに無料Wi-Fiが利用できる整備を積極的に進められたい。

このほか、多数の来訪者を一定期間迎えることになり、テロや自然災害等の危機管理対策にも十分に留意されたい。

最後に、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会は、大会開催が町の持続可能な発展、並びに町民の夢と希望につながるよう、今後もこの取り組みを推進し、調査を継続していく所存であります。

以上でございます。

○議長(米山千晴君) 委員長の報告は終わりました。これから委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑がないということでございますので、質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会を終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米山千晴君) 異議なしと認めます。したがって、本件は、委員長報告のとおり、「東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会は終了することに決定しました。 以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成31年第1回小山町議会3月定例会を閉会といたします。

午後1時38分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議会議長 米山千晴 署名議員 池谷 弘 署名議員 薗田豊造